第3.14条　原産地に関する証拠書類
（Article 3.14 Documentary Evidence of Origin）

	この章の規定の適用上、次のいずれかの文書を原産地に関する証拠書類とする。
	For the purposes of this Chapter, the following documents shall be considered to be Documentary Evidence of Origin:
(a)	次条に規定する原産地証明書
	a Certificate of Origin referred to in Article 3.15; or
(b)	第3.16条に規定する原産地証明文書
	an origin certification document referred to in Article 3.16.

1. 本条の趣旨

第2部第4章第1節において述べた通り、関税上の特恵待遇（EPA特恵税率等）の適用を受けるためには、輸入しようとする貨物が輸出国の原産品であることを何らかの態様で輸入国の税関当局に対して証明し（又は、当該税関当局に確信させ）る必要がある。

このことを本EPAにおいては、関税上の特恵待遇を付与されるためには「原産地に関する証拠書類」（Documentary Evidence of Origin）を提出する必要がある旨を第3.17条に定めることによって表している。

そして、その「原産地に関する証拠書類」として2種類の文書、すなわち、「原産地証明書」（Certificate of Origin）と「原産地証明文書」（origin certification document）を指定するものである。

（参考）

オーストラリアEPA第3.17条（関税上の特恵待遇の要求）

1　関税上の特恵待遇の要求は、原産地に関する証拠書類によって裏付けられるものとする。

A claim for preferential tariff treatment shall be supported by Documentary Evidence of Origin.

2　この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品について、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特恵待遇を与える。

Unless otherwise provided for in this Chapter, the importing Party shall grant preferential tariff treatment to a good imported from the exporting Party, provided that:

(a)　輸入者が輸入の際に関税上の特恵待遇を要求すること。

the importer requests preferential tariff treatment at the time of importation;

(b)　当該産品が輸出締約国の原産品であること。

the good qualifies as an originating good of the exporting Party; and

(c)　輸入者が、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地に関する証拠書類及び適当な場合には当該産品が原産品であることを示す他の証拠を当該輸入締約国の法令に従って提出すること。

the importer provides, on request of the customs administration of the importing Party, Documentary Evidence of Origin and, where appropriate, other evidence that the good qualifies as an originating good, in accordance with the laws and regulations of the importing Party.（下線強調：筆者）

2. 本条において用いられている用語等の意味

特になし

3. 本条の解釈

上述の通り、産品が相手締約国の原産品であることを証明する書類として、「原産地証明書」と「原産地申告」の2種類のものを指定したものである。

4. 関連する国内法令等の概要

⑴ 関税法第68条

関税法第68条において、以下のように規定されている。

『税関長は、第67条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。』（下線強調：筆者）

ここで、「関税についての条約の特別の規定による便益」とは上記1.にいう関税上の特恵待遇（EPA特恵税率等）であり、「当該便益を適用するために必要な書類」が同じく上記1.にいう原産品であることを証明するもの（＝「原産地に関する証拠書類」（Documentary Evidence of Origin））となる。

そして、その「当該便益を適用するために必要な書類」として「原産地証明書」（Certificate of Origin）及び「原産地証明文書」（origin certification document）の2種類を政令で定める（下記⑵参照）という構造となっている。

⑵ 関税法施行令第61条第1項第2号イ

関税法施行令第61条第1項第2号イにおいて、以下のように規定されている。

『第61条　法第68条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

（省略）

二　経済連携協定（・・・経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協

定・・・をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合　次に掲げる書類

イ　当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの（以下この号において「締約国原産品」という。）であることを証明した又は申告する書類（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物（インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

⑴　当該貨物が締約国原産品であることにつき、経済連携協定の規定に基づき、協定締約国の権限ある当局（協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に関して権限を有する機関をいう。）が証明した書類又は当該書類の作成をすることができる者として当該権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（いずれも環太平洋包括的及び先進的協定に係るものを除く。以下この条において「締約国原産地証明書」という。）

⑵　当該貨物が締約国原産品であることを申告する書類であつて経済連携協定の規定に基づき作成されたもの（環太平洋包括的及び先進的協定第3章（原産地規則及び原産地手続）附属書3–A7（その他の制度）に規定する書類を含む。第5項において「締約国原産品申告書」という。）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該貨物が当該締約国原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（第4項においてこれらの書類を「締約国原産品申告書等」という。）』

すなわち、関税法施行令第61条第1項第2号イの⑴が第3.14条(a)に規定する「原産地証明書」（Certificate of Origin）であり、一方イの⑵が第3.14条(b)に規定する「原産地証明文書」（origin certification document）となっている。

ただし、イの⑵においては、本EPAで用いられている「原産地証明文書」ではなく、「原産品申告書」という用語が用いられていることに留意する必要がある。

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較分析

本条は、輸入しようとする貨物が輸出国の原産品であることを証明する文書として2種類の文書を指定するというものであるところ、本条に対応する規定が存在するEPAは、輸入しようとする貨物が輸出国の原産品であることを証明する文書として2種類以上の文書を指定するものに限定されることは明らかであろう。

そのようなEPAとしては、オーストラリア以外には、メキシコ、スイス及びペルーの3本が存在する。そしてオーストラリアも含めた4本のEPAに関して、どのようにして本条に対応する規定が設けられることとなったか（すなわち、2種類以上の文書が指定されることとなったか）を以下に述べる。

第2部第4章第1節1.において述べた通り、日本の14本のEPAにおいては、輸入しようとする貨物が輸出国の原産品であることを証明する文書として

①原産地証明書（certificate of origin）
②原産地申告（origin declaration）
③原産地証明文書（origin certification document）
の3種類のものが採用されている。

なお、第2部第4章第1節1.において述べた通り、①を用いる方法を「第三者証明制度」、②を用いる方法を「認定輸出者自己証明制度」、③を用いる方法を「自己申告制度」と呼ぶ。

これらのうち、①の原産地証明書（第三者証明制度）は最初のEPAであるシンガポールEPA以来、一貫して採用されてきている。

この原産地証明書以外の証明方法が採用されたのはスイスEPAにおいてであり、採用された方法は②の原産地申告（認定輸出者自己証明制度）である。

スイスEPAにおいては、その交渉過程でスイス側より提案のあった認定輸出者による自己証明制度を導入することとし、具体的にはインボイス等の商業書類に輸出貨物の原産性を申告する宣誓文（スイスEPA附属書2においては「申告文」という語を用いている。）を記入させ、当該書類を原産性を証明する書類として認めるとしたところである。

なお、認定輸出者ではない輸出者は自己証明制度を利用することができず、必然的に第三者証明制度を利用せざるを得ないことから、スイスEPAの下でも第三者証明制度は設けられ、認定輸出者による自己証明制度と第三者証明制度とが併存することとなる。

この2つの方式が、いずれも輸出しようとする貨物が輸出国の原産品であることを証明するための制度であることを、条文上明確にする必要があることから、スイスEPA附属書2の第21条2において関税上の特恵待遇を要求するためには原産地証明を提出する必要がある旨を定め、そして同附属書2第15条において、「原産地証明」（proofs of origin）として「原産地証明書」（Certificate of Origin）と「原産地申告」（origin declaration）の両者を指定することとしたものである。

(参考)

スイスEPA第21条1

> 輸出締約国又は輸入締約国の原産品であって、当該輸出締約国の関税地域から輸入されるものについて関税上の特恵待遇を要求する輸入者が当該輸入締約国の関税地域において適用される手続に従って原産地証明を提出する場合には、当該輸入締約国は、この協定に従って当該関税上の特恵待遇を与える。（下線強調：筆者）
>
> The importing Party shall grant preferential tariff treatment in accordance with this Agreement to an originating product of the importing Party or the exporting Party, imported from the customs territory of the exporting Party, on the basis of the proof of origin submitted by the importer who claims preferential tariff treatment in accordance with the procedures applicable in the customs territory of the importing Party.

スイスEPAより後のEPAの中では、ペルーEPA及び改正メキシコEPAの交渉過程において、認定輸出者自己証明制度及び第三者証明制度の併用が合意されたことから、スイスEPA附属書2第15条と同旨の規定がそれぞれ設けられた。

そしてオーストラリアEPAにおいては、自己申告制度と第三者証明制度の併用が合意され

たことから、この第3.14条が設けられることとなったものである。
それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–94に掲げる。

表3–94

①オーストラリアEPA　第3.14条　原産地に関する証拠書類（Article 3.14 Documentary Evidence of Origin）
この章の規定の適用上、次のいずれかの文書を原産地に関する証拠書類とする。
For the purposes of this Chapter, the following documents shall be considered to be Documentary Evidence of Origin:
(a)　次条に規定する原産地証明書
a Certificate of Origin referred to in Article 3.15; or
(b)　第3.16条に規定する原産地証明文書
an origin certification document referred to in Article 3.16.
②UNCTAD合意文書
—
③一般特恵原産地規則
—
④旧京都規約
—
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA　第39条　原産地証明（Article 39 Proof of Origin）
この節及び次節の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。
For the purposes of this Section and Section 2, the following documents shall be considered as proofs of origin:
(a)　次条に規定する原産地証明書
a certificate of origin referred to in Article 39A; and
(b)　第39条のBに規定する原産地申告 an origin declaration referred to in Article 39B.
⑦マレーシアEPA
—
⑧フィリピンEPA
—
⑨チリEPA
—
⑩タイEPA
—
⑪ブルネイEPA
—

⑫インドネシアEPA
―
⑬アセアン包括EPA
―
⑭ベトナムEPA
―
⑮スイスEPA　附属書2第15条　原産地証明（Annex II Article XV Proof of Origin）
この附属書の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。
For the purposes of this Annex, the following documents shall be considered as proofs of origin:
(a)　次条に規定する原産地証明書
a Certificate of Origin referred to in Article XVI of this Annex; and
(b)　この附属書の第19条に規定する原産地申告
an origin declaration referred to in Article XIX of this Annex.
⑯インドEPA
―
⑰ペルーEPA　第53条　原産地証明（Article 53 Proofs of Origin）
この章の規定の適用上、次の文書を原産地証明とする。
For the purposes of this Chapter, the following documents shall be considered as Proofs of Origin:
(a)　次条に規定する原産地証明書
a Certificate of Origin referred to in Article 54; and
(b)　第57条に規定する原産地申告
an origin declaration referred to in Article 57.

第3.15条　原産地証明書（Article 3.15 Certificate of Origin）

1		輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、輸出締約国に所在する輸出者、生産者又は当該輸出者若しくは生産者の責任の下で権限を与えられた代理人が書面による申請を提出した後、原産地証明書を発給する。
		A Certificate of Origin shall be issued by an authorised body or other certification bodies of the exporting Party, following a written application submitted by an exporter, by a producer or, under the exporter's or producer's responsibility, by their authorized representative located in the exporting Party.
2		原産地証明書については、次のとおりとする。
		The Certificate of Origin shall:
	(a)	原産地証明書に記載される産品が原産品であることを明記する。
		specify that the goods described therein are originating goods;
	(b)	一又は二以上の産品に関して発給するものとし、種々の産品を含めることができる。
		be made in respect of one or more goods and may include a variety of goods;
	(c)	印刷によるもの又は両締約国が合意する他の媒体によるものとする。
		be in a printed format or such other medium agreed by the Parties;
	(d)	附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。
		contain the data elements set out in Annex 3（Data Elements for Documentary Evidence of Origin）;
	(e)	発給された日から1年間有効なものとする。
		remain valid for one year from the date on which it was issued; and
	(f)	両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、1回限りの輸入について適用されるものとする。
		be applicable to a single importation, unless the Parties otherwise agree.
3		締約国の輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。
		Where an exporter in a Party is not the producer of the good, the exporter may apply for a Certificate of Origin on the basis of:
	(a)	当該産品の生産者が提供する情報に基づく当該産品が原産品であるとの当該輸出者が有する知識
		its knowledge that the good qualifies as an originating good based on the information provided by the producer;
	(b)	当該産品が原産品であるとの書面又は電子的手段による申告であって、当該産品の生産者が提出するもの
		a written or electronic declaration or statement that the good qualifies as an originating good, provided by the producer; or

	(c)	当該産品が原産品であるとの書面又は電子的手段による申告であって、当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関に直接かつ任意に提出するもの
		a written or electronic declaration or statement that the good qualifies as an originating good, voluntarily provided by the producer of the good directly to the authorised body or other certification bodies of the exporting Party on request of the exporter.
4		各締約国は、次のことを確保するため、権限を与えられた機関又は他の発給機関が、原産地証明書の申請に際して適正な審査を行うことを定める。
		Each Party shall provide that its authorised bodies or other certification bodies carry out proper examination of each application for a Certificate of Origin to ensure that:
	(a)	当該原産地証明書に記載される産品が原産品であること。
		goods described therein are originating goods; and
	(b)	当該原産地証明書に含まれる記載内容が、提出された補助的な文書の記載内容に相当するものであること。
		the data to be contained in the Certificate of Origin corresponds to that in supporting documents submitted.
5		輸入締約国の税関当局は、原産地証明書の有効期間の満了の日の後に当該原産地証明書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができないことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明書を受理することができる。
		A Certificate of Origin which is submitted to the customs administration of the importing Party after its expiration date may be accepted, in accordance with the laws and regulations or administrative procedures of the importing Party, when failure to observe the time-limit is due to *force majeure* or other valid causes beyond the control of the exporter, producer or importer.
6		一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明書の様式の見本及び自国の権限を与えられた機関又は他の発給機関の名称、住所、代表者の署名の見本、公の印章の図案その他の両締約国が合意する詳細を提供する。その後の変更については、速やかに通報する。
		On entry into force of this Agreement, each Party shall provide the other Party with a sample format of a Certificate of Origin, the names, addresses, specimen signatures of representatives, and impressions of the stamps or official seals and other details of its authorised bodies or other certification bodies that the Parties may agree. Any subsequent change shall be promptly notified.

○　本条の趣旨

本条は、第3.14条(a)において、「原産地に関する証拠書類」（Documentary Evidence of Origin）の1つとして指定された「原産地証明書」（Certificate of Origin）それ自体についての要件（発給者、記載事項、有効期間等）及び取扱いに係る規定を定めるものである。

以下、パラグラフごとに説明を行う。

第3.15条1

1	輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、輸出締約国に所在する輸出者、生産者又は当該輸出者若しくは生産者の責任の下で権限を与えられた代理人が書面による申請を提出した後、原産地証明書を発給する。
	A Certificate of Origin shall be issued by an authorised body or other certification bodies of the exporting Party, following a written application submitted by an exporter, by a producer or, under the exporter's or producer's responsibility, by their authorized representative located in the exporting Party.

1. 本規定の趣旨

本規定は、原産地証明書の発給者及び発給の手順を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「権限を与えられた機関（authorised body）」：本EPA第3.1条(a)において以下のように規定されている。

(a)「権限を与えられた機関」とは、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について責任を負う権限のある政府当局その他団体をいう。

注釈　日本国については、

(i)　権限を与えられた機関は、経済産業省又はその後継機関である。

(ii)　経済産業省は、日本国の権限を与えられた機関として、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について他の発給機関（以下「他の発給機関」という。）を指定することができる。

(a) the term "authorised body" means a competent governmental authority or other entity that is responsible for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15;

Note:　In the case of Japan:

(i)　the authorised body is the Ministry of Economy, Trade and Industry, or its successor; and

(ii)　the Ministry of Economy, Trade and Industry, as the authorised body of Japan, may designate other certification bodies for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15（hereinafter referred to as "other certification bodies"）.

「他の発給機関（other certification bodies）」：すぐ上に示した通り、本EPA第3.1条(a)の注釈の(ii)において、原産地証明書の発給機関として経済産業省が指定する機関のことを言う。

3. 本規定の解釈

第2部第4章第1節3.⑵①を参照のこと。

4. 関連する国内法令等の概要

第2部第4章第1節3.⑵①を参照のこと。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

第2部第4章第1節の1.⑴及び3.⑵①において述べた通り、ヤウンデ・ルールやUNCTAD合意文書において、輸入国において関税上の特恵待遇の適用を受けようとする際には、輸出国内の権限を有する機関が是認し又は証明した書類を用いる旨の規定が設けられている。

日本の一般特恵原産地規則（関税暫定措置法施行令第27条第4項）においては、UNCTAD合意文書を踏まえる形で、

『原産地証明書は・・・輸出者の申告に基づき原産地の税関（税関が原産地証明書を発給することとされていない場合には、原産地証明書の発給につき権限を有するその他の官公署又は商業会議所その他これに準ずる機関で、税関長が適当と認めるもの）が発給したものでなければならない。』

と規定している。

シンガポールEPAにおいては、これらの流れも踏まえ、交渉の結果、

『原産地証明は、輸出締約国が特定する機関又は団体によって行われたものでなければならない。』

と規定された。

シンガポールEPAに続くメキシコEPAにおいては、交渉の結果、輸出国の権限のある政府当局又はその指定する団体が原産地証明書を発給すると規定された。そしてメキシコEPA以降の各EPAにおいても、表現は若干異なるものの、同旨の規定が盛り込まれている。

メキシコEPA第39条のAの3において以下のように規定されている。

> 1に規定する原産地証明書は、4の規定に従って、輸出者によって行われる書面による申請又は権限を与えられた代理人によって輸出者の責任において行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。原産地証明書は、発給に際し、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定する団体により押印され、かつ、署名されなければならない。
>
> The certificate of origin referred to in paragraph 1 above shall be issued by the competent governmental authority of the exporting Party on request having been made in writing by the exporter or, under the exporter's responsibility, by his authorized representative, in accordance with paragraph 4 below. The certificate of origin must be stamped and signed by the competent governmental authority of the exporting Party or its designees at the time of issue.
>
> この条の規定の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局は、自国の関係法令により

与えられた権限に基づき、原産地証明書の発給について責任を負う政府以外の団体を指定することができる。

For the purposes of this Article, the competent governmental authority of the exporting Party may designate other entities or bodies to be responsible for the issuance of the certificate of origin, prior authorization given under its applicable laws and regulations.

（以下、省略）　（下線強調：筆者）

日本のEPA及びその関連文書における、関係条文については、第2部第4章第1節3.⑵①を参照のこと。

第3.15条2

1. 本規定の趣旨

この2の規定は、原産地証明書自体についての要件（記載事項、有効期間等）を定めるものである。

以下、サブパラグラフごとに説明を加える。

2		原産地証明書については、次のとおりとする。
		The Certificate of Origin shall:
	(a)	原産地証明書に記載される産品が原産品であることを明記する。
		specify that the goods described therein are originating goods;
	(b)	一又は二以上の産品に関して発給するものとし、種々の産品を含めることができる。
		be made in respect of one or more goods and may include a variety of goods;
	(c)	印刷によるもの又は両締約国が合意する他の媒体によるものとする。
		be in a printed format or such other medium agreed by the Parties;
	(d)	附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。
		contain the data elements set out in Annex 3 (Data Elements for Documentary Evidence of Origin);
	(e)	発給された日から1年間有効なものとする。
		remain valid for one year from the date on which it was issued; and
	(f)	両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、1回限りの輸入について適用されるものとする。
		be applicable to a single importation, unless the Parties otherwise agree.

2. サブパラグラフごとの条文の意味及び比較

(1) サブパラグラフ(a)

2		原産地証明書については、次のとおりとする。
		The Certificate of Origin shall:
	(a)	原産地証明書に記載される産品が原産品であることを明記する。
		specify that the goods described therein are originating goods;

① 本サブパラグラフの意味

本サブパラグラフは、原産地証明書においては、そこに記載されている産品が原産品であることを明示的に記載する旨を定めたものであるが、当然のことを確認的に規定したものと解される。

② 他のEPAにおける対応条文等

他のEPAにおいては、協定レベルにおいて本サブパラグラフに直接対応する条文は見られないが、例えば、マレーシアEPAを見ると、その第40条1において、

> 前条1に規定する原産地証明書は、輸出者又は権限を与えられた代理人によって行われる書面による申請に基づき、輸出締約国の権限のある政府当局が発給する。当該原産地証明書には、附属書3に定める事項についての記載を必ず含めるものとする。（下線強調：筆者）
>
> The certificate of origin referred to in paragraph 1 of Article 39 shall be issued by the competent governmental authority of the exporting Country on request having been made in writing by the exporter or its authorised agent. Such certificate of origin shall include minimum data specified in Annex 3.

と定められ、また、附属書3においては、その13に

> 証明　Certification

が指定されている。これを受けて、同EPAの運用上の手続規則の付録（Appendix）1−Aに規定する原産地証明書の様式の第10欄において、

> 10. Certification
>
> The undersigned hereby certifies that the above-mentioned good（s）are considered as originating.
>
> 以下に署名する者は、上記の産品が原産品であるとみなされることをここに証明する。
>
> （和文：筆者による仮訳）

旨が規定されており、本サブパラグラフの趣旨が定められていることが見て取れる。

(2) サブパラグラフ(b)

2		原産地証明書については、次のとおりとする。
		The Certificate of Origin shall:

(b)　一又は二以上の産品に関して発給するものとし、種々の産品を含めることができる。
be made in respect of one or more goods and may include a variety of goods;

①　本サブパラグラフの意味

本サブパラグラフは、原産地証明書においては、複数の種類の産品について、それらが原産品であることを証明することができる旨を明示的に規定したものと解される。

②　他のEPAにおける対応条文等

他のEPAにおいては、協定レベルにおいて本サブパラグラフに直接対応する条文は見られないが、協定より1つ下のレベルにある運用上の手続規則等を見ると、本サブパラグラフに類するものとして以下のような規定が存在する。

⑧フィリピンEPA 運用上の手続規則　第2節　原産地規則　規則2　原産地証明書の発給（Operational Procedures SECTION 2 Rules of Origin Rule 2: Issuance of a certificate of origin）
7　一の原産地証明書において申告されている複数の項目については、個々の項目が原産品としての資格を有する場合には、受け入れられるべきである。
Multiple items declared on a certificate of origin, should be accepted, provided that each item should be qualified as an originating good.
⑬アセアン包括EPA 運用上の規則　第2部　原産地規則　規則3　原産地証明書の様式（IMPLEMENTING REGULATIONS Rule 3 Format of Certificate of Origin）
(i)　同一の原産地証明書において申告されている複数の項目については、個々の項目がそれら自身が原産品としての資格を有する場合には、許容されるべきである。
Multiple items declared on the same CO should be allowed, provided that each item qualifies as an originating good separately in its own right.
⑭ベトナムEPA 運用上の規則　第2部　原産地規則　規則3　原産地証明書の様式（IMPLEMENTING REGULATIONS PART 2 Rules of Origin Rule 3 Format of Certificate of Origin）
(j)　同一の原産地証明書において申告されている複数の項目については、個々の項目がそれら自身が原産品としての資格を有する場合には、許容される。
Multiple items declared on the same CO is to be allowed, provided that each item qualifies as an originating good separately in its own right.

（和文：筆者による仮訳）

(3)　サブパラグラフ(c)

2　原産地証明書については、次のとおりとする。
The Certificate of Origin shall:
(c)　印刷によるもの又は両締約国が合意する他の媒体によるものとする。
be in a printed format or such other medium agreed by the Parties;

①　本サブパラグラフの意味

本サブパラグラフは、原産地証明書の様態は、①印刷したもの又は②他の媒体（例えば、電子ファイル）であって両国が合意するもののいずれかであることを定めるものである。

②　他のEPA等における対応条文等

他のEPAにおいては、協定レベルにおいては本サブパラグラフに直接対応する条文は見られないが、協定より1つ下のレベルにある運用上の手続規則等を見ると、表3–95に掲げる規定が存在する。

これらを見ると、規定のあるいずれのEPAにおいても、紙に物理的に印刷することを定めるか又は、それを前提としていることが読み取れる。

⑷サブパラグラフ(d)

2		原産地証明書については、次のとおりとする。
		The Certificate of Origin shall:
	(d)	附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。
		contain the data elements set out in Annex 3（Data Elements for Documentary Evidence of Origin);

①　本サブパラグラフの意味

本サブパラグラフは、原産地証明書には附属書3に定める事項を記載することを定めるものである。

②　附属書3の規定

附属書3の規定を表3–96に掲げる。

表3–95

①オーストラリアEPA　第3.15条　原産地証明書（Article 3.15 Certificate of Origin）
2　原産地証明書については、次のとおりとする。
The Certificate of Origin shall:
(c)　印刷によるもの又は両締約国が合意する他の媒体によるものとする。
be in a printed format or such other medium agreed by the Parties;
②UNCTAD合意文書（DOCUMANTARY EVIDENCE）
7. The form for the combined declaration of origin and certificate shall conform to the specimen Form A in Annex A and be printed in English or French. T
③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法施行規則別紙様式1　備考1）
用紙は、1m^{2}当たりの重量が25g以上である上質紙（大きさが縦297mm、横210mm（日本工業規格A列4番）のものに限る。）で証券印刷の方法により緑色の彩紋を施したものとする。
④旧京都規約附属書D2　付録2　注（Annex D.2. Appendix 2 Notes）
1. The size of the certificate should be the international ISO size A4（210 x 297 mm, 8.27 x 11.69 inches). The form should be provided with a 10 mm top margin and a 20 mm left-hand filing margin.（以下、省略）
⑤シンガポールEPA
—

⑥メキシコEPA　統一規則　第3節　原産地の証明及び税関手続　第1部　原産地の証明（UNIFORM REGULATIONS SECTION 3 CERTIFICATION OF ORIGIN AND CUSTOMS PROCEDURES PART 1: Certification of Origin）
(1)　協定第39条のA（原産地証明書）1の規定の適用上、原産地証明書は次の要件を満たすものである。
For the purposes of paragraph 1 of Article 39A（Certificate of Origin）, the certificate of origin will be:
(b)　（省略）　原産地証明書の記入方法は、原産地証明書の様式に添付されるか、又は原産地証明書の様式の背面に印刷される。
The instructions of the certificate of origin will be attached to a format of the certificate of origin or printed backside of the certificate of origin.
⑦マレーシアEPA　運用上の手続規則　1. 原産地証明書　第1規則　書類（OPERATIONAL PROCEDURES 1. Certificate of origin（COO）Rule 1 Document）
原産地証明書は、付録1−Aに示す見本に従い、ISOのA4サイズの紙に作成されるべきである。
A certificate of origin should be on ISO A4 size paper in conformity with the specimen shown in Appendix 1−A.
⑧フィリピンEPA　運用上の手続規則　第2節　原産地規則　第2規則　原産地証明書の発給（Operational Procedures SECTION 2　RULES OF ORIGIN Rule 2: Issuance of a certificate of origin）
1　原産地証明書は、付録1−Aに示す見本に従いISOのA4サイズの紙に作成され、また、Form JPと称されるべきである。
A certificate of origin should be on ISO A4 size paper in conformity with the specimen shown in Appendix 1−A and should be referred to as Form JP.
3　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体によって発給される原産地証明書は一の原本から構成されるべきである。フィリピンにおいては、自国の規則に従って追加的な写しを発給することができる。
A certificate of origin issued by the competent governmental authority or its designees of exporting Party should comprise one original. In the Philippines, additional copies may be issued in accordance with its regulations.
⑨チリEPA　運用上の手続規則　第2節　原産地規則　1. 原産地証明書　第1規則　書類（OPERATIONAL PROCEDURES SECTION 2 RULES OF ORIGIN 1. Certificate of origin（COO）Rule 1 Document
(a)　原産地証明書は、付録2−Aに示す様式に従い、ISOのA4サイズの紙に作成されるべきである。（以下、省略）
A certificate of origin should be on ISO A4 size paper in conformity with the format shown in Appendix 2−A.（以下、省略）
⑩タイEPA　運用上の手続規則　第2節　原産地規則　第1部　原産地証明書　第1規則　書類（OPERATIONAL PROCEDURES SECTION 2 RULES OF ORIGIN Part 1 Certificate of origin（COO）Rule 1: Document）
原産地証明書は、付録1−Aに示す見本に従い、ISOのA4サイズの紙に作成されるべきである。（以下、省略）
A certificate of origin should be on ISO A4 size paper in conformity with the specimen shown in Appendix 1−A.（以下、省略）

⑪ブルネイEPA　運用上の手続規則　1. 原産地証明書　第1規則　書類（OPERATIONAL PROCEDURES 1. Certificate of origin（COO）Rule 1. Document）
(a)　原産地証明書は、付録1−Aに示す様式に従い、ISOのA4サイズの紙に作成されるべきである。（以下、省略）
A certificate of origin should be on ISO A4 size paper in conformity with the format shown in Appendix 1−A.（以下、省略）
⑫インドネシアEPA　運用上の手続規則　第2部　原産地規則　第1節　原産地証明書　第1規則　書 類（OPERATIONAL PROCEDURES PART 2 RULES OF ORIGIN SECTION 1. Certificate of origin（COO）Rule 1 Document)）
原産地証明書は、付録1−Aに示す様式に従い、ISOのA4サイズの紙に作成されるべきである。（以下、省略）
A certificate of origin should be on ISO A4 size paper in conformity with the format shown in Appendix 1−A.（以下、省略）
⑬アセアン包括EPA　運用上の規則　第3規則　原産地証明書の様式（IMPLEMENTING REGULATIONS Rule 3 Format of Certificate of Origin）
(a)　原産地証明書はA4サイズの紙に作成されるべきである。
A CO should be on A4 size paper.
(b)　原産地証明書はアセアン構成国である締約国の場合には原本及び2枚の写しから成り、日本の場合には原本のみから成る。
A CO will comprise the original and two(2)copies in the case of a Party which is an ASEAN Member State, and only the original in the case of Japan.
⑭ベトナムEPA　運用上の規則　第2部　原産地規則　第3規則　原産地証明書の様式
(a)　原産地証明書はA4サイズの紙に作成されるべきである。
A CO should be on A4 size paper.
(b)　原産地証明書はベトナムの場合には原本及び2枚の写しから成り、日本の場合には原本のみから成る。
A CO will comprise the original and two copies in the case of Vietnam, and only the original in the case of Japan.
⑮スイスEPA　運用上の手続規則　第1節　第1章　原産地証明　第1規則　書類（OPERATIONAL PROCEDURES Section 1 Chapter 1 Proof of Origin Rule 1 Document）
(a)　原産地証明書は、協定附属書2の付録2に規定する見本に従い、ISOのA4サイズの紙（210×297 mm）に作成されるべきである。（以下、省略）
A Certificate of Origin should be on ISO A4 size paper（210 x 297 mm）in conformity with the specimen provided in Appendix 2 to Annex II of the Agreement.（以下、省略）
(i)　日本において発給される原産地証明書の場合には、使用される用紙は薄青色、書込み用にサイズが塗布され、機械パルプを含有せず、重量が50g/m^{2}以上のものであるべきである。同用紙は機械的又は化学的な手段によるいかなる変造も目で見てわかるようにするために組み紐模様の背景印刷を施しているべきである。

In the case of a Certificate of Origin issued in Japan, the paper used should be light blue, sized for writing, not containing mechanical pulp and weighing not less than 50g/m^2. It should have a printed guilloche pattern background making any falsification by mechanical or chemical means apparent to the eye.
(ii)　スイスにおいて発給される原産地証明書の場合には、長さに関しては5 mmの不足から8 mmの超過まで許容される。使用される用紙は白色、書込み用にサイズが塗布され、機械パルプを含有せず、重量が25g/m2以上のものであるべきである。同用紙は機械的又は化学的な手段によるいかなる変造も目で見てわかるようにするために緑色の組み紐模様の背景印刷を施しているべきである。
In the case of a Certificate of Origin issued in Switzerland; a tolerance of up to minus 5 mm or plus 8 mm in the length may be allowed. The paper used should be white, sized for writing, not containing mechanical pulp and weighing not less than 25g/m^2. It should have a printed green guilloche pattern background making any falsification by mechanical or chemical means apparent to the eye.
⑯インドEPA 運用上の手続　第1規則　書類（Implementing Procedures Rule 1 Document）
(a)　原産地証明書は、付録1に示す様式に従い、ISOのA4サイズの紙に作成されるべきである。（以下、省略）
A certificate of origin should be on ISO A4 size paper in conformity with the format shown in Appendix 1.（以下、省略）
(c)　原産地証明書はインドの場合には原本及び3枚の写しから成り、日本の場合には原本のみから成る。
A certificate of origin comprises the original and three copies in the case of India, and only the original in the case of Japan.
⑰ペルーEPA
—

（オーストラリアEPA及びメキシコEPAを除く各EPAにおける和文は筆者による仮訳）

表3–96

基本的な記載事項	説明
Data Elements	Description
輸出者又は生産者の詳細	輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所（必須）並びにその他の連絡先についての詳細（任意）
Exporter or producer details	The name and address（required), and other contact details（optional), of the exporter or producer.
証明番号	輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関によって発給される原産地証明書ごとに付する個別番号
Certification number	A unique number assigned to each Certificate of Origin issued by the authorised body or other certification bodies of the exporting Party.
品名及び統一システムの関税分類番号	品名（統一システムの関税分類番号（6桁）を含む。）、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量（総重量又は正味重量）、数量（数量単位）その他の計量値（リットル、立方メートル等）並びに仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための他の十分に詳細な情報

Description of good (s) and HS tariff classification number	Description of good (s) including HS tariff classification number (six digits); number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m3, etc.); invoice number (s) and date (s), or sufficient details to identify the consignment.
特恵の基準	適用される原産性の基準（WO、PE又はPSR）。原産地規則は、第3章（原産地規則）及び附属書2（品目別規則）に定める。 注釈　関税上の特恵待遇を受けるため、各産品は、次の基準のうち少なくとも一の基準を満たさなければならない。 特恵の基準 WO　締約国において完全に得られる産品であって、この協定の第3.3条（原産地規則―完全に得られる産品）に規定するもの PE　締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される産品 PSR　一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として附属書2（品目別規則）の全ての関連する要件を満たす産品であって、当該産品の生産の最終工程（この協定の第3.7条（原産地規則―原産資格を与えることとならない作業）に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの
Preference criteria	Applicable origin criterion (WO, PE, or PSR). The rules of origin are contained in Chapter 3 (Rules of Origin) and Annex 2 (Product Specific Rules). NOTE: In order to be entitled to preferential tariff treatment, each good must meet at least one of the criteria below. Preference criteria: WO The good is wholly obtained in the Party, as provided for in Article 3.3 (Rules of Origin - Wholly Obtained Goods) of this Agreement. PE The good is produced entirely in the Party exclusively from originating materials of the Party. PSR The good satisfies all applicable requirements of Annex 2 (Product Specific Rules), as a result of processes performed entirely in one or both Parties by one or more producers, and the last process of production of the good, other than the operations provided for in Article 3.7 (Rules of Origin - Non-Qualifying Operations) of this Agreement, was performed in the exporting Party.
その他	その他の全ての関連する原産性の基準又は要件の明示（僅少の非原産材料又は累積の適用に関する記述を含む。） 該当する場合には第三国の仕入書の使用、遡及的な発給及び船積みの日並びに原産地証明書の再発給についての記述 両締約国で合意するその他の記述
Other	Specifications of any other applicable origin criteria or requirements, including the indication of the application of *de minimis* or accumulation, and the usage of non-party invoice, retrospective issuance and its date of shipment, duplication of the original certification of origin, if applicable, or other indication agreed by the Parties.

申告	日本国とオーストラリアとの経済連携協定の規定の適用上、産品が原産品である旨を記載した輸出者、生産者又はその権限を与えられた代理人による申告
Declaration	Declaration by the exporter, or producer or their authorised representative stating that the good (s) is (are) (an) originating good (s) for the purposes of the Australia-Japan Economic Partnership Agreement.
証明	輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関によって発給される証明であって、原産地証明書に記載された産品が、提出された証拠に基づき、第3章（原産地規則）の全ての関連する要件を満たす旨を記載するもの
Certification	Certification by the authorised body or other certification bodies of the exporting Party that, based on the evidence provided, the goods specified in the Certificate of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3（Rules of Origin).

③　関連する国内法令等の概要

関税法基本通達68−5−11⑵において以下のように規定されているが、これは各EPAにおいて規定されている事項を確認的に規定したものと解される。

『⑵令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ⑴の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

イ　次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下（イ）から（ハ）までに留意して記載され、かつ、後記68−5−14⑴に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。

シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項
メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項
チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項
タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項
インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書4の付録に定める事項
フィリピン協定	フィリピン協定附属書3に定める事項
スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項
インド協定	インド運用上の手続に定める事項

ペルー協定	ペルー協定附属書4に定める事項
オーストラリア協定	オーストラリア協定附属書3に定める事項
モンゴル協定	モンゴル協定附属書3に定める事項

』

④　他のEPA等における対応条文等

第2部第4章第1節3.⑸を参照のこと。

なお、多くのEPAにおいては、原産地証明書への記載事項を附属書等において定めているところ、当該記載事項に関して、表3–97において比較・整理する。なお、記載事項のうち、一部については別途表3–98に切り出して整理する。

表3–97においては、同一の項目については、横並びになるように整理した。これを見ると記載事項は概ね共通したものとなっていることが理解できる。なお、同表においては、ヤウンデ・ルールにおける「移動証明書A. Y. 1」の様式に含まれる項目及びUNCTAD合意文書に添付されたForm Aに含まれる項目も併せて記載した。これら2つにおける項目と各EPAにおける記載事項とを比較すると、ヤウンデ・ルール等の影響も感じられるように思われる。また、ヤウンデ・ルールにおける「移動証明書A. Y. 1」の様式を図3–33及び図3–34に、UNCTAD合意文書におけるForm Aを図3–35にそれぞれ掲げるので併せて参照されたい。

一方、表3–98に関してであるが、14本のEPAのうち、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア及びベトナムの7本のEPAにおいては、特定の品目に関して（所定の要件を満たす場合に）原産地証明書に特別な記述を行う旨が規定されているところ、それらについて同表において整理する。なお、対象となる品目はEPAに依り異なっているところ、同表においては、類似した品目については可能な限り横並びとなるように記載するが、完全には対応したものとはなっていないことに留意されたい。

⑸サブパラグラフ(e)

2	原産地証明書については、次のとおりとする。
	The Certificate of Origin shall:
(e)	発給された日から1年間有効なものとする。
	remain valid for one year from the date on which it was issued; and

①　本サブパラグラフの意味

本サブパラグラフは、原産地証明書の有効期間をその発給日から1年間とすることを定めるものである。

②　他のEPA等における対応条文等

第2部第4章第1節3.⑻を参照のこと。そこにおいて述べた通り、日本の14本のEPAのうち、メキシコEPA及びフィリピンEPA以外はいずれも有効期間を1年間（12箇月間という表現もある。）と定めている。（なお、メキシコEPA及びフィリピンEPAにおいても、日本への輸入に係る原産地証明書の有効期間は1年間となっている。）

では、1年間となった経緯について見てみよう。

まず、ヤウンデ・ルールのうちDecision No. 5/66 of the Association Council on the definition of the concept of ”originating products” for the purpose of implementing Title I of the Convention of Association and on the methods of administrative co-operation（1966年7月 施行）を見てみると、その第9条において、以下のように規定されている。

Article 9

The movement certificate A. Y. 1 must be submitted to the Customs office of the importing Member State or Associated State where the goods are presented, within four months from the date of endorsement by the Customs authorities of the exporting Member State or Associated State.

第9条

移動証明書A. Y. 1は、産品が提示される輸入加盟国又は輸入関連国の税関官署に対して、輸出加盟国又は輸出関連国の税関当局による証明の日付から4ヵ月以内に提出されなければならない。（和文：筆者による仮訳）（下線強調：筆者）

すなわち、同ルールにおいては、4ヵ月という期間が定められている。

次にUNCTAD合意文書（1970年12月作成）を見ると、有効期間についての明示的な規定はない。

日本の一般特恵原産地規則（1971年8月施行）においては、その時点での関税暫定措置法施行令第22条の12にて、

『原産地証明書は、その証明に係る物品についての輸入申告（関税法第76条第3項の規定による通知を含む。第22条の13第3項及び第22条の15第1項において同じ。）の日において、その発給の日から4月（第22条の12第1項第2号又は第3号に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた物品については、10月）以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合において、税関長の承認を受けたときは、この限りでない。』（下線強調：筆者）

と規定されていた。これに見る通り、導入当初の一般特恵原産地規則の下では、有効期間は4ヵ月（積替え等したものについては10ヵ月）と定められていた。（なお、この4ヵ月という期間についてはヤウンデ・ルールとの関係は必ずしも明確ではないが、その影響を受けているとの推定も可能であろう。）

その後、1987年の関税暫定措置法施行令の改正の際に、現行の1年間という有効期間に改められた。

そして、当初のシンガポールEPAの策定交渉時（2001年）においては、上述の通り一般特恵原産地規則における有効期間が1年間であったことから、これを踏まえる形で条文交渉が進められ、結局第31条3において

『1の原産地証明は、証明の日付の日から12箇月間有効なものとする。』

と規定された。シンガポール以降のEPAにおいては、基本的にはこれに倣う形で規定が整備されたものである。

③　関連する国内法令等の概要

(a)　関税法施行令第61条第5項

原産地証明書の有効期間は、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、原則として発給日から1年間である旨が、本規定において定められている。（なお、災害その他やむを得ない理由により1年間の有効期間を経過したものの取扱いについては、第3.15条5の解説を参照のこと。）

『締約国原産地証明書及び締約国協定原産品申告書は、これらに係る貨物の輸入申告の日（法第76条第1項に規定する郵便物にあつては、同条第3項の規定による提示の日）において、その発給又は作成の日から1年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。』

(b)　関税法基本通達68-5-11(2)

原産地証明書が満たすべき要件の1つとして、上記(a)の関税法施行令に定める有効期間内であること（災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除く。）が、本規定において確認的に定められている。

『(2)令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

（省略）

ハ　災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。』

(6)サブパラグラフ(f)

2	原産地証明書については、次のとおりとする。
	The Certificate of Origin shall:
(f)	両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、1回限りの輸入について適用されるものとする。
	be applicable to a single importation, unless the Parties otherwise agree.

①　本サブパラグラフの意味

本サブパラグラフは、原産地証明書は、原則として1回限りの輸入について適用されることを定めるものである。

②　本規定において用いられている用語等の意味

「1回限りの輸入について適用される（applicable to a single importation）」：一通の原産地証明書は、同一の船（又は航空機）で輸送される産品に対して有効であり、期間をあけて複数回輸入される産品に対する包括的な証明書は認められないことを示している（ただし、船等の都合により、ほぼ同時期に複数の船で分割して輸送する場合までも排除するもので

表3–97　原産地証明

シンガポール	メキシコ	マレーシア	フィリピン	チリ	タイ	ブルネイ
附属書ⅡB	（統一規則において原産地証明書の様式を定める。）	附属書3	附属書3	附属書4	附属書3	附属書3
1. 輸出者 輸出者の氏名及び住所		1. 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名	1. 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名	1. 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名	1. 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名	1. 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名
2. 輸入者 輸入者の氏名及び住所		2. 輸入者の氏名又は名称、住所及び国名	2. 輸入者の氏名又は名称、住所及び国名	2. 輸入者の氏名又は名称、住所及び国名	2. 輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所及び国名	2. 輸入者の氏名又は名称、住所及び国名
12. 証明番号 証明ごとの個別番号		3. 証明番号	3. 証明番号	3. 証明番号	3. 証明番号	3. 証明番号
5. 産品の原産国		4. 産品の原産国	4. 産品の原産国	4. 産品の原産国	4. 産品の原産国	4. 産品の原産国
9. 仕入書の番号及び日付 貨物の仕入書の番号及び日付		5. 仕入書の番号及び日付	5. 仕入書の番号及び日付	5. 仕入書の番号及び日付	5. 仕入書の番号及び日付	5. 仕入書の番号及び日付
3. 輸送手段 ⑴出発日 船舶又は航空機の出港日（判明している場合） ⑵船舶名又は便名 船舶の名称又は航空機の便名（判明している場合） ⑶荷揚港又は空港 産品の最終的な荷揚港又は空港（判明している場合） ⑷輸出国から輸入国に直接輸送されない場合の経路		6. 輸送手段の詳細（判明している場合）	6. 輸送手段の詳細（判明している場合）	6. 輸送手段の詳細（判明している場合）	6. 輸送手段の詳細（判明している場合）	6. 輸送手段の詳細（判明している場合）
7. 包装の個数及び種類並びに品名（統一システム番号を併記） 6. 記号及び番号 貨物の記号及び番号（必要な場合には、別紙に記載）		7. 統一システムの関税分類番号	7. 統一システムの関税分類番号	7. 統一システムの関税分類番号	7. 統一システムの関税分類番号	7. 統一システムの関税分類番号
		8. 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名	8. 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名	8. 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名	8. 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名	8. 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名

書の記載事項①

インドネシア	アセアン包括	ベトナム	スイス	インド	ペルー	オーストラリア	ヤウンデ（A.Y.1）	UNCTAD（Form A）
附属書3	附属書4の付録	附属書3の付録	（附属書2の付録2（Appendix 2）において原産地証明書の様式を定める。）	（運用上の手続の付録1（Appendix 1）において原産地証明書の様式を定める。）	（附属書4において原産地証明書の様式を定める。）	附属書3	—	—
1. 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名	1. 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名	2. 輸出者の氏名又は名称、住所及び国名				輸出者又は生産者の詳細	輸出者（氏名及び住所）	1. 輸出者（氏名、住所及び国名）
2. 輸入者の氏名又は名称、住所及び国名	2. 輸入者（適当な場合には荷受人）の氏名又は名称、住所及び国名	3. 輸入者（適当な場合には荷受人）の氏名又は名称、住所及び国名						2. 輸入者（氏名、住所及び国名）
3. 証明番号	3. 証明番号	1. 証明番号				証明番号		
4. 産品の原産国	4. 産品の原産国	〈下記の9.参照〉						
5. 仕入書の番号及び日付	5. 仕入書の番号及び日付	8. 仕入書の番号及び日付						10. 仕入書の番号及び日付
6. 輸送手段の詳細（判明している場合）	6. 輸送手段の詳細（判明している場合）	4. 輸送手段の詳細（船積日、荷揚港及び船舶の名称又は航空機の便名を含む。）（判明している場合）						3. 輸送の手段及び経路（判明している限りにおいて）
7. 統一システムの関税分類番号	7. 統一システムの関税分類番号	5. 記号、番号、包装の個数及び種類、統一システムの番号並びに品名				品名及び統一システムの関税分類番号		
8. 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名	8. 記号、番号、包装の個数及び種類並びに品名						2. 包装の記号及び番号 3. 包装の個数及び種類 4. 品名	6. 包装の記号及び番号 7. 包装の個数及び種類並びに品名

8. 数量 産品の数量及びその計量単位（個数、キログラムなど）		9. 数量（単位）	9. 数量（単位）	9. 数量（単位）	9. 数量（単位）	9. 数量（単位）
		10. 特恵の基準	10. 原産性の基準	10. 特恵の基準	10. 特恵の基準	10. 特恵の基準
		11. その他の事項（例えば、僅少の非原産材料、累積に係る規定の適用）	11. 備　考（例えば、僅少の非原産材料、累積に係る規定の適用）	—	11. その他の事項	11. その他の事項（例えば、僅少の非原産材料、累積に係る規定の適用）
10. 輸出者による申告		12. 輸出者の申告	12. 輸出者の申告	11. 輸出者の申告	12. 輸出者の申告	12. 輸出者の申告
11. 機関又は団体による証明 輸出締約国内の機関又は団体の署名及び印章		13. 証明	13. 証明	12. 証明	13. 証明	13. 証明

（注）「ヤウンデ（A. Y. 1）」欄における記載は、ヤウンデ・ルールの下での「移動証明書A. Y. 1」の様
「UNCTAD（Form A）」欄における記載は、UNCTAD合意文書に添付された「Form A」の様式
定措置法施行規則別紙様式第1に規定する「様式A」）における表記を踏まえた筆者による仮訳。数

9. 数量（単位）	9. 数量（単位）	7. 重量又は他の数量（単位）					5. 総重量又は数量	9. 総重量又はその他の数量
10. 特恵の基準	10. 特恵の基準（CTC、RVC及び累積に関する情報を含む。）	6. 特恵の基準（例えば、WO、CTC、LVC、特定の製造又は加工作業が行われること、累積、僅少の非原産材料及び同一の又は交換可能な材料に関する情報）				特恵の基準		8. 原産地基準
11. その他の事項（例えば、僅少の非原産材料、累積に係る規定の適用）						その他	所見	
12. 輸出者の申告	11. 輸出者の申告	9. 輸出者の申告（産品の原産国、輸出者又は権限を与えられたその代理人の氏名又は名称、それらの者の代表者の署名及び氏名又は名称並びに申請地及び申請日を含む。）				申告	輸出者による申告	12. 輸出者による申告
13. 証明	12. 証明	10. 証明（原産地証明書の発給者の署名及び氏名又は名称、権限のある政府当局又はその指定団体の印章並びに原産地証明書の発給地及び発給日を含む。）				証明	証明	11. 証明
							1. 通し番号	
								5. 項目番号
								4. 公用欄

式に含まれている項目。同項目の和文は、筆者による仮訳。数字は同様式中の欄に付されている番号。
に含まれている項目。同項目の和文は、日本の一般特恵原産地規則の下での原産地証明書の様式（関税暫
字は同様式中の欄に付されている番号。

表3–98　原産地証明

シンガポール	マレーシア	フィリピン
附属書ⅡB	附属書3	附属書3
［7］ (a)統一システムの第0301.10号の産品のうち、こい及び金魚以外のものについては、品名に次の説明を付す。 「産品は、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において生まれ、又はふ化し、かつ、（いずれかの輸入締約国の国名）において、当該第三国から稚魚の段階で輸入された後に1箇月間以上生育された。」	—	14.(a)統一システムの第16類の産品については、IOTCの登録簿への登録により漁獲することを認められた漁船によって得られる材料並びに当該漁船の船名、登録番号及び国籍（当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。）
［7］ (b)統一システムの第16類又は第18類から第20類までの各類の産品については、品名に次の説明を付す。 「産品は、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の（材料名）から生産された。」（当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。）	14.(a)統一システムの第16類又は第18類から第20類までの各類の産品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名（当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。）	14.(b)統一システムの第18類又は第20類の産品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名（当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。）
［7］ (c)統一システムの第19類又は第20類の産品については、(b)に規定する説明に加え、品名に次の説明を付す。 「((b)に規定する材料名）は（いずれかの締約国の国名又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名）において収穫され、採取され、又は採集された材料から生産された。」（当該材料が(b)に規定する材料であって統一システムの第7類、第8類、第11類、第12類又は第17類に分類されるものの生産に使用された場合に限る。） 注釈　この(c)及び(e)の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である国名の記載に代えて、「ASEAN」と記載することができる。	14.(b)統一システムの第19類又は第20類の産品については、いずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の領域において収穫され、採取され、又は採集された材料及び当該締約国又は当該第三国の国名（当該材料が(a)にいう材料であって統一システムの第7類、第8類、第11類又は第17類に分類されるものの生産に使用された場合に限る。）	—
［7］ (d)統一システムの第2106.90号の産品のうち、附属書ⅠBの4欄に「P」を掲げたものについては、品名に次の説明を付す。		

書の記載事項②

タイ	ブルネイ	インドネシア	ベトナム
附属書3	附属書3	附属書3	附属書3の付録
14.(a)統一システムの第16類の産品については、IOTCの登録簿に基づき許可を受けた漁船によって得られる材料並びに当該漁船の船名、登録番号及び国籍（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）	—	—	—
14.(b)統一システムの第7類、第16類又は第18類から第20類までの各類の産品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）	14.(a)統一システムの第4類、 第11類、 第16類から第20類までの各類及び第29類の産品については、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料及び当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）	—	—
—	—	—	—

(i)「砂糖（重量の50% 以上)、ココナッツミルク及び卵をもととして加熱調理したもので、小売用の容器入りのもので、容器ともの1個の重量が500グラム以下の調製食料品であって、附属書ＩＢの4欄に［P］を掲げたもの。」 (ii)「産品の生産に使用された第17類の非原産材料のそれぞれが、輸入締約国において完全に精製された。」（当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。） 注釈　この(i)及び(ii)の説明を付すことにより、輸出者は、産品が附属書ＩＩＡに規定する条件を満たすことを申告したものとみなされる。	—	—
［7］ (e)統一システムの第50類から第63類までの各類の産品については、品名に次の説明を付す。「産品は、（他方の締約国の国名又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の国名）において（工程又は作業の名称）が行われた（材料名）から生産された。」（当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。）	14.(c)統一システムの第50類から第63類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国の領域において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。）	14.(c)統一システムの第50類から第63類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が産品の生産に使用された場合に限る。）

はなく、そのような場合の取扱いについては、下記⑤の(b)及び(c)を参照のこと。)。

③　他のEPA等における対応条文等

第2部第4章第1節3.(9)を参照のこと。

この「1回限りの輸入について適用される」という考え方は、日本においてはその一般特恵原産地規則において採用されていたものであり、それがメキシコ以降の各EPAにおいても導入されたものである。

一般特恵原産地規則における具体的規定として、1973年春時点での関税暫定措置法基本通達8の2-4(1)を見ると、以下のように規定されていた。

『8の2-4　例えば、第22条の8《少額貨物についての原産地の認定》の用語の意義及び取扱いについては、次による。

(1)「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等又は関税法第76条第3項《輸出入郵便物についての郵政官署から税関への通知》の規定による1の通知に係る特恵関税の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品（倉入れ又は移入れされる物品を含む。以下「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行なつた場合には1の輸入申告等が行なわれたもの

—	—	—	—
14.(c)統一システムの第61類又は第62類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）	14.(b)第50類から第63類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）	14.統一システムの第50類から第63類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）	11. 統一システムの第50類から第63類までの各類の産品については、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の構成国である第三国の材料、当該他方の締約国又は当該第三国において行われた工程又は作業及び当該他方の締約国又は当該第三国の国名（当該材料が当該産品の生産に使用された場合に限る。）

として処理するものとし、関税法第76条第3項の通知についてもこれに準ずる。』（下線強調：筆者）（注1）

この時点における関税暫定措置法施行令第22条の8第2項においては、課税価格の総額が72,000円以下の物品の原産地の認定に当たっては原産地証明書の提出を要しない旨が規定されていた（注2）。これは言い換えると、課税価格の総額が72,000円を超える物品の原産地の認定に当たっては当該物品に係る原産地証明書の提出が必須であるということとなる。これと、上記の通達の規定とを併せ読むと、

1の輸入申告（＝1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品に係る輸入申告）に係る特恵関税の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額が72,000円を超える物品の原産地の認定に当たっては当該特恵関税の適用を受けようとする物品に係る原産地証明書の提出が必須である

ということとなり、これをさらに言い換えると、

提出される原産地証明書の対象となる物品は、1荷受人が1荷送人から一時に輸入し、かつ、特恵関税の適用を受けようとするものであって、その課税価格の合計額が72,000円を超えるもの

となる。このことから、原産地証明書は1回限りの輸入について適用するとの取扱いを行って

図3–33

YAOUNDE COVENTION OF ASSOCIATIONS　　A. Y. 1

MOVEMENT OF GOODS CERTIFICATE　　Y 000000

DECLARATION BY THE EXPORTER

The Undersigned ……

(name and first name, or trade name and full address of the exporter)

…… being the exporter of the goods described below:

Serial Number	PACKAGES(1)		DESCRIPTION OF GOODS	GROSS WEIGHT (kg) or quantity (kl, m^3, etc.)
	Marks and numbers	Number and kind		
1	2	3	4	5

Total number of packages (column 3) ……)

) (in words)

and total quantities (column 5) ……)

Observations

declares that these goods are situated at ……

and meet the conditions required tor obtaining this certificate(2)

Member country of destination ……

Place and date or signature

……

……

(Signature of exporter)

CUSTOMS ENDORSMENT

Declaration certified as being in accordance with the supporting documents submitted, and with the result or the verifications carried out:

Export document:

Forms …… No ……

of ……

Customs office ……

Place and date of signature

Official) ……

)

Stamp ……

(Signature of official)

(Optional entry)

Consignment of …… No ……

REQUEST FOR VERIFICATION OF THIS MOVEMENT CERTIFICATE A. Y. 1

'lhe undersigned Customs official requests the verification of the authenticity and correctness of this certificate.

Place and date of signature ……

Official) ……

Stamp) (Signature of official)

RESULT OF VERIFICATION.

Veritication by the undersigned Customs official shows that this movement certificate A. Y. l:

1. was issued by the Customs Office indicated, and that the information contained therein is accurate(1).
2. does not meet the requirements as to authenticity and correctness (see notes below) (1).

Place and date of signature ……

Official) ……

Stamp) (Signature of official)

(1)Delete where not applicable

(1)For goods in bulk indicate, as appropriate, the name of the vessel or the number of the railway truck or road vehicle.

(2)See notes on the reverse side of this form.

図3–34

YAOUNDE COVENTION OF ASSOCIATIONS　　A. Y. 1

MOVEMENT OF GOODS CERTIFICATE　　Y 000000

DECLARATION BY THE EXPORTER

The Undersigned ……

(name and first name, or trade name and full address of the exporter)

…… being the exporter of the goods described below:

Serial Number	PACKAGES(1)		DESCRIPTION OF GOODS	GROSS WEIGHT (kg) or quantity (kl, m^3, etc.)
	Marks and numbers	Number and kind		
1	2	3	4	5

Total number of packages (column 3) ……)

) (in words)

and total quantities (column 5) ……)

Observations

(Declaration by the exporter continued on reverse side)

(Declaration by the exporter - continued)

DECLARES that these goods were obtained in …… and fall under category ……(1)listed in Note 1 on the reverse side of the movement certificate A.Y.1

SPECIFIES as follows the facts which have conferred the classification of "originating products" on these goods:(2)……

SUBMITS the following supporting documents:(3)……

UNDERTAKES to submit, at the request of the competent authorities, any additional supporting evidence which these authorities may require for the purpose of issuing this certificate, and undertakes, if required, to agree to any inspection of his accounts and any check on the processes of manufacture of the above goods, carried out by the said authorities.

REQUESTS the issue of a movement certificate A.Y.1 for these goods.

Place and date of signature

……

……

(Signature of the exporter)

---

(1)State the category number and indicate the corresponding paragraph where appropriate.

(2)To be completed if products imported from another member country, from a third country, or products of undetermined origin have been used in the manufacture of the goods in question.

Indicate the products used, their tariff heading, their origin and, where appropriate, the manufacturing processes qualifying the goods as originating in the member country or manufacture (application of List B or of the special conditions laid down in List A), the goods obtained and their tariff heading.

If, as a condition for conferring the classification of "originating product" on the goods obtained, the value of the products used may not exceed a certain percentage of the value of these goods, indicate:

- for the products used:
- the customs value, where these products originate in non-member countries;
- the earliest ascertainable price paid for the said products in the territory of the State in which manufacture takes place, where the products in question are of undetermined origin;
- for the goods obtained: the "ex-factory" price, i.e. the price paid to the manufacturer in whose undertaking the working or processing has been carried out. Where such working or processing has been carried out in two or more undertakings, the price to be taken into account is that paid to the last manufacturer.

(3)For example, movement certificates A.Y.1, import documents, invoices, etc … relating to the products used and, where appropriate, to goods imported from another member country and intended for re-export in the unaltered state.

図3–35

ANNEX　A

COMBINED DECLARATION AND CERTIFICATE OF ORIGIN

Form　A

<table>
<tr><td colspan="3">1. Goods consigned from (exporter's business name, address, country)</td><td colspan="3" rowspan="3">Reference No.
A
GENERALIZED SYSTEM OF PREFERENCES
CERTIFICATE OF ORIGIN
(Combined declaration and certificate)
FORM　A
Issued in … (country) …
See Notes overleaf</td></tr>
<tr><td colspan="3">2. Goods consigned to (consignee's business name, address, country)</td></tr>
<tr><td colspan="3">3. Means of transport and route (as far as known)</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">4. For official use</td></tr>
<tr><td>5. Item number</td><td>6. Marks and numbers of packages</td><td>7. Number and kind of packages; description of goods</td><td>8. Origin criterion (See Notes overleaf)</td><td>9. Gross weight or other quantity</td><td>10. Number and date of invoices</td></tr>
<tr><td colspan="3">11. Certification
It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct.

……
Place and date, signature of authorized signatory</td><td colspan="3">12. Declaration by the exporter
The undersigned hereby declares that the above details and statements are correct; that all the goods were produced in
……
(country)
and that they comply with the origin requirements specified for those goods in the Generalized System of Preferences for goods exported to
……
(importing country)
Place and date, signature of authorized signatory</td></tr>
</table>

きたものである。

因みに、NAFTAの第501条5においては、

Article 501: Certificate of Origin

5. Each Party shall provide that a Certificate of Origin that has been completed and signed by an exporter or a producer in the territory of another Party that is applicable to:

a) a single importation of a good into the Party's territory, or

b) multiple importations of identical goods into the Party's territory that occur within a specified period, not exceeding 12 months, set out therein by the exporter or producer,

shall be accepted by its customs administration for four years after the date on which

the Certificate was signed.

第501条　原産地証明

5. 各締約国は、別の締約国の領域の輸出者又は生産者が記入し署名した原産地証明であって、

a）当該締約国の領域への1回限りの輸入、又は、

b）同一の産品が、輸出者又は生産者が規定する期間（12ヵ月を超えないものとする。）の内に、当該締約国の領域に複数回行われる輸入

のいずれかに適用されるものについては、当該原産地証明に署名がなされた日から4年以内であれば自国の税関当局が受理することを定めるものとする。（和文：筆者による仮訳）

と規定されており、(i)1回限りの輸入、及び、(ii)同一の産品の輸出であって1年以内に複数回行われるものの両者に適用可能である旨が定められている。メキシコEPAにおいては、交渉の結果、1回限りの輸入に対して適用可能とされたものである。

（注1）現在この規定に対応する規定は、関税暫定措置法基本通達8の2-4の2(1)において定められている。

（注2）この72,000円という限度額は当時のもの。現在は200,000円となっている。なお、ここに掲げた（当時の）関税暫定措置法施行令第22条の8第2項の規定は、現在の関税暫定措置法施行令第27条第1項第2号及び同条第2項に対応したものとなっている。

④　他のEPA等における関連規定等

例えば、マレーシアEPA第40条6において本サブパラグラフと同旨のものとして、

> 発給された原産地証明書は、輸入締約国の領域への輸出締約国の原産品の1回限りの輸入について適用され…（中略）…る。
>
> The issued certificate of origin shall be applicable to a single importation of an originating good of the exporting Country into the territory of the importing Country …（以下省略）….

が規定されている。そして、その関連規定として、マレーシアEPAの運用上の手続規則（OPERATIONAL PROCEDURES）の第6規則（Rule 6）において、一通の原産地証明書に記載されている産品に関して二以上のインボイスが対応する場合であっても、当該記載されている産品が同一の船（又は航空機）により輸送される場合には許容され得る旨が以下のように規定されている。

> 第40条6の適用上、単一の船積みに対する二以上のインボイスは、輸入締約国の関係当局により受け入れられる。（和文：筆者による仮訳）
>
> For the purposes of paragraph 6 of Article 40, two or more invoices for a single shipment will be accepted by the relevant authority of the importing Country.

（注）「輸入締約国の関係当局」とは、マレーシアEPA第43条1の注釈において規定された「輸入締約国の関係当局」をいい、日本国については税関当局（すなわち、財務省）を、マレーシアについては国際貿易産業省を、それぞれ指している。

⑤　関連する国内法令等の概要

(a)　関税法基本通達68-5-11(2)

原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする旨が以下のように

規定されている。これは各EPAにおいて規定されている事項を確認的に規定したものと解される。

『⑵ 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ⑴の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

（省略）

ニ　原産地証明書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。

（以下、省略）』

⒝　関税法基本通達68−5−17

一通の原産地証明書に係る貨物を分割等して輸入する場合の取扱い（関税法基本通達68−3−9を準用）が規定されている。

『1通の締約国原産地証明書等又は締約国品目証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なった税関官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、EPA税率の適用を受けようとする場合の締約国原産地証明書等又は締約国品目証明書の取扱いについては、それぞれ、前記68−3−9（原産地証明書の取扱い等）の⑷及び⑸の規定を準用する。』

⒞　関税法基本通達68−3−9

上記⒝に掲げる関税法基本通達68−5−17において準用されている関税法基本通達68−3−9においては、以下のように規定されている。

『68−3−9　令第61条第1項第1号の規定による原産地証明書の様式及び提出後の取扱い等については、次による。

（中　略）

⑷1通の原産地証明書に記載されている貨物が分割して逐次輸入される場合には、最後の輸入申告受理税関において原本を徴するものとし、それまでの申告受理税関においては、原産地証明書の写しを1通を徴し、原本には、その税関において輸入告知された貨物の数量を記入のうえ審査印を押なつして返還する。

⑸輸入者が、1通の原産地証明書に記載されている貨物を分割輸入する場合において、同時期に異なった税関官署に対してその輸入申告を行おうとするときは、前記68−3−4に準ずる。』

⒟　関税法基本通達68−3−4

上記⒞に掲げる関税法基本通達68−3−9において準用されている関税法基本通達68−3−4においては、以下のように規定されている。

『68−3−4　輸入者が、同一の仕入書に記載された貨物を分割輸入する場合において、同時期に異なった税関官署に対してその輸入申告を行うためにオーソライズドコピーの発行を求めた場合の取扱いは、次による。

⑴　輸入申告者に、輸入申告をしようとするいずれかの税関官署に対して仕入書のオーソライズドコピーの発行を受けたい旨の申請をさせ、申請を受けた税関官署は必要部数のオーソライズドコピーを発行する。

⑵　オーソライズドコピーを発行する際には、仕入書の原本及び各オーソライズドコピーに発行税関官署名を明記の上、税関の庁印を押なつするとともに、オーソライズドコピーの適当な余白に一連番号を付する。この場合において、輸入申告を行う税関官署別の輸入数量及び金額が定まつているときは、その旨原本及び各オーソライズドコピーに記載し、各税関官署ごとに輸入数量及び金額が限定されたオーソライズドコピーを発行する。

⑶　オーソライズドコピーを発行した税関官署においては、適宜の台帳を設け、その発行したオーソライズドコピーの枚数、番号、その他所要の事項を記入して整理する。

⑷　各税関官署別の輸入数量及び金額が不明のまま発行したオーソライズドコピーについては、そのオーソライズドコピーにより通関を認めた税関官署は、それぞれにおける通関数量及び金額をそのオーソライズドコピーを発行した税関に通知する。

⑸　他の税関官署で発行されたオーソライズドコピーについて、輸入申告者から更に副コピーの発行を受けたい旨の申請があった場合において、その発行を必要とする特別の事情があると認められるときは、その副コピーを発行して差し支えない。この場合の取扱いは、上記⑴から⑷までに準ずる。』

第3.15条3

3	締約国の輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、次のいずれかのものに基づいて原産地証明書の発給を申請することができる。
	Where an exporter in a Party is not the producer of the good, the exporter may apply for a Certificate of Origin on the basis of:
(a)	当該産品の生産者が提供する情報に基づく当該産品が原産品であるとの当該輸出者が有する知識
	its knowledge that the good qualifies as an originating good based on the information provided by the producer;
(b)	当該産品が原産品であるとの書面又は電子的手段による申告であって、当該産品の生産者が提出するもの
	a written or electronic declaration or statement that the good qualifies as an originating good, provided by the producer; or
(c)	当該産品が原産品であるとの書面又は電子的手段による申告であって、当該輸出者の要請により、当該産品の生産者が輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関に直接かつ任意に提出するもの
	a written or electronic declaration or statement that the good qualifies as an originating good, voluntarily provided by the producer of the good directly to the authorised body or other certification bodies of the exporting Party on request of the exporter.

1. 本規定の趣旨

本規定は、輸出者が産品の生産者でない場合において、当該輸出者が、何に基づいて原産地証明書の発給を申請することができるかということを定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「権限を与えられた機関」(authorised body)：第3.1条(a)において、以下のように規定されている。

「権限を与えられた機関」とは、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について責任を負う権限のある政府当局その他団体をいう。

注釈　日本国については、

(i)　権限を与えられた機関は、経済産業省又はその後継機関である。

(ii)　経済産業省は、日本国の権限を与えられた機関として、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について他の発給機関（以下「他の発給機関」という。）を指定することができる。

the term “authorised body” means a competent governmental authority or other entity that is responsible for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15;

Note:　In the case of Japan:

(i) the authorised body is the Ministry of Economy, Trade and Industry, or its successor; and

(ii) the Ministry of Economy, Trade and Industry, as the authorised body of Japan, may designate other certification bodies for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15 (hereinafter referred to as “other certification bodies”).

「他の発給機関」(other certification bodies)：第3.1条(a)の注釈(ii)において定義されている。具体的な規定は上記を参照のこと。

3. 本規定の解釈

第2部第4章第1節3.⑽①を参照のこと。

なお、若干の補足を行うと、サブパラグラフ(a)及び(b)は、輸出者が、生産者から何がしかの情報を入手して、それに基づき発給機関に原産地証明書の発給を申請するというものであり、一方サブパラグラフ(c)においては、生産者自身が（輸出者の要請に応じて）、原産品であることを証明する情報を、輸出者を経由することなく発給機関に対して直接、かつ、任意に提供し、輸出者は当該提供される情報を前提として、発給機関に原産地証明書の発給を申請するというものである。

4. 関連する国内法令等の概要

○　特定原産地証明書発給法第3条

同法第3条第1項から第4項にかけて下記に掲げるような規定が定められている。

『第3条　前条第3項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者その他経済産業省令で定める者は、経済産業大臣に対し、第1種特定原産地証明書の発給を申請することができる。

2　前項の発給を受けようとする者（以下「発給申請者」という。）は、同項の物品の最終の仕向国（第7条の9第2項及び第28条において単に「仕向国」という。）を特定する事項その他の経済産業省令で定める事項を記載した申請書（以下「発給申請書」という。）に、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を添えて、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

3　発給申請者がその申請に係る物品の生産者でない場合には、当該発給申請者は、当該生産者に、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を経済産業大臣に直接に提出させることができる。

4　発給申請者は、前項の規定により生産者が同項の資料を提出したときは、発給申請書にその旨を記載することをもって第2項の規定による資料の提出に代えることができる。』

このうち、第3項及び第4項において、オーストラリアEPA第3.15条3(c)の内容が確保されている。

一方、当該法の第3条第1項及び第2項は、一見すると輸出者が産品の生産者である場合にのみ適用される規定であるようにも読み得る。しかしながら、第3項は「輸出者が生産者でない場合には、(第1項及び第2項の規定に関わらず)・・・することができる」と規定したものと解すべきものと思われる。そうすると、輸出者が生産者でない場合であっても第1項及び第2項においてカバーされるケースが存在し得ることとなる。例えば、生産者でない輸出者が生産者から産品に係る情報を入手した上でそれに基づき原産地証明書の発給を申請するといったケースがあり得ることとなり、結局のところ、本EPA第3.15条3(a)及び(b)が上記の法第3条第1項及び第2項によりカバーされているものと解するのが妥当と思われる。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、この第3.15条3に対応する規定が初めて盛り込まれたのは当初のメキシコEPAにおいてである。

当初のメキシコEPAの第39条（改正後の第39条のA）4の第2パラグラフにおいて、

> 輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者は、当該産品の生産者が任意に提出する申告書であって当該生産者が権限のある政府当局又は指定団体に対して当該産品が原産品であることを証明するものに基づいて、原産地証明書の発給を申請することができる。この4のいかなる規定も、産品の生産者に対し当該産品が原産品であることを証明することを義務付けるものと解してはならない。生産者がそのような申告

書を提出しない場合には、輸出者が、輸出する産品が原産品であることを権限のある政府当局又は指定団体に対して証明しなければならない。

Where an exporter is not the producer of the good, the exporter may request a certificate of origin on the basis of a declaration voluntarily provided by the producer of the good that demonstrates that such producer has proved to the competent governmental authority or its designees, that the good concerned qualifies as an originating good. Nothing in this paragraph shall be construed to oblige the producer of the good to certificate that the good qualifies as an originating good. If the producer decides not to provide the declaration concerned, the exporter shall be required to prove to the competent governmental authority or its designees that the good to be exported qualifies as an originating good.

旨が規定されている。この規定は、オーストラリアEPA第3.15条3のうち、サブパラグラフ(b)に対応するものとなっている。

また、メキシコEPAのこの規定は、NAFTAの第501条3及び4の規定の影響を受けているものと解される。ただし、NAFTAにおいては第三者証明制度は採用されておらず、輸出者が作成するCertificate of Origin（以下、本項においては「原産地証明」と仮に訳すこととする。）に基づき原産品であることを証明することとされている点に留意する必要がある。

（参考）NAFTA第501条 原産地証明（Article 501: Certificate of Origin）の3及び4

3. Each Party shall:

a）require an exporter in its territory to complete and sign a Certificate of Origin for any exportation of a good for which an importer may claim preferential tariff treatment on importation of the good into the territory of another Party; and

b）provide that where an exporter in its territory is not the producer of the good, the exporter may complete and sign a Certificate on the basis of

(i)its knowledge of whether the good qualifies as an originating good,

(ii)its reasonable reliance on the producer's written representation that the good qualifies as an originating good, or

(iii)a completed and signed Certificate for the good voluntarily provided to the exporter by the producer.

4. Nothing in paragraph 3 shall be construed to require a producer to provide a Certificate of Origin to an exporter.

3　各締約国は以下のことを行うものとする。

a）　自国の領域に所在する輸出者に対して、他の締約国の領域への産品の輸入に関して輸入者が関税上の特恵待遇の適用を求めることとなる産品の輸出について原産地証明を作成し署名することを要求すること。

b）　自国の領域に所在する輸出者が産品の生産者でない場合には、当該輸出者が次のいずれかのものに基づいて原産地証明を作成し署名することができるよう法令で規定すること。

(i)　当該産品が原産品であるかないかについて当該輸出者が有する知識
(ii)　当該産品が原産品であるとの生産者による書面での説明に対する合理的な信頼
(iii)　当該産品について作成し署名された原産地証明であって、生産者から輸出者に対した自発的に提供されたもの
4. 上記の3のいかなる規定も、産品の生産者に対し原産地証明を輸出者に提供することを要求するものと解してはならない。（和文は、筆者による仮訳）

メキシコEPAに続くマレーシアEPAにおいては、上記のメキシコEPAの規定に対応する規定が第40条7(a)に定められている。また、第40条7(b)において、生産者が原産地証明書の発給機関に対して直接提出する申告書に基づき原産地証明書の発給を申請することができる旨が新たに規定されている（これが、オーストラリアEPA第3.15条3のうち、サブパラグラフ(c)に対応するものとなっている。）。

マレーシアEPA以降のEPAにおいては、いずれもマレーシアEPAに倣った形で規定が作成された。

なお、スイスEPAにおいては、附属書2第16条5のサブパラグラフ(c)として

当該輸出締約国の関係法令に規定するところにより、他の者が当該輸出者に行う宣誓
a declaration given to the exporter by another person, as provided for in the applicable laws and regulations of the exporting Party

に基づき原産地証明書の発給を申請することができる旨が規定されている。

この規定に対する国内法令における受け皿として、特定原産地証明書発給法第3条第5項において、以下のように定められている。

5　発給申請者がその申請に係る物品（前条第3項の政令で定める経済連携協定のうち政令で定めるものの締約国等に輸出されるものに限る。）の生産者でない場合には、当該発給申請者は、第2項の規定による資料の提出に代えて、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（以下「第1種原産品誓約書」という。）の交付を受け、これを経済産業大臣に提出することができる。

日本のEPA及びその関連文書における関係条文については、第2部第4章第1節3.⑽①を参照のこと。

第3.15条4

4	各締約国は、次のことを確保するため、権限を与えられた機関又は他の発給機関が、原産地証明書の申請に際して適正な審査を行うことを定める。
	Each Party shall provide that its authorised bodies or other certification bodies carry out proper examination of each application for a Certificate of Origin to ensure that:
(a)	当該原産地証明書に記載される産品が原産品であること。

	goods described therein are originating goods; and
	(b)　当該原産地証明書に含まれる記載内容が、提出された補助的な文書の記載内容に相当するものであること。
	the data to be contained in the Certificate of Origin corresponds to that in supporting documents submitted.

1. 本規定の趣旨

本規定は、原産地証明書の発給機関が、原産地証明書の申請に対して適正に審査を行うことを定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「権限を与えられた機関又は他の発給機関」（authorised bodies or other certification bodies）：第3.1条(a)を参照のこと。

「各締約国は…を定める」（Each Party shall provide that …）：that以下の内容を各締約国（この場合には日本及びオーストラリア）が、それぞれ自国の国内法令において規定することを義務付けたものである。

3. 本規定の解釈

原産地証明書に関しては、発給機関は、申請者の申請内容をそのまま是認することなく、真に原産品であるかないかを適切に確認するということを義務付けたものと解される。

4. 関連する国内法令等の概要

特定原産地証明書発給法第4条第1項並びに同法施行規則第5条第1項及び第2項において、以下のように規定されており、第3.15条4の内容が確保されているものと解される。

(1)　特定原産地証明書発給法第4条第1項

『経済産業大臣は、前条第1項の申請があった場合には、経済産業省令で定めるところにより審査を行い、同項の物品が特定原産品であると認めるときは、遅滞なく、経済産業省令で定める標章を付した第1種特定原産地証明書を発給しなければならない。』

(2)　特定原産地証明書発給法施行規則第5条

『第5条　経済産業大臣は、法第3条第1項の申請があった場合には、発給申請者又は証明資料提出者から提出された発給申請書及び資料又は第1種原産品誓約書に基づき、当該申請に係る物品が当該物品の仕向国との間の経済連携協定（経済連携協定の規定により当該経済連携協定の締約国の関税法令が適用される当該締約国以外の外国を仕向国とする場合にあっては、当該締約国との間の経済連携協定）に基づく特定原産品であるかどうかについて審査を行うものとする。

2　前項の場合において、経済産業大臣は、前条第2項の規定により登録された同条第1項の情報の内容又は同条第4項の規定により提出された特定原産品を明らかにする資料

の内容を確認する必要があると認める場合その他前項の審査を適正に行うため特に必要があると認める場合には、関係者への照会その他必要な調査を行い、発給申請者、証明資料提出者若しくは第1種原産品誓約書交付者（以下この項において「発給申請者等」という。）に対して必要な報告を求め、又は発給申請者等の同意を得て、その職員をして実地に当該発給申請者等の設備若しくは書類その他物件を検査させることができる。』

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、この第3.15条4に対応する（とみなされる）規定が初めて盛り込まれたのはスイスEPAにおいてである（附属書2第16条7。具体的な条文は表3–99を参照のこと。）。

ここでヤウンデ・ルールのうちDECISION No. 6/66 of the Association Council defining the methods of administrative co-operation in Customs matters for the purpose of implementing the Yaounde ConventionのANNEX　Methods of administrative co-operation in Customs matters for the purpose of implementing the Yaounde Convention）（1966年7月施行）を見てみると、その第2条及び第3条において、以下のように規定されている。

Article 2

It shall be the responsibility of the Customs authorities of the exporting country to ensure that the form A. Y. 1 is duly completed. In particular, they shall check whether the space reserved for the description of the goods has been completed in such manner as to exclude all possibility of fraudulent additions. To this end, the description of the goods must be filled in without leaving any blank lines. Where the space is not completely filled, a horizontal line must be drawn below the last line of the description, the empty space being crossed through.

第2条

書式A. Y. 1が正しく記入されることを確保することは、輸出国の税関当局の責任である。特に、産品の品名のための欄について、不正な追加の可能性を完全に排除するような方法で記入されているか否かについて確認する。この目的のために、産品の品名は空白の行を伴うことなく示されなければならない。欄が完全には埋められていない場合には、品名の最終行の下に水平な線を引き、空白部分を抹消するように線を引かなければならない。

Article 3

Since the movement certificate A. Y. 1 constitutes the documentary evidence for the application of the preferential tariff and quota system provided for by the Convention of Association, it shall be the responsibility of the Customs office of the exporting country carefully to verify the origin of the goods and to check the other statements appearing on the said certificate by examining the goods to which it relates.

第3条

移動証明書A. Y. 1は、関税上の特恵待遇及び割当てのシステムの適用のための証拠書類を構成するものであることから、関連する産品を検査することにより、産品の原産地の確認及び当該証明書に記載されているその他の宣明の確認を注意深く行うことは、輸出国の税関当局の責任である。（和文はいずれも筆者による仮訳）

次に、第1次ロメ協定（1975年3月署名）の「原産品」の概念の定義及び行政協力の方法に関する議定書1（PROTOCOL 1 concerning the definition of the concept of "originating products" and methods of administrative cooperation）の第8条2及び3を見ると、以下のように規定されている。

2. For the purpose of verifying whether the conditions stated in paragraph 1 have been met, the customs authorities shall have the right to call for any documentary evidence or to carry out any check which they consider appropriate.

パラグラフ1に規定した基準が満たされているか否かを確認することを目的として、税関当局は、いかなる文書による証拠をも要求し、また、適切と考える確認を行う権利を有する。

3. It shall be the responsibility of the customs authorities of the exporting State to ensure that forms referred to in Article 9 are duly completed. In particular, they shall check whether the space reserved for the description of the goods has been completed in such a manner as to exclude all possibility of fraudulent additions. To this end, the description of the goods must be indicated without leaving any blank lines. Where the space is not completely filled a horizontal line must be drawn below the last line of the description, the empty space being crossed through.

パラグラフ1に規定した基準が満たされているか否かを確認することを目的として、税関第9条に規定する書式が正しく記入されることを確保することは、輸出国の税関当局の責任である。特に、産品の品名のための欄について、不正な追加の可能性を完全に排除するような方法で記入されているか否かについて確認する。この目的のために、産品の品名は空白の行を伴うことなく示されなければならない。欄が完全には埋められていない場合には、品名の最終行の下に水平な線を引き、空白部分を抹消するように線を引かなければならない。（和文はいずれも筆者による仮訳）

更に、EEA（1994年1月発効）の原産地規則に関する議定書4（PROTOCOL 4　ON RULES OF ORIGIN）を見ると、その第16条5において以下のように規定されている。

ARTICLE 16　Procedure for the issue of a movement certificate EUR. 1

5. The customs authorities issuing movement certificates EUR.1 shall take any steps necessary to verify the originating status of the products and the fulfilment of the other requirements of this Protocol. For this purpose, they shall have the right to call for any evidence and to carry out any inspection of the exporter's accounts or any other check considered appropriate. They shall also ensure that

the forms referred to in paragraph 2 are duly completed. In particular, they shall check whether the space reserved for the description of the products has been completed in such a manner as to exclude all possibility of fraudulent additions.

第16条　移動証明書EUR. 1の発給のための手続

5　移動証明書EUR. 1を発給する税関当局は、産品の原産性及びこの議定書の他の要件を満たしていることを確認するために必要な措置をとる。この目的のために、当該税関当局は、いかなる証拠をも要求し、また、輸出者のアカウントの検査及びその他必要と考えられるいかなる検査をも実施する権利を有する。当該税関当局は、パラグラフ2に規定する書式が正しく記入されることを確保する。特に、産品の品名のための欄について、不正な追加の可能性を完全に排除するような方法で記入されているか否かについて確認する。（和文：筆者による仮訳）

EEAの規定は、ヤウンデ・ルール及び第1次ロメ協定からの流れを汲むものと解されるが、スイスEPAの規定はこのEEAの規定に極めて類似しているところ、EEAそのものであるかどうかは別として、ヨーロッパのFTAにおける規定の影響を強く受けているものと解されよう。

ペルーEPAにおいては、スイスEPAと同様の規定が導入されている。

それではここで、日本のEPA及びその関連文書における、関係条文を表3–99に掲げる。

表3–99

①オーストラリアEPA　第3.15条　原産地証明書　（Article 3.15 Certificate of Origin）
4　各締約国は、次のことを確保するため、権限を与えられた機関又は他の発給機関が、原産地証明書の申請に際して適正な審査を行うことを定める。
Each Party shall provide that its authorised bodies or other certification bodies carry out proper examination of each application for a Certificate of Origin to ensure that:
(a)　当該原産地証明書に記載される産品が原産品であること。
goods described therein are originating goods; and
(b)　当該原産地証明書に含まれる記載内容が、提出された補助的な文書の記載内容に相当するものであること。
the data to be contained in the Certificate of Origin corresponds to that in supporting documents submitted.
②UNCTAD合意文書　（DOCUMANTARY EVIDENCE）
3.　The governmental authority or authorized body should require the exporter to complete an application form/forms giving the necessary information to show that his declaration is correct, and shall carry out any necessary checks on the correctness of the declaration and shall, where necessary, seek confirmation of the facts from the actual producer or manufacturer of the goods or from any other person concerned. The application form should preferably be in Form B shown in Annex C and should call for all the information required in that form.
③一般特恵原産地規則
—

④旧京都規約
—
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA
⑦マレーシアEPA
—
⑧フィリピンEPA
—
⑨チリEPA
—
⑩タイEPA
—
⑪ブルネイEPA
—
⑫インドネシアEPA
—
⑬アセアン包括EPA
—
⑭ベトナムEPA
—
⑮スイスEPA　附属書2第16条　原産地証明書　（Annex II Article XVI Certificate of Origin）
7　輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、産品がいずれかの締約国の原産品であることを確認するために必要な措置をとる。当該権限のある政府当局又はその指定団体は、また、3に規定する書式が正しく記入されることを確保する。特に、当該権限のある政府当局又はその指定団体は、当該産品の品名のための欄について、不正な追加の可能性を完全に排除するような方法で記入されているか否かについて確認する。
The competent governmental authority of the exporting Party or its designees shall take any steps necessary to verify the qualification of the products as originating products of a Party. They shall also ensure that the form referred to in paragraph 3 is duly completed. In particular, they shall check whether the space reserved for the description of the products has been completed in such a manner as to exclude all possibility of fraudulent additions.
⑯インドEPA
—

⑰ペルーEPA　第54条　原産地証明書　（Article 54 Certificate of Origin）	
8	輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、産品が輸出締約国の原産品であることを確認するために必要な措置をとる。この場合において、当該権限のある当局又は発給機関は、当該産品が原産品であることについて、証拠を要求し、及び輸出者又は生産者が所有する当該産品が原産品であることに関する文書又は情報であってこの条に規定するものの検査その他の適当と認められる確認を実施する権利を有するものとする。当該権限のある当局又は発給機関は、また、原産地証明書が3に規定する書式に従って正しく記入されることを確保する。
	The competent authority of the exporting Party or its certification bodies shall take any steps necessary to verify the qualification of the goods as originating goods of the exporting Party. For this purpose, they shall have the right to call for any evidence and to carry out any inspection of the documents or information relating to the originating status of the goods held by the exporter or producer referred to in this Article or any other check considered appropriate. They shall also ensure that the form referred to in paragraph 3 is duly completed.

第3.15条5

5	輸入締約国の税関当局は、原産地証明書の有効期間の満了の日の後に当該原産地証明書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができないことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明書を受理することができる。
	A Certificate of Origin which is submitted to the customs administration of the importing Party after its expiration date may be accepted, in accordance with the laws and regulations or administrative procedures of the importing Party, when failure to observe the time-limit is due to *force majeure* or other valid causes beyond the control of the exporter, producer or importer.

1. 本規定の趣旨

本規定は、原産地証明書の有効期間満了後における当該原産地証明書の取扱いについて定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本規定の解釈

原産地証明書が、その有効期間の満了後に提出されたとしても、期限を順守できなかった理由が、災害等、やむを得ないと認められるものである場合には、国内法令等に従って受理することができるとするものである。なお、何が「やむを得ないと認められるもの」であるかについては、明示的な規定はないが、日本に関しては、下記4.に掲げるように、通達においてその解釈を示している。

4. 関連する国内法令等の概要

以下の⑴及び⑵の説明は、第3.15条2のサブパラグラフ(e)における説明と一部重複するものである。

⑴ 関税法施行令第61条第5項

原産地証明書の有効期間は原則として発給日から1年間であるが、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除く旨が、本規定において定められている。

『締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書は、これらに係る貨物の輸入申告の日（法第76条第1項に規定する郵便物にあつては、同条第3項の規定による提示の日）において、その発給又は作成の日から1年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。』（下線強調：筆者）

⑵ 関税法基本通達68-5-11⑵

原産地証明書が満たすべき要件の1つとして、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、上記⑴の関税法施行令に定める有効期間内であることが、本規定において確認的に定められている。

『⑵令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ⑴の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

（省略）

ハ　災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。

（以下、省略）』（下線強調：筆者）

⑶ 関税法基本通達68-5-15

関税法施行令第61条第5項にいう『災害その他やむを得ない理由』の意義が、本規定において下記のとおり定められている。

『令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項並びに第61条第4項及び同条第5項ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

⑴「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。

⑵「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。』

⑷ 関税法基本通達68-5-18

関税法施行令第61条第5項に規定する有効期間を経過した原産地証明書の取扱いについて、本規定において、下記のとおり定められている。

『令第61条第5項に規定する有効期間を経過した締約国原産地証明書等について同項ただし

書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書2通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち1通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。』

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、この第3.15条5に対応する（とみなされる）規定が初めて盛り込まれたのはアセアン包括EPAにおいてである（附属書4第4規則2。具体的な条文は表3–100を参照のこと。）。

ここで2004年時点におけるAFTAの原産地規則のうちのOperational Certification Procedures for the Rules of Origin of the ASEAN Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area（アセアン自由貿易地域のためのアセアン共通有効特恵関税スキームの原産地規則のための運用上の証明手続。この和文名称は筆者による仮訳）を見ると、その第13規則（Rule 13）において以下のように規定されており、アセアン包括EPAの規定への影響が見て取れよう。

> The following time limit for the presentation of the Certificate of Origin shall be observed:
> （省略）
> ⑹ Where the Certificate of Origin is submitted to the relevant Government authorities of the importing Member State after the expiration of the time-limit for its submission, such Certificate is still to be accepted when failure to observe the time-limit results from force majeure or other valid causes beyond the control of the exporter;
> 原産地証明書の提示に係る以下に掲げる時間的期限は遵守されなければならない。
> （省略）
> ⑹輸入構成国の関連する政府当局に対して提出期限が経過した後に原産地証明書が提出される場合において、当該原産地証明書は、提出のための期限を遵守することができないことが不可抗力その他の輸出者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明書は受理される。（和文は筆者による仮訳）

このアセアン包括EPAの規定への影響は不明であるが、ヤウンデ・ルールのうちDECISION No. 6/66 of the Association Council defining the methods of administrative co-operation in Customs matters for the purpose of implementing the Yaounde ConventionのANNEX　Methods of administrative co-operation in Customs matters for the purpose of implementing the Yaounde Convention）（1966年7月施行）の第15条において、以下のように規定されていることを紹介しておく。

> ARTICLE 15　Acceptance of movement certificates beyond the time-limit for their submission
> Movement certificates A. Y. 1, which are submitted to the Customs authorities of the importing Member State or Associated State after the expiry of the time-lim-

it for their submission referred to in Article 9 of Decision No. 5/66 of the Association Council, may be accepted for the purpose of applying the preferential system, where the failure to observe this time-limit results from force majeure or exceptional circumstances.

In addition to such cases, the Customs authorities of the importing Member State or Associated State may accept such movement certificates where the goods have been submitted to them before the expiry of this time-limit.

第15条　提出期限以降の移動証明書の受理

連合理事会の決定5/66の第9条に規定する提出期限の終了後に輸入締約国又は輸入関連国の税関当局に対して提出される移動証明書A. Y. 1については、この期限を遵守できないことが不可抗力又は例外的な状況に起因するものである場合には、特恵システムの適用を目的として受理することができる。（和文は筆者による仮訳）

さて、アセアン包括EPA以降のEPAにおいては、ベトナム、スイス、インド、ペルー、改正メキシコ、そしてオーストラリアの各EPAにおいて同様の規定が設けられている。

なお、アセアン-オーストラリア-NZ FTA（AGREEMENT ESTABLISHING THE ASEAN-AUSTRALIA NEW ZEALAND FREE TRADE AREA。2009年2月 署 名）の 第3章 の「運用上の証明手続に関する附属書」の第13規則（Chapter 3　ANNEX ON OPERATIONAL CERTIFICATION PROCEDURES Rule 13）の(ii)において以下のように規定されている。

The following time limits for the presentation of the Certificate of Origin shall be observed:

(ii) where the Certificate of Origin is submitted to the Customs Authority of the importing Party after the expiration of the time limit for its submission, such Certificate of Origin shall still be accepted, subject to the importing Party's domestic laws, regulations or administrative practices, when failure to observe the time limit results from force majeure or other valid causes beyond the control of the importer and/or exporter; and

原産地証明書の提示に係る以下に掲げる時間的期限は遵守されなければならない。

(ii)　輸入締約国の税関当局に対して提出期限が経過した後に原産地証明書が提出される場合において、当該原産地証明書は、提出のための期限を遵守することができないことが不可抗力その他の輸入者及び／又は輸出者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明書は受理されるものとする。（和文：筆者による仮訳）

この規定はAFTAの規定の流れを汲んでいることが見て取れるが、オーストラリアEPAの規定に影響を及ぼしている様子も窺える。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における、関係条文を表3–100に掲げる。

表3-100

①オーストラリアEPA　第3.15条　原産地証明書（Article 3.15 Certificate of Origin）
5　輸入締約国の税関当局は、原産地証明書の有効期間の満了の日の後に当該原産地証明書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができないことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明書を受理することができる。
A Certificate of Origin which is submitted to the customs administration of the importing Party after its expiration date may be accepted, in accordance with the laws and regulations or administrative procedures of the importing Party, when failure to observe the time-limit is due to *force majeure* or other valid causes beyond the control of the exporter, producer or importer.
②UNCTAD合意文書
—
③一般特恵原産地規則
—
④旧京都規約
—
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA　第39条のC　原産地証明の有効性（Article 39C Validity of Proof of Origin）
輸入締約国の税関当局は、原産地証明が提出のための最終期日の後に提出される場合において、その期限を遵守することができなかったことが輸出者又は輸入者にとって不可抗力によるものであるときは、当該原産地証明を受理することができる。
Proofs of origin which are submitted to the customs authority of the importing Party after the final date for submission may be accepted when failure to observe the time-limit is due to force majeure beyond the control of the exporter or importer.
⑦マレーシアEPA
—
⑧フィリピンEPA
—
⑨チリEPA
—
⑩タイEPA
—
⑪ブルネイEPA
—
⑫インドネシアEPA
—

⑬アセアン包括EPA　附属書4　運用上の証明手続　第4規則　原産地証明書の有効性（Annex 4 Operational Certification Procedures　Rule 4 Validity of Certificate of Origin）
2　1に規定する提出のための期間が経過した後に原産地証明書を輸入締約国の税関当局に提出する場合において、提出のための期間に関する要件に従うことができないことが不可抗力その他輸出者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明書は、受理されるものとする。
Where the CO is submitted to the customs authority of the importing Party after the expiration of the period for its submission provided for in paragraph 1, that CO shall be accepted when the failure to observe such a requirement results from force majeure or other valid causes beyond the control of the exporter or importer.
⑭ベトナムEPA　附属書3　運用上の証明手続　第4規則　原産地証明書の有効性（Annex 3 Operational Certification Procedures Rule 4 Validity of Certificate of Origin）
2　1に規定する提出のための期間が経過した後に原産地証明書を輸入締約国の税関当局に提出する場合において、提出のための期間に関する要件に従うことができないことが不可抗力その他輸出者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明書は、受理されるものとする。
Where the CO is submitted to the customs authority of the importing Party after the expiration of the period for its submission provided for in paragraph 1, that CO shall be accepted when the failure to observe such a requirement results from force majeure or other valid causes beyond the control of the exporter or importer.
⑮スイスEPA　附属書2第20条　原産地証明の有効性（Annex II Article XX Validity of Proof of Origin）
1　輸入締約国の税関当局は、原産地証明が1に規定する提出のための最終期日の後に提出される場合において、提出のための期限を遵守することが不可抗力その他輸出者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明を受理することができる。
Proofs of origin which are submitted to the customs authority of the importing Party after the final date for submission specified in paragraph 1 may be accepted when failure to observe the time-limit is due to force majeure or other valid causes beyond the control of the exporter or importer.
⑯インドEPA　附属書3　運用上の証明手続　第4節　原産地証明書の有効性（Annex 3 Operational Certification Procedures Section 4 Validity of Certificate of Origin）
2　不可抗力により有効期間が経過した後に輸入締約国の税関当局に提出された原産地証明書は、受理されるものとする。
A certificate of origin submitted to the customs authority of the importing Party after the expiration of its validity as a result of force majeure shall be accepted.
⑰ペルーEPA　第62条　原産地証明の有効性（Article 62 Validity of Proof of Origin）
3　輸入締約国の税関当局は、原産地証明が1に規定する提出のための最終期日の後に提出される場合において、定められた最終期日までに提出できなかったことが例外的な状況によるものであるときは、関税上の特恵待遇を与える目的で当該原産地証明を受理することができる。
Proofs of Origin which are submitted to the customs authority of the importing Party after the final date for ubmission specified in paragraph 1 may be accepted for the purpose of granting preferential tariff treatment, where the failure to submit these documents by the final date set is due to exceptional circumstances.

第3.15条6

6	一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明書の様式の見本及び自国の権限を与えられた機関又は他の発給機関の名称、住所、代表者の署名の見本、公の印章の図案その他の両締約国が合意する詳細を提供する。その後の変更については、速やかに通報する。
	On entry into force of this Agreement, each Party shall provide the other Party with a sample format of a Certificate of Origin, the names, addresses, specimen signatures of representatives, and impressions of the stamps or official seals and other details of its authorised bodies or other certification bodies that the Parties may agree. Any subsequent change shall be promptly notified.

1. 本規定の趣旨

本規定は、原産地証明書に関連する種々の情報（原産地証明書の様式の見本、発給機関に係る情報、発給機関が記入する署名の見本、印章の図案等）を相互に提供する旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「権限を与えられた機関又は他の発給機関」（authorised bodies or other certification bodies）：
第3.1条(a)を参照のこと。

3. 本規定の解釈

上記1.の趣旨において述べた通り、原産地証明書に関連する種々の情報を両締約国間で相互に提供するとともに、その後の変更についても速やかに通報することを義務付けたものである。

4. 関連する国内法令等の概要

特になし。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、この第3.15条6に対応する（とみなされる）規定が初めて盛り込まれたのはメキシコEPAにおいてである（第39条のA 9。具体的な条文は表2-84を参照のこと。）。

メキシコEPAにおいては、相手締約国への提供の対象は、「印章の図案」（impressions of stamps）ののみとされているが、マレーシアEPAにおいて「署名の見本」（specimen of signatures）も加えられ、同EPA以降のEPAにおいては、概ねマレーシアEPAに倣う形で規定が整備された。

ただし、チリEPA及びスイスEPAにおいては「印章の図案」のみを提供することとしており、またアセアン包括EPA及びベトナムEPAにおいては、「署名の見本」の他に「公印」（official seals）又は「印章の図案」を提供することこととされている。

なお、メキシコEPAへの影響は不明ではあるが、2004年時点のAFTAの原産地規則（Operational Certification Procedures for the Rules of Origin of the ASEAN Common Effective Preferential Tariff Scheme for the ASEAN Free Trade Area）を見ると、その第2規則（Rule 2）の(a)において以下のように規定されており、署名の見本等を他の締約国に提供するという概念は、ある程度は普遍的なものであったのではないかと考えられる。

> The Member State shall inform every other Member State of the names and addresses of the Government authorities issuing the Certificate of Origin and shall provide specimen signatures and specimen of official seals used by the Government authorities.
>
> 締約国は、原産地証明書を発給する政府当局の名称及び住所を他のすべての締約国に通知するものとし、当該政府当局により使用される署名の見本及び公印の見本を提供するとともにものとする。（和文：筆者による仮訳）

また、アセアン包括EPA及びベトナムEPAにおいて「公印」（official seals）が盛り込まれているのは、このAFTAの原産地規則の規定の影響を受けているとの推測が可能であろう。

日本のEPA及びその関連文書における、関係条文については、第2部第4章3.⑿①を参照のこと。

第3.16条　原産地証明文書（Article 3.16　Origin Certification Document）

1	第3.14条(b)に規定する原産地証明文書は、産品の輸入者、輸出者又は生産者が、この条の規定に従い、次のいずれかのものに基づいて作成することができる。
	An origin certification document referred to in subparagraph (b) of Article 3.14 may be completed, in accordance with this Article, by an importer, by an exporter, or by a producer of the good on the basis of:
(a)	当該産品が原産品であることを示す当該輸入者、輸出者又は生産者が有する情報
	the importer's, exporter's or producer's information demonstrating that the good is an originating good;
(b)	原産地証明文書が輸入者によって作成される場合には、当該産品が原産品である旨の輸出者又は生産者（輸出者が当該産品の生産者でないとき。）の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼
	in the case of an origin certification document completed by an importer, reasonable reliance on the exporter's or, if the exporter is not a producer of the good, producer's written or electronic declaration or statement that the good is an originating good; or
(c)	原産地証明文書が輸出者によって作成される場合において、当該輸出者が当該産品の生産者でないときは、当該産品が原産品である旨の生産者の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼
	in the case of an origin certification document completed by an exporter, reasonable reliance on, if the exporter is not the producer of the good, the producer's written or electronic declaration or statement that the good is an originating good.
2	原産地証明文書については、次のとおりとする。
	An origin certification document shall:
(a)	原産地証明文書に記載される産品が原産品であることを明記する。
	specify that the goods described therein are originating goods;
(b)	一又は二以上の産品に関して作成するものとし、種々の産品を含めることができる。
	be made in respect of one or more goods and may include a variety of goods;
(c)	印刷によるもの又は電子的な手段によるものとする。
	be in a print format or an electronic format;
(d)	附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。
	contain the data elements set out in Annex 3（Data Elements for Documentary Evidence of Origin）;
(e)	作成された日から1年間有効なものとする。
	remain valid for one year from the date on which it was completed; and
(f)	両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、1回限りの輸入について適用されるものとする。
	be applicable to a single importation, unless the Parties otherwise agree.
3	輸入締約国の税関当局は、原産地証明文書の有効期限の満了の日の後に当該原産地証明文書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができなかったこと

	が不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明文書を受理することができる。
	An origin certification document which is submitted to the customs administration of the importing Party after its expiration date may be accepted, in accordance with the laws and regulations or administrative procedures of the importing Party, when failure to observe the time-limit is due to *force majeure* or other valid causes beyond the control of the exporter, producer or importer.
4	一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明文書の様式の見本を提供する。当該様式のその後の変更については、速やかに通報する。
	On entry into force of this Agreement, each Party shall provide the other Party with a sample format of an origin certification document. Any subsequent change shall be promptly notified.

○　本条の趣旨

本条は、第3.14条(a)において、「原産地に関する証拠書類」（Documentary Evidence of Origin）の1つとして指定された「原産地証明文書」（Origin Certification Document）それ自体についての要件（作成者、記載事項、有効期間等）及びその取扱いに係る規定を定めるものである。

本条は見て分かる通り、第3.15条とパラレルな構造となっており、本条の各パラグラフと第3.15の各パラグラフとの対応関係は以下の通りとなっている。

第3.16条1 ⇔第3.15条1
第3.16条2 ⇔第3.15条2
第3.16条3 ⇔第3.15条5
第3.16条4 ⇔第3.15条6

したがって、本条の各パラグラフの説明については、第3.15条のそれぞれ対応するパラグラフにおける説明も併せて参照されたい。

以下、パラグラフごとに説明を行う。

第3.16条1

1	第3.14条(b)に規定する原産地証明文書は、産品の輸入者、輸出者又は生産者が、この条の規定に従い、次のいずれかのものに基づいて作成することができる。
	An origin certification document referred to in subparagraph (b) of Article 3.14 may be completed, in accordance with this Article, by an importer, by an exporter, or by a producer of the good on the basis of:
(a)	当該産品が原産品であることを示す当該輸入者、輸出者又は生産者が有する情報

	the importer's, exporter's or producer's information demonstrating that the good is an originating good;
(b)	原産地証明文書が輸入者によって作成される場合には、当該産品が原産品である旨の輸出者又は生産者（輸出者が当該産品の生産者でないとき。）の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼
	in the case of an origin certification document completed by an importer, reasonable reliance on the exporter's or, if the exporter is not a producer of the good, producer's written or electronic declaration or statement that the good is an originating good; or
(c)	原産地証明文書が輸出者によって作成される場合において、当該輸出者が当該産品の生産者でないときは、当該産品が原産品である旨の生産者の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼
	in the case of an origin certification document completed by an exporter, reasonable reliance on, if the exporter is not the producer of the good, the producer's written or electronic declaration or statement that the good is an originating good.

1. 本規定の趣旨

本規定は、原産地証明書文書の作成者及びその作成に当たっての根拠を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本規定の解釈

第2部第4章第1節の1.(3)及び3.(2)③を参照のこと。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法施行令第61条第1項第2号イ(2)

オーストラリアEPAの下での関税上の特恵待遇の適用を受けようとするために提出が必要とされる書類を下記のように規定しているが、当該条文を見て分かる通り、「経済連携協定の規定に従って作成されたもの」と規定するにとどまっている。

『(2) 当該貨物が締約国原産品であることを申告する書類であつて経済連携協定の規定に基づき作成されたもの（環太平洋包括的及び先進的協定第3章（原産地規則及び原産地手続）附属書3-A7（その他の制度）に規定する書類を含む。第5項において「締約国原産品申告書」という。）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該貨物が当該締約国原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（第4項においてこれらの書類を「締約国原産品申告書等」という。）』（下線強調：筆者）

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

本条に規定する概念は、日本のEPAにおいてはオーストラリアEPAにて初めて導入された

ものである。

他国のFTAにおける規定との関係等については、第2部第4章第1節の1.⑶を参照のこと。

第3.16条2

2	原産地証明文書については、次のとおりとする。
	An origin certification document shall:
(a)	原産地証明文書に記載される産品が原産品であることを明記する。
	specify that the goods described therein are originating goods;
(b)	一又は二以上の産品に関して作成するものとし、種々の産品を含めることができる。
	be made in respect of one or more goods and may include a variety of goods;
(c)	印刷によるもの又は電子的な手段によるものとする。
	be in a print format or an electronic format;
(d)	附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）に定める基本的な記載事項を含める。
	contain the data elements set out in Annex 3 (Data Elements for Documentary Evidence of Origin);
(e)	作成された日から1年間有効なものとする。
	remain valid for one year from the date on which it was completed; and
(f)	両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、1回限りの輸入について適用されるものとする。
	be applicable to a single importation, unless the Parties otherwise agree.

1. 本規定の趣旨

この2の規定は、原産地証明文書自体についての要件（記載事項、有効期間等）を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本規定の解釈

本規定は、基本的には、第3.15条2の規定における「原産地証明書」を「原産地証明文書」に置き換え、所要の調整を施した規定であるところ、考え方については第3.15条2の解説を参照のこと。

なお、サブパラグラフ(c)において「印刷によるもの」以外のものとして、第3.15条2では「両締約国が合意する他の媒体によるもの」とされているものが、本条では「電子的な手段によるもの」と規定されているという違いがある。これは、商取引の現状や原産地証明文書の作成者（輸出者、輸入者、生産者）の利便性等を考慮したものと解される。

4. 関連する国内法令等の概要

⑴　サブパラグラフ(d)

①　関税法基本通達68−5−11の3⑵イ

この規定において、原産品申告書（国内法令における「原産地証明文書」の呼称）の審査の留意点として、附属書3に掲げる事項が記入されていることを確認するよう定められている。

『⑵　令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ⑵の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

イ　オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。

㈠ 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

㈡ 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書においては、第三国インボイスが使用されている旨記載されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。』（下線強調：筆者）

⑵　サブパラグラフ(e)

①　関税法施行令第61条第5項

原産品申告書（原産地証明文書）の有効期間は、原産地証明書と同様に、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、原則として作成日から1年間である旨が、本規定において定められている。（なお、災害その他やむを得ない理由により1年間の有効期間を経過したものの取扱いについては、原産地証明書における取扱いと同様であり、その詳細については第3.15条5の解説を参照のこと。）

『5　締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書は、これらに係る貨物の輸入申告の日（法第76条第1項に規定する郵便物にあつては、同条第3項の規定による提示の日）において、その発給又は作成の日から1年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。』

②　関税法基本通達68−5−11の3⑵ト

原産品申告書（原産地証明文書）が満たすべき要件の1つとして、上記①の関税法施行令に定める有効期間内であること（災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除く。）が、本規定において確認的に定められている。

『⑵　令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ⑵の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。な

お、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

ホ　災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。』

⑶　サブパラグラフ(f)

①　関税法基本通達68-5-11の3⑵チ

原産品申告書（原産地証明文書）は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする旨が、チの規定の第1文の前半において以下のように規定されている（当該第1文の前半に定める「(1) イ及びニのもの」のうち「イのもの」が、オーストラリアEPAの下での原産品申告書を指している。）。これはオーストラリアEPAにおいて規定されている事項を確認的に規定したものと解される。

『⑵ 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ⑵の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

(中略)

チ　原産品申告書は、⑴イ及びニのものについては単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとし、⑴ロ、ハ及びホのものについてはその作成の日から12か月間有効なものとすることができる。なお、この場合、当該原産品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。』

②　関税法基本通達68-5-17

一通の原産品申告書（原産地証明文書）に係る貨物を分割等して輸入する場合の取扱い（関税法基本通達68-3-9を準用）が規定されている。

『1通の締約国原産地証明書等又は締約国品目証明書に記載されている貨物を分割して、逐次又は同時期に異なった税関官署に対して輸入申告又は蔵入申請等をし、EPA税率の適用を受けようとする場合の締約国原産地証明書等又は締約国品目証明書の取扱いについては、それぞれ、前記68-3-9（原産地証明書の取扱い等）の⑷及び⑸の規定を準用する。』

なお、上記の規定においては、「締約国原産地証明書等」とあるが、関税法基本通達68-5-1の柱書きにおいて

『…締約国原産地証明書等（令第61条第1項第2号イ⑴に規定する締約国原産地証明書又は同号イ⑵に規定する締約国原産品申告書をいう。以下この節において同じ。）…』

と規定されており、これと読み合わせると、オーストラリアEPAの下での原産品申告書も上記取扱いの対象となっていることが分かる。

また、関税法基本通達68-3-9及びその関連規定については、第3.15条2のサブパラグラフ(f)の解説に掲げたところ、そちらを参照されたい。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

本条に規定する概念は、日本のEPAにおいてはオーストラリアEPAにおいて初めて導入されたものである。

なお、その考え方は原産地証明書における考え方に倣ったものである。

第3.16条3

3	輸入締約国の税関当局は、原産地証明文書の有効期限の満了の日の後に当該原産地証明文書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができなかったことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明文書を受理することができる。
	An origin certification document which is submitted to the customs administration of the importing Party after its expiration date may be accepted, in accordance with the laws and regulations or administrative procedures of the importing Party, when failure to observe the time-limit is due to *force majeure* or other valid causes beyond the control of the exporter, producer or importer.

1. 本規定の趣旨

本規定は、原産地証明文書の有効期間満了後における当該原産地証明文書の取扱いについて定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本規定の解釈

原産地証明文書が、その有効期間の満了後に提出されたとしても、期限を順守できなかった理由が、災害等、やむを得ないと認められるものである場合には、国内法令等に従って受理することができるとするものである。なお、何が「やむを得ないと認められるもの」であるかについては、明示的な規定はないが、日本に関しては、下記4.に掲げるように、通達においてその解釈を示している。

4. 関連する国内法令等の概要

以下の⑴及び⑵の説明は、第3.16条2のサブパラグラフ(e)における説明と一部重複するものである。

⑴ 関税法施行令第61条第5項

原産品申告書（原産地証明文書）の有効期間は原則として作成日から1年間であるが、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除く旨が、本規定において定められている。

『締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書は、これらに係る貨物の輸入申告の日（法第76条第1項に規定する郵便物にあつては、同条第3項の規定による提示の日）において、その発給又は作成の日から1年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものであるときは、この限りでない。』（下線強調：筆者）

⑵　関税法基本通達68−5−11の3⑵ト

原産地証明書が満たすべき要件の1つとして、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、上記⑴の関税法施行令に定める有効期間内であることが、本規定において確認的に定められている。

『⑵　令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ⑵の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

（省略）

ホ　災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。

（以下、省略）』（下線強調：筆者）

⑶　関税法基本通達68−5−15

関税法施行令第61条第5項にいう『災害その他やむを得ない理由』の意義が、本規定において下記のとおり定められている。

『令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項並びに第61条第4項及び同条第5項ただし書きに規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

⑴「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。

⑵「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。』

⑷　関税法基本通達68−5−18

関税法施行令第61条第5項に規定する有効期間を経過した原産品申告書（原産地証明文書）の取扱いについて、本規定において、下記のとおり定められている。

『令第61条第5項に規定する有効期間を経過した締約国原産地証明書等について同項ただし書の規定の適用を受けようとするときは、適宜の様式による申出書2通（原本、交付用）を提出させ、やむを得ない理由があると認めたときは、うち1通（交付用）に審査印を押なつして申出者に交付する。』

なお、上記の規定においては、「締約国原産地証明書等」とあるが、関税法基本通達68−5−1の柱書きにおいて

『…締約国原産地証明書等（令第61条第1項第2号イ⑴に規定する締約国原産地証明書又は同号イ⑵に規定する締約国原産品申告書をいう。以下この節において同じ。）…』

と規定されており、これと読み合わせると、オーストラリアEPAの下での原産品申告書も上記取扱いの対象となっていることが分かる。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

本条に規定する概念は、日本のEPAにおいてはオーストラリアEPAにおいて初めて導入されたものである。

なお、その考え方は原産地証明書における考え方に倣ったものである。

第3.16条4

4	一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明文書の様式の見本を提供する。当該様式のその後の変更については、速やかに通報する。
	On entry into force of this Agreement, each Party shall provide the other Party with a sample format of an origin certification document. Any subsequent change shall be promptly notified.

1. 本規定の趣旨

本規定は、原産地証明文書の様式の見本を相互に提供する旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本条の解釈

上記1.の趣旨において述べた通り、原産地証明文書の様式の見本を両締約国間で相互に提供するとともに、その後の変更についても速やかに通報することを義務付けたものである。

4. 関連する国内法令等の概要

特になし。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

本条に規定する概念は、日本のEPAにおいてはオーストラリアEPAにおいて初めて導入されたものである。

なお、その考え方は原産地証明書における考え方に倣ったものである。

第3.17条　関税上の特恵待遇の要求
（Article 3.17　Claim for Preferential Tariff Treatment）

1	関税上の特恵待遇の要求は、原産地に関する証拠書類によって裏付けられるものとする。
	A claim for preferential tariff treatment shall be supported by Documentary Evidence of Origin.
2	この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品について、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特恵待遇を与える。
	Unless otherwise provided for in this Chapter, the importing Party shall grant preferential tariff treatment to a good imported from the exporting Party, provided that:
(a)	輸入者が輸入の際に関税上の特恵待遇を要求すること。
	the importer requests preferential tariff treatment at the time of importation;
(b)	当該産品が輸出締約国の原産品であること。
	the good qualifies as an originating good of the exporting Party; and
(c)	輸入者が、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地に関する証拠書類及び適当な場合には当該産品が原産品であることを示す他の証拠を当該輸入締約国の法令に従って提出すること。
	the importer provides, on request of the customs administration of the importing Party, Documentary Evidence of Origin and, where appropriate, other evidence that the good qualifies as an originating good, in accordance with the laws and regulations of the importing Party.
注釈1	輸入者が原産地証明書の原本を保有していることを条件として、当該輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、当該原産地証明書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明書の原本を提出させる権限を害するものではない。
Note 1:	Without prejudice to the authority of the customs administration of the importing Party to require the importer to provide the original of the Certificate of Origin, for the purposes of claiming preferential tariff treatment, the importer may present a copy of the Certificate of Origin on request of the customs administration of the importing Party, provided that the original of the Certificate of Origin is in possession of the importer.
注釈2	輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地証明文書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明文書の原本を提出させる権限を害するものではない。
Note 2:	Without prejudice to the authority of the customs administration of the importing Party to require the importer to provide the original of the origin certification document, for the purposes of claiming preferential tariff treatment, the importer may present a copy of the origin certification document on request of the customs administration of the importing Party.
3	輸入者は、要求の基礎となる原産地に関する証拠書類が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、輸入締約国の税関当局により求められる方法で輸入のための税関への申告書を修正し、及び納付すべき関税を納付すべきである。

	An importer should promptly make a corrected customs import declaration in a manner required by the customs administration of the importing Party and pay any duties owing where the importer has reason to believe that the Documentary Evidence of Origin on which a claim was based contains information that is not correct.
4	輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、自国の関係法令に従い、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、当該原産品が第3.8条に規定する原産品に関する要件を満たしていることについての証拠の提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties, the importing Party may require importers that claim preferential tariff treatment for the good to submit evidence that the good meets the requirements for an originating good specified in Article 3.8 in accordance with the applicable laws and regulations of the importing Party.
5	各締約国は、輸入者が輸入締約国の法令に従い次の事項について申請することができることを定める。
	Each Party shall provide that the importer may, in accordance with the laws and regulations of the importing Party, apply for:
(a)	オーストラリアについては、輸入者が産品の輸入の際に関税上の特恵待遇を要求しない場合には、当該産品に関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税の還付。ただし、2（b）及び（c）に規定する要件が満たされていることを条件とする。
	in the case of Australia, where the importer does not claim preferential tariff treatment at the time of importation of the good, a refund of any excess customs duties paid as a result of the good not having been granted preferential tariff treatment, provided that the requirements in subparagraphs 2（b）and（c）are met; or
(b)	日本国については、輸入者が原産品の輸入の際に原産地に関する証拠書類を所持していない場合には、関税上の特恵待遇のための担保の支払による原産地に関する証拠書類の提出の一時的猶予。当該担保は、輸入締約国の税関当局に原産地に関する証拠書類を提出した際に解除される。
	in the case of Japan, where the importer does not have Documentary Evidence of Origin in its possession at the time of importation of an originating good, the temporary deferment of the presentation of Documentary Evidence of Origin by paying the deposit for preferential tariff treatment, which will be released upon the presentation of Documentary Evidence of Origin to the customs administration of the importing Party.

○　本条の趣旨

本条は、本EPAに基づく関税上の特恵待遇が適用されるための要件及びその関連手続に係る規定を定めるものである。

本条に対応する規定は他の13本のEPAにも定められているが、本条の規定は他のEPAの規定とは構造が若干異なっており、以下に順次説明を加えることとする。

まずは1、2及び4について併せて説明し、続いて3及び5についてパラグラフごとに説明す

ることとする。

第3.17条1、2及び4

1	関税上の特恵待遇の要求は、原産地に関する証拠書類によって裏付けられるものとする。
	A claim for preferential tariff treatment shall be supported by Documentary Evidence of Origin.
2	この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品について、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特恵待遇を与える。
	Unless otherwise provided for in this Chapter, the importing Party shall grant preferential tariff treatment to a good imported from the exporting Party, provided that:
(a)	輸入者が輸入の際に関税上の特恵待遇を要求すること。
	the importer requests preferential tariff treatment at the time of importation;
(b)	当該産品が輸出締約国の原産品であること。
	the good qualifies as an originating good of the exporting Party; and
(c)	輸入者が、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地に関する証拠書類及び適当な場合には当該産品が原産品であることを示す他の証拠を当該輸入締約国の法令に従って提出すること。
	the importer provides, on request of the customs administration of the importing Party, Documentary Evidence of Origin and, where appropriate, other evidence that the good qualifies as an originating good, in accordance with the laws and regulations of the importing Party.
注釈1	輸入者が原産地証明書の原本を保有していることを条件として、当該輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、当該原産地証明書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明書の原本を提出させる権限を害するものではない。
Note 1:	Without prejudice to the authority of the customs administration of the importing Party to require the importer to provide the original of the Certificate of Origin, for the purposes of claiming preferential tariff treatment, the importer may present a copy of the Certificate of Origin on request of the customs administration of the importing Party, provided that the original of the Certificate of Origin is in possession of the importer.
注釈2	輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地証明文書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明文書の原本を提出させる権限を害するものではない。
Note 2:	Without prejudice to the authority of the customs administration of the importing Party to require the importer to provide the original of the origin certification document, for the purposes of claiming preferential tariff treatment, the importer may present a copy of the origin certification document on request of the customs administration of the importing Party.
4	輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、自国の関係法令に従い、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、当該原産品が第3.8条に規定する原産品に関する要件を満たしていることについての証拠の提出を要求することができる。

Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties, the importing Party may require importers that claim preferential tariff treatment for the good to submit evidence that the good meets the requirements for an originating good specified in Article 3.8 in accordance with the applicable laws and regulations of the importing Party.

1. 本規定の趣旨

この1、2及び4の規定は、本EPAに基づく関税上の特恵待遇が適用されるための要件及びその関連手続に係る規定を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「関税上の特恵待遇（preferential tariff treatment）」：本EPA第3.1条（j）において以下のように規定されている。

「関税上の特恵待遇」とは、第2.4条（物品の貿易―関税の撤廃又は引下げ）1の規定に従って原産品について関税を適用することをいう。

the term “preferential tariff treatment” means the application of customs duties to originating goods in accordance with paragraph 1 of Article 2.4（Trade in Goods - Elimination or Reduction of Customs Duties);

「原産地に関する証拠書類（Documentary Evidence of Origin）」：本EPAの第3.14条を参照のこと。

「この章に別段の定めがある場合を除くほか（Unless otherwise provided for in this Chapter）」：例えば、本EPAの第3.21条に基づく「原産品であることについての確認」や、第3.22条に基づく「原産品であるか否かについての確認のための訪問」の結果として、第3.23条1に基づき関税上の特恵待遇の否認を行うことはあり得るところ、そのような場合には、第3.17条2よりも当該規定が優先することを定めるものである。

3. 本規定の解釈

まず、1、2のサブパラグラフ（c）まで及び4について説明を加える。次いで、2の注釈1及び注釈2について説明する。

○1、2のサブパラグラフ（c）まで及び4について

第2部第4章の冒頭において述べた通り、関税上の特恵待遇の適用を受けるためには、実体的要件と手続的要件の両者を満たす必要があるところ、この1、2のサブパラグラフ（c）まで及び4（並びに他のEPAにおける対応規定）はその後者、すなわち手続的要件を満たすことに係る規定となっている。

さて、満たすべき実体的要件は、原産地基準と積送基準の2つがあり、それらを満たしていることを証明するためには、

①産品が原産品であることを証明する文書（すなわち原産地証明書（certificate of origin）、原産地申告（origin declaration）及び原産地証明文書（origin certification document）の3

種類のいずれか。以下この項においては、「原産地証明書等」と呼ぶ。）を提出すること
が必要であり、また必要な場合には、
②積送基準を満たしていることを証明する文書（通し船荷証券の写し、産品が通過する第三国の税関当局等による証明書等。以下この項においては、「通し船荷証券の写し等」と呼ぶ。）を提出すること
が必要である。

では、これらの事項が日本の14本のEPAにおいてどの条文に規定されているかを表3–101において整理してみよう。

同表を見て分かる通り、

・メキシコを除くシンガポールからオーストラリアまでの13本のEPAにおいては、「関税上の特恵待遇」という条において上記の①及び②が定められているが、
・メキシコEPAにおいては、①は「輸入に関する義務」という条に、②は「積替え」という条にそれぞれ規定されている。
・なお、チリEPAにおいては、①は「関税上の特恵待遇」及び「輸入に関する義務」の2つの条において定められているが、②は「関税上の特恵待遇」のみにおいて定められている。一方ペルーEPAにおいては、①及び②ともに「関税上の特恵待遇」及び「輸入に関する義務」の2つの条において定められている。

以上に見るように、メキシコEPAにおける規定振りは他の13本のEPAのそれとは異なるものとなっている（なお、チリ・ペルーの両EPAに関しては、基本的にはシンガポール・マレーシア等の各EPAと同じ構造であり、「輸入に関する義務」という条において関連規定を定めているのはメキシコEPAの影響を受けているものと解される。）。メキシコEPAにおけるこの規定の仕方はNAFTA第502条の影響を受けたものと見られる。

（参考）NAFTA第502条

Article 502: Obligations Regarding Importations

1. Except as otherwise provided in this Chapter, each Party shall require an importer in its territory that claims preferential tariff treatment for a good imported into its territory from the territory of another Party to:
   a）make a written declaration, based on a valid Certificate of Origin, that the good qualifies as an originating good;
   b）have the Certificate in its possession at the time the declaration is made;
   c）provide, on the request of that Party's customs administration, a copy of the Certificate; and
   d）promptly make a corrected declaration and pay any duties owing where the importer has reason to believe that a Certificate on which a declaration was based contains information that is not correct.

第502条　輸入に関する義務

1．この章に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、他の締約国の領域から自国

の領域に輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する自国の領域の輸入者に対して次のことを要求する。

a)　有効な原産地証明に基づき、当該産品が原産品であることについて書面による申告を行うこと。

b)　申告を行う際に原産地証明を所持すること。

c)　当該締約国の税関当局の要請に応じ、原産地証明の写しを提出すること。

d)　申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。

（和文：筆者による仮訳）

メキシコEPA第40条1の規定（具体的な条文は表3–104参照）を見ると、関税上の特恵待遇を要求する輸入者が原産地証明（proof of origin）に関して輸入申告時に義務として課されていることは、あくまでそれを所持していることであって、提出することまで義務として課されている訳ではない。原産地証明の提出は、税関当局の要請があって初めてその義務が生ずることとなっている。（現実には、税関当局は通常であれば原産地証明の提出を要請することになるであろうとことから、申告時の提出は実質的な義務であると言うことも可能であろう。）

次に各EPAにおける①及び②の規定の仕方について、上記とは少し異なる観点から表3–102及び表3–103において見てみよう。

①及び②のいずれについても、極めて大まかに述べると――あくまで「極めて大まかに述べ」ればの話であって、細かい部分での差異はかなりあることに留意されたい――以下の2つにカテゴライズされることが見て取れる。

（ⅰ）「関税上の特恵待遇を要求する輸入者に●●させる」とするものと、

（ⅱ）「輸入締約国は◆◆に基づき関税上の特恵待遇を与える」とするもの

すなわち、

「関税上の特恵待遇の適用を受けたければ●●しなさい」と規定する方式…（ⅰ）と、

「◆◆したら関税上の特恵待遇を与える」と規定する方式…（ⅱ）

ということとなる。もちろん、この両者は視点が異なるだけで、結局は同じことを述べている訳である。

なお、①については（ⅱ）のタイプのEPAが3本（スイス、ペルー、オーストラリア）あるが、②については（ⅱ）のタイプのEPAは1本（オーストラリア）のみであることが見て取れる。

○2の注釈1及び注釈2について

輸入者は、原産地証明書（注釈1）又は原産地証明文書（注釈2）に関しては、原本ではなくその写しを提出することができる旨を定めたものである。ただし、原産地証明書に関しては、輸入者がその原本を所持していることが条件として定められている。

また、輸入締約国の税関当局が、それらの写しではなく、原本を提出させることができる権限を有する（すなわち当該国の国内法令にいてその旨が規定されている）場合には、当該権限

が優先する旨が併せて規定されている。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法第68条

国内法令において、本規定に関連する規定としては、下記に掲げた関税法第68条のうちの下線を付した部分を挙げることが可能であろう。

『第68条　税関長は、第67条（輸出又は輸入の許可）の規定による申告があつた場合において輸出若しくは輸入の許可の判断のために必要があるとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益（これに相当する便益で政令で定めるものを含む。）を適用する場合において必要があるときは、契約書、仕入書その他の申告の内容を確認するために必要な書類又は当該便益を適用するために必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。』

(2) 関税法施行令第61条

上述の「政令で定めるもの」として、関税法施行令第61条第1項第2号イ及びロにおいて以下のように規定されている。このうち、イが第3.17条1及び2のサブパラグラフ（c）までに、またロが同条4に、それぞれ対応するものとなっている。

『第61条　法第68条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

二　経済連携協定（…（省略）…経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定…（省略）…をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合　次に掲げる書類

イ　当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの（以下この号において「締約国原産品」という。）であることを証明した又は申告する書類（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物（インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該貨物が締約国原産品であることにつき、経済連携協定の規定に基づき、協定締約国の権限ある当局（協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に関して権限を有する機関をいう。）が証明した書類又は当該書類の作成をすることができる者として当該権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（いずれも環太平洋包括的及び先進的協定に係るものを除く。以下この条においてこれらの書類を「締約国原産地証明書」という。）

(2) 当該貨物が締約国原産品であることを申告する書類であつて経済連携協定の規定に基づき作成されたもの（環太平洋包括的及び先進的協定第3章（原産地規則

及び原産地手続）附属書3―A7（その他の制度）に規定する書類を含む。第5項において「締約国原産品申告書」という。）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該貨物が当該締約国原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（第4項においてこれらの書類を「締約国原産品申告書等」という。）

ロ　当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、経済連携協定の我が国以外の締約国（当該締約国の関税に関する法令が施行されている当該締約国以外の国を含む。以下この号において「締約国」という。）から当該締約国以外の地域（以下この号及び第7項において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合（当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書4第3規則4（a）の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書を発給した国から当該国以外の地域を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。）にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く。第7項及び第8項において「運送要件証明書」という。）

(1) 当該締約国から非原産国を経由して本邦へ向けて運送される貨物で、当該非原産国において積替え及び一時蔵置（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）以外の取扱いがされなかつたもの

(2) 当該締約国から非原産国における博覧会等への出品（当該非原産国の保税地域その他これに準ずる場所において当該非原産国の税関の監督下で行われるものに限る。）のため送り出された貨物で、当該非原産国から本邦に送り出されるもの（当該貨物の当該非原産国から本邦までの運送が直接運送品又は（1）に該当する貨物に係る運送に準ずるものである場合に限る。）』

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

第2部第4章第1節の1.（1）において述べた通り、ヤウンデ・ルールの第6条において特恵待遇を受けるためには、movement certificate A.Y. 1の提出が必須である旨が規定されている。

また、UNCTAD合意文書のDOCUMANTARY EVIDENCEの1.において、一般特恵制度の下での特恵待遇の要求は適切な証拠書類によって裏付けられるものとする（shall be supported by appropriate documentary evidence）との規定が定められている（具体的な規定は表3–104参照）。

日本の一般特恵原産地規則（関税暫定措置法施行令第27条第1項柱書き）においては、「特恵待遇の適用を受けようとする者は、原産地証明書を提出しなければならない」旨の規定が定

められている。

シンガポールEPAにおいては、これらの流れも踏まえ、交渉の結果、

『輸入締約国は、第14条1に定める関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、他方の締約国の原産品についての原産地証明を要求することができる。』

と規定された。

シンガポールEPAに続くメキシコEPAにおいては、交渉の結果、NAFTA第502条（輸入に関する義務）の影響を受ける形で規定が整備された。

その次のマレーシアEPAにおいては、シンガポールEPAの形式に倣う形で規定が定められた。以降オーストラリアEPAに至るまで、このスタイルで規定が整備されている、

それではここで、日本のEPA及びその関連文書における関係条文のうち、第3.17条1及び2対応するものを表3–104に、また、第3.17条4に対応するものを表3–105にそれぞれ掲げる。

第3.17条3

3	輸入者は、要求の基礎となる原産地に関する証拠書類が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、輸入締約国の税関当局により求められる方法で輸入のための税関への申告書を修正し、及び納付すべき関税を納付すべきである。 An importer should promptly make a corrected customs import declaration in a manner required by the customs administration of the importing Party and pay any duties owing where the importer has reason to believe that the Documentary Evidence of Origin on which a claim was based contains information that is not correct.

1. 本規定の趣旨

本規定は、原産地に関する証拠書類に不正確な情報が含まれていると輸入者が信ずるに足りる理由がある場合においては、輸入者に対して輸入申告の修正及び必要な関税の納付を行うことを勧奨するものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本規定の解釈

本規定の意義は上記1.で述べた通りであるが、shallではなくshouldが用いられており、輸入者に対する勧奨であることに留意されたい。

4. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、本規定に対応する規定が初めて導入されたのは、メキシコEPA第40条（輸入に関する義務）の1（d）においてである。

その後のEPAにおいては、メキシコEPAの影響をある程度受けているものと解されるチリEPA及びペルーEPAのいずれも輸入に関する義務を定めた条文において定められている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–106に掲げる。

第3.17条5

5	各締約国は、輸入者が輸入締約国の法令に従い次の事項について申請することができることを定める。
	Each Party shall provide that the importer may, in accordance with the laws and regulations of the importing Party, apply for:
(a)	オーストラリアについては、輸入者が産品の輸入の際に関税上の特恵待遇を要求しない場合には、当該産品に関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税の還付。ただし、2（b）及び（c）に規定する要件が満たされていることを条件とする。
	in the case of Australia, where the importer does not claim preferential tariff treatment at the time of importation of the good, a refund of any excess customs duties paid as a result of the good not having been granted preferential tariff treatment, provided that the requirements in subparagraphs 2（b）and（c）are met; or
(b)	日本国については、輸入者が原産品の輸入の際に原産地に関する証拠書類を所持していない場合には、関税上の特恵待遇のための担保の支払による原産地に関する証拠書類の提出の一時的猶予。当該担保は、輸入締約国の税関当局に原産地に関する証拠書類を提出した際に解除される。
	in the case of Japan, where the importer does not have Documentary Evidence of Origin in its possession at the time of importation of an originating good, the temporary deferment of the presentation of Documentary Evidence of Origin by paying the deposit for preferential tariff treatment, which will be released upon the presentation of Documentary Evidence of Origin to the customs administration of the importing Party.

1. 本規定の趣旨

本規定は、両国の国内法令における規定のうち、関税上の特恵待遇の要求に関連する補足的なものについて定めるものである。日本に関しては、輸入者が輸入申告の際に原産地に関する証拠書類を保持していない場合の取扱いを定めている。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本規定の解釈

サブパラグラフ（b）について説明を加える。

輸入者が輸入申告の際に原産地に関する証拠書類を保持していない場合、まずは当該書類の入手に努めるべきところではあるが、貨物の引取りを急ぐ必要があり、当該書類の入手がそれに間に合わないといった状況も考えられるところ、そのような場合については関税法に規定するいわゆる「輸入許可前引取り」という制度を利用することとなる。

本規定は、国内法に基づき実施されている取扱いについての透明性等を確保するとの観点から、協定においても明示的に規定したものと解される。

4. 関連する国内法令等の概要

関税法第73条第1項において、以下のような規定が定められている。

『第73条　外国貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額（過少申告加算税並びに第12条の4第1項及び第3項（同条第1項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に相当する額を除く。）に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。』

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の他の13本のEPAにおいては、本規定に完全に対応する規定は導入されておらず(注：ペルーEPAについては後述)、このような規定が定められるのは、オーストラリアEPAが初めてである。それまでのEPAの下では、日本への輸入に関して上記3.で述べた通り、国内法に基づき対応していたものである。

なお、本規定に類似する規定として、輸入者が輸入申告の際に原産地に関する証拠書類を保持していない場合に関して、

①メキシコ・チリの各EPAにおいては、「輸入から1年以内に当該証拠書類を提出することができることを確保する」旨が、また、

②ペルーEPAにおいては、「輸入から1年以内に当該証拠書類を提出する場合には、超過して徴収された関税又は提供された担保の払戻し又は解除を申請することができる」旨がそれぞれ規定されている。

これを見ると、ペルーEPAの規定の内、下線を付した部分は、オーストラリアEPAにおける本規定と一部対応していることが理解できる。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3-107に掲げる。

表3-101

EPA	「関税上の特恵待遇の要求」		「輸入に関する義務」	
	原産地基準を満たしていることの証明	積送基準を満たしていることの証明	原産地基準を満たしていることの証明	積送基準を満たしていることの証明
シンガポール	第29条1	第29条3	—	—
メキシコ	—	—	第40条1（b）、(c)	第35条2（#）
マレーシア	第39条1	第39条3	—	—
フィリピン	第40条1	第40条3	—	—
チリ	第43条1	第43条4	第46条1（b）、(c)	—
タイ	第39条1	第39条3	—	—
ブルネイ	第36条1	第36条4		
インドネシア	第40条1	第40条3	—	—

アセアン包括	附属書4第3規則1(a)（＊）	附属書4第3規則1（b)、3（＊）	―	―
ベトナム	附属書3第3規則1(a)（＊）	附属書3第3規則1（b)、4（＊）	―	―
スイス	附属書2第21条1	附属書2第21条3	―	―
インド	附属書3第2節1	附属書3第2節3	―	―
ペルー	第60条1	第60条3	第61条1（b)、(d)	第61条1（c)、(d)
オーストラリア	第3.17条2（c)	第3.17条2（c)	―	―

（#）：メキシコEPAにおいては、第40条が「輸入に関する義務」という条文で、第35条はそのタイトルが「積替え」という条文である。

（＊）：アセアン包括EPA附属書4第3規則及びベトナムEPA附属書3第3規則のタイトルは「関税上の特恵待遇の要求」ではなく、いずれも「原産地証明書の提出」である。

表3-102　①に係る規定の概要

（ｉ）	a.	「輸入締約国は原産地証明を要求することができる（may require)」又は 「輸入締約国は原産地証明書（等）の提出を要求する（shall require)」	シンガポール マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、
	b.	「輸入者は原産地証明書を提出する（shall be submitted)」	アセアン包括、ベトナム、インド
	c.	「関税上の特恵待遇の要求は、原産地に関する証拠書類によって裏付けられる（shall be supported)	オーストラリア
	d.	「輸入締約国は次のことを要求する（shall require)」 (その上で、要求内容（書面による申告、申告時における原産地証明書の所持等）について詳細に規定)	メキシコ、チリ、ペルー
（ii）	a.	「輸入締約国は提出される原産地証明に基づき特恵待遇を与える（on the basis of the proof of origin submitted)」	スイス、ペルー
	b.	「輸入締約国は、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特恵待遇を与える」 (その上で、条件（原産地に関する証拠書類等の提出等）について規定)	オーストラリア

表3-103　②に係る規定の概要

（ｉ）	a.	「輸入締約国は通し船荷証券等の提出を要求することができる（may require）」	シンガポール、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム、スイス、インド、ペルー
	b.	「積替えの際に原産品としての資格を失っていないことについて証拠を提出する（shall be provided）」	メキシコ
（ii）	a.	「輸入締約国は、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特恵待遇を与える」 （その上で、条件（原産品であることを示す他の証拠の提出）について規定）	オーストラリア

表3-104

①オーストラリアEPA　第3.17条　関税上の特恵待遇の要求（Article 3.17　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	関税上の特恵待遇の要求は、原産地に関する証拠書類によって裏付けられるものとする。
	A claim for preferential tariff treatment shall be supported by Documentary Evidence of Origin.
2	この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品について、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特恵待遇を与える。
	Unless otherwise provided for in this Chapter, the importing Party shall grant preferential tariff treatment to a good imported from the exporting Party, provided that:
(a)	輸入者が輸入の際に関税上の特恵待遇を要求すること。
	the importer requests preferential tariff treatment at the time of importation;
(b)	当該産品が輸出締約国の原産品であること。
	the good qualifies as an originating good of the exporting Party; and
(c)	輸入者が、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地に関する証拠書類及び適当な場合には当該産品が原産品であることを示す他の証拠を当該輸入締約国の法令に従って提出すること。
	the importer provides, on request of the customs administration of the importing Party, Documentary Evidence of Origin and, where appropriate, other evidence that the good qualifies as an originating good, in accordance with the laws and regulations of the importing Party.
注釈1	輸入者が原産地証明書の原本を保有していることを条件として、当該輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、当該原産地証明書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明書の原本を提出させる権限を害するものではない。

Note 1:	Without prejudice to the authority of the customs administration of the importing Party to require the importer to provide the original of the Certificate of Origin, for the purposes of claiming preferential tariff treatment, the importer may present a copy of the Certificate of Origin on request of the customs administration of the importing Party, provided that the original of the Certificate of Origin is in possession of the importer.
注釈2	輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地証明文書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明文書の原本を提出させる権限を害するものではない。
Note 2:	Without prejudice to the authority of the customs administration of the importing Party to require the importer to provide the original of the origin certification document, for the purposes of claiming preferential tariff treatment, the importer may present a copy of the origin certification document on request of the customs administration of the importing Party.
②UNCTAD合意文書（DOCUMANTARY EVIDENCE）	
1.	A claim that goods shall be eligible for preferential tariff treatment under the system shall be supported by appropriate documentary evidence as to origin and consignment.
③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法施行令第27条第1項）	
	特恵受益国等を原産地とする物品（以下「特恵受益国原産品」という。）について、法第8条の2第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品が特恵受益国原産品であることを証明した書類（以下「原産地証明書」という。）を税関長に提出しなければならない。ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。
	（以下、省略）
④旧京都規約　附属書D2　原産地に関する証拠書類についての附属書（Annex D.2　Annex concerning documentary evidence of origin）	
2	Standard
	Documentary evidence of origin may be required only when it is necessary for the application of preferential Customs duties, of economic or trade measures adopted unilaterally or under bilateral or multilateral agreements or of measures adopted for reasons of health or public order.
⑤シンガポールEPA　第29条　関税上の特恵待遇の要求（Article 29　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国は、第14条1に定める関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、他方の締約国の原産品についての原産地証明を要求することができる。
	The importing Party may require a certificate of origin for an originating good of the other Party from importers who claim the preferential tariff treatment provided for in paragraph 1 of Article 14 for the good.
⑥メキシコEPA　第40条　輸入に関する義務（Article 40　Obligations Regarding Importations）	
	この節に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。

	Except as otherwise provided for in this Section, each Party shall require an importer that claims preferential tariff treatment for a good imported from the other Party to:
(a)	有効な原産地証明に基づき、当該産品が原産品であることについて書面による申告を行うこと。
	make a written declaration, based on a valid proof of origin, that the good qualifies as an originating good;
(b)	申告を行う際に原産地証明を所持すること。
	have the proof of origin in its possession at the time the declaration is made;
(c)	税関当局の要請に応じ、原産地証明を提出すること。
	provide the proof of origin on the request of the customs authority; and
(d)	申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。
	promptly make a corrected declaration and pay any duties owing where the importer has reason to believe that a proof of origin on which a declaration was based contains information that is not correct.
	輸入者は、第39条の規定にかかわらず、第10条に規定する統一規則の附属書2–Bに「具体的に記述する産品」として定める原産品について関税上の特恵待遇を要求する場合には、原産地証明書を提出する。
	Notwithstanding the provisions of Article 39, the importer shall submit a Certificate of Origin for claiming preferential tariff treatment for the originating goods specified as “Specifically Described Goods” in Annex 2-B of the Uniform Regulations referred to in Article 10.
⑦マレーシアEPA　第39条　関税上の特恵待遇の要求（Article 39　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。
	The importing Country shall require a certificate of origin for an originating good of the exporting Country from importers who claim the preferential tariff treatment for the good.
⑧フィリピンEPA　第40条　関税上の特恵待遇の要求（Article 40　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。
	The importing Party shall require a certificate of origin for an originating good of the exporting Party from importers who claim the preferential tariff treatment for the good.
⑨チリEPA　第43条　関税上の特恵待遇の要求（Article 43　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。

	The customs authority of the importing Party shall require a certificate of origin for an originating good of the exporting Party from importers who claim the preferential tariff treatment for the good.
⑩タイEPA　第39条　関税上の特恵待遇の要求（Article 39　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。
	The importing Party shall require a certificate of origin for an originating good of the exporting Party from importers who claim the preferential tariff treatment for the good.
⑪ブルネイEPA　第36条　関税上の特恵待遇の要求（Article 36　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。
	The importing Party shall require a certificate of origin for an originating good of the exporting Party from importers who claim the preferential tariff treatment for the good.
⑫インドネシアEPA　第40条　関税上の特恵待遇の要求（Article 40　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、輸出締約国の原産品についての原産地証明書の提出を要求する。
	The importing Party shall require a certificate of origin for an originating good of the exporting Party from importers who claim the preferential tariff treatment for the good.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第3規則　原産地証明書の提示（Annex 4　Rule 3　Presentation of Certificate of Origin）	
1	輸入者は、関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。
	For the purposes of claiming preferential tariff treatment, the following shall be submitted to the customs authority of the importing Party by the importer:
(a)	有効な原産地証明書
	a valid CO; and
(b)	輸入締約国の法令に従い要求される他の書類（例えば、仕入書（第三国で発給されたものを含む。）及び輸出締約国において発給された通し船荷証券）
	other documents as required in accordance with the laws and regulations of the importing Party（e.g. invoices, including third country invoices, and a through bill of lading issued in the exporting Party）.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第3規則　原産地証明書の提示（Annex 3　Rule 3　Presentation of Certificate of Origin）	
1	輸入者は、関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。

	For the purposes of claiming preferential tariff treatment, the following shall be submitted to the customs authority of the importing Party by the importer:
(a)	有効な原産地証明書
	a valid CO; and
(b)	輸入締約国の法令に従い要求される他の書類（例えば、仕入書（第三国で発給されたものを含む。）及び輸出締約国において発給された通し船荷証券）
	other documents as required in accordance with the laws and regulations of the importing Party（e.g. invoices, including third country invoices, and a through bill of lading issued in the exporting Party）.
⑮スイスEPA　附属書2第21条　関税上の特恵待遇の要求（Annex II　Article XXI　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	輸出締約国又は輸入締約国の原産品であって、当該輸出締約国の関税地域から輸入されるものについて関税上の特恵待遇を要求する輸入者が当該輸入締約国の関税地域において適用される手続に従って原産地証明を提出する場合には、当該輸入締約国は、この協定に従って当該関税上の特恵待遇を与える。
	The importing Party shall grant preferential tariff treatment in accordance with this Agreement to an originating product of the importing Party or the exporting Party, imported from the customs territory of the exporting Party, on the basis of the proof of origin submitted by the importer who claims preferential tariff treatment in accordance with the procedures applicable in the customs territory of the importing Party.
⑯インドEPA　附属書3　第2節　関税上の特恵待遇の要求（Annex 4　Section 2　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入者は、輸出締約国の原産品について関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の法令に従い要求される書類とともに、輸入締約国の税関当局に対し、原産地証明書を提出する。
	For the purposes of claiming the preferential tariff treatment for an originating good of the exporting Party, a certificate of origin shall be submitted to the customs authority of the importing Party by the importer, together with the documents required for the importation of the good in accordance with the laws and regulations of the importing Party.
⑰ペルーEPA　第60条　関税上の特恵待遇の要求（Article 60　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	輸出締約国の原産品について、輸入者が輸入の際に輸入締約国において適用される手続に従って関税上の特恵待遇を要求する場合には、輸入締約国は、この協定に従い、輸入締約国の求めに応じ輸入者が提出する原産地証明に基づき当該関税上の特恵待遇を与える。
	The importing Party shall grant preferential tariff treatment in accordance with this Agreement to an originating good of the exporting Party on the basis of a Proof of Origin submitted, when it is required, by the importer who claims preferential tariff treatment at the time of importation, in accordance with the procedures applicable in the importing Party.

表3-105

①オーストラリアEPA　第3.17条　関税上の特恵待遇の要求（Article 3.17　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
4	輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、自国の関係法令に従い、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、当該原産品が第3.8条に規定する原産品に関する要件を満たしていることについての証拠の提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties, the importing Party may require importers that claim preferential tariff treatment for the good to submit evidence that the good meets the requirements for an originating good specified in Article 3.8 in accordance with the applicable laws and regulations of the importing Party.
②UNCTAD合意文書（DIRECT CONSIGNMENT）	
3.	For the purposes of paragraph 2 (ii) (b) above, where transportation is effected through the territory of one or more countries, the customs authorities of the importing preference-giving country may require the importer to produce documentary evidence from the customs authorities which supervise the transit of the goods that the goods have remained under the customs control appropriate in the transit countries relating to those goods and have not undergone any operations there other than those referred to in 2 (ii) (b) above, together with the date of unloading or loading of the goods and particulars to identify the vessels or other means of transport concerned. In the absence of such documentary evidence, the customs authorities in the importing preference-giving country may take into account any other evidence produced by the importer or the exporter of the goods in question.
③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法施行令第31条）	
1	特恵受益国原産品のうち次に掲げる物品以外の物品については、法第8条の2第1項又は第3項の規定は、適用しない。
1	その原産地である特恵受益国等から当該特恵受益国等以外の地域（以下この条において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送される物品
2	その原産地である特恵受益国等から非原産国を経由して本邦へ向けて運送される物品で、当該非原産国において運送上の理由による積替え及び一時蔵置以外の取扱いがされなかつたもの
3	その原産地である特恵受益国等から非原産国における一時蔵置又は博覧会、展示会その他これらに類するもの（以下この条において「博覧会等」という。）への出品のため輸出された物品で、その輸出をした者により当該非原産国から本邦に輸出されるもの（当該物品の当該非原産国から本邦までの運送が前二号の運送に準ずるものである場合に限る。）
2	（省略）
3	第1項第2号又は第3号に掲げる物品について法第8条の2第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品についての輸入申告に際し、当該物品が当該各号に掲げる物品に該当することを証する書類として、次に掲げる書類のいずれかを提出しなければならない。ただし、課税価格の総額が20万円以下の物品又は特例申告貨物については、この限りでない。

	1	当該物品の原産地である特恵受益国等から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し
	2	第1項第2号又は第3号に規定する積替え、一時蔵置又は博覧会等への出品がされた非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書
	3	前二号に掲げる書類以外の書類で税関長が適当と認めるもの
4		（省略）
5		第3項第2号の証明書は、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。
	1	当該物品の記号、番号、品名及び数量
	2	非原産国における当該物品の船舶、航空機又は車両に対する積卸の年月日及び当該船舶、航空機又は車両の名称、登録記号又は種類
	3	前号の積卸がされた非原産国における当該物品の取扱いの状況
④旧京都規約		
	—	
⑤シンガポールEPA　第29条　関税上の特恵待遇の要求（Article 29　Claim for Preferential Tariff Treatment）		
3		他方の締約国の原産品が一又は二以上の第三国の領域を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、第14条1に定める関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、通し船荷証券の写し又は当該第三国の税関当局その他の関連する団体が発行する証明書その他の情報であって、当該領域において積卸し及び産品を良好な状態に保存する作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するものの提出を要求することができる。
		Where originating goods are imported through the territory or territories of one or more non-Parties, the importing Party may request importers, who claim the preferential tariff treatment provided for in paragraph 1 of Article 14 for the goods, to submit a copy of through bill of lading, or a certificate or any other information given by the customs administration of such non-Parties or other relevant entities, which evidences that they do not undergo operation other than unloading, reloading or operations to preserve them in good condition in such territory or territories.
⑥メキシコEPA　第35条　積替え（Article 35　Transshipment）		
1		原産品は、第22条に定める要件を満たす生産が行われた場合であっても、次に掲げるときは、非原産品とみなす。
		An originating good shall be considered as nonoriginating, even if it has undergone production that satisfies the requirements of Article 22 if, subsequent to that production, outside the Areas of the Parties, the good:
	(a)	生産された後、両締約国の区域外において更なる生産又は作業（積卸し又は当該原産品を良好な状態に保存するため若しくは他方の締約国に輸送するために必要なその他の作業を除く。）が行われるとき
		undergoes further production, or operations other than unloading, reloading or any other operation necessary to preserve it in good condition or to transport it to the other Party; or

(b)	一又は二以上の第三国において積替え又は一時蔵置が行われる場合において、当該原産品が継続して当該第三国の税関当局の監督下にないとき
	does not remain under surveillance of the customs authorities in one or more non-Parties where it undergoes transshipment or temporary storage in those non-Parties.
2	原産品が1の規定により原産品としての資格を失っていないことについては、輸入締約国の税関当局に対して証拠を提出する。
	Evidence that an originating good has not lost its originating condition by means of paragraph 1 above shall be provided to the customs authority of the importing Party.
⑦マレーシアEPA　第39条　関税上の特恵待遇の要求（Article 39　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
3	輸出締約国の原産品が第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Country is imported through third States, the importing Country may require importers, who claim the preferential tariff treatment for the good, to submit:
(a)	通し船荷証券の写し
	a copy of through bill of lading; or
(b)	当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
	a certificate or any other information given by the customs authorities of such third States or other relevant entities, which evidences that it has not undergone operations other than unloading, reloading or any other operation to preserve it in good condition in those third States.
⑧フィリピンEPA　第40条　関税上の特恵待遇の要求（Article 40　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
3	輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties, the importing Party may require importers, who claim the preferential tariff treatment for the good, to submit:
(a)	通し船荷証券の写し
	a copy of through bill of lading; or
(b)	当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
	a certificate or any other information given by the customs authorities of such non-Parties or other relevant entities, which evidences that it has not undergone operations other than unloading, reloading or any other operation necessary to preserve it

	in good condition in those non-Parties.
⑨チリEPA　第43条　関税上の特恵待遇の要求（Article 43　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
4	3に規定する場合を除くほか、輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国の税関当局は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties except for the case referred to in paragraph 3, the customs authority of the importing Party may require importers, who claim the preferential tariff treatment for the good, to submit:
(a)	通し船荷証券の写し
	a copy of through bill of lading; or
(b)	当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
	a certificate or any other information given by the customs authorities of such non-Parties or other relevant entities, which evidences that the good has not undergone operations other than unloading, reloading and any other operation to preserve it in good condition in those non-Parties.
⑩タイEPA　第39条　関税上の特恵待遇の要求（Article 39　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
3	輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties, the importing Party may require importers, who claim the preferential tariff treatment for the good, to submit:
(a)	通し船荷証券の写し
	a copy of through bill of lading; or
(b)	当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
	a certificate or any other information given by the customs authorities of such non-Parties or other relevant entities, which evidences that it has not undergone operations other than unloading, reloading or any other operation to preserve it in good condition in those non-Parties.
⑪ブルネイEPA　第36条　関税上の特恵待遇の要求（Article 36　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
4	3に規定する場合を除くほか、輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties except for the case referred to in paragraph 3, the importing Party may require importers, who claim the preferential tariff treatment for the good, to submit:
(a)	通し船荷証券の写し
	a copy of through bill of lading; or
(b)	当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
	a certificate or any other information given by the customs authorities of such non-Parties or other relevant entities, which evidences that the good has not undergone operations other than unloading, reloading and any other operation to preserve it in good condition in those non-Parties.
⑫インドネシアEPA　第40条　関税上の特恵待遇の要求（Article 40　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
3	輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties, the importing Party may require importers, who claim the preferential tariff treatment for the good, to submit:
(a)	通し船荷証券の写し
	a copy of through bill of lading; or
(b)	当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
	a certificate or any other information given by the customs authorities of such non-Parties or other relevant entities, which evidences that the good has not undergone operations other than unloading, reloading and any other operation to preserve it in good condition in those non-Parties.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第3規則　原産地証明書の提示（Annex 4　Rule 3　Presentation of Certificate of Origin）	
1	輸入者は、関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。
	For the purposes of claiming preferential tariff treatment, the following shall be submitted to the customs authority of the importing Party by the importer:
(a)	有効な原産地証明書
	a valid CO; and
(b)	輸入締約国の法令に従い要求される他の書類（例えば、仕入書（第三国で発給されたものを含む。）及び輸出締約国において発給された通し船荷証券）

	other documents as required in accordance with the laws and regulations of the importing Party（e.g. invoices, including third country invoices, and a through bill of lading issued in the exporting Party）.
3	輸出締約国の原産品が一若しくは二以上の締約国（輸出締約国及び輸入締約国を除く。）又は第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more of the Parties other than the exporting Party and the importing Party, or non-Parties, the importing Party may require importers who claim preferential tariff treatment for the good to submit:
(a)	通し船荷証券の写し
	a copy of through bill of lading; or
(b)	当該一若しくは二以上の締約国又は当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該一若しくは二以上の締約国又は当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
	a certificate or any other information given by the customs authorities of such one or more Parties or non-Parties, or other relevant entities, which proves that the good has not undergone operations other than unloading, reloading and any other operation to preserve it in good condition in those Parties or non-Parties.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第3規則　原産地証明書の提示（Annex 3　Rule 3　Presentation of Certificate of Origin）	
1	輸入者は、関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。
	For the purposes of claiming preferential tariff treatment, the following shall be submitted to the customs authority of the importing Party by the importer:
(a)	有効な原産地証明書
	a valid CO; and
(b)	輸入締約国の法令に従い要求される他の書類（例えば、仕入書（第三国で発給されたものを含む。）及び輸出締約国において発給された通し船荷証券）
	other documents as required in accordance with the laws and regulations of the importing Party（e.g. invoices, including third country invoices, and a through bill of lading issued in the exporting Party）.
4	輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties, the importing Party may require importers who claim preferential tariff treatment for the good to submit:
(a)	通し船荷証券の写し

	a copy of through bill of lading; or
(b)	当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
	a certificate or any other information given by the customs authorities of such non-Parties, or other relevant entities, which proves that the good has not undergone operations other than unloading, reloading, and any other operation to preserve it in good condition in those non-Parties.
⑮スイスEPA　附属書2第21条　関税上の特恵待遇の要求（Annex II　Article XXI　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
3	いずれかの締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
	Where an originating product of a Party is imported through one or more non-Parties, the importing Party may require importers who claim preferential tariff treatment for that product to submit:
(a)	通し船荷証券の写し
	a copy of through bill of lading; or
(b)	当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において貨物の分割及び産品を良好な状態に保存することを目的とした積卸しその他の工程以外の工程が当該原産品について行われていないことを証明するもの
	a certificate or any other information given by the customs authority of such non-Parties or other relevant entities, which evidences that the product has not undergone operations other than splitting up of the consignment, and unloading, reloading and any other operation designed to preserve it in good condition in those non-Parties.
⑯インドEPA　附属書3　第2節　関税上の特恵待遇の要求（Annex 3　Section 2　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
3	輸出締約国の原産品が第34条の規定に従い一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国の税関当局は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties as provided for in Article 34, the customs authority of the importing Party may require the importer, who claims the preferential tariff treatment for the good, to submit:
(a)	輸出港及び輸入港を明示した通し船荷証券の写し
	a copy of through bill of lading indicating the port of exportation and importation; or
(b)	当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し及び産品を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの

	a certificate or any other information given by the customs authorities of such non-Parties or other relevant entities, which evidences that the good has not undergone operations other than unloading, reloading and any other operation to preserve it in good condition in those non- Parties.
4	3の規定にかかわらず、輸入締約国の税関当局は、輸入者に対し、第11節に規定する運用上の手続の関連規定に従い、3（a）に規定する通し船荷証券の写しに加えて3（b）に規定する書類の提出を要求することができる。
	Notwithstanding paragraph 3, the customs authority of the importing Party may require the importer to submit documents provided for in subparagraph 3（b）in addition to a copy of through bill of lading provided for in subparagraph 3（a）in accordance with the relevant provisions of Implementing Procedures referred to in Section 11.
⑯インドEPA　運用上の手続　第13規則　附属書3第2節4の下で税関当局により要求される書類（Implementing Procedures　Rule 13　Documents required by the Customs Authority under paragraph 4 of Section 2 of Annex 3（OCP））	
	この協定の第34条に規定する積送基準を満たしている場合において、輸入締約国の税関当局は、以下に掲げるような状況の下においては、通し船荷証券の写しがすでに提出されている場合であっても、輸入者に対し、附属書3（運用上の証明手続）の第2節3（b）に規定する書類の提出を要求することができる。
	In fulfillment of the consignment criteria stipulated in Article 34 of the Agreement, the customs authority of the importing Party may, under circumstances such as listed below, require the importer to submit document（s）provided for in paragraph 3（b）of Section 2 of Annex 3（OCP）, even when a copy of through bill of lading provided for in paragraph 3（a）has already been submitted:
（a）　コンテナが開かれている場合	
	where the container has been opened;
（b）　コンテナのシール番号が変更されている場合	
	where the seal number of container has been changed;
（c）　コンテナ番号が変更されている場合	
	where the container number has been changed;
（d）　包装が開かれている場合	
	where the package has been opened.
⑰ペルーEPA　第60条　関税上の特恵待遇の要求（Article 60　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
3	輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のものの提出を要求することができる。
	Where an originating good of the exporting Party is imported through one or more non-Parties, the importing Party may require importers who claim preferential tariff treatment for that good to submit:

(a)	日本国については、次のいずれかのもの
	in the case of Japan:
(ⅰ)	通し船荷証券の写し
	a copy of the through bill of lading; or
(ⅱ)	第三国の税関当局その他関連する団体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において積卸し以外の作業及び産品を良好な状態に保存するために必要な他の作業以外の作業が当該原産品について行われていないことを証明するもの
	a certificate or any other information given by the customs authority of such non-Parties or other relevant entities, which evidences that the good has not undergone operations other than unloading, reloading and any other operation to preserve it in good condition in those non-Parties; and
(b)	ペルーについては、次のもの
	in the case of Peru:
(ⅰ)	経由又は積替えの場合には、運送に係る文書（例えば、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類）であって、輸出締約国から輸入締約国への輸送を証明するもの
	in the case of transit or transshipment: the transportation documents, such as the air waybill, the bill of lading, or the multimodal or combined transportation document, that certify the transport from the exporting Party to the importing Party, as the case may be; and
(ⅱ)	蔵置の場合には、運送に係る文書（例えば、航空貨物運送状、船荷証券、複合運送に関する書類）であって、輸出締約国から輸入締約国への輸送を証明するもの及び当該蔵置を許可した第三国の税関当局その他権限のある当局により当該第三国の法令に従って発給された文書
	in the case of storage: the transportation documents, such as the air waybill, the bill of lading, or the multimodal or combined transportation document, that certify the transport from the exporting Party to the importing Party, as the case may be, as well as, the documents issued by the customs authority or other competent authority of the non-Party that authorized this operation, according to its domestic legislation.

（インドEPA運用上の手続第13規則における和文は筆者による仮訳）

表3–106

①オーストラリアEPA　第3.17条　関税上の特恵待遇の要求（Article 3.17　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
3	輸入者は、要求の基礎となる原産地に関する証拠書類が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、輸入締約国の税関当局により求められる方法で輸入のための税関への申告書を修正し、及び納付すべき関税を納付すべきである。

	An importer should promptly make a corrected customs import declaration in a manner required by the customs administration of the importing Party and pay any duties owing where the importer has reason to believe that the Documentary Evidence of Origin on which a claim was based contains information that is not correct.
②UNCTAD合意文書	
	—
③一般特恵原産地規則	
	—
④旧京都規約	
	—
⑤シンガポールEPA	
	—
⑥メキシコEPA　第40条　輸入に関する義務（Article 40　Obligations Regarding Importations）	
1	この節に別段の定めがある場合を除くほか、各締約国は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。
	Except as otherwise provided for in this Section, each Party shall require an importer that claims preferential tariff treatment for a good imported from the other Party to:
(d)	申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。
	promptly make a corrected declaration and pay any duties owing where the importer has reason to believe that a proof of origin on which a declaration was based contains information that is not correct.
⑦マレーシアEPA	
	—
⑧フィリピンEPA	
	—
⑨チリEPA　第43条　関税上の特恵待遇の要求（Article 43　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国の税関当局は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, the customs authority of the importing Party shall require an importer who claims preferential tariff treatment for a good imported from the other Party to:
(d)	申告の基礎となる原産地証明書が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。
	promptly make a corrected declaration and pay any duties owing where the importer has reason to believe that the certificate of origin on which a declaration was based contains information that is not correct.

⑩タイEPA	
	—
⑪ブルネイEPA	
	—
⑫インドネシアEPA	
	—
⑬アセアン包括EPA	
	—
⑭ベトナムEPA	
	—
⑮スイスEPA	
	—
⑯インドEPA	
	—
⑰ペルーEPA　第61条　輸入に関する義務（Article 61　Obligations Related to Importations）	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国は、他方の締約国から輸入される産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して次のことを要求する。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, each Party shall require an importer that claims preferential tariff treatment for a good imported from the other Party to:
(e)	申告の基礎となる原産地証明が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、申告を修正し、及び納付すべき関税を納付すること。
	promptly make a corrected declaration and pay any duties owing where the importer has reason to believe that a Proof of Origin on which a declaration was based contains information that is not correct.

表3–107

①オーストラリアEPA　第3.17条　関税上の特恵待遇の要求（Article 3.17　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
5	各締約国は、輸入者が輸入締約国の法令に従い次の事項について申請することができることを定める。
	Each Party shall provide that the importer may, in accordance with the laws and regulations of the importing Party, apply for:
(a)	オーストラリアについては、輸入者が産品の輸入の際に関税上の特恵待遇を要求しない場合には、当該産品に関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税の還付。ただし、2（b）及び（c）に規定する要件が満たされていることを条件とする。

	in the case of Australia, where the importer does not claim preferential tariff treatment at the time of importation of the good, a refund of any excess customs duties paid as a result of the good not having been granted preferential tariff treatment, provided that the requirements in subparagraphs 2（b）and（c）are met; or
（b）	日本国については、輸入者が原産品の輸入の際に原産地に関する証拠書類を所持していない場合には、関税上の特恵待遇のための担保の支払による原産地に関する証拠書類の提出の一時的猶予。当該担保は、輸入締約国の税関当局に原産地に関する証拠書類を提出した際に解除される。
	in the case of Japan, where the importer does not have Documentary Evidence of Origin in its possession at the time of importation of an originating good, the temporary deferment of the presentation of Documentary Evidence of Origin by paying the deposit for preferential tariff treatment, which will be released upon the presentation of Documentary Evidence of Origin to the customs administration of the importing Party.
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特恵原産地規則	
—	
④旧京都規約	
—	
⑤シンガポールEPA	
	—
⑥メキシコEPA　第40条　輸入に関する義務（Article 40　Obligations Regarding Importations）	
3	各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従い、原産地証明及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後1年を超えない期間内に提出することができるようにすることを確保する。
	Each Party shall ensure that, in the case that the importer at the time of importation does not have in its possession a proof of origin, the importer of the good may, in accordance with the domestic laws and regulations of the importing Party, provide the proof of origin and if required such other documentation relating to the importation of the good at a later stage, within a period not exceeding 1 year after the time of importation.
⑦マレーシアEPA	
	—
⑧フィリピンEPA	
	—
⑨チリEPA　第46条　輸入に関する義務（Article 46　Obligations regarding Importations）	
2	各締約国は、輸入者が輸入の際に原産地証明書を所持していない場合には、当該輸入者が、国内法令に従い、原産地証明書及び、必要に応じて、当該輸入に関するその他の文書を当該輸入の後1年を超えない期間内に提出することができるようにすることを確保する。

	Each Party shall ensure that, in the case in which the importer at the time of importation does not have a certificate of origin in its possession, the importer may, in accordance with the laws and regulations of the importing Party, provide the customs authority of the importing Party with the certificate of origin issued in accordance with paragraph 1 of Article 44 and, if required, such other documentation relating to the importation of the good, within a period not exceeding one year after the time of importation.
	注釈 チリへの輸入については、超過して徴収した関税は、この2に規定する輸入者に還付される。
	Note: In the case of importation into Chile, any excess customs duties shall be refunded to the importer referred to in paragraph 2.
⑩タイEPA	
	—
⑪ブルネイEPA	
	—
⑫インドネシアEPA	
	—
⑬アセアン包括EPA	
	—
⑭ベトナムEPA	
	—
⑮スイスEPA	
	—
⑯インドEPA	
	—
⑰ペルーEPA　第61条　輸入に関する義務（Article 61　Obligations Related to Importations）	
2	原産品の輸入者が輸入の際に原産地証明を所持していない場合には、当該輸入者は、輸入締約国の法令に従い、当該原産品に関税上の特恵待遇が与えられなかった結果として超過して徴収された関税又は提供された担保の払戻し又は解除を輸入締約国の税関当局に申請することができる。ただし、第54条又は第57条の規定に従って発給され、又は作成された原産地証明及び、必要に応じて、当該原産品の輸入に関するその他の文書を当該輸入の後1年を超えない期間内に当該税関当局に提出することを条件とする。
	Where an importer of an originating good at the time of importation does not have in his possession a Proof of Origin, the importer may, in accordance with the laws and regulations of the importing Party, apply for a refund of any excess customs duties paid or deposit imposed as a result of the goods not having been granted preferential tariff treatment, on presentation to the customs authority of the importing Party of the Proof of Origin issued or made out in accordance with Article 54 or Article 57 and, if required, such other documentation relating to the importation of the good, within a period not exceeding one year after the time of importation.

	注釈 この2の規定にかかわらず、日本国への輸入の場合には、超過して徴収された関税の払戻しは適用しない。
	Note Notwithstanding this paragraph, in the case of importation into Japan, refund of any excess duties paid shall not be applicable.
3	2の規定は、輸入者が輸入の際に輸入締約国の税関当局に対し、輸入する産品がこの協定に基づく原産品であると申告しなかった場合には、当該産品の有効な原産地証明が当該税関当局に事後に提出されたときであっても、適用しない。
	Paragraph 2 shall not be applicable in the case where the importer failed to declare to the customs authority of the importing Party, at the time of importation, that the good was an originating good under this Agreement, even though a valid Proof of Origin was provided to the customs authority subsequently.

第3.18条　原産地に関する証拠書類の免除
（Article 3.18　Waiver of Documentary Evidence of Origin）

	各締約国は、次に規定する産品の輸入については原産地に関する証拠書類の提出を要求されないことを定める。ただし、当該輸入が第3.15条から前条までに定める原産地に関する証拠書類に係る義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。
	Each Party shall provide that Documentary Evidence of Origin shall not be required for:
(a)	オーストラリアについては1000オーストラリア・ドルを超えない課税価額又はオーストラリアが定める額を超えない課税価額の産品の輸入、日本国については10万円を超えない課税価額又は日本国が定める額を超えない課税価額の産品の輸入
	an importation of a good whose customs value does not exceed, in the case of Australia, 1,000 Australian Dollars or, in the case of Japan, 100,000 Yen, or such amount as each Party may establish; or
(b)	輸入締約国が原産地に関する証拠書類に係る義務を免除した産品の輸入
	an importation of a good for which the importing Party has waived the requirement for Documentary Evidence of Origin,
	provided that the importation does not form part of a series of importations that may reasonably be considered to have been undertaken or arranged for the purpose of avoiding the Documentary Evidence of Origin requirements of Articles 3.15, 3.16 and 3.17.

1. 本条の趣旨

本EPAに基づく関税上の特恵待遇の適用を求める際に原則として、原産地に関する証拠書類の提出が必要であるが、一定の要件を満たす場合には、その提出が免除されること、及び当該要件を規定するものである。

なお、本条は原産地に関する証拠書類の提出の免除を定めただけのものであり、本条の規定があることをもってして、産品の原産性の証明そのものまでを免除したものではないと解すべきであろう。すなわち、原産地に関する証拠書類の提出に関しては、一定の労力・コストが必要となるところ、当該証拠書類を提出することによって得られるメリット（EPA税率の適用による関税負担の軽減）と当該労力・コストとを比較衡量し、輸入者にとってメリットを得ることが可能となるような範囲で原産地に関する証拠書類の提出を要件として課しているものと思われる。

すなわち、原産地基準を満たしていることを証明しなければならないという手続的要件そのものは維持しつつ、実際の手続については一部で簡素化を図ったものと言えよう。

2. 本条において用いられている用語等の意味

「課税価額（customs value）」：本EPA全般に適用される定義を定めた第1.2条及び原産地規則章に適用される定義を定めた第3.1条においては明示的な規定はなく、その意義については、各締約国に委ねられている。日本の場合、関税定率法第4条から第4条の9その他の

関係法令等により、課税価格（注）を決定することとされている。

なお、本EPAの第2章（物品の貿易）に適用される定義を定めた第2.1条の（e）において、「物品の課税価額（customs value of goods）」の定義が定められているが、同定義は第2章に適用されるものであり、第3章（原産地規則章）には適用されないものであることに留意する必要がある。

（注）国内法令においては、「課税価額」ではなく、「課税価格」という用語が用いられている。

「原産地に関する証拠書類（Documentary Evidence of Origin）」：本EPAの第3.14条を参照のこと。

「ただし、当該輸入が第3.15条から前条までに定める原産地に関する証拠書類に係る義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。（provided that the importation does not form part of a series of importations that may reasonably be considered to have been undertaken or arranged for the purpose of avoiding the Documentary Evidence of Origin requirements of Articles 3.15, 3.16 and 3.17）」：仮に第三国の産品に関してその原産地を偽り、本EPAの下でのオーストラリア原産品であるとして本EPAに基づく特恵待遇の適用を受けて日本に輸入しようとする場合には、（ⅰ）原産地に関する証拠書類を偽って作成するという手法が考えられるが、（ⅱ）1回の申告価額を、原産地に関する証拠書類の提出を求められない閾値（日本への輸入の場合には20万円）以下に収めるという手法も考えられる。この（ⅱ）の手法を用いて実際に不正を行った、又は、不正を行おうとしたということが合理的に認定される場合には、本条は適用されないという趣旨を定めたもの。仮に当該認定がなされた場合には、課税価格がたとえ20万円以下であったとしても原産地に関する証拠書類の提出が義務として課されることとなる。

「日本国については10万円を超えない課税価額又は日本国が定める額を超えない課税価額（whose customs value does not exceed, …, in the case of Japan, 100,000 Yen, or such amount as each Party may establish）」：原産地に関する証拠書類の提出が免除される閾値として、協定上は「10万円」と「日本国が定める額」のいずれかを超えない課税価額と規定されているが、実際には後者を採用し、後述のとおり20万円が閾値となっている。

3. 本条の解釈

第2部第4章第1節2.を参照のこと。

4. 関連する国内法令等の概要

（1）関税法施行令第61条第1項第2号イ及びロ

第3.18条に規定される概念が関税法施行令第61条第1項第2号のイにおいて規定されている。

下記に引用した条文中の第2号イにおいては2ヵ所に下線を付しているが、そのうち「税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物…を除く」の部分が第3.18条のサブパラグラフ（b）に、「課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く」が第3.18条のサブパラグラフ（a）に、それぞれ対応する。

なお、第2号ロの方は、積送基準を満たしていることを証明する書類の提出について定めた規定であり、下線を付した箇所にある通り「課税価格の総額が20万円以下の貨物」については、その提出が免除されている。

『第61条　法第68条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

（省略）

二　経済連携協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（第6項において「シンガポール協定」という。）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（以下この号において「インドネシア協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定、経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（以下この号において「環太平洋包括的及び先進的協定」という。）、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定又は英国協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合

次に掲げる書類

イ　当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの（以下この号において「締約国原産品」という。）であることを証明した又は申告する書類（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物（インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(1)（省略）

(2)（省略）

ロ　当該貨物が締約国原産品であつて、かつ、経済連携協定の我が国以外の締約国（当該締約国の関税に関する法令が施行されている当該締約国以外の国を含む。以下この

号において「締約国」という。）から当該締約国以外の地域（以下この号及び第7項において「非原産国」という。）を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたもの（以下この号において「直接運送品」という。）以外のものである場合（当該貨物が東南アジア諸国連合協定附属書4（運用上の証明手続）第3規則（原産地証明書の提示）4（a）の規定により連続する原産地証明書の発給を受けた締約国原産品であつて、かつ、当該連続する原産地証明書を発給した国から当該国以外の地域を経由しないで本邦へ向けて直接に運送されたものである場合を除く。）にあつては、当該貨物が次のいずれかに該当するものであることを証する書類として、当該締約国から本邦の輸入港に至るまでの通し船荷証券の写し、当該貨物について積替え、一時蔵置若しくは博覧会等への出品がされた当該非原産国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書又はその他税関長が適当と認める書類（課税価格の総額が20万円以下の貨物に係るものを除く。第7項及び第8項において「運送要件証明書」という。）

(1)（省略）

(2)（省略）』（下線強調：筆者）

(2) 関税法基本通達68-5-7

上記の関税法施行令第61条第1項第2号イ及びロにおいて「課税価格の総額」という用語が用いられているが、その意義が、以下の通り関税法基本通達68-5-7の柱書きにおいて規定されている。

すなわち、オーストラリアEPAに基づき原産地に関する証拠書類の提出が免除される「課税価格の総額が20万円以下の貨物」に関し、「課税価格の総額」とは、一の輸入申告に係るオーストラリアEPA税率の適用を受けようとする産品の課税価格の合計額を意味することとなる。

『68-5-7　課税価格の総額が20万円以下の貨物にEPA税率を適用する場合において、「課税価格の総額」とは、1の輸入申告等（特例申告を含む。以下この項において同じ。）又は法第76条第3項の規定による1の提示に係るEPA税率等の適用を受けようとする物品の課税価格の合計額をいう。この場合において、1の輸入申告等とは1荷受人が1荷送人から一時に輸入する物品（蔵入申請等がされる物品を含む。以下この項において「輸入物品」という。）に係る輸入申告等をいい、1仕入書による輸入物品を分割して2以上の輸入申告等を行った場合には1の輸入申告等が行われたものとして（ただし、1仕入書による輸入物品を分割した2以上の輸入申告等であって、並存する相異なる種類の税率（例えば、EPA税率と特恵税率）の適用を各々に求めるものを行った場合（並存する相異なる種類の税率のうち、より低い税率の適用を求めるために行った場合を除く。）には、当該並存する相異なる種類の税率のうちのいずれか一つを適用する1の輸入申告等が行われたものとして）処理するものとし、同項の提示についてもこれに準ずる。

なお、上記による締約国原産品の認定については、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 当該貨物の種類、性質、形状又は当該貨物に付された商標、生産国名、製造者名等

(2) 当該貨物に係る仕入書（郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当

該郵便物に貼り付け、又は添付した税関告知書又は税関票符（グリーン・ラベル）を含む。）に記載されている当該貨物の原産地に関する事項

(3) 当該貨物に係るメーカーズ・インボイス、売買契約書、注文請書、船荷証券、保険証券、船積案内状、カタログ等の書類（これらの書類の写しを含む。）に記載されている当該貨物の原産地に関する事項』（下線強調：筆者）

(3) 関税法基本通達68-5-8

原産地に関する証拠書類等の提出が免除される「課税価格の総額が20万円以下の貨物」には、商業貨物のみならず、旅客の携帯品等も含まれるところ、後者に係る手続等について関税法基本通達68-5-8において、以下の通り規定されている。

『68-5-8　本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物（以下この項において「携帯品等」という。）における令第61条第1項第2号の便益に係る原産地の認定については、次による。

(1) 同号イに規定する「課税価格の総額が20万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。

イ　「課税価格の総額」は、前記68-5-7（少額貨物についての原産地の認定）の規定にかかわらず、EPA税率対象貨物（定率法第14条第7号の規定により関税が免除されるものを除く。）の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。

ロ　携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物が経済連携協定の締約国の原産品であることについての明確な資料がない場合であっても、次のいずれかに当該締約国の原産品であることが確実と認められるときは、当該貨物を当該締約国の原産品として取り扱って差し支えない。

(イ)入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が当該締約国を経由してきたことが明らかであること。

(ロ)入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が当該締約国において当該貨物を購入したことが明らかであること。

(2) 課税価格の総額が20万円を超える携帯品等に係る原産地の認定については、次のいずれかによる。

イ　原産地証明書の提出

ロ　原産品申告書及び締約国原産品であることを明らかにする書類の提出（個人的な使用に供すると認められる貨物にあっては、携帯品・別送品申告書（C-5360）のB面に締約国原産品である旨を記載して税関に提出することとし、前記68-5-7（少額貨物についての原産地の認定）のなお書きに規定する（1）及び（2）のいずれかの方法により、当該携帯品等の原産地を認定して差し支えない。』

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較

ヤウンデ・ルールのうち、Decision No. 5/66 of the Association Council on the definition of the concept of “originating products” for the purpose of implementing Title I of the Conven-

tion of Association and on the methods of administrative co-operation（1966年7月 施 行）の第12条において、以下のように規定されている。

Article 12

1. Member States and Associated States shall admit as “originating products” benefiting from the provisions of Title I of the Convention, without requiring the production of a movement certificate A.Y.1, goods sent as small packages to private persons or forming part of passengers’ personal luggage, in so far as such goods are not imported by way of trade and have been declared as meeting the conditions required for the application of these provisions, and where there is no doubt as to the veracity of such declaration.

第12条

1. 加盟国及び関連国は、個人宛てに小口貨物として送付される産品又は旅客の個人的な荷物の一部を構成する産品については、当該産品が商業的に輸入されるものではなく、かつ、この協定の第1節の規定の適用に当たって要求される条件を満たしていると申告され、そして当該申告の正確性に疑いがない限りにおいて、移動証明書A.Y.1の作成を要求することなく当該規定により利益を得ることとなる「原産品」として認めるものとする。（和文：筆者による仮訳）

これを見る限りにおいては、商業貨物を除く個人用の貨物のみが移動証明書A.Y.1の提出免除の対象とされている。

次いでUNCTAD合意文書（1970年12月作成）を見ると、そのCONSIGNMENTS OF SMALL VALUEのパラグラフ1においては、上記のヤウンデ・ルールと同様に、旅客の荷物及び個人からの貨物を原産地証明書の提出免除の対象として規定されている。一方、パラグラフ2においては、輸入特恵供与国が指定する価額以下の貨物（パラグラフ1の対象となるものを除く。）については、①輸出者が記入したForm Aであり原産地証明書の発給当局による証明がなされていないものであっても、原産性の証明がなされたものとして取り扱うことができる、又は、②インボイス等に輸出者の署名と原産性を申告する文を記載したものにより原産性の証明がなされたものとして取り扱うことができる旨が規定されている。（具体的な条文は表3–108参照）

商業貨物を対象としているという点においては、（この第3.18条を含む）日本の14本のEPAにおける原産地証明書等の提出免除に係る規定の概念を含むものとも言い得るものの、①においては、原産地証明書として完成する一歩手前の段階のものを提出する訳であり、その意味においては、完全な提出免除とは言い難いものである。

しかしながら、①は原産地証明書の様式を用いて、②はインボイスを用いて、それぞれ産品の原産性を申告させるというものであり、一定額以下の貨物に限定されるものの、認定輸出者による原産地申告や、生産者・輸出者・輸出者が作成する原産地証明文書の概念を包摂するものと言うことも可能であろう。

なお、第2部第4章第1節1.（2）において述べた通り、ヨーロッパ諸国が締結しているFTA（例えば、EEA）において規定されているインボイス申告は、産品の価額が6,000ユーロを超

える場合には認定輸出者のみが行えるが、6,000ユーロ以下の場合にはすべての輸出者が行うことが可能とされている。この6,000ユーロ以下の場合にはすべての輸出者がインボイス申告を行うことが可能という規定は、上記の②と同等の概念と言い得るものと思われる。

さて、日本の一般特恵原産地規則においては、関税暫定措置法施行令第27条第1項第1号にて「税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品」を、同項第2号にて「課税価格の総額が20万円以下（注）の物品（前号に掲げる物品に該当するものを除く。）」を、それぞれ原産地証明書の提出免除の対象として指定している。そして、後者の「課税価格の総額が20万円以下の物品（前号に掲げる物品に該当するものを除く。）」についての原産地の認定は、当該物品の種類、商標等、仕入書、税関告知書等に記載されている原産地に関する事項に基づき行うと規定している（同条第2項）。これは、上記のUNCTAD合意文書パラグラフ2にある程度対応する形となっている。

（注）この限度額については、1971年8月に一般特恵関税制度が導入された時点においては72,000円（当時の固定相場制の下での200USドルと等価の額）と規定されていたが、1973年度の関税関係法令の改正において10万円に引き上げられ、更に1987年度の改正において20万円に引き上げられ、現在に至っている。

シンガポールEPAにおいては、日本の一般特恵原産地規則における規定をベースとして交渉が行われ、交渉の結果、現状の条文で合意された。

メキシコEPAにおいては、交渉の結果、NAFTA第503条に倣う形で条文が整備された。

（参考）NAFTA第503条

Article 503: Exceptions

Each Party shall provide that a Certificate of Origin shall not be required for:

a）a commercial importation of a good whose value does not exceed US$1,000 or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as it may establish, except that it may require that the invoice accompanying the importation include a statement certifying that the good qualifies as an originating good,

b）a non-commercial importation of a good whose value does not exceed US$1,000 or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as it may establish, or

c）an importation of a good for which the Party into whose territory the good is imported has waived the requirement for a Certificate of Origin,

provided that the importation does not form part of a series of importations that may reasonably be considered to have been undertaken or arranged for the purpose of avoiding the certification requirements of Articles 501 and 502.

第503条　例外

各締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明は要求されないことを規定する。ただし、当該輸入が第501条及び第502条に定める原産地の証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。

a）　その価額が1000アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入。ただし、当該輸入に係る仕入書が、当該産品が原産品であることを示す記述を含むことを条件とすることができる。

b）　その価額が1000アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入に当たらない輸入

c）　産品がその領域に輸入される締約国が原産地証明の所持及び提出の義務を免除した産品の輸入　（和文：筆者による仮訳）

なお、メキシコEPA第42条の柱書き中の

『ただし、当該輸入が第39条のA、第39条のB及び第40条に定める原産地の証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。（provided that the importation does not form part of a series of importations that may reasonably be considered to have been undertaken or arranged for the purposes of avoiding the certification requirements of Articles 39A, 39B and 40.）』

は、NAFTA第503条の規定の流れを汲むものであり、日本の他の13本のEPAにおいてこれと同旨の規定が明示的に設けられているのは、チリ、ペルー及びオーストラリアの各EPAとなっている。

そして、マレーシアEPA以降のEPAにおいては、主としてシンガポールEPAの規定に倣う形で条文が整備された。ただし、原産地証明書等の提出が免除される閾値の額は、相手国の経済の発展状況も踏まえた上での交渉の結果、EPAによって異なったものとなっていることに留意されたい。

また、インドネシア及びアセアン包括の両EPAにおいては、オーストラリアEPA第3.18条のサブパラグラフ（b）に相当する規定が定められていない。これはインドネシアEPAの交渉過程においてインドネシア側の主張を踏まえ当該規定を定めないことで合意され、そして、インドネシアも締約国となるアセアン包括EPAにおいては、インドネシアEPAで含めていない規定を含めることはできないことから、当該規定を定めないことで合意したものである。

なお、スイス・インドの両EPAにおいては、他のEPAとは異なり、

『…輸入締約国は、自国の法令に基づき原産地証明（又は原産地証明書）に関する義務を免除することができる。（…, the importing Party may waive the requirement for a proof（又はcertificate）of origin in accordance with its laws and regulations.）』（下線強調：筆者）

というスタイルを採用していることに留意されたい。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–108に掲げる。

表3-108

①オーストラリアEPA第3.18条　原産地に関する証拠書類の免除（Article 3.18　Waiver of Documentary Evidence of Origin）
各締約国は、次に規定する産品の輸入については原産地に関する証拠書類の提出を要求されないことを定める。ただし、当該輸入が第3.15条から前条までに定める原産地に関する証拠書類に係る義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。
Each Party shall provide that Documentary Evidence of Origin shall not be required for:
(a)　オーストラリアについては1000オーストラリア・ドルを超えない課税価額又はオーストラリアが定める額を超えない課税価額の産品の輸入、日本国については10万円を超えない課税価額又は日本国が定める額を超えない課税価額の産品の輸入
an importation of a good whose customs value does not exceed, in the case of Australia, 1,000 Australian Dollars or, in the case of Japan, 100,000 Yen, or such amount as each Party may establish; or
(b)　輸入締約国が原産地に関する証拠書類に係る義務を免除した産品の輸入
an importation of a good for which the importing Party has waived the requirement for Documentary Evidence of Origin, provided that the importation does not form part of a series of importations that may reasonably be considered to have been undertaken or arranged for the purpose of avoiding the Documentary Evidence of Origin requirements of Articles 3.15, 3.16 and 3.17.
②UNCTAD合意文書（CONSIGNMENTS OF SMALL VALUE）
1.　In the case of goods which are imported from a preference-receiving country in traveller's baggage, or as consignments from a private individual in a preference-giving country, preferential treatment may, at its discretion, be granted by the importing country without the production of documentary evidence, or with merely a simple uncertified declaration to the effect that all articles in question originate in …… (the preference-receiving country of origin). The grant of this waiver of the normal evidence is subject to the importation being non-commercial in character and being so declared, and the importing country may prescribe a maximum value for the concession.
2.　In the case of a consignment not covered by paragraph 1 above which consists of goods originating in a preference-receiving country and which does not exceed a value specified by the importing donor country, a declaration of origin signed by the exporter as in Form A, but without certification may, at the discretion of the importing country, be regarded as sufficient documentary evidence. An importing preference-giving country may alternatively waive this documentary requirement and accept a statement signed by the exporter: this statement could be given on the invoice or on the postal customs declaration in the following terms: "All the above articles originate in ……" (preference-receiving country of origin to be inserted).
③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法施行令第27条第1項、第2項）
1　特恵受益国等を原産地とする物品（以下「特恵受益国原産品」という。）について、法第8条の2第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該物品が特恵受益国原産品であることを証明した書類（以下「原産地証明書」という。）を税関長に提出しなければならな

	い。ただし、次に掲げる物品については、この限りでない。
	一　税関長が物品の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた物品
	二　課税価格の総額が20万円以下の物品（前号に掲げる物品に該当するものを除く。）
	三　特例申告貨物である物品（特恵受益国原産品であることを確認するために原産地証明書の提出の必要があると税関長が認めるもの及び前二号に該当するものを除く。）
2	前項第2号に掲げる物品の原産地は、当該物品の種類、商標等又は当該物品に係る仕入書（郵便物については、郵便に関する条約に基づき、差出人が当該郵便物にはり付け、又は添付した税関告知書その他の書面を含む。）その他の書類に記載されている当該物品の原産地に関する事項により税関長が認定するものとする。
④旧京都規約　附属書D2（Annex D.2　Recommended Practice 3.）	
1.	Documentary evidence of origin should not be required in the following cases:
(a)	goods sent in small consignments addressed to private individuals or carried in travellers' baggage, provided that such importations are of a non-commercial nature and the aggregate value of the importation does not exceed an amount which shall not be less than US$100;
(b)	commercial consignments the aggregate value of which does not exceed an amount which shall not be less than US$60;
(c)	goods granted temporary admission;
(d)	goods carried in Customs transit;
(e)	goods accompanied by a regional appellation certificate as well as certain specific goods, where the conditions to be met by the supplying countries under bilateral or multilateral agreements relating to those goods are such that documentary evidence need not be required.
2.	Where several consignments of the kind referred to in paragraph 1 (a) or (b) are sent at the same time, by the same means, to the same consignee, by the same consignor, the aggregate value shall be taken to be the total value of those consignments.
⑤シンガポールEPA　第29条　関税上の特恵待遇の要求（Article 29　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
2	1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明を求めるものではない。
	Notwithstanding paragraph 1 above, the importing Party shall not require a certificate of origin from importers for:
(a)	課税価額の総額が20万円又はこれに相当する額を超えない価額の産品の輸入
	an importation of a consignment of a good whose aggregate customs value does not exceed JPY200,000 or its equivalent amount; or
(b)	輸入締約国が原産地証明を免除した産品の輸入
	an importation of a good into its territory, for which the importing Party has waived the requirement for a certification of origin.

⑥メキシコEPA　第42条　例外規定（Article 42　Exceptions）	
	各締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明の所持又は提出を要求されないことを確保する。ただし、当該輸入が第39条のA、第39条のB及び第40条に定める原産地の証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。
	Each Party shall ensure that a proof of origin shall not be required for:
(a)	その価額が1000アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入。ただし、当該輸入に係る仕入書が、当該産品が原産品であることを示す記述を含むことを条件とすることができる。
	a commercial importation of a good whose value does not exceed 1,000 United States dollars or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as it may establish, provided that it may require that the invoice accompanying the importation includes a statement indicating that the good qualifies as an originating good;
(b)	その価額が1000アメリカ合衆国ドル若しくは当該締約国の通貨によるその相当額又は当該締約国が設定するこれよりも高い額を超えない産品の商業上の輸入に当たらない輸入
	a non-commercial importation of a good whose value does not exceed 1,000 United States dollars or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as it may establish; or
(c)	輸入締約国が原産地証明の所持及び提出の義務を免除した産品の輸入
	an importation of a good for which the importing Party has waived the requirement for a proof of origin,
	provided that the importation does not form part of a series of importations that may reasonably be considered to have been undertaken or arranged for the purposes of avoiding the certification requirements of Articles 39A, 39B and 40.
⑦マレーシアEPA　第39条　関税上の特恵待遇の要求（Article 39　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
2	1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。
	Notwithstanding paragraph 1 of this Article, the importing Country shall not require a certificate of origin from importers for:
(a)	その課税価額の総額が1000アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入
	an importation of a consignment of originating goods of the exporting Country whose aggregate customs value does not exceed 1000 United States dollars or its equivalent amount in the Country's currency, or such higher amount as it may establish; or
(b)	当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入

	an importation of an originating good of the exporting Country, for which the importing Country has waived the requirement for a certification of origin.
⑧フィリピンEPA　第40条　関税上の特恵待遇の要求（Article 40　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
2	1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。
	Notwithstanding paragraph 1 above, the importing Party shall not require a certificate of origin from importers for:
(a)	その課税価額の総額が200アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入
	an importation of a consignment of originating goods of the exporting Party whose aggregate customs value does not exceed two hundred (200) United States dollars or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as it may establish; or
(b)	当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入
	an importation of an originating good of the exporting Party, for which the importing Party has waived the requirement for a certificate of origin.
⑨チリEPA　第43条　関税上の特恵待遇の要求（Article 43　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
2	1の規定にかかわらず、輸入締約国の税関当局は、次に掲げる輸入については原産地証明書の提出を要求しない。ただし、当該輸入が、この条及び第46条に定める原産地証明に関する義務を回避することを目的として行われ、又は準備されたと合理的に認め得る一又は二以上の輸入を構成しないことを条件とする。
	Notwithstanding paragraph 1, the customs authority of the importing Party shall not require a certificate of origin from importers for:
(a)	その課税価額の総額が1000アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国の税関当局が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入
	an importation of originating goods of the exporting Party whose total customs value does not exceed 1000 United States of America dollars or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as it may establish; or
(b)	当該輸入締約国の税関当局が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入
	an importation of originating goods of the exporting Party, for which the customs authority of the importing Party has waived the requirement for a certificate of origin, provided that the importation does not form part of one or more importations that may reasonably be considered to have been undertaken or arranged for the purpose of avoiding the certification requirements of this Article and Article 46.
⑩タイEPA　第39条　関税上の特恵待遇の要求（Article 39　Claim for Preferential Tariff Treatment）	

2	1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次の場合には、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。
	Notwithstanding paragraph 1 above, the importing Party shall not require a certificate of origin from importers for:
(a)	その課税価額の総額が200アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入
	an importation of a consignment of originating goods of the exporting Party whose aggregate customs value does not exceed 200 United States dollars or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as it may establish; or
(b)	当該輸入締約国が原産地証明書の提出の義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入
	an importation of an originating good of the exporting Party, for which the importing Party has waived the requirement for a certificate of origin.
⑪ブルネイEPA　第36条　関税上の特恵待遇の要求（Article 36　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
2	1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明書の提出を要求しない。
	Notwithstanding paragraph 1, the importing Party shall not require a certificate of origin from importers for:
(a)	その課税価額が200アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入（ただし、当該輸入が原産地証明書に関する義務を回避することを目的として行われたと合理的に認め得る輸入の一部を構成しないことを条件とする。）
	an importation of originating goods of the exporting Party whose aggregate customs value does not exceed 200 United States dollars or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as it may establish, provided that the importation does not form part of importations that may reasonably be considered to have been made separately for the purpose of avoiding the requirement for a certificate of origin; or
(b)	当該輸入締約国が原産地証明書に関する義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入
	an importation of an originating good of the exporting Party, for which the importing Party has waived the requirement for a certificate of origin.
⑫インドネシアEPA　第40条　関税上の特恵待遇の要求（Article 40　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
2	1の規定にかかわらず、輸入締約国は、その課税価額の総額が200アメリカ合衆国ドル若しくは当該輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、輸入者に対して原産地証明書の提出を要求しない。
	Notwithstanding paragraph 1, the importing Party shall not require a certificate of origin from importers for an importation of a consignment of originating goods of the exporting Party whose aggregate customs value does not exceed 200 United States

	dollars or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as it may establish.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第3規則　原産地証明書の提示（Annex 4　Rule 3　Presentation of Certificate of Origin）	
2	課税価額の総額が200アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、原産地証明書の提出を要求されない。
	A CO shall not be required for an importation of a consignment of originating goods of the exporting Party whose aggregate customs value does not exceed two hundred United States dollars（USD200）or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as the importing Party may establish.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第3規則　原産地証明書の提示（Annex 3　Rule 3　Presentation of Certificate of Origin）	
2	課税価額の総額が200アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は当該輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の貨物の輸入については、原産地証明書の提出を要求されない。
	A CO shall not be required for an importation of a consignment of originating goods of the exporting Party whose aggregate customs value does not exceed two hundred United States dollars（USD200）or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as the importing Party may establish.
3	輸入締約国は、自国の法令に従い、原産地証明書に関する義務を免除することができる。
	The importing Party may waive the requirement for a CO in accordance with its laws and regulations.
⑮スイスEPA　附属書2第21条　関税上の特恵待遇の要求（Annex II　Article XXI　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
2	1の規定にかかわらず、輸入締約国は、自国の法令に基づき原産地証明に関する義務を免除することができる。
	Notwithstanding paragraph 1, the importing Party may waive the requirement for a proof of origin in accordance with its laws and regulations.
⑯インドEPA　附属書3　第2節　関税上の特恵待遇の要求（Annex 4　Section 2　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
2	1の規定にかかわらず、輸入締約国は、自国の法令に基づき原産地証明書に関する義務を免除することができる。
	Notwithstanding paragraph 1, the importing Party may waive the requirement for a certificate of origin in accordance with its laws and regulations.
⑰ペルーEPA　第60条　関税上の特恵待遇の要求（Article 60　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
2	1の規定にかかわらず、輸入締約国は、次に掲げる輸入については原産地証明の提出を要求しない。

	Notwithstanding paragraph 1, the importing Party shall not require a Proof of Origin from importers for:
(a)	課税価額の総額が1500アメリカ合衆国ドル若しくは輸入締約国の通貨によるその相当額又は輸入締約国が設定するこれよりも高い額を超えない輸出締約国の原産品の輸入（ただし、当該輸入が原産地証明に関する義務を回避することを目的として分割して行われたと合理的に認め得る一連の輸入の一部を構成しないことを条件とする。）
	an importation of originating goods of the exporting Party whose aggregate customs value does not exceed US$ 1,500 or its equivalent amount in the Party's currency, or such higher amount as may be established by the importing Party, provided that the importation does not form part of importations that may reasonably be considered to have been made separately for the purpose of avoiding the requirement for a Proof of Origin; or
(b)	輸入締約国が原産地証明に関する義務を免除した輸出締約国の原産品の輸入
	an importation of an originating good of the exporting Party, for which the importing Party has waived the requirement for a Proof of Origin.

第3.19条　誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類に関する措置
(Article 3.19　Measures Regarding an Erroneous or False Documentary Evidence of Origin)

各締約国は、自国の法令に従って、誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類が使用され、又は送付されることを防止するための適当な措置を定め、又は維持する。
Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate measures to prevent an erroneous or false Documentary Evidence of Origin from being used or circulated.

1. 本条の趣旨

本条は、誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類が用いられないようにするための規定を国内法令において、①未だ定められていない場合には新たに策定し、②すでに定められている場合にはそれを廃止することなく維持することを義務付けるものである。

2. 本条において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本条の解釈

上記1.に述べた通り。
なお、第2部第4章第1節3.（15）も参照のこと。

4. 関連する国内法令等の概要

○　関税法第111条

第1項第2号において、輸入申告に際して偽った証明を行って貨物を輸入した者に対する罰則が定められている。また、同条第3項において未遂罪について、第4項において予備罪について、それぞれ規定されている。

『第111条　次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の5倍が1000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一　（省略）

二　第67条の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者

2　（省略）

3　前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4　第1項又は第2項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の5倍が500万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。』

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較

UNCTAD合意文書（1970年12月作成）のDOCUMANTARY EVIDENCEの1.において、

> Preference-receiving countries shall take appropriate legal sanctions against persons who furnish, or cause to be furnished, information relating to origin and consignment under the generalized system of preferences, if that information is untrue in a material particular.
>
> 特恵受益国は、一般特恵関税制度の下における原産地及び積送に関する情報であって特定の材料に関して虚偽のものを提供し、又は、提供することをもたらす者に対して適切な法的制裁を行うものとする。（和文：筆者による仮訳）

と規定されている。

ヨーロッパ諸国が締結しているFTAにおいては、第1次ロメ協定（1975年3月署名）の第24条において、

> Penalties shall be imposed on any person who draws up or causes to be drawn up either a form EUR. 2 or a document which contains incorrect particulars for the purpose of obtaining a movement certificate EUR.1 enabling goods to be accepted as eligible for preferential treatment.
>
> EUR2又は、産品に特恵待遇の適用を受ける資格があると認められることを可能にする移動証明書EUR1を取得することを目的とした不正確な事項を含む書類を作成し、又は、作成に繋がる行為を行う者に対して、罰則が科されるものとする。（和文：筆者による仮訳）

と規定されている。

日本の14本のEPAにおいて、第3.19条に対応する規定が最初に設けられたのは、メキシコEPA第46条においてである。ただし、同条に関しては、NAFTAの規定（対応するのは第508条1）の影響はあまり明確には見られないように思われる。

（参考）NAFTA第508条

Article 508: Penalties

1. Each Party shall maintain measures imposing criminal, civil or administrative penalties for violations of its laws and regulations relating to this Chapter.

第508条：罰則

1　各締約国は、この章に関連する自国の法令の違反に対して、刑事上、民事上又は行政上の罰則を科すための措置を維持するものとする。　（和文：筆者による仮訳）

次のマレーシアEPAにおいては、交渉の結果、メキシコEPAの規定とは若干構造が異なる条文が導入された。

すなわち、罰則を定めるマレーシアEPA第47条を2つのパラグラフに分け、

・第1パラグラフにおいては、原産品でない産品を原産品であると認めさせるための原産地証明書を発給させることを目的として、虚偽の申告書等を原産地証明書の発給機関に提出する輸出者又は生産者に対する適当な罰則その他の制裁（appropriate penalties or other sanc-

tions）を定めることを、また、

・第2パラグラフにおいては、意図的ではなく、結果として原産品でない産品に関してそれを原産品と認める原産地証明書を発給させた場合であって、発給後にそのことを認識したら、その時点で原産地証明書の発給機関に対して誤って発給させたことを書面で通報する義務がある（マレーシアEPA第42条（a）において規定）にも関わらず、当該通報を怠った輸出者又は生産者に対して適当と認める措置（measures which it considers appropriate）をとることを、

それぞれ規定している。

（補足）マレーシアEPA第47条

○マレーシアEPA第47条において規定されている「輸出締約国の領域に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するもの（its producers of the goods in the territory of the exporting Country referred to in subparagraph 7（b）of Article 40）とは、

輸出者が産品の生産者でない場合であって、当該輸出者が原産地証明書の発給を申請する際に必要な産品に係る情報を、当該輸出者の要請によって、原産地証明書の発給機関に対して直接かつ任意に提出する生産者

のことを意味する。

○同条1においては罰則その他の制裁（appropriate penalties or other sanctions）を定める一方で、同条2においては、適当と認める措置（measures which it considers appropriate）をとると規定されており、罰する度合いが異なっているが、これは、前者が偽って虚偽の原産地証明書を発給させようとしているのに対し、後者は故意ではなく結果として誤った原産地証明書を発給させてしまったものという違いがあることによるものと解される。

そして、マレーシアEPA第47条のスタイルは、以後インドネシアEPAまでの各EPAにおいて採用されることとなる。

一方、アセアン包括EPA（附属書4第10規則）においては、

輸出者又は生産者が原産地証明書に関連した不正行為を行った場合に、自国の法令に従って、適当な罰則等を定める

旨が規定されており、こちらは幅広く掬い取れるようなスタイルの条文となっている。

アセアン包括EPAのこのスタイルは、以後インドEPAまでの各EPAにおいて採用されることとなる。

次いでペルーEPAにおいては、アセアン包括EPAのスタイルを踏襲してはいるものの、不正行為を行い罰則の対象となる者は誰であるかという点についての規定はなく、より一般的な記述方法となった。

そして、オーストラリアEPAにおいては、ペルーEPAのスタイルを倣った形となっている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–109に掲げる。

表3-109

①オーストラリアEPA　第3.19条　誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類に関する措置（Article 3.19　Measures Regarding an Erroneous or False Documentary Evidence of Origin）
各締約国は、自国の法令に従って、誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類が使用され、又は送付されることを防止するための適当な措置を定め、又は維持する。
Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate measures to prevent an erroneous or false Documentary Evidence of Origin from being used or circulated.
②UNCTAD合意文書（DOCUMANTARY EVIDENCE）
1.　Preference-receiving countries shall take appropriate legal sanctions against persons who furnish, or cause to be furnished, information relating to origin and consignment under the generalized system of preferences, if that information is untrue in a material particular.
③一般特恵原産地規則
（本文に記載した関税法第111条の規定）
④旧京都規約　附属書D.2　原産地を証明する文書に関する附属書（Annex D.2　Annex concerning documentary evidence of origin）
13.　Standard
Provision shall be made for sanctions against any person who prepares, or causes to be prepared, a document containing false information with a view to obtaining documentary evidence of origin.
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA　第46条　罰則（Article 46　Penalties）
各締約国は、原産地証明に関連する違法行為（虚偽の申告書その他の文書であって前節及びこの節の規定に関連するものを自国の税関当局、権限のある政府当局又は指定団体に提出することを含む。）を行った自国の輸入者、輸出者及び生産者について、刑事上、民事上又は行政上の罰則その他の適当な制裁を定め、又は維持することを確保する。
Each Party shall ensure that criminal, civil or administrative penalties or other appropriate sanctions against its importers, exporters and producers for committing illegal acts in connection with a proof of origin, including providing false declarations or documents relating to Section 1 and this Section to its customs authority, competent governmental authority or its designees, shall be established or maintained.
⑦マレーシアEPA　第47条　虚偽申告に対する罰則及び措置（Article 47　Penalties and Measures against False Declaration）
1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

	Each Country shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other sanctions against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and its producers of the goods in the territory of the exporting Country referred to in subparagraph 7（b）of Article 40, for providing false declaration or documents to its competent governmental authority or its designees prior to the issuance of certificate of origin.
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。
	Each Country shall, in accordance with its laws and regulations, take measures which it considers appropriate against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and its producers of the goods in the territory of the exporting Country referred to in subparagraph 7（b）of Article 40, for failing to notify in writing to the competent governmental authority of the exporting Country or its designees without delay after having known, after the issuance of certificate of origin, that such good does not qualify as an originating good of the exporting Country.
⑧フィリピンEPA　第47条　罰則、制裁又は他の措置（Article 47　Penalties, Sanctions or Other Measures）	
	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸出締約国に所在する生産者であって第41条7（b）に規定するものについて、自国の法令に従い、次の場合の適当な罰則、制裁又は他の措置を維持し、又は定めることを確保する。
	Each Party shall ensure, in accordance with its laws and regulations, that appropriate penalties, sanctions or other measures are maintained or established against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and its producers of the goods in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 41:
(a)	原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合
	for providing false declaration or documents to its competent governmental authority or its designees prior to the issuance of certificate of origin; and
(b)	産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合
	for failing to notify in writing to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees without delay after having known that such good does not qualify as an originating good of the exporting Party.
⑨チリEPA　第50条　虚偽申告に対する罰則及び措置（Article 50　Penalties and Measures against False Declaration）	
1	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第44条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。

	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other sanctions against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 44, for providing false declaration or documents to the competent authority of the exporting Party or its designees prior to the issuance of certificate of origin.
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第44条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。
	Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, take measures which it considers appropriate against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 44, for failing to notify in writing to the competent authority of the exporting Party or its designees without delay after having known, after the issuance of certificate of origin, that such good does not qualify as an originating good of the exporting Party.
⑩タイEPA　第47条　虚偽申告に対する罰則及び措置（Article 47　Penalties and Measures against False Declaration）	
1	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。
	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other sanctions against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and its producers of the goods in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 40, for providing false declaration or documents to its competent governmental authority or its designees prior to the issuance of certificate of origin.
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。
	Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, take measures which it considers appropriate against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and its producers of the goods in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 40, for failing to notify in writing to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees without delay after having known, after the issuance of certificate of origin, that such good does not qualify as an originating good of the exporting Party.

⑪ブルネイEPA　第44条　虚偽申告に対する罰則及び措置（Article 44　Penalties and Measures against False Declaration）	
1	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第37条8（b）に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。
	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other sanctions against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 8（b）of Article 37, for providing false declaration or documents to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees prior to the issuance of certificate of origin.
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第37条8（b）に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当と認める措置をとる。
	Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, take measures which it considers appropriate against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 8（b）of Article 37, for failing to notify in writing to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees without delay after having known, after the issuance of certificate of origin, that such good does not qualify as an originating good of the exporting Party.
⑫インドネシアEPA　第47条　虚偽申告に対する罰則及び措置（Article 47　Penalties and Measures against False Declaration）	
1	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第41条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。
	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other sanctions against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 41, for providing false declaration or documents to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees prior to the issuance of certificate of origin.
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第41条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当と認める措置をとる。

Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, take measures which it considers appropriate against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 7 (b) of Article 41, for failing to notify in writing to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees without delay after having known, after the issuance of certificate of origin, that such good does not qualify as an originating good of the exporting Party.

⑬アセアン包括EPA　附属書4　第10規則　不正行為に対する適当な罰則及び措置（Annex 4 Rule 10　Appropriate Penalties or Other Measures against Fraudulent Acts）

各締約国は、自国の輸出者又は生産者が原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行った場合には、自国の法令に従って、適当な罰則その他の措置を定め、又は維持する。

Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other measures against its exporters or producers who have committed fraudulent acts in connection with a CO, including submission of false declarations or documents to its competent governmental authority or its designees.

⑭ベトナムEPA　附属書3　第10規則　不正行為に対する適当な罰則及び措置（Annex 3　Rule 10 Appropriate Penalties or Other Measures against Fraudulent Acts）

各締約国は、原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行う自国の輸出者又は生産者に対し、自国の法令に従って、適当な罰則その他の措置を定め、又は維持する。

Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other measures against its exporters or producers who have committed fraudulent acts in connection with a CO, including submission of false declarations or documents to its competent governmental authority or its designees.

⑮スイスEPA　附属書2第27条　不正行為に対する罰則及び措置（Annex II　Article XXVII Penalties and Measures against Fraudulent Acts）

各締約国は、自国の輸出者並びにこの附属書の第16条及び第19条に規定する生産者又は他の者が原産地証明に関連して不正行為を行った場合には、自国の法令に従って、適切な罰則、制裁その他の措置を定め、又は維持する。

Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties, sanctions, or other measures against its exporters, and the producers and persons referred to in Articles XVI and XIX of this Annex who have committed fraudulent acts in connection with a proof of origin.

⑯インドEPA　附属書3　第10節　不正行為に対する罰則及び措置（Annex 3　Section 10　Penalties and Measures against Fraudulent Acts）

各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第3節6（b）に規定するものが、原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の措置を定め、又は維持する。

	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other measures against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 6 (b) of Section 3 who have committed fraudulent acts in connection with a certificate of origin, including submission of false declarations or documents to its competent governmental authority of the exporting Party or its designees.
⑰**ペルーEPA　第67条　罰則**（Article 67 penalties）	
	各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。
	Each Party shall adopt or maintain appropriate penalties or other measures against violations of its laws and regulations relating to the provisions of this Chapter.

第3.20条　記録の保管に関する義務（Article 3.20　Record-Keeping Requirements）

1	各締約国は、次のことを定める。
	Each Party shall provide that:
(a)	原産地証明書の発給を受け、原産地証明文書を作成し、又は第3.15条3（b）若しくは（c）若しくは第3.16条1（b）若しくは（c）に規定する書面若しくは電子的手段による申告を提出した輸出者又は生産者は、原産地に関する証拠書類の発給又は作成の対象である産品が原産品であることを示すために必要な全ての記録を、輸出締約国の関係法令に従って、5年間保管する。
	an exporter or a producer that has been issued a Certificate of Origin or completed an origin certification document or provided a written or electronic declaration or statement referred to in subparagraph 3（b）or（c）of Article 3.15 or in subparagraph 1（b）or（c）of Article 3.16, shall maintain, for five years, in accordance with relevant laws and regulations of the exporting Party, all records necessary to demonstrate that the good for which the Documentary Evidence of Origin was issued or completed was an originating good;
(b)	関税上の特恵待遇を要求する輸入者は、
	an importer claiming preferential tariff treatment:
(i)	その関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合には、産品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明書又は当該原産地証明文書の原本又は写しを含む。）を、当該輸入締約国の関連法令に従って必要とされる期間保管する。
	that is supported by a Certificate of Origin or an origin certification document completed by an exporter or a producer, shall maintain, for a period required under relevant laws and regulations of the importing Party, such documentation, including an original or copy of the Certificate of Origin or an original or copy of the origin certification document, as the importing Party may require relating to the importation of the good; or
(ii)	その関税上の特恵待遇の要求が当該輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合には、産品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明文書の原本又は写し及び当該原産地証明文書の対象である産品が原産品であることを示すために必要な他の全ての記録を含む。）を、当該輸入締約国の関連法令に従って必要とされる期間保管する。
	that is supported by an origin certification document completed by the importer, shall maintain, for a period required under relevant laws and regulations of the importing Party, such documentation, including an original or copy of the origin certification document and all other records necessary to demonstrate that the good for which the origin certification document was completed was an originating good, as the importing Party may require relating to the importation of the good; and
(c)	輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、原産地証明書に関する全ての関係文書を、当該輸出締約国の関係法令又は認定に係る要件に従って5年間保管する。

	an authorised body or other certification bodies of the exporting Party shall maintain, for five years, in accordance with relevant laws, regulations or accreditation requirements of the exporting Party, all relevant documents pertaining to a Certificate of Origin.
2	この条の規定に従って保管する記録には、電子的な記録を含むことができる。
	The records to be kept in accordance with this Article may include electronic records.

1. 本条の趣旨

本条は、原産地証明書又は原産地証明文書との関連において、輸出者、生産者、輸入者、原産地証明書の発給機関に対して、関係する書類を一定期間保管する義務を課すものである。

2. 本条において用いられている用語等の意味

「第3.15条3（b）若しくは（c）若しくは第3.16条1（b）若しくは（c）に規定する書面若しくは電子的手段による申告を提出した輸出者又は生産者（an exporter or a producer that has been issued a Certificate of Origin or completed an origin certification document or provided a written or electronic declaration or statement referred to in subparagraph 3（b）or（c）of Article 3.15 or in subparagraph 1（b）or（c）of Article 3.16)」：大まかには以下の通りである。

第3.15条3（b）…原産地証明書の発給を申請する輸出者に対して、産品が原産品であるという書面又は電子的手段による申告を提出する当該産品の生産者

第3.15条3（c）…原産地証明書の発給を申請する輸出者の要請に基づき、産品が原産品であるという書面又は電子的手段による申告を原産地証明書の発給機関に対して直接かつ任意に提出する当該産品の生産者

第3.16条1（b）…原産地証明文書を作成する輸入者に対して、産品が原産品であるという書面又は電子的手段による申告を提出する当該産品の輸出者又は生産者

第3.16条1（c）…原産地証明文書を作成する輸出者であって産品の生産者でない者に対して、当該産品が原産品であるという書面又は電子的手段による申告を提出する当該産品の生産者

「原産地に関する証拠書類（Documentary Evidence of Origin)」：第3.14条参照。

「権限を与えられた機関又は他の発給機関（an authorised body or other certification bodies)」：第3.1条（a）において以下のように規定されている。

(a)「権限を与えられた機関」とは、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について責任を負う権限のある政府当局その他団体をいう。

注釈　日本国については、

（ｉ）　権限を与えられた機関は、経済産業省又はその後継機関である。

（ii） 経済産業省は、日本国の権限を与えられた機関として、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について他の発給機関（以下「他の発給機関」という。）を指定することができる。

(a) the term “authorised body” means a competent governmental authority or other entity that is responsible for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15;

Note: In the case of Japan:

(i) the authorised body is the Ministry of Economy, Trade and Industry, or its successor; and

(ii) the Ministry of Economy, Trade and Industry, as the authorised body of Japan, may designate other certification bodies for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15 (hereinafter referred to as “other certification bodies”).

「関税上の特恵待遇（preferential tariff treatment）」：第3.1条（j）において以下のように規定されている。

(j)「関税上の特恵待遇」とは、第2.4条（物品の貿易－関税の撤廃又は引下げ）1の規定に従って原産品について関税を適用することをいう。

(j) the term “preferential tariff treatment” means the application of customs duties to originating goods in accordance with paragraph 1 of Article 2.4 (Trade in Goods - Elimination or Reduction of Customs);

3. 本条の解釈

(1) パラグラフ1について

柱書きにおいて「各締約国は、次のことを定める。」と規定されており、日本及びオーストラリアがそれぞれ自国の国内法令においてサブパラグラフ（a）-（c）の内容を規定する義務が課されている。

サブパラグラフ（a）は、産品の輸出者及び生産者についての保管義務を定めたものであり、保管期間として5年間が協定において規定されている。

サブパラグラフ（b）は、産品の輸入者についての保管義務を定めたものであり、保管期間については締約国の国内法令に委ねられている。

サブパラグラフ（c）は、原産地証明書の発給機関についての保管義務を定めたものであり、保管期間として5年間が協定において規定されている。

なお、第2部第4章第1節3.（17）及び（18）も参照のこと。

(2) パラグラフ2について

パラグラフ1において、保管の対象となっている「記録」は、紙ベースの文書であるが、電子的な記録でも可能とするもの。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) パラグラフ1（a）について

①　原産地証明書に係る部分について

パラグラフ1（a）の規定のうち、原産地証明書に係る部分については、特定原産地証明書発給法の第7条第1項及び第2項並びに特定原産地証明書発給法施行規則第12条第1項から第4項までに受け皿となる規定が定められている。

なお、特定原産地証明書発給法の第7条第1項にある

・「証明書受給者」とは、原産地証明書の発給を申請しその発給を受けた者のことを言い（特定原産地証明書発給法第6条第1項）、

・「特定証明資料提出者」とは、原産地証明書の発給を申請する輸出者の要請に基づき、産品が原産品であるという書面又は電子的手段による申告を原産地証明書の発給機関に対して直接かつ任意に提出する当該産品の生産者のことを言う（特定原産地証明書発給法第6条第2項）。

以下に関係条文を掲げる。

(a)　特定原産地証明書発給法第7条

第7条　証明書受給者及び特定証明資料提出者は、第1種特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第1種特定原産地証明書の発給の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。

2　第1種原産品誓約書交付者は、第1種特定原産地証明書の発給の用に供された第1種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第1種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第1種原産品誓約書に係る第1種特定原産地証明書の発給がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第4条第5項の規定による当該第1種特定原産地証明書を発給した旨の通知を受けなかったときは、この限りでない。

(b)　特定原産地証明書発給法施行規則第12条

第12条　法第7条第1項の第1種特定原産地証明書の発給を受けた物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　発給申請者の申請に係る物品の仕入書の写し又はこれに準ずるもの

二　発給申請者又は証明資料提出者の提出に係る当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類又は当該物品に係る第1種原産品誓約書の写し

2　法第7条第1項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

一　日メキシコ協定	5年
二　日マレーシア協定	5年
三　日チリ協定	5年
四　日タイ協定	5年
五　日インドネシア協定	5年
六　日ブルネイ協定	3年
七　日アセアン協定	3年
八　日フィリピン協定	5年
九　日スイス協定	3年
十　日ベトナム協定	3年
十一　日インド協定	5年
十二　日ペルー協定	5年
十三　日オーストラリア協定	5年
十四　日モンゴル協定	5年

3　法第7条第2項の第1種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、当該第1種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類とする。

4　法第7条第2項の経済産業省令で定める期間は、当該第1種原産品誓約書に係る第1種特定原産地証明書の発給の日から起算して、当該発給に係る第2項の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

(c)　特定原産地証明書発給法第6条

第6条　第1種特定原産地証明書の発給を受けた者（以下「証明書受給者」という。）は、当該第1種特定原産地証明書の発給を受けた日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣その他経済産業省令で定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第2号又は第3号に掲げるものであって経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（省略）

2　第4条第3項の規定により通知を受けた証明資料提出者（以下「特定証明資料提出者」という。）は、当該通知に係る証明書受給者が当該通知に係る第1種特定原産地証明書の発給を受けた日以後前項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣その他経済産業省令で定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。ただし、その事実が第2号に掲げるものであって経済産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

（筆者注）：第4条第3項の規定は下記参照。

⑷　特定原産地証明書発給法第4条第3項

3　経済産業大臣は、前条第3項の規定により提出された資料について審査を行い、第1種特定原産地証明書を発給したときは、当該第1種特定原産地証明書の発給後速やかに、当該資料を提出した生産者（以下「証明資料提出者」という。）に対し、その旨及びその年月日を通知するとともに、当該証明資料提出者が当該発給に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

（筆者注）：前条（＝第3条）第3項の規定は下記参照。

⑸　特定原産地証明書発給法第3条第3項

3　発給申請者がその申請に係る物品の生産者でない場合には、当該発給申請者は、当該生産者に、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料を経済産業大臣に直接に提出させることができる。

②　原産地証明文書に係る部分について

パラグラフ1（a）の規定のうち、原産地証明文書に係る部分については、申告原産品情報提供法の第5条第1項及び第2項並びに申告原産品情報提供法施行令第6条第1項及び第2項までに受け皿となる規定が定められている。

以下に関係条文を掲げる。

⑴　申告原産品情報提供法第5条

第4条　本邦から締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品申告書の作成の日から政令で定める期間、保存しなければならない。ただし、当該特定原産品申告書を当該締約国の関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しないこととなったときは、この限りでない。

2　本邦から第2条第6号の政令で定める経済連携協定の締約国に輸出される物品を輸出する者又は生産する者で当該物品に係る特定原産品誓約書を作成した者は、当該物品に関する書類で政令で定めるものを、当該特定原産品誓約書の作成の日から政令で定める期間、保存しなければならない。ただし、当該特定原産品誓約書を特定原産品申告書の作成の用に供しないこととなったとき、又は当該特定原産品誓約書に基づき作成された特定原産品申告書を当該締約国の関税の譲許の便益の適用を受けるための申告の用に供しないこととなったときは、この限りでない。

（筆者注）「特定原産品申告書」及び「特定原産品誓約書」の意味については、同法第2条第5号及び第6号に規定されている。具体的条文は下記を参照。

⑵　申告原産品情報提供法第2条

第2条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五　特定原産品申告書　本邦から締約国に輸出される物品が特定原産品であることを当該締約国の税関当局に対し申告する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次号において同じ。）を作

成する場合における当該電磁的記録を含む。）であって、当該物品を輸入する者、輸出する者又は生産する者が経済連携協定の規定に基づき作成するものをいう。

六　特定原産品誓約書　本邦から政令で定める経済連携協定の締約国に輸出される物品が特定原産品であることを誓約する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）であって、当該物品に係る特定原産品申告書の作成の用に供するため、当該物品を輸出する者又は生産する者が当該特定原産品申告書を作成する者に交付し、又は提供するものをいう。

(c)　申告原産品情報提供法施行令第6条

第6条　第2条第1号に掲げる経済連携協定に係る法第5条第1項（書類の保存）に規定する政令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類（その写しを含む。）とする。

一　本邦から当該経済連携協定の締約国に輸出される物品を輸出する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者（次号に掲げる者を除く。）　イ及びロ又はイ及びハに掲げる書類

イ　法第5条第1項の物品に係る特定原産品申告書

ロ　法第5条第1項の物品に係る契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該物品に係る特定原産品申告書の内容を確認するために必要な書類

ハ　法第5条第1項の物品に係る特定原産品誓約書

二　本邦から当該経済連携協定の締約国に輸出される物品を生産する者で当該物品に係る特定原産品申告書を作成した者　前号イ及びロに掲げる書類

2　第2条第2号及び第3号に掲げる経済連携協定に係る法第5条第1項に規定する政令で定める書類は、前項第1号イ及びロに掲げる書類（その写しを含む。）とする。

(2) パラグラフ1（b）について

関税法第94条及び関税法施行令第83条第3項において、受け皿となる規定が定められている。

以下に関係条文を掲げる。

①　関税法

第94条　申告納税方式が適用される貨物（特例輸入者の特例申告貨物を除く。第3項において「一般輸入貨物」という。）を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるものを保存しなければならない。ただし、第68条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）の規定により税関に提出した書類については、この限りでない。

②　関税法施行令第83条第3項

3　…（省略）…第61条第1項の規定は許可済特例申告貨物以外の輸入許可貨物に係る法第94条第1項に規定する政令で定める書類について、それぞれ準用する。この場合において、第61条第1項中「輸出申告若しくは輸入申告に係る」とあるのは「輸入の許可を受けた」と、「若しくは売渡人」とあるのは「又は売渡人」と、「が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確

認するために必要な書類又は」とあるのは「に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類及び」と読み替えるものとする。

なお、関税法施行令第83条第3項の規定においては、関税法第61条第1項の読替えが規定されているところ、当該規定に基づき読み替えるとどのようになるかを図3-36に示す。

(3) パラグラフ1（c）について

パラグラフ1（c）のうち、

・「輸出締約国の権限を与えられた機関」（日本の場合、経済産業省）に関しては、特定原産地証明書発給法の第5条及び特定原産地証明書発給法施行令第4条において、

・「他の発給機関」に関しては、特定原産地証明書発給法の第8条第3項により読み替える同法第5条及び特定原産地証明書発給法施行令第4条において、

それぞれ受け皿となる規定が定められている。

以下に関係条文を掲げる。

①　特定原産地証明書発給法

第5条　経済産業大臣は、政令で定めるところにより、発給申請者及び証明資料提出者から提出された発給申請書及び第1種原産品誓約書並びに資料を保存しなければならない。

第8条　経済産業大臣は、その指定する者（以下「指定発給機関」という。）に、第1種特定原産地証明書の発給に関する事務（以下「発給事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2　経済産業大臣は、前項の規定により指定発給機関に発給事務の全部又は一部を行わせるときは、第1種特定原産地証明書の発給を受けようとする者が確実にその発給を受ける機会を確保するため特に必要があると認めるときを除き、当該発給事務の全部又は一部を行わないものとする。

3　指定発給機関が発給事務を行う場合における第2章の規定の適用については、第3条第1項中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関（第8条第1項の指定発給機関をいい、第9条の規定により一部の発給事務（第8条第1項の発給事務をいう。以下この項において同じ。）の区分に係る指定を受けた者、第20条の規定により発給事務の一部を休止し、若しくは廃止した者、第21条の規定により発給事務の一部の停止を命ぜられた者又は天災その他の事由により発給事務の一部を実施することが困難となった者にあっては、当該物品に係る発給事務を行うことができるものに限る。以下この章において同じ。）」と、同条第2項及び第5項、第4条第1項から第5項まで並びに第5条中「経済産業大臣」とあるのは「指定発給機関」と、第3条第3項中「経済産業大臣」とあるのは「当該発給申請者の申請を受ける指定発給機関」と、第6条中「経済産業大臣」とあるのは「当該第1種特定原産地証明書を発給した指定発給機関」とする。

②　特定原産地証明書発給法施行令

第4条　法第5条の規定による発給申請書、第1種原産品誓約書及び資料の保存は、これらに係る法第2条第3項に規定する第1種特定原産地証明書（以下「第1種特定原産地証明書」という。）の発給の日の翌日から起算して、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間行うものとする。

一　第1条第1号から第5号まで、第8号及び第11号から第14号までに掲げる経済連携協定	5年
二　第1条第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる経済連携協定	3年

(4) 認定輸出者に係る規定について

オーストラリアEPAにおいては規定されていないが、原産地申告を行う認定輸出者に対する保管義務が、メキシコ、スイス及びペルーの各EPAにおいて規定されている（具体的条文については、下記5.及び表32–C3参照）が、それらに関しては、特定原産地証明書発給法の第7条の10及び特定原産地証明書発給法施行規則第22条において、受け皿となる規定が定められている。

以下に関係条文を掲げる。

①　特定原産地証明書発給法

第7条の10　認定輸出者は、第2種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第2種特定原産地証明書の作成の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該第2種特定原産地証明書を当該証明の用に供しないこととしたときは、この限りでない。

2　第2種原産品誓約書交付者は、第2種特定原産地証明書の作成の用に供された第2種原産品誓約書に係る物品に関する書類で経済産業省令で定めるものを、当該第2種原産品誓約書の交付の日以後経済産業省令で定める期間を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、当該交付の日から当該第2種原産品誓約書に係る第2種特定原産地証明書の作成がされるために通常必要と認められる期間を経過する日までの間に第7条の8第1項の規定による当該第2種特定原産地証明書を作成した旨の通知を受けなかったとき、又は同条第2項の通知を受けたときは、この限りでない。

（注1）「第2種特定原産地証明書」とは、認定輸出者が作成する原産地申告のことを言う。関連条文は以下の通り。

・特定原産地証明書発給法第2条第4項

この法律において「第2種特定原産地証明書」とは、本邦から政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品が特定原産品であることを当該締約国等の権限ある当局に対し証明する書類であって、第7条の2第1項の規定により当該物品の輸出をしようとする者が作成するものをいう。

・同法第7条の2第1項

第2条第4項の政令で定める経済連携協定の締約国等に輸出される物品について、その輸出をしようとする者は、当該経済連携協定ごとに、経済産業大臣の認定を受けて、第2種特定原産地証明書の作成をすることができる。

・特定原産地証明書発給法施行令第2条

法第2条第4項の政令で定める経済連携協定は、次のとおりとする。

一　経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定
二　日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定
三　経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

（注2）「第2種原産品誓約書」とは、認定輸出者が産品の生産者でない場合において、当該産品が原産品であることを誓約する書面であって当該産品の生産者から任意に提出されるものを言う。関連条文は以下の通り。

・特定原産地証明書発給法第7条の8第1項

認定輸出者が第2種特定原産地証明書の作成に係る物品の生産者でない場合において、当該生産者その他経済産業省令で定める者から、その同意を得て、当該物品が特定原産品であることを誓約する書面（以下「第2種原産品誓約書」という。）の交付を受けて第2種特定原産地証明書を作成したときは、当該第2種特定原産地証明書の作成後速やかに、当該第2種原産品誓約書を当該認定輸出者に交付をした者（以下「第2種原産品誓約書交付者」という。）に対し、その旨及びその年月日を通知しなければならない。

②　特定原産地証明書発給法施行規則

第22条　法第7条の10第1項の第2種特定原産地証明書を作成した物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　第2種特定原産地証明書の写し

二　当該物品が特定原産品であることを明らかにする資料の内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類又は当該物品に係る第2種原産品誓約書

2　法第7条の10第1項の経済産業省令で定める期間は、次の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

一　日メキシコ協定	5年
二　日スイス協定	3年
三　日ペルー協定	5年

3　法第7条の10第2項の第2種原産品誓約書に記載された物品に関する書類で経済産業省令で定めるものは、当該第2種原産品誓約書に記載された物品が特定原産品であることを誓約した内容が事実であることを証するために必要な情報を含む書類とする。

4　法第7条の10第2項の経済産業省令で定める期間は、当該第2種原産品誓約書に係る第2種特定原産地証明書の作成の日から起算して、当該作成に係る第2項の表の上欄に掲げる経済連携協定ごとにそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過した日の翌日までの期間とする。

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較

ヤウンデ・ルールのうち、DECISION No. 6/66 of the Association Council defining the methods of administrative co-operation in Customs matters for the purpose of implementing the Yaounde Convention Decision No. 5/66 of the Association Council on the definition of the concept of “originating products” for the purpose of implementing Title I of the Convention of Association and on the methods of administrative co-operation（1966年7月施行）の第23条において、以下のように規定されている。

Article 23

For the purpose of the *a posteriori* verification referred to in this Chapter, the Customs authorities of the exporting country shall keep all export documents or copies of movement certificates used in place thereof, for a period of two years.

第23条

この章に規定する事後確認の実施において、輸出国の税関当局は、輸出に関連するすべての書類又はそれらの替わりに使用される移動証明書の写しを2年間保管するものとする。（和文：筆者による仮訳）

これを見ると原産地証明書の発給当局（注：ヤウンデ・ルールの下では、輸出国の税関当局が原産地証明書の発給当局となっている。）に2年間の関係書類の保管義務が課されていることが分かる。

次にUNCTAD合意文書（1970年12月作成）を見ると、そのDOCUMANTARY EVIDENCEの5.において、

For facilitating any verification or any investigation, governmental authorities and authorized bodies shall retain for a period of two years the duplicate copy of the combined declaration of origin and certificate which has been completed and signed and the relevant records used for establishing documentary evidence. Traders shall similarly retain for a period of two years similar records held by them.

確認又は調査を促進するために、政府当局又は権限を与えられた機関は、記入され署名された統合原産地申告・証明書の写し及び証拠書類の作成に使用される関係記録を2年間保管するものとする。貿易業者は自身が所持する同様の記録を2年間同様に保管するものとする。（和文：筆者による仮訳）

と規定されている。これを見ると、原産地証明書の発給当局のみならず、貿易業者にも2年間の保管義務が課されていることが分かる。

日本の14本のEPAにおいて、第3.20条に対応する規定が最初に設けられたのは、メキシコEPA第43条においてであり、同規定はNAFTA第505条a）の影響を受けていることが見て取れる。なお、改正前の当初のメキシコEPA第43条の規定は、現在の第43条1及び5に相当する規定のみであったが、改正交渉の結果として認定輸出者による原産地申告制度が導入されたことから、まず旧第43条1に所要の修正が施されるとともに、現在の2、3及び4が新たに規定された。

（参考）NAFTA第505条

Article 505: Records

Each Party shall provide that:

a）an exporter or a producer in its territory that completes and signs a Certificate of Origin shall maintain in its territory, for five years after the date on which the Certificate was signed or for such longer period as the Party may specify, all records relating to the origin of a good for which preferential tariff treatment was claimed in the territory of another Party, including records associated with

(i) the purchase of, cost of, value of, and payment for, the good that is exported from its territory,

(ii) the purchase of, cost of, value of, and payment for, all materials, including indirect materials, used in the production of the good that is exported from its territory, and

(iii) the production of the good in the form in which the good is exported from its territory; and

b) an importer claiming preferential tariff treatment for a good imported into the Party's territory shall maintain in that territory, for five years after the date of importation of the good or for such longer period as the Party may specify, such documentation, including a copy of the Certificate, as the Party may require relating to the importation of the good.

第505条　記録

各締約国は、以下のことを定める。

a)　自国の領域に所在する輸出者又は生産者であって原産地証明に記入し署名する者が、原産地証明に署名された日の後5年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、他の締約国の領域において関税上の特恵待遇を要求する産品が原産品であることに関するすべての記録を自国内で保管すること。当該記録には、次の（ｉ）から（iii）までの事項に関する記録を含める。

（ｉ）　自国の領域から輸出される産品の購入、当該産品に係る費用、当該産品の価額及び当該産品に係る支払

（ii）　自国の領域から輸出される産品の生産に使用されたすべての材料（間接材料を含む。）の購入、当該材料に係る費用、当該材料の価額及び当該材料に係る支払

（iii）　自国の領域から輸出される形態での産品の生産

b)　自国の領域に輸入する産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者が、当該産品が輸入された日の後5年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、当該締約国が当該産品の輸入に関連して要求する書類（原産地証明の写しを含む。）を自国内で保管すること。

次のマレーシアEPAにおいては、交渉の結果、メキシコEPAの規定とは若干構造が異なる条文が導入された。

すなわち、

・原産地証明書の発給当局に対する保管義務については、原産地証明書に係る要件を規定する第40条の10において定め、

・原産地証明書の発給を受けた輸出者に対する保管義務については、輸出に関する義務を規定する第42条の10において定める

というスタイルが採用された。

そして、このように2つの条に分けて規定するマレーシアEPAのスタイルは、以後インドネシアEPAまでの各EPAにおいて採用されることとなる。

一方、アセアン包括EPAにおいては、原産地証明書の発給当局に対する保管義務及び原産地証明書の発給を受けた輸出者に対する保管義務の両者を同一の条文（附属書4第5規則）にまとめることとされ、以後オーストラリアEPAに至るまでこのスタイルが採用されている。なお、このスタイルはメキシコEPAと共通したものとなっている。

さて、スイス、ペルー及び上述した改正後のメキシコの各EPAにおいては、認定輸出者に

よる原産地申告制度が導入されていることを踏まえ、

・原産地申告を提出する認定輸出者に対する保管義務（メキシコEPA第43条2、スイスEPA附属書2第23条2、ペルーEPA第64条3）
・産品が原産品である旨の誓約を認定輸出者に対して提供する生産者に対する保管義務（メキシコEPA第43条3、スイスEPA附属書2第23条4、ペルーEPA第64条5）

がそれぞれ規定されている。

また、オーストラリアEPAにおいては、原産地証明文書制度が導入されていることを踏まえ、

・原産地証明文書を作成する輸出者若しくは生産者又は原産地証明文書を作成する者に対して産品が原産品である旨の申告を行う輸出者若しくは生産者に対する保管義務（オーストラリアEPA第3.20条1（a））
・原産地証明文書を作成する輸入者に対する保管義務（オーストラリアEPA第3.20条1（b））

がそれぞれ規定されている。

以上の他に、インドEPA附属書3第5節3において、保管される記録には電子的な記録を含むことができる旨が規定されているが、同旨の規定がペルーEPA第64条6及びオーストラリアEPA第3.20条2において定められている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–110に掲げる。

図3–36

関税法第61条第1項
…に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類…とする。

読み替えた後の規定

…に規定する政令で定める書類は、輸入の許可を受けた貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長に対して当該貨物に係る輸入の許可に関する申告の内容を明らかにすることができる書類…とする。

表3–110

①オーストラリアEPA　第3.20条　記録の保管に関する義務（Article 3.20　Record-Keeping Requirements）	
1	各締約国は、次のことを定める。
	Each Party shall provide that:
(a)	原産地証明書の発給を受け、原産地証明文書を作成し、又は第3.15条3（b）若しくは（c）若しくは第3.16条1（b）若しくは（c）に規定する書面若しくは電

	子的手段による申告を提出した輸出者又は生産者は、原産地に関する証拠書類の発給又は作成の対象である産品が原産品であることを示すために必要な全ての記録を、輸出締約国の関係法令に従って、5年間保管する。
	an exporter or a producer that has been issued a Certificate of Origin or completed an origin certification document or provided a written or electronic declaration or statement referred to in subparagraph 3（b）or（c）of Article 3.15 or in subparagraph 1（b）or（c）of Article 3.16, shall maintain, for five years, in accordance with relevant laws and regulations of the exporting Party, all records necessary to demonstrate that the good for which the Documentary Evidence of Origin was issued or completed was an originating good;
(b)	関税上の特恵待遇を要求する輸入者は、
	an importer claiming preferential tariff treatment:
(i)	その関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合には、産品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明書又は当該原産地証明文書の原本又は写しを含む。）を、当該輸入締約国の関連法令に従って必要とされる期間保管する。
	that is supported by a Certificate of Origin or an origin certification document completed by an exporter or a producer, shall maintain, for a period required under relevant laws and regulations of the importing Party, such documentation, including an original or copy of the Certificate of Origin or an original or copy of the origin certification document, as the importing Party may require relating to the importation of the good; or
(ii)	その関税上の特恵待遇の要求が当該輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合には、産品の輸入に関して輸入締約国が要求する文書（当該原産地証明文書の原本又は写し及び当該原産地証明文書の対象である産品が原産品であることを示すために必要な他の全ての記録を含む。）を、当該輸入締約国の関連法令に従って必要とされる期間保管する。
	that is supported by an origin certification document completed by the importer, shall maintain, for a period required under relevant laws and regulations of the importing Party, such documentation, including an original or copy of the origin certification document and all other records necessary to demonstrate that the good for which the origin certification document was completed was an originating good, as the importing Party may require relating to the importation of the good; and
(c)	輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関は、原産地証明書に関する全ての関係文書を、当該輸出締約国の関係法令又は認定に係る要件に従って5年間保管する。
	an authorised body or other certification bodies of the exporting Party shall maintain, for five years, in accordance with relevant laws, regulations or accreditation requirements of the exporting Party, all relevant documents pertaining to a Certificate of Origin.
2	この条の規定に従って保管する記録には、電子的な記録を含むことができる。

The records to be kept in accordance with this Article may include electronic records.
②UNCTAD合意文書（VERIFICATION）
5. For facilitating any verification or any investigation, governmental authorities and authorized bodies shall retain for a period of two years the duplicate copy of the combined declaration of origin and certificate which has been completed and signed and the relevant records used for establishing documentary evidence. Traders shall similarly retain for a period of two years similar records held by them.
③一般特恵原産地規則
—
④旧京都規約　附属書D2　原産地を証明する文書に関する附属書（Annex D.2　Annex concerning documentary evidence of origin）
11. Recommended Practice
Authorities or bodies empowered to issue certificates of origin should retain for not less than two years the applications for or control copies of, the certificates of origin issued by them.
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA　第43条　記録の保管（Article 43　Records）
1 各締約国は、第39条のA3の輸出者又は同条4の産品の生産者であって原産地証明書の発給を申請する目的で産品が原産品であることを証明する文書を有するものが、原産地証明書の発給の日の後5年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、他方の締約国において関税上の特恵待遇を要求する産品が原産品であることに関する記録を自国内で保管することを確保する。当該記録には、次の（a）から（c）までの事項に関する記録を含める。
Each Party shall ensure that an exporter referred to in paragraph 3 of Article 39A or a producer of the good referred to in paragraph 4 of Article 39A that has the documentation that proves that the good qualifies as an originating good for the purposes of requesting a certificate of origin shall maintain in that Party, for 5 years after the date on which the certificate was issued or for such longer period as the Party may specify, the records relating to the origin of a good for which preferential tariff treatment was claimed in the other Party, including records associated with:
(a) 輸出される産品の購入、当該産品に係る費用、当該産品の価額及び当該産品に係る支払
the purchase of, cost of, value of, and payment for, the good that is exported;
(b) 輸出される産品の生産に使用された全ての材料（間接材料を含む。）の購入、当該材料に係る費用、当該材料の価額及び当該材料に係る支払
the purchase of, cost of, value of, and payment for, all materials, including indirect materials, used in the production of the good that is exported; and
(c) 輸出される形態での産品の生産
the production of the good in the form in which the good is exported.

2	各締約国は、原産地申告を作成した認定輸出者が、当該原産地申告の作成の日の後5年間、当該原産地申告を作成した商業上の文書の写し及び第41条2に規定する文書を保管することを確保する。
	Each Party shall ensure that the approved exporter who has produced an origin declaration shall keep a copy of the commercial document on which the origin declaration was produced as well as the documents referred to in paragraph 2 of Article 41 for 5 years after the date on which the origin declaration was produced.
3	各締約国は、産品の生産者であって第39条のB4の規定に基づいて誓約を提供したものが、当該誓約を認定輸出者に提供した日の後5年間又は輸出締約国の法令に規定するこれよりも長い期間、輸出締約国の法令に規定するところにより、当該産品の原産地に関連する記録を保管することを確保する。
	Each Party shall ensure that the producer of a good who provides declaration under paragraph 4 of Article 39B shall keep the records relating to the origin of the good for 5 years, or a longer period where it is specified in the laws and regulations of the exporting Party, after the date on which the declaration referred to in paragraph 4 of Article 39B was given by the producer to the approved exporter, as specified in the laws and regulations of the exporting Party.
4	各締約国は、輸入する産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者が、当該産品の輸入の日の後5年間又は当該締約国が指定するこれよりも長い期間、当該産品の輸入に関して当該締約国が要求する文書を保管することを確保する。
	Each Party shall ensure that an importer claiming preferential tariff treatment for an imported good shall maintain for 5 years after the date of importation of the good or for such longer period as the Party may specify, such documentation as the Party may require relating to the importation of the good.
5	各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも5年間保管することを確保する。当該記録には、原産品であることを証明するために提示された全ての文書等を含める。
	Each Party shall ensure that the competent governmental authority or its designees shall keep a record of the certificate of origin issued for a minimum period of 5 years after the date on which the certificate was issued. Such record will include all antecedents, which were presented to prove the qualification as an originating good.
⑦マレーシアEPA　第40条　原産地証明書（Article 40　Certificate of Origin）	
10	各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後5年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。
	Each Country shall ensure that the competent governmental authority or its designees shall keep a record of the certificates of origin issued for a period of five years after the date on which the certificate was issued. Such record will include all antecedents, which were presented to prove the qualification as an originating good of the exporting Country.
⑦マレーシアEPA　第42条　輸出に関する義務（Article 42　Obligations regarding Exportations）	
	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するものが次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。

Each Country shall, in accordance with its laws and regulations, ensure that the exporter to whom a certificate of origin has been issued, or the producer of a good in the territory of the exporting Country referred to in subparagraph 7（b）of Article 40:
（b）　当該原産地証明書の発給の日の後5年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。
shall keep the records relating to the origin of a good for five years after the date on which the certificate of origin was issued.
⑧フィリピンEPA　第41条　原産地証明書（Article 41　Certificate of Origin）
10　各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後5年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。
Each Party shall ensure that the competent governmental authority or its designees shall keep a record of the certificates of origin issued for a period of five（5）years after the date on which the certificate was issued. Such record will include all antecedents, which were presented to prove the qualification as an originating good of the exporting Party
⑧フィリピンEPA　第42条　輸出に関する義務（Article 42　Obligations Regarding Exportations）
1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって前条7（b）に規定するものが、当該原産地証明書の発給の日の後5年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管することを奨励する。
Each Party shall encourage that the exporter to whom a certificate of origin has been issued, or the producer of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 41, keep the records relating to the origin of a good for five（5）years after the date on which the certificate of origin was issued.
⑨チリEPA　第44条　原産地証明書（Article 44　Certificate of Origin）
10　各締約国は、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後5年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。
Each Party shall ensure that the competent authority of the exporting Party or its designees shall keep a record of issued certificates of origin for a period of five years after the date on which the certificate of origin was issued. Such record will include all antecedents, which were presented to prove the qualification as an originating good of the exporting Party.
⑨チリEPA　第45条　輸出に関する義務（Article 45　Obligations regarding Exportations）
各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって前条7（b）に規定するものが、次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。
Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, ensure that the exporter to whom a certificate of origin has been issued, or the producer of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 44:
（b）　当該原産地証明書の発給の日の後5年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。

shall keep the records relating to the origin of the good for five years after the date on which the certificate of origin was issued.
⑩タイEPA　第40条　原産地証明書（Article 40　Certificate of Origin）
10　各締約国は、権限のある政府当局又は指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後5年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。
Each Party shall ensure that the competent governmental authority or its designees shall keep a record of the certificates of origin issued for a period of 5 years after the date on which the certificate was issued. Such record will include all antecedents, which were presented to prove the qualification as an originating good of the exporting Party.
⑩タイEPA　第42条　輸出に関する義務（Article 42　Obligations Regarding Exportations）
各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するものが次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。
Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, ensure that the exporter to whom a certificate of origin has been issued, or the producer of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 40:
（b）　当該原産地証明書の発給の日の後5年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。
shall keep the records relating to the origin of a good for 5 years after the date on which the certificate of origin was issued.
⑪ブルネイEPA　第37条　原産地証明書（Article 37　Certificate of Origin）
10　各締約国は、輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後3年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。
Each Party shall ensure that the competent governmental authority of the exporting Party or its designees shall keep a record of issued certificate of origin for a period of three years after the date on which the certificate was issued. Such record will include all antecedents, which were presented to prove the qualification as an originating good of the exporting Party.
⑪ブルネイEPA　第39条　輸出に関する義務（Article 39　Obligations regarding Exportations）
各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第37条8（b）に規定するものが、次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。
Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, ensure that the exporter to whom a certificate of origin has been issued, or the producer of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 8（b）of Article 37:
（b）　当該原産地証明書の発給の日の後3年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。
shall keep the records relating to the origin of the good for three years after the date on which the certificate of origin was issued.
⑫インドネシアEPA　第41条　原産地証明書（Article 41　Certificate of Origin）

10　各締約国は、権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後5年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての文書等を含める。
Each Party shall ensure that the competent governmental authority or its designees shall keep a record of issued certificate of origin for a period of five years after the date on which the certificate was issued. Such record will include all antecedents, which were presented to prove the qualification as an originating good of the exporting Party.
⑫インドネシアEPA　第42条　輸出に関する義務（Article 42　Obligations regarding Exportations）
各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって前条7（b）に規定するものが、次の事項を行うことを自国の法令に従って確保する。
Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, ensure that the exporter to whom a certificate of origin has been issued, or the producer of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 41:
（b）　当該原産地証明書の発給の日の後5年間、産品が輸出締約国の原産品であることに関する記録を保管すること。
shall keep the records relating to the origin of the good for five years after the date on which the certificate of origin was issued.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第5規則　記録の保管（Annex 4　Rule 5　Record Keeping）
1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第2規則4（b）に規定するものが、当該産品が原産品であることに関する記録を保管することを自国の法令に従って確保する。この協定の適用上、当該輸出者又は当該生産者は、当該原産地証明書の発給の日の後3年間、当該記録を保管するものとする。
Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, ensure that the exporter to whom a CO has been issued or the producer of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 4（b）of Rule 2 keeps records relating to the origin of the good. For the purposes of this Agreement, the exporter or producer shall keep these records for three（3）years after the date on which the CO was issued.
2　各締約国は、自国の権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後3年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての補助的な文書を含む。
Each Party shall ensure that its competent governmental authority or its designees shall keep a record of the issued CO for a period of three（3）years after the date on which the CO was issued. Such record includes all supporting documents presented to prove the qualification as an originating good of the exporting Party.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第5規則　記録の保管（Annex 3　Rule 5　Record Keeping）
1　各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第2規則4（b）に規定するものが、当該産品が原産品であることに関する記録を保管することを自国の法令に従って確保する。この協定の適用上、当該輸出者又は当該生産者は、当該原産地証明書の発給の日の後3年間、当該記録を保管するものとする。

	Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, ensure that the exporter to whom a CO has been issued or the producer of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 4（b）of Rule 2 keeps records relating to the origin of the good. For the purposes of this Agreement, the exporter or producer shall keep these records for three years after the date on which the CO was issued.
2	各締約国は、自国の権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後3年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示されたすべての補助的な文書を含む。
	Each Party shall ensure that its competent governmental authority or its designees shall keep a record of the issued CO for a period of three years after the date on which the CO was issued. Such record includes all supporting documents presented to prove the qualification as an originating good of the exporting Party.
⑮スイスEPA　附属書2第23条　文書及び記録の保管（Annex II　Article XXIII　Preservation of Documents and Records）	
1	原産地証明書の発給を受けた輸出者は、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも3年間、この附属書の第16条4に規定する文書を保管しなければならない。
	The exporter to whom a Certificate of Origin was issued shall keep the documents referred to in paragraph 4 of Article XVI of this Annex for at least three years after the date on which the Certificate of Origin was issued.
2	原産地申告を作成した認定輸出者は、当該原産地申告の作成の日の後少なくとも3年間、当該原産地申告を含む商業上の文書の写し及びこの附属書の第19条6に規定する文書を保管しなければならない。
	The approved exporter who has produced an origin declaration shall keep a copy of the commercial document on which the origin declaration was produced as well as the documents referred to in paragraph 6 of Article XIX of this Annex for at least three years after the date on which the origin declaration has been produced.
3	この附属書の第16条5（b）に規定する産品の生産者及び同条5（c）に規定する他の者は、輸出締約国の法令に規定するところにより、原産地証明書の発給又は当該他の者が輸出者に行った同条5（c）に規定する宣誓の日の後少なくとも3年間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。
	The producer of a product referred to in subparagraph 5（b）of Article XVI of this Annex and the person referred to in subparagraph 5（c）of Article XVI of this Annex shall keep the records relating to the origin of the product for at least three years after the date on which the Certificate of Origin was issued or after the date on which the declaration referred to in subparagraph 5（c）of Article XVI of this Annex was given by the person to the exporter, as specified in the laws and regulations of the exporting Party.
⑯インドEPA　附属書3　第5節　記録の保管（Annex 3　Section 5　Record Keeping）	
1	各締約国は、自国の権限のある政府当局又はその指定団体が、その発給した原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後5年間保管することを確保する。当該記録には、輸出締約国の原産品であることを証明するために提示された全ての文書等を含む。

	Each Party shall ensure that the competent governmental authority of the Party or its designees shall keep a record of the issued certificate of origin for a period of five years after the date on which the certificate was issued. Such record will include all antecedents, which were presented to prove the qualification as an originating good of the exporting Party.
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第3節6（b）に規定するものが、当該産品が原産品であることに関する記録を当該原産地証明書の発給の日の後5年間保管することを自国の法令に従って確保する。
	Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, ensure that the exporter to whom a certificate of origin has been issued, or the producer of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 6（b）of Section 3 shall keep the records relating to the origin of the good for five years after the date on which the certificate of origin was issued.
3	この節の規定に従って保管される記録には、電子的な記録を含めることができる。
	The records to be kept in accordance with this Section may include electronic records.
⑰ペルーEPA　第64条　文書及び記録の保管（Article 64　Preservation of Documents and Records）	
1	原産地証明書の発給を受けた輸出者は、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも5年間、第54条5に規定する文書を保管しなければならない。
	The exporter to whom a Certificate of Origin was issued shall keep the documents referred to in paragraph 5 of Article 54 for at least five years after the date on which the Certificate of Origin was issued.
2	原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある当局又は発給機関は、当該原産地証明書についての記録及び当該原産地証明書の発給に必要な補助的な情報を、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも5年間保管する。
	The competent authority of the exporting Party or its certification bodies issuing a Certificate of Origin shall keep a record of the Certificate of Origin, as well as the supporting information required for the certification, for at least five years after the date on which the Certificate of Origin was issued.
3	原産地申告を作成した認定輸出者は、当該原産地申告の作成の日の後少なくとも5年間、当該原産地申告の写し及び第57条4に規定する文書を保管しなければならない。
	The approved exporter who has made out an origin declaration shall keep a copy of the origin declaration as well as the documents referred to in paragraph 4 of Article 57 for at least five years after the date on which the origin declaration was made out.
4	産品の生産者であって、第54条6（a）に規定する誓約を提供するもの又は同条6（b）に規定する申告を提出するものは、原産地証明書の発給の日又は同条6（a）に規定する誓約が当該生産者により輸出者に対して提供された日の後少なくとも5年間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。ただし、当該生産者により提供された誓約又は提出された申告に基づき原産地証明書が発給されなかった場合は、この限りでない。
	The producer of a good who provides a declaration referred to in subparagraphs 6（a）and 6（b）of Article 54 shall keep the records relating to the origin of the good for at least five years after the date on which the Certificate of Origin was issued or after the date on which the declaration referred to in subparagraph 6（a）of Article 54 was given by the producer to the exporter, except where the Certificate of Origin is not issued based on the declaration

	provided by the producer.
5	第57条3（b）に規定する産品の生産者は、同条3（b）に規定する誓約が当該生産者により認定輸出者に対して提供された日の後少なくとも5年間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。ただし、当該生産者により提供された誓約に基づき原産地申告が作成されなかった場合は、この限りでない。
	The producer of a good referred to in subparagraph 3（b）of Article 57 shall keep the records relating to the origin of the good for at least five years after the date on which the declaration referred to in subparagraph 3（b）of Article 57 was given by the producer to the approved exporter, except where the origin declaration is not made out based on the declaration provided by the producer.
6	この条の規定に従って保管する記録には、電子的な記録を含むことができる。
	The records to be kept in accordance with this Article may include electronic records.

第3.21条～第3.23条

第3.21条（原産品であることについての確認）、第3.22条（原産品であるか否かについての確認のための訪問）及び第3.23条（関税上の特恵待遇の否認）の3つの条は相互に密接に関連しており、また、オーストラリアEPA以外の他の13本のEPAにおいても、これら3つの条に対応する規定は定められている。しかしながら、条文の構成がEPAによって微妙に異なっているところ、各EPAの関連条文の対応関係を予め明確にしておくことがそれらの条文の理解を深めるに当たって有効と考えられる。

そこで、まずは上記のオーストラリアEPAにおける3つの条文及び他のEPAにおいてそれらに対応する条文に関して、どの条文が相互に対応しているかを概観することができる表を表3–111に掲げる。ただし、この表はあくまで大まかなイメージを形成するためのものであり、細かく見ると厳密には対応させていない――例えば、メキシコEPA第44条の一部の規定は「関税上の特恵待遇の否認に係る条文」に対応するものとなっている――ことに留意されたい。より厳密な対応については、表3–112～表3–115までを参照されたい。

表3–112においては「事後確認」に係る規定について、表3–113においては「確認訪問」に係る規定について、表3–114においては関税上の特恵待遇の否認に係る規定について、そして表3–115においては具体的にどのような場合に関税上の特恵待遇を否認することができるかについて定めた規定について、それぞれ対照させている。

なお、これら表3–111～表3–115において用いている表現は簡略化したものであり、正確な表現は各EPAの対応する規定を参照されたい。

また、上述の5つの表及び第3.23条までの解説においては、輸入締約国の税関職員（及び輸出締約国の当局の職員）が産品の輸出者又は生産者の施設を訪問して、輸出された産品が原産品であるかないかについての調査を行うことを「確認訪問」と呼び、それ以外の方法により産品が原産品であるかないかについての調査を行うことを「事後確認」と呼ぶこととするので留意されたい。

表3

	「事後確認」に係る条文		
シンガポール	第33条	原産地証明の確認のための援助	
メキシコ	第44条	原産品であることについての確認	
マレーシア	第43条	原産地証明書に基づく確認の要請	第44条
フィリピン	第43条	原産地証明書に基づく確認の要請	第44条
チリ	第47条	原産地証明書に基づく確認の要請	第48条
タイ	第43条	原産地証明書に基づく確認の要請	第44条
ブルネイ	第40条	原産地証明書に基づく確認の要請	第41条
インドネシア	第43条	原産地証明書に基づく確認の要請	第44条
アセアン包括附属書4	第6規則	原産品であるか否かについての確認	第7規則
ベトナム附属書3	第6規則	原産品であるか否かについての確認	第7規則
スイス附属書2	第25条	原産地証明の確認	
インド附属書3	第6節	原産地証明書に基づく確認の要請	第7節
ペルー	第66条	確認手続	
オーストラリア	第3.21条	原産品であることについての確認	第3.22条

−111

「確認訪問」に係る条文	関税上の特恵待遇の否認に係る条文	
	第30条	関税上の特恵待遇の拒否
	第40条	輸入に関する義務
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第45条	原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第45条	原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第49条	原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第45条	原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第42条	原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第45条	原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第8規則	原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第8規則	原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
	第21条	関税上の特恵待遇の要求
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第8節	原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定
	第61条	輸入に関する義務
原産品であるか否かについての確認のための訪問	第3.23条	関税上の特恵待遇の否認

表3-112 「事後確認」

シンガポール			第33条1	事後確認の根拠規定				
メキシコ			第44条1	事後確認・確認訪問の根拠規定				第44条3第1・第2パラ
マレーシア			第43条1	事後確認の根拠規定				第43条2
フィリピン			第43条1	事後確認の根拠規定				第43条2
チリ			第47条1	事後確認の根拠規定				第47条2
タイ			第43条1	事後確認の根拠規定				第43条2
ブルネイ			第40条1	事後確認の根拠規定				第40条2

に係る規定の対照表

							第33条2	第14条1との関係		
輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請			第44条9	事後確認の各種の方法間の関係	第44条4–7	輸出者・生産者への照会に係る手続事項				
輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請	第43条3	輸出者・生産者に対する情報提供の要請								
輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請	第43条3	輸出者・生産者に対する情報提供の要請								
輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請	第47条3	輸出者・生産者に対する情報提供の要請	第47条4	確認訪問との関係						
輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請	第43条3	輸出者・生産者に対する情報提供の要請	第43条4	確認訪問との関係						
輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請	第40条3	輸出者・生産者に対する情報提供の要請								

インドネシア			第43条1	事後確認の根拠規定					第43条2
アセアン包括附属書4			第 6 規則1	事後確認の根拠規定					第 6 規則2
ベトナム附属書3			第 6 規則1	事後確認の根拠規定					第 6 規則2
スイス附属書2	第25条1	相互の支援	第25条2	事後確認の根拠規定	第25条3	輸入締約国税関当局から送付する関係書類	第25条4	輸出締約国の当局が執る措置	第25条6
インド附属書3			第6節1	事後確認の根拠規定					第6節2
ペルー	第66条1	相互の支援	第66条2	事後確認・確認訪問の根拠規定	第66条3	輸入締約国税関当局から送付する関係書類			第66条4
オーストラリア	第3.21条1	相互の支援	第3.21条2	事後確認・確認訪問の根拠規定					第3.21条3

輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請	第43条3	輸出者・生産者に対する情報提供の要請								
輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請	第6規則3	輸出者・生産者に対する情報提供の要請	第6規則4	確認訪問との関係					第6規則6	関係当局の通報
輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請	第6規則3	輸出者・生産者に対する情報提供の要請	第6規則4	確認訪問との関係						
輸出締約国からの確認結果の通報										
輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請	第6節3	輸出者・生産者に対する情報提供の要請	第6節4	確認訪問との関係						
輸出締約国からの情報提供期限 輸入締約国からの追加情報提供要請										
輸出締約国からの情報提供期限										

表3-113 「確認訪問」に

シンガポール	第33条1	事後確認の根拠規定				
メキシコ	第44条1	事後確認・確認訪問の根拠規定			第44条10	確認訪問の要請書の送付
マレーシア	第44条1	確認訪問の根拠規定			第44条2	確認訪問の要請書の送付
フィリピン	第44条1	確認訪問の根拠規定			第44条3	確認訪問の要請書の送付
チリ	第48条1	確認訪問の根拠規定			第48条2	確認訪問の要請書の送付
タイ	第44条1	確認訪問の根拠規定			第44条2	確認訪問の要請書の送付
ブルネイ	第41条1	確認訪問の根拠規定			第41条2	確認訪問の要請書の送付
インドネシア	第44条1	確認訪問の根拠規定			第44条2	確認訪問の要請書の送付
アセアン包括附属書4	第7規則1	確認訪問の根拠規定			第7規則2	確認訪問の要請書の送付
ベトナム附属書3	第7規則1	確認訪問の根拠規定			第7規則2	確認訪問の要請書の送付
スイス附属書2	第25条8	確認訪問の根拠規定				
インド附属書3	第7節1	確認訪問の根拠規定			第7節2	確認訪問の要請書の送付
ペルー	第66条2	事後確認・確認訪問の根拠規定			第66条5(a)	確認訪問の要請書の送付
オーストラリア	第3.21条2	事後確認・確認訪問の根拠規定	第3.22条1	確認訪問実施の条件	第3.22条2(a)	確認訪問の要請書の送付

係る規定の対照表

第 4 4 条 11、12	要請書に含める情報	第 4 4 条 13	訪問の受諾の可否の回答	第 4 4 条 15	確認訪問で得られた情報の提供		
第44条3	要請書に含める情報	第44条4	訪問の受諾の可否の回答	第44条5	確認訪問で得られた情報の提供	第44条6	事後確認との関係
第44条4	要請書に含める情報	第44条5	訪問の受諾の可否の回答	第44条6	確認訪問で得られた情報の提供	第44条2	事後確認との関係
第48条3	要請書に含める情報	第48条4	訪問の受諾の可否の回答	第48条5	確認訪問で得られた情報の提供		
第48条3	要請書に含める情報	第44条4	訪問の受諾の可否の回答	第44条5	確認訪問で得られた情報の提供		
第41条3	要請書に含める情報	第41条4	訪問の受諾の可否の回答	第41条5	確認訪問で得られた情報の提供	第41条6	事後確認との関係
第44条3	要請書に含める情報	第44条4	訪問の受諾の可否の回答	第44条5	確認訪問で得られた情報の提供	第44条6	事後確認との関係
第7規 則3	要請書に含める情報	第7規 則4	訪問の受諾の可否の回答	第7規 則5	確認訪問で得られた情報の提供		
第7規 則3	要請書に含める情報	第7規 則4	訪問の受諾の可否の回答	第7規 則5	確認訪問で得られた情報の提供		
第7節3	要請書に含める情報	第7節4	訪問の受諾の可否の回答	第7節5	確認訪問で得られた情報の提供		
第66条5(b)	要請書に含める情報	第66条5(c)	訪問の受諾の可否の回答	第66条5(d)	確認訪問で得られた情報の提供		
第3.22条3	要請書に含める情報	第3.22条2(b)	訪問の受諾の可否の回答				

表3–114　関税上の特恵待遇

シンガポール	第30条	特恵待遇の拒否								
メキシコ	第40条2	特恵待遇の否認								
マレーシア	第45条1	特恵待遇の否認	第45条2	原産地証明書の発給の取消しの通知があった産品についての特恵待遇の否認	第45条3	事後確認又は確認訪問が実施される場合における特恵待遇の否認	第45条4	事後確認又は確認訪問の後の原産品であるか否かの書面による決定の送付		
フィリピン	第45条1	特恵待遇の否認	第45条2	原産地証明書の発給の取消しの通知があった産品についての特恵待遇の否認	第45条3	事後確認又は確認訪問が実施される場合における特恵待遇の否認	第45条4	事後確認又は確認訪問の後の原産品であるか否かの書面による決定の送付		
チリ	第49条1	特恵待遇の否認	第49条2	原産地証明書の発給の取消しの通知があった産品についての特恵待遇の否認	第49条3	事後確認又は確認訪問が実施される場合における特恵待遇の否認	第49条4	事後確認又は確認訪問の後の原産品であるか否かの書面による決定の送付		
タイ	第45条1	特恵待遇の否認	第45条2	原産地証明書の発給の取消しの通知があった産品についての特恵待遇の否認	第45条3	事後確認又は確認訪問が実施される場合における特恵待遇の否認	第45条4	事後確認又は確認訪問の後の原産品であるか否かの書面による決定の送付		
ブルネイ	第42条1	特恵待遇の否認	第42条2	原産地証明書の発給の取消しの通知があった産品についての特恵待遇の否認	第42条3	事後確認又は確認訪問が実施される場合における特恵待遇の否認	第42条4	事後確認又は確認訪問の後の原産品であるか否かの書面による決定の送付		

の否認に係る規定の対照表①

		第44条22	輸入締約国による決定の通知	第44条23	特恵待遇の否認の通知	第44条24	特恵待遇の否認の前の意見等提出の機会の付与		

インドネシア	第45条1	特恵待遇の否認	第45条2	原産地証明書の発給の取消しの通知があった産品についての特恵待遇の否認	第45条3	事後確認又は確認訪問が実施される場合における特恵待遇の否認	第45条4	事後確認又は確認訪問の後の原産品であるか否かの書面による決定の送付		
アセアン包括附属書4	第8規則1	特恵待遇の否認			第8規則2	事後確認又は確認訪問が実施される場合における特恵待遇の否認	第8規則3	事後確認又は確認訪問の後の原産品であるか否かの書面による決定の送付	第8規則4	確認訪問の対象者に対する原産品であるか否かの書面による決定の送付
ベトナム附属書3	第8規則1	特恵待遇の否認			第8規則2	事後確認又は確認訪問が実施される場合における特恵待遇の否認	第8規則3	事後確認又は確認訪問の後の原産品であるか否かの書面による決定の送付	第8規則4	確認訪問の対象者に対する原産品であるか否かの書面による決定の送付
スイス附属書2	第21条4	特恵待遇の否認								
インド附属書3	第8節1	特恵待遇の否認			第8節2	事後確認又は確認訪問が実施される場合における特恵待遇の否認	第8節3	事後確認又は確認訪問の後の原産品であるか否かの書面による決定の送付		
ペルー	第61条4	特恵待遇の否認			第66条7 (a)、(b)	事後確認又は確認訪問が実施される場合における特恵待遇の否認				
オーストラリア	第3.23条1	特恵待遇の否認								

第 6 規則5	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止								
第 6 規則5	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止								
第25条5	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止								
第 6 節5	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止								
第66条7(c)	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止	第66条6	輸入締約国による決定の通知					第66条7(d)	関税上の特恵待遇を否認済みの貨物の取扱い
第3.23条2	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止	第3.21条4	輸入締約国による決定の通知					第3.23条3	関税上の特恵待遇を否認済みの貨物の取扱い

表3–115　関税上の特恵待遇

シンガポール	第30条	原産地規則章に定める要件を満たさないとき	第30条	輸入者が原産地規則章の規定に従わないとき				
メキシコ			第40条2	輸入者が第40条に規定する要件を満たさないとき			第44条3第3パラ	輸出締約国が、事後確認で得られた情報を期限内に回答しない場合
マレーシア	第45条1	産品が輸出締約国の原産品でないとき	第45条1	輸入者が原産地規則章に規定する要件を満たさないとき			第45条3(a)	事後確認又は確認訪問で得られた情報を期限内に回答しない場合
フィリピン	第45条1	産品が輸出締約国の原産品でないとき	第45条1	輸入者が原産地規則章に規定する要件を満たさないとき			第45条3(a)	事後確認又は確認訪問で得られた情報を期限内に回答しない場合
チリ	第49条1	産品が輸出締約国の原産品でないとき	第49条1	輸入者が原産地規則章に規定する要件を満たさないとき			第49条3(a)	事後確認又は確認訪問で得られた情報を期限内に回答しない場合
タイ	第45条1	産品が輸出締約国の原産品でないとき	第45条1	輸入者が原産地規則章に規定する要件を満たさないとき			第45条3(a)	事後確認又は確認訪問で得られた情報を期限内に回答しない場合
ブルネイ	第42条1	産品が輸出締約国の原産品でないとき	第42条1	輸入者が原産地規則章に規定する要件を満たさないとき			第42条3(a)	事後確認又は確認訪問で得られた情報を期限内に回答しない場合
インドネシア	第45条1	産品が輸出締約国の原産品でないとき	第45条1	輸入者が原産地規則章に規定する要件を満たさないとき			第45条3(a)	事後確認又は確認訪問で得られた情報を期限内に回答しない場合
アセアン包括附属書4	第8規則1	産品が輸出締約国の原産品でないとき	第8規則1	輸入者が原産地規則章に規定する要件を遵守しないとき			第8規則2(a)	事後確認又は確認訪問で得られた情報を期限内に回答しない場合

の否認に係る規定の対照表②

第44条8	輸出者・生産者からの回答が不十分又は期限内に回答がない場合			第44条14	確認訪問の拒否又は期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合				
				第45条3(b)	確認訪問の拒否又は期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合	第45条3(c)	事後確認又は確認訪問により得られた情報が十分でない場合		
				第45条3(b)	確認訪問の拒否又は期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合	第45条3(c)	事後確認又は確認訪問により得られた情報が十分でない場合		
				第49条3(b)	確認訪問の拒否又は期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合	第49条3(c)	事後確認又は確認訪問により得られた情報が十分でない場合		
				第45条3(b)	確認訪問の拒否又は期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合	第45条3(c)	事後確認又は確認訪問により得られた情報が十分でない場合		
				第42条3(b)	確認訪問の拒否又は期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合	第42条3(c)	事後確認又は確認訪問により得られた情報が十分でない場合		
				第45条3(b)	確認訪問の拒否又は期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合	第45条3(c)	事後確認又は確認訪問により得られた情報が十分でない場合		
				第8規則2(b)	確認訪問の拒否又は期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合	第8規則2(c)	事後確認又は確認訪問により得られた情報が十分でない場合	第6規則5	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止

ベトナム附属書3	第 8 規則1	産品が輸出締約国の原産品でないとき	第 8 規則1	輸入者が原産地規則章に規定する要件を遵守しないとき			第 8 規則2(a)	事後確認又は確認訪問で得られた情報を期限内に回答しない場合
スイス附属書2	第21条4	産品が輸入締約国又は輸出締約国の原産品でないとき	第21条4	輸入者が附属書2に規定する要件を満たさないとき			第25条7	事後確認に係る期限内に回答がない場合
インド附属書3	第8節1	産品が輸出締約国の原産品でないとき	第8節1	輸入者が原産地規則章に規定する要件を遵守しないとき			第8節2(a)	事後確認又は確認訪問で得られた情報を期限内に回答しない場合
ペルー	第61条4	産品が輸出締約国の原産品でないとき		輸入者が原産地規則章に規定する要件を満たさないとき	第66条7(a)	輸入者が情報を提供しない場合	第66条7(b)(i)	事後確認又は確認訪問で得られた情報を期限内に回答しない場合
オーストラリア	第3.23条1(a)	産品が原産地規則章の要件を満たさない場合	第3.23条1(b)	輸出者・生産者・輸入者が必要な要件を満たしていない場合	第3.23条1(e)	(輸入者が作成した)原産地証明文書に関して輸入者が十分な情報を提供できない場合		

				第 8 規則2(b)	確認訪問の拒否又は期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合	第 8 規則2(c)	事後確認又は確認訪問により得られた情報が十分でない場合	第 6 規則5	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止
				第25条8	確認訪問が拒否された場合	第25条7	事後確認により得られた情報が十分でない場合	第25条5	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止
				第8節2(b)	確認訪問の拒否又は期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合	第8節2(c)	事後確認又は確認訪問により得られた情報が十分でない場合	第6節5	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止
		第66条7(b)(i)	期限内に確認訪問の可否に係る回答がない場合	第66条7(b)(ii)	確認訪問が拒否された場合	第66条7(b)(iii)	事後確認又は確認訪問により得られた情報が十分でない場合	第66条7(c)	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止
				第3.23条1(c)	確認訪問の拒否又は確認訪問の要請に対する回答がない場合	第3.23条1(d)	原産地証明書又は（輸出者若しくは生産者が作成した）原産地証明文書に関して十分な情報が提供されない場合	第3.23条2	事後確認実施中の関税上の特恵待遇の停止

第3.21条　原産品であることについての確認（Article 3.21　Origin Verification）

1		両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、利用可能な資源の範囲内で、この協定及びそれぞれの国内の法令に従い、原産地に関する証拠書類についての情報を確認するために相互に支援する。
		In order to ensure the proper application of this Chapter, the Parties shall, subject to available resources, assist each other to carry out verification of the information related to Documentary Evidence of Origin, in accordance with this Agreement and their respective laws and regulations.
2		輸入締約国の税関当局は、一方の締約国に他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、次のいずれかの手段により確認手続を行うことができる。
		For the purposes of determining whether a good imported into one Party from the other Party qualifies as an originating good, the customs administration of the importing Party may conduct a verification action by means of:
	(a)	輸入者に対し、情報を書面により要請すること。
		written requests for information from the importer;
	(b)	輸出締約国の権限を与えられた機関又は税関当局に対し、当該輸出締約国の利用可能な資源の範囲内で原産地に関する証拠書類の有効性の確認を書面により要請すること。
		written requests to the authorised body or customs administration of the exporting Party to verify the validity of Documentary Evidence of Origin subject to available resources of the exporting Party;
	(c)	輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものに対し、情報を書面により要請すること。
		written requests for information from the exporter or producer referred to in subparagraph 1(a)of Article 3.20 in the exporting Party; or
	(d)	次条の規定に従って、輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものの施設に原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うこと。
		verification visits to the premises of the exporter or producer referred to in subparagraph 1(a)of Article 3.20 in the exporting Party in accordance with Article 3.22.
3		2(b)及び(c)の規定の適用上、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局に対し、書面による要請への回答のために、当該要請の受領の日から45日間又は両締約国が合意するその他の期間を与える。
		For the purposes of subparagraphs 2(b)and(c), the customs administration of the importing Party shall allow the exporter, producer, authorised body or customs administration of the exporting Party a period of 45 days from the date of receipt of the written request to respond or any other time period agreed upon by the Parties.
4		輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を受ける適格性についての2の規定に基づく確認を6箇月以内に完了するよう努める。当該輸入締約国の税関当局は、2に基づく確認が完了したときは、次のものに対し、自己の決定並びに当該決定に係る法的根拠及び事実認定に関し書面による通報を行う。

	The customs administration of the importing Party shall endeavour to complete any action under paragraph 2 to verify eligibility for preferential tariff treatment within six months. Upon the completion of the action under paragraph 2, the customs administration of the importing Party shall provide written notification of its decision as well as the legal basis and findings of fact on which the decision was made to:
(a)	2(a)から(c)までのいずれかの規定に基づき情報を書面により要請した場合には、情報の提供を要請された輸入者、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局
	where a written request for information under subparagraph 2(a),(b)or(c)was made, the importer, exporter, producer, authorised body or customs administration of the exporting Party who was requested to provide information; and
(b)	2(d)の規定に基づき原産品であるか否かについての確認のための訪問を実施した場合には、輸出締約国並びに施設への訪問を受けた輸出者及び生産者
	where a verification visit under subparagraph 2(d)was undertaken, the exporting Party and the exporter and the producer whose premises were visited.

○　本条の趣旨

本条は、第2部第4章第2節で取り上げた、原産品であることの事後確認について、その法的根拠を提供するとともに、手続に係る規定を定めるものである。

以下、パラグラフごとに説明を行う。

第3.21条1

1	両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、利用可能な資源の範囲内で、この協定及びそれぞれの国内の法令に従い、原産地に関する証拠書類についての情報を確認するために相互に支援する。
	In order to ensure the proper application of this Chapter, the Parties shall, subject to available resources, assist each other to carry out verification of the information related to Documentary Evidence of Origin, in accordance with this Agreement and their respective laws and regulations.

1. 本規定の趣旨

本規定は、両締約国が事後確認を行うために相互に支援する旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「原産地に関する証拠書類（Documentary Evidence of Origin）」：本EPAの第3.14条を参照のこと。

3. 本規定の解釈

本規定の次に位置する第3.21条2において、「輸入締約国は…の確認手続を行うことができ

る」と規定されているところ、事後確認を行うためには当該規定のみでも十分とも考えられるが、事後確認をより効率的・効果的に実施するために、双方の締約国に対して、事後確認に関して相互に支援するとの義務を課したものと解される。

4. 関連する国内法令等の概要

特になし。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、本規定に対応する規定が初めて導入されたのは、スイスEPAにおいてである。

この「双方の締約国が相互に支援する」という概念は、ヨーロッパ諸国が締結しているFTAには比較的見られるものであり、スイスEPAの規定はその影響を受けたものとも解される。

ヨーロッパ諸国が締結しているFTAにおける規定の例としては、EEC―スイスFTA（1973年1月発効）の第16条の規定が挙げられる。

Article 16

In order to ensure the proper application of the provisions of this Title, the Member States of the Community and Switzerland shall assist each other, through their respective customs administrations, in checking the authenticity and accuracy of movement certificates, including those issued under Article 8（4).

第16条

この節の規定の適切な運用を確保するために、共同体の構成国及びスイスは、移動証明書（第8条4に基づき発給されたものを含む。）の真正性及び正確性の確認に当たって、それぞれの税関当局を通じて相互に支援する。　（和文：筆者による仮訳）

また、EEA（1994年1月発効）の第31条（相互支援）の2においても、以下のように同様の規定が定められている。

ARTICLE 31　Mutual assistance

2. In order to ensure the proper application of this Protocol, the Contracting Parties shall assist each other, through the competent customs administrations, in checking the authenticity of the movement certificates EUR.1, the invoice declarations or the suppliers' declaration and the correctness of the information given in these documents.

第31条　相互支援

2　この議定書の規定の適切な運用を確保するために、締約国は、移動証明書EUR.1、インボイス申告又は供給者申告の真正性及びこれらの書類に含まれる情報の正確性の確認に当たって、権限を有する税関当局を通じて相互に支援する。（和文：筆者による仮訳）

なお、上で「ヨーロッパ諸国が締結しているFTAには比較的見られるもの」と記したが、ヤウンデ・ルール（1966年7月施行）、第1次ロメ協定（1975年3月署名）には規定されてはい

ない。これらは、片務的な特恵制度に係るものであり、「相互に支援する」ものではないことから、このような規定は定められていないものと解することも可能であろう。

さて、日本のEPAに関しては、スイスEPA以降において、ペルーEPA及びオーストラリアEPAにおいて同旨の規定が設けられている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–116に掲げる。

表3–116

①オーストラリアEPA　第3.21条　原産品であることについての確認（Article 3.21　Origin Verification）
1　両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、利用可能な資源の範囲内で、この協定及びそれぞれの国内の法令に従い、原産地に関する証拠書類についての情報を確認するために相互に支援する。
In order to ensure the proper application of this Chapter, the Parties shall, subject to available resources, assist each other to carry out verification of the information related to Documentary Evidence of Origin, in accordance with this Agreement and their respective laws and regulations.
②UNCTAD合意文書（MUTUAL CO-OPERATION）
Countries participating in the generalized system of preferences will establish close co-operation and will provide mutual assistance for the effective control and verification of origin and consignment. That co-operation and assistance will be provided on the one hand by the Customs authority of the preference-giving country and, on the other hand, by the governmental authorized bodies in the preference-receiving country which are authorized to carry out verification.
③一般特恵原産地規則
—
④旧京都規約
—
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA
—
⑦マレーシアEPA
—
⑧フィリピンEPA
—
⑨チリEPA
—
⑩タイEPA
—
⑪ブルネイEPA
—

⑫インドネシアEPA
—
⑬アセアン包括EPA
—
⑭ベトナムEPA
—
⑮スイスEPA　附属書2第25条　原産地証明の確認（Annex II　Article XXV Verification of Proofs of Origin）
1　両締約国は、この附属書の規定の適正な適用を確保するため、この協定及び各締約国の国内法令に従い、原産地証明についての確認及び原産地証明に記載した情報が正確であることについての確認を行うために相互に支援する。
In order to ensure the proper application of this Annex, the Parties shall assist each other to carry out verification of the proof of origin and the correctness of the information given therein, in accordance with this Agreement and their respective laws and regulations.
⑯インドEPA
—
⑰ペルーEPA　第66条　確認手続（Article 66　Verifications Process）
1　両締約国は、この章の規定の適正な適用を確保するため、この協定及びそれぞれ自国の法令に従い、原産地証明に関する情報を確認するために相互に支援する。
In order to ensure the proper application of this Chapter, the Parties shall assist each other to carry out verification of the information related to the Proof of Origin, in accordance with this Agreement and their respective laws and regulations.

第3.21条2

2　輸入締約国の税関当局は、一方の締約国に他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、次のいずれかの手段により確認手続を行うことができる。
For the purposes of determining whether a good imported into one Party from the other Party qualifies as an originating good, the customs administration of the importing Party may conduct a verification action by means of:
(a)　輸入者に対し、情報を書面により要請すること。
written requests for information from the importer;
(b)　輸出締約国の権限を与えられた機関又は税関当局に対し、当該輸出締約国の利用可能な資源の範囲内で原産地に関する証拠書類の有効性の確認を書面により要請すること。
written requests to the authorised body or customs administration of the exporting Party to verify the validity of Documentary Evidence of Origin subject to available resources of the exporting Party;
(c)　輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものに対し、情報を書面により要請すること。
written requests for information from the exporter or producer referred to in subparagraph 1(a)of Article 3.20 in the exporting Party; or

(d)	次条の規定に従って、輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものの施設に原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うこと。
	verification visits to the premises of the exporter or producer referred to in subparagraph 1(a)of Article 3.20 in the exporting Party in accordance with Article 3.22.

1. 本規定の趣旨

本規定は、原産品であることの事後確認及び確認訪問を行うための根拠規定を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「権限を与えられた機関（the authorised body）」：本EPAの第3.1条(a)において以下のように規定されている。

「権限を与えられた機関」とは、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について責任を負う権限のある政府当局その他団体をいう。

注釈　日本国については、

(i)　権限を与えられた機関は、経済産業省又はその後継機関である。

(ii)　経済産業省は、日本国の権限を与えられた機関として、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について他の発給機関（以下「他の発給機関」という。）を指定することができる。

the term “authorised body” means a competent governmental authority or other entity that is responsible for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15;

Note: In the case of Japan:

the authorised body is the Ministry of Economy, Trade and Industry, or its successor; and the Ministry of Economy, Trade and Industry, as the authorised body of Japan, may designate other certification bodies for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15 (hereinafter referred to as “other certification bodies”).

「税関当局（customs administration）」：本EPAの第1.2条(a)において以下のように規定されている。

「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

the term “customs administration” means the administration that, in accordance with the laws and regulations of each Party or non-Parties, is responsible for the administration and enforcement of customs laws and regulations;

「原産地に関する証拠書類（Documentary Evidence of Origin）」：本EPAの第3.14条を参照のこと。

「輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するもの（the exporter or produc-

er referred to in subparagraph 1(a)of Article 3.20 in the exporting Party)」：原産地証明書の発給を受け、原産地証明文書を作成し、又は第3.15条3(b)若しくは(c)若しくは第3.16条1(b)若しくは(c)に規定する書面若しくは電子的手段による申告を提出した輸出者又は生産者（an exporter or a producer that has been issued a Certificate of Origin or completed an origin certification document or provided a written or electronic declaration or statement referred to in subparagraph 3(b)or(c)of Article 3.15 or in subparagraph 1(b)or(c)of Article 3.16）を指す。

3. 本規定の解釈

第2部第4章第2節の2.を参照のこと。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税暫定措置法第12条の4第1項及び第2項

関税暫定措置法第12条の4第1項第1号から第5号までにおいて、事後確認の方法を定めている。

それらの各号と本EPA第3.21条の各サブパラグラフとの対応は以下の通りである。

第1号⇔サブパラグラフ(a)

第2号⇔サブパラグラフ(b)及び(c)

第3号⇔サブパラグラフ(d)

また、第4号は、オーストラリアEPA以外のEPAにおける「確認のための訪問」に係る規定に対応し、第5号は（明示的には）メキシコEPA第44条1(d)に対応しているものと解される。なお、後述の関税暫定措置法基本通達12の4-3（5）において、シンガポールEPA第33条1もこの第5号に対応するものとして規定されている。

一方、第2項は、サブパラグラフ(b)及び(c)における「書面による（要請）」という部分に対応したものとなっている。

『第12条の4　税関長は、輸入申告がされた貨物について、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益を適用する場合において、当該貨物が当該経済連携協定の規定に基づき協定締約国の原産品とされるもの（以下この項において「締約国原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。

一　当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

二　協定締約国の権限ある当局（協定締約国から輸出される貨物が締約国原産品であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に関して権限を有する機関をいう。第4号において同じ。）、協定締約国の税関当局（関税法、関税定率法その他の関税に関する法律に相当する協定締約国の法令を執行する当局をいう。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が締約国原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

三　その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

四　協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

五　その他当該経済連携協定に定める方法

2　前項第2号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。』

(2) 関税暫定措置法基本通達12の4-3

関税暫定措置法基本通達12の4-3において、事後確認（確認訪問を含む。）の方法について以下のように確認的に規定されている。

『12の4-3

(1) 法第12条の4第1項第1号に規定する輸入者に対し資料の提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
ペルー協定	ペルー協定第66条2(a)
オーストラリア協定	オーストラリア協定第3.21条2(a)
TPP11協定	TPP11協定第3.27条1(a)及び(d)、第4.6条1
EU協定	EU協定第3.21条1
米国協定	米国協定附属書Ⅰ第C節第1款10（a）
英国協定	英国協定第3.21条1

また、法第12条の4第1項第1号に規定する方法により確認を行う場合における情報の要請は、質問書で行うものとする。なお、米国協定においては、輸入者への資料の提供の求めに対し、輸出者又は生産者が税関に当該情報を直接提供する方法を含む。

(2) 法第12条の4第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下第16節の3において、「輸出者等」という。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定
メキシコ協定	メキシコ経済省	メキシコ協定第44条1(a)及び(b)

マレーシア協定	マレーシア国際貿易産業省	マレーシア協定第43条1
チリ協定	チリ外務省国際経済関係総局	チリ協定第47条1
タイ協定	タイ商務省又はこれを承継する当局	タイ協定第43条1
インドネシア協定	インドネシア商業省	インドネシア協定第43条1
ブルネイ協定	ブルネイ外務貿易省	ブルネイ協定第40条1
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書4第1規則(a)に規定する当局（具体的には追って事務連絡する。）	アセアン包括協定附属書4第6規則1
フィリピン協定	フィリピン関税局	フィリピン協定第43条1
スイス協定	スイス連邦関税管理局	スイス協定附属書2第5節第25条1
ベトナム協定	ベトナム商工省	ベトナム協定附属書3第6規則1
インド協定	インド商工省商務局	インド協定附属書3第6節1
ペルー協定	ペルー通商観光省又はその後継機関	ペルー協定第66条2(b)及び(c)
オーストラリア協定	オーストラリア税関又はオーストラリア税関より権限を与えられた機関	オーストラリア協定第3.21条2(b)及び(c)
モンゴル協定	モンゴル産業省	モンゴル協定第3.18条2
TPP11協定	各締約国の税関当局又は附属書3–A6の規定により通報される当局（具体的には追って事務連絡する）	TPP11協定第3.27条1(b)及び(d)、第4.6条1
EU協定	欧州連合構成国の税関当局	EU協定第3.22条
英国協定	英国の税関当局	英国協定第3.22条

また、法第12条の4第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。

イ　情報の要請を行う場合には、東京税関業務部総括原産地調査官に協議するとともに、当該総括原産地調査官を経由して本省を通じて行うものとする。

ロ　情報の要請の実施にあたっては、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明するとともに、当該確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

ハ　情報の要請は質問書で行うものとし、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由し行うこととする。

ニ　緊急に質問書を送付する必要がある場合等は、輸出締約国に所在する日本国大使館を経由するのと平行し、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、直接質問書を送付することとする。

ホ　ペルー協定においては、輸出者、認定輸出者又は生産者に対し、上記の表第2欄に掲げる協定相手国の権限のある政府当局を通じて情報を要請することが可能である。

ヘ　メキシコ協定において、輸出者等に対する質問書は、次のいずれかの方法により送付するとともに、直ちにメキシコ経済省に通報するものとする。なお、輸出者等への連絡及び質問書の回答は、英語によるものとする。

⑴受領の確認を伴う配達記録郵便又は書留郵便

⑵受領の確認を伴うその他の方法

ト　TPP11協定においては、輸出者、生産者あるいは権限ある当局が発給した原産地証明書により特恵待遇の要求を行った場合は、上記表第2欄に掲げる協定相手国の権限ある当局又は税関当局に対し、支援を求めることが可能である。

チ　EU協定においては、輸出者及び生産者が作成したEU協定原産品申告書により特恵待遇の要求を行った場合には、上記表第2欄に掲げる税関当局（当該輸出者又は生産者が所在する国の税関当局）に対し、情報を要請することが可能である。

リ　英国協定においては、輸出者等が作成した英国協定原産品申告書により特恵待遇の要求を行った場合には、上記表第2欄に掲げる税関当局に対し、情報を要請することが可能である。

(3) 法第12条の4第1項第3号に規定する輸出者又は生産者の事務所等へ立ち入り、調査する方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
オーストラリア協定	オーストラリア協定第3.21条2(d)
TPP11協定	TPP11協定第3.27条1(c)及び(d)、第4.6条1及び2

また、法第12条の4第1項第3号に規定する方法による輸出者等に対する調査は、以下により行うものとする。

イ　調査の実施にあたっては、東京税関業務総括原産地調査官に協議するとともに、当該総括原産地調査官を経由して本省を通じて立入、調査の受け入れの要請を行うものとする。

ロ　調査の実施にあたっては、当該貨物の輸入者に対し当該規定及び確認を行うことを説明するとともに、当該確認の実施に先立ち、輸入者に対し照会を行う等、疑義の解明に努めるものとする。

ハ　オーストラリア協定にあっては、法第12条の4第1項第3号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に書面を送付することとする。

ニ　上記イの書面は、次の事項を含むものとする。

⑴要請を送付する税関当局を特定する事項

⑵要請が送付される輸出者等の氏名又は名称

⑶当該書面により要請が行われた日

⑷訪問の実施を希望する日及び場所

㈱訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっているものについての明記を含む。）

㈲訪問に参加する本邦の税関当局の職員の氏名及び官職

㈳後記12の4−6に規定する回答期限

ホ　TPP11協定にあっては、確認のための訪問についての書面による要請に同意するため、又は当該要請を拒否するため、当該要請の受領の日から30日の期間を与えるとともに、輸入者及び輸出締約国に当該確認の開始について書面により通報することとする。なお、輸出締約国に対し、書面を送付するに当たっては、その国に所在する日本国大使館を通じて行う。

ヘ　TPP11協定に係る繊維及び繊維製品に対して確認を行う場合においては、以下の通り行うものとする。

㈠輸出者又は生産者に対し、関連する記録又は施設にアクセスするための許可を事前に要請する。

㈡上記㈠の事前の通報が訪問の実施の実効性を損なうおそれがある場合は、当該通報は要しない。

㈢輸出締約国の政府に対して、訪問の実施の20日前までに以下の事項について通報を行う。

i　訪問を希望する

ii　訪問の対象となる輸出者及び生産者の数（ただし、当該輸出者及び生産者の氏名又は名称を特定する必要はない。）

iii　輸出締約国による支援を要請するかどうかおよび当該支援の種類

iv　関税法令違反に基づいて確認が行われており、通報が適当な場合には、確認を行っている関税法令違反について

v　輸入者が特恵待遇を要求したかどうか

(4) 法第12条の4の第1項第4号に規定する協定相手国の権限ある当局に対し、我が国税関職員の立会いの下、輸出者の事務所等への立入、検査又は資料収集及び提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定
メキシコ協定	メキシコ協定第44条1(c)
マレーシア協定	マレーシア協定第44条1
チリ協定	チリ協定第48条1
タイ協定	タイ協定第44条1
インドネシア協定	インドネシア協定第44条1
ブルネイ協定	ブルネイ協定第41条1
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書4第7規則1
フィリピン協定	フィリピン協定第44条1
スイス協定	スイス協定附属書2第5節第25条8

ベトナム協定	ベトナム協定附属書3第7規則1
インド協定	インド協定附属書3第7節1
ペルー協定	ペルー協定第66条2(d)
モンゴル協定	モンゴル協定第3.19条1

また、法第12条の4第1項第4号に規定する方法により確認を行う場合には、上記（2）のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。

イ　マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書、インド協定原産地証明書及びモンゴル協定原産地証明書の場合にあっては、原則、上記（2）の方法を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記（2）の方法の前又は間に法第12条の2第1項第4号の方法を行うことができるが、この場合は上記（2）については行うことができないので留意する。）。

ロ　法第12条の4第1項第4号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明及びペルー協定原産地証明の確認にあっては30日前。アセアン包括協定原産地証明書、ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあっては60日前。）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限ある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。

⑴当該書面を送付する関係当局を特定する事項

⑵その施設への訪問が要請される輸出者等の氏名又は名称

⑶訪問の実施を希望する日及び場所

⑷訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書記載の産品の明記を含む。）

⑸訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職

⑹後記12の2–7に規定する回答期限

（5）法第12条の4第1項第5号に規定する方法とは、両締約国が合意するその他の方法であって、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

経済連携協定	原産品であるかどうかの確認の方法
シンガポール協定	シンガポール協定第33条1
メキシコ協定	メキシコ協定第44条1(d)
TPP11協定	TPP11協定第3.27条1(e)
EU協定	EU協定第3.21条4

なお、シンガポール協定原産地証明書の真偽等シンガポール協定に基づく税率の適用に際して疑義が生じ、シンガポールに照会する場合には本省を通じて行うこととする。なお、照会が可能な期間は輸入申告の日から又は蔵入申請の日から3年間に限るものとする。』

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

事後確認及び確認訪問に係る規定全体については、第2部第4章第2節5.を参照のこと。

なお、日本の14本のEPAのうち、9本のEPA（マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム、インド）においては、事後確認の根拠規定と確認訪問の根拠規定とを異なる条文において定めている（例えば、マレーシアEPAにおいては、第43条に事後確認、第44条に確認訪問）のに対し、4本のEPA（メキシコ、スイス、ペルー、オーストラリア）においては、事後確認の根拠規定と確認訪問の規定の両者を同一の条文において定めているという違いがある。このことから、表3–117においては、確認訪問の根拠規定についても併せて記載している点に留意されたい

また、確認訪問に関し、メキシコEPAからペルーEPAまでの12本のEPAにおいては、輸出締約国の当局が実施する訪問に輸入締約国の税関当局職員が同行すると規定されているが、オーストラリアEPAにおいては、輸入締約国の税関当局職員が直接訪問することができることとされている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–117に掲げる。

表3–117

①オーストラリアEPA　第3.21条　原産品であることについての確認（Article 3.21　Origin Verification）		
2		輸入締約国の税関当局は、一方の締約国に他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、次のいずれかの手段により確認手続を行うことができる。
		For the purposes of determining whether a good imported into one Party from the other Party qualifies as an originating good, the customs administration of the importing Party may conduct a verification action by means of:
	(a)	輸入者に対し、情報を書面により要請すること。
		written requests for information from the importer;
	(b)	輸出締約国の権限を与えられた機関又は税関当局に対し、当該輸出締約国の利用可能な資源の範囲内で原産地に関する証拠書類の有効性の確認を書面により要請すること。
		written requests to the authorised body or customs administration of the exporting Party to verify the validity of Documentary Evidence of Origin subject to available resources of the exporting Party;
	(c)	輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものに対し、情報を書面により要請すること。
		written requests for information from the exporter or producer referred to in subparagraph 1(a)of Article 3.20 in the exporting Party; or
	(d)	次条の規定に従って、輸出締約国の輸出者又は生産者であって、前条1(a)に規定するものの施設に原産品であるか否かについての確認のための訪問を行うこと。
		verification visits to the premises of the exporter or producer referred to in subparagraph 1(a)of Article 3.20 in the exporting Party in accordance with Article 3.22.

②UNCTAD合意文書（VERIFICATION）		
1.	While the combined declaration of origin and certificate would prima facie be acceptable for according preference, a preference-giving country may,	
	(a)	seek further evidence or verification by means of correspondence with the traders concerned, or with the authorities of the preference-receiving country concerned; the competent authorities of the preference-giving and the preference-receiving countries concerned may by mutual agreement make other arrangements to obtain additional information pertaining to the entitlement to preference;
	(b)	at its discretion, initiate an inquiry as to the entitlement of the goods to preference, and may as necessary require the production of further information and evidence to support any declaration or certificate.
③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法第8条の4）		
		税関長は、輸入申告がされた貨物について、第8条の2第1項又は第3項（特恵関税等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特恵受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。
	一	当該貨物を輸入する者に対し、当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法
	二	特恵受益国等の権限ある当局（特恵受益国等から輸出される貨物が特恵受益国等原産品であることを証明する書類の発給に関して権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法
	三	その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法
	四	特恵受益国等の権限ある当局に対し、当該特恵受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法
2		前項第2号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。
3		税関長は、その職員に第1項第3号の調査をさせようとするときは、特恵受益国等が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。
4		第1項第4号の求めは、特恵受益国等の権限ある当局が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。
5		税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第8条の2第1項又は第3項の規定による関税についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。
	一	当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

	二	当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。
	三	第1項第2号の質問又は求めを行つた場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第2項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
	四	第3項の通知をした場合において、特恵受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第1項第3号の調査を拒んだとき、又は第3項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。
	五	第1項第4号の求めを行つた場合において、特恵受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
6		税関長は、第1項の規定による確認をしたときは、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。
④旧京都規約　附属書D3　原産地を証明する文書の統制に関する附属書（Annex D.3　Annex concerning the control of documentary evidence of origin）		
3.		**Standard**
	The Customs administration of a Contracting Party which has accepted this Annex may request the competent authority of a Contracting Party which has accepted this Annex and in whose territory documentary evidence of origin has been established to carry out control of such evidence:	
(a)	where there are reasonable grounds to doubt the authenticity of the document;	
(b)	where there are reasonable grounds to doubt the accuracy of the particulars given therein;	
(c)	on a random basis.	
⑤シンガポールEPA　第33条　原産地証明の確認のための援助（Article 33　Assistance for Checking of Certificate of Origin）		
1	輸入締約国は、産品の輸入から3年の間においては、輸出締約国に対して原産地証明が真正なものであったかどうか又は正確なものであったかどうかを確認するための援助を要請することができる。そのような要請が行われた場合には、輸出締約国は、要請された援助を行うために必要な措置をとるよう努める。	
	The importing Party may, within three years after the importation of the good, request the exporting Party to assist to check the authenticity or accuracy of the certificate of origin. Where such request has been made, the exporting Party shall endeavour to take necessary measures to provide the assistance requested.	
⑥メキシコEPA　第44条　原産品であることについての確認（Article 44　Origin Verifications）		
1	輸入締約国は、関税上の特恵待遇を与えられて他方の締約国から輸入される産品が原産品であるか否かを決定するため、当該輸入締約国の税関当局を通じて次のいずれかの方法により確認を行うことができる。	
	For the purposes of determining whether a good imported from the other Party under preferential tariff treatment qualifies as an originating good, the importing Party may conduct a verification through its customs authority, by means of:	

(a)	輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が原産品であるか否かに関する情報を原産地証明に基づいて要請すること。
	request of information relating to the origin of a good to the competent governmental authority of the exporting Party on the basis of a proof of origin;
(b)	輸出締約国に所在する輸出者又は産品の生産者であって、前条に規定するものに対して質問書を送付すること。
	written questionnaires to an exporter or a producer of the good, referred to in Article 43, in the other Party;
(c)	輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に行う当該輸出締約国における前条に規定する輸出者又は産品の生産者の施設への訪問を通じて、前章の規定に適合していることを示す情報（前条の規定に従って保管される文書に含まれる情報を含む。）を収集すること及びそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと並びにそのようにして収集した情報を英語で当該税関当局に提供することを、当該輸出締約国に要請すること。
	request to the exporting Party to collect information, including that contained in the documents maintained pursuant to Article 43, that demonstrate the compliance with Chapter 4 and to check, for that purpose, the facilities used in the production of the good, through a visit by its competent governmental authority along with the customs authority of the importing Party to the premises of an exporter or a producer of the good, referred to in Article 43, in the exporting Party, and to provide the collected information in the English language to the customs authority of the importing Party; or
(d)	両締約国が合意するその他の方法
	such other procedure as the Parties may agree.
⑦マレーシアEPA　第43条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 43　Request for Checking of Certificate of Origin）	
1	輸入締約国の関係当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国の領域から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
	For the purposes of determining whether a good imported from the territory of the other Country under preferential tariff treatment qualifies as an originating good of the other Country, the relevant authority of the importing Country may request information relating to the origin of the good from the competent governmental authority of the exporting Country on the basis of a certificate of origin, where it has reasonable doubt as to the authenticity of the certificate of origin or the accuracy of the information included in the certificate of origin.
注釈	この条から第46条までに規定する「輸入締約国の関係当局」とは、
Note:	The term “relevant authority of the importing Country” referred to in Articles 43 through 46 means:
	日本国については、税関当局をいう。

		in the case of Japan, the customs authority; and
		マレーシアについては、国際貿易産業省をいう。
		in the case of Malaysia, the Ministry of International Trade and Industry.
⑦マレーシアEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44　Verification Visit）		
1		輸入締約国の関係当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次のことを行うことができる。
		If the relevant authority of the importing Country is not satisfied with the outcome of the request for checking pursuant to Article 43, it may request the exporting Country:
	(a)	輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者であって第40条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。
		to collect and provide information relating to the origin of the good and check, for that purpose, the facilities used in the production of the good, through a visit by its competent governmental authority along with the relevant authority of the importing Country to the premises of the exporter to whom a certificate of origin has been issued, or the producer of the good in the territory of the exporting Country referred to in subparagraph 7(b)of Article 40; and
	(b)	産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供することを輸出締約国に対して訪問の間又はその後に要請すること。
		during or after the visit, to provide information relating to the origin of the good in the possession of the competent governmental authority or its designee.
⑧フィリピンEPA　第43条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 43　Request for Checking of Certificate of Origin）		
1		輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
		For the purposes of determining whether a good imported from the other Party under preferential tariff treatment qualifies as an originating good of the other Party, the customs authority of the importing Party may request information relating to the origin of the good from the competent governmental authority of the exporting Party on the basis of a certificate of origin.
⑧フィリピンEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44　Verification Visit）		
1		輸入締約国の税関当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、輸出締約国に対し次のことを要請することができる。

	If the customs authority of the importing Party is not satisfied with the outcome of the request for checking pursuant to Article 43, it may request the exporting Party to:
(a)	輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第41条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うこと。
	collect and provide the information relating to the origin of the good and check, for that purpose, the facilities used in the production of the good, through a visit by its competent governmental authority along with the customs authority of the importing Party to the premises of the exporter to whom a certificate of origin has been issued, or the producer of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 7(b)of Article 41; and
(b)	産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供すること。
	provide information relating to the origin of the good in the possession of the competent governmental authority or its designee.
⑨チリEPA　第47条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 47　Request for Checking of Certificate of Origin）	
1	輸入締約国の税関当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
	For the purposes of determining whether a good imported from the exporting Party under preferential tariff treatment qualifies as an originating good of the exporting Party, the customs authority of the importing Party may request information relating to the origin of the good from the competent authority of the exporting Party on the basis of a certificate of origin, where it has reasonable doubt as to the authenticity of the certificate of origin or the accuracy of the information included in the certificate of origin.
⑨チリEPA　第48条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 48　Verification Visit）	
1	輸入締約国の税関当局は、次の事項を行うことができる。
	The customs authority of the importing Party may request the competent authority of the exporting Party to:
(a)	輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第44条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、輸出締約国の権限のある当局に対して要請すること。

		collect and provide information relating to the origin of a good and check, for that purpose, the facilities used in the production of the good, through a visit by the competent authority of the exporting Party along with the customs authority of the importing Party to the premises of the exporter to whom the certificate of origin has been issued, or the producer of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 7(b)of Article 44; and
	(b)	産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、輸出締約国の権限のある当局又は指定団体が所持するものを提供することを、輸出締約国の権限のある当局に対して(a)に規定する訪問の間に要請すること。
		provide information relating to the origin of the good in the possession of the competent authority of the exporting Party or its designees during the visit pursuant to subparagraph(a).
⑩タイEPA　第43条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 43　Request for Checking of Certificate of Origin）		
1		輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
		For the purposes of determining whether a good imported from the other Party under preferential tariff treatment qualifies as an originating good of the other Party, the customs authority of the importing Party may request information relating to the origin of the good from the competent governmental authority of the exporting Party on the basis of a certificate of origin.
⑩タイEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44　Verification Visit）		
1		輸入締約国の税関当局は、次のことを行うことができる。
		The customs authority of the importing Party may request the exporting Party to:
	(a)	輸出締約国の権限のある政府当局が輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者であって第40条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを輸出締約国に対して要請すること。
		collect and provide information relating to the origin of the good and check, for that purpose, the facilities used in the production of the good, through a visit by its competent governmental authority along with the customs authority of the importing Party to the premises of the exporter to whom a certificate of origin has been issued, or the producer of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 7(b)of Article 40; and
	(b)	産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、権限のある政府当局又は指定団体が所持するものを提供することを輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の間に要請すること。

	provide information relating to the origin of the good in the possession of the competent governmental authority or its designee during the visit pursuant to subparagraph(a)above.
⑪ブルネイEPA　第40条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 40　Request for Checking of Certificate of Origin）	
1	輸入締約国の関係当局は、原産地証明書が真正なものであること又は原産地証明書に含まれる情報が正確なものであることについて合理的な疑いがある場合には、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
	For the purposes of determining whether a good imported from the other Party under preferential tariff treatment qualifies as an originating good of the other Party, the relevant authority of the importing Party may request information relating to the origin of the good from the competent governmental authority of the exporting Party on the basis of the certificate of origin, where it has reasonable doubt as to the authenticity of the certificate of origin or the accuracy of the information included in the certificate of origin.
注釈	この条から第43条までの規定の適用上、「輸入締約国の関係当局」とは、
Note:	For the purposes of Articles 40, 41, 42 and 43, “relevant authority of the importing Party” means:
	ブルネイ・ダルサラーム国については、外務貿易省をいう。
	in the case of Brunei Darussalam, the Ministry of Foreign Affairs and Trade; and
	日本国については、財務省をいう。
	in the case of Japan, the Ministry of Finance.
⑪ブルネイEPA　第41条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 41　Verification Visit）	
1	輸入締約国の関係当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次の事項を行うことができる。
	If the relevant authority of the importing Party is not satisfied with the outcome of the request for checking pursuant to Article 40, it may request the exporting Party to:
(a)	輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第37条8(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

		collect and provide information relating to the origin of a good and check, for that purpose, the facilities used in the production of the good, through a visit by the competent governmental authority of the exporting Party along with the relevant authority of the importing Party to the premises of the exporter to whom the certificate of origin has been issued, or the producer of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 8(b)of Article 37; and
	(b)	産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の間又はその後に要請すること。
		provide information relating to the origin of the good in the possession of the competent governmental authority of the exporting Party or its designees during or after the visit pursuant to subparagraph(a).
⑫インドネシアEPA　第43条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 43　Request for Checking of Certificate of Origin）		
1		輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限ある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
		For the purposes of determining whether a good imported from the exporting Party under preferential tariff treatment qualifies as an originating good of the exporting Party, the customs authority of the importing Party may request information relating to the origin of the good from the competent governmental authority of the exporting Party on the basis of the certificate of origin.
⑫インドネシアEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44 Verification Visit）		
1		輸入締約国の税関当局は、前条に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次の事項を行うことができる。
		If the customs authority of the importing Party is not satisfied with the outcome of the request for checking pursuant to Article 43, it may request the exporting Party:
	(a)	輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局（当該税関当局は、当該輸入締約国の必要な専門知識を有する他の政府職員を伴うことができる。）の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第41条7(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

		to collect and provide information relating to the origin of the good and check, for that purpose, the facilities used in the production of the good, through a visit by the competent governmental authority of the exporting Party along with the customs authority of the importing Party, which may be accompanied by other government officials with necessary expertise of the importing Party, to the premises of the exporter to whom the certificate of origin has been issued, or the producer of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 7(b)of Article 41; and
	(b)	産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して訪問の間又はその後に要請すること。
		during or after the visit, to provide information relating to the origin of the good in the possession of the competent governmental authority of the exporting Party or its designees.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第6規則　原産品であるか否かについての確認（Annex 4　Rule 6　Verification）		
1		輸入締約国の税関当局又は関係当局は、他の締約国から輸入され、及び関税上の特恵待遇を要求される産品がこの協定に基づく当該他の締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該産品が当該他の締約国の原産品であるか否かに関する情報を要請することができる。ただし、その要請が輸出締約国の権限のある政府当局に対し原産地証明書に基づいて行われることを条件とする。
		For the purposes of determining whether a good imported from another Party and claimed for preferential tariff treatment qualifies as an originating good of that Party under this Agreement, the customs authority or the relevant authority of the importing Party may request information relating to the origin of the good, provided that such a request is made to the competent governmental authority of the exporting Party on the basis of the CO.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第7規則　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Annex 4　Rule 7　Verification Visit）		
1		輸入締約国の税関当局又は関係当局は、次の事項を行うことができる。
		The customs authority or the relevant authority of the importing Party may request the exporting Party:
	(a)	輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局又は関係当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第2規則4(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。
		to collect and provide information relating to the origin of the good and check, for that purpose, the facilities used in the production of the good, through a visit by the competent governmental authority of the exporting Party along with the customs authority or the relevant authority of the importing Party to the premises of the exporter to whom the CO has been issued, or the producer of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 4(b)of Rule 2; and

	(b)	産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)の規定による訪問の間に要請すること。
		during the visit pursuant to subparagraph(a), to provide information relating to the origin of the good in the possession of the competent governmental authority of the exporting Party or its designees.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第6規則　原産品であるか否かについての確認（Annex 3　Rule 6　Verification）		
1		輸入締約国の税関当局は、輸出締約国から輸入され、及び関税上の特恵待遇を要求される産品がこの協定に基づく当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を要請することができる。ただし、その要請が当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し原産地証明書に基づいて行われることを条件とする。
		For the purposes of determining whether a good imported from the exporting Party and claimed for preferential tariff treatment qualifies as an originating good of that exporting Party under this Agreement, the customs authority of the importing Party may request information relating to the origin of the good, provided that such a request is made to the competent governmental authority of the exporting Party on the basis of the CO.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第7規則　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Annex 3　Rule 7　Verification Visit）		
1		輸入締約国の税関当局は、次の事項を行うことができる。
		The customs authority of the importing Party may request the exporting Party:
	(a)	輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第2規則4(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。
		to collect and provide information relating to the origin of the good and check, for that purpose, the facilities used in the production of the good, through a visit by the competent governmental authority of the exporting Party along with the customs authority of the importing Party to the premises of the exporter to whom the CO has been issued, or the producer of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 4(b)of Rule 2; and
	(b)	産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)の規定による訪問の間に要請すること。
		during the visit pursuant to subparagraph(a), to provide information relating to the origin of the good in the possession of the competent governmental authority of the exporting Party or its designees.

⑮スイスEPA　附属書2第25条　原産地証明の確認（Annex II　Article XXV　Verification of Proofs of Origin）	
2	輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局の要請があった場合には、1に規定する確認を行う。
	Upon request of the customs authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall carry out the verifications referred to in paragraph 1.
8	輸入締約国の税関職員は、輸入締約国の書面による要請があり、かつ、輸出締約国の権限のある政府当局が定める条件に従う場合には、当該輸出締約国の権限のある政府当局が確認を行う間、オブザーバーとして立ち会うことができる。輸入締約国は、輸出締約国が税関職員のそのような立ち会いを拒否する場合には、原産地証明の対象となる産品を非原産品とみなすことができる。
	Upon written request of the importing Party and subject to any conditions set out by the competent governmental authority of the exporting Party, customs officials of the importing Party may be present as observers during the verification conducted by the competent governmental authority of the exporting Party. If the exporting Party refuses such presence of customs officials, the importing Party shall be entitled to consider the product covered by the proof of origin as nonoriginating.
⑯インドEPA　附属書3　第6節　原産地証明書に基づく確認の要請（Annex 3　Section 6　Request for Checking of Certificate of Origin）	
1	輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えられて輸出締約国から輸入される産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し、当該産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を原産地証明書に基づいて要請することができる。
	For the purposes of determining whether a good imported from the exporting Party under preferential tariff treatment qualifies as an originating good of the exporting Party, the customs authority of the importing Party may request information relating to the origin of the good from the competent governmental authority of the exporting Party on the basis of the certificate of origin.
⑯インドEPA　附属書3　第7節　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Annex 3　Section 7　Verification Visit）	
1	輸入締約国の税関当局は、前節に規定する原産地証明書に基づく確認の要請の結果に満足しない場合には、次の事項を行うことができる。
	If the customs authority of the importing Party is not satisfied with the outcome of the request for checking pursuant to Section 6, it may request the exporting Party:
(a)	輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に原産地証明書の発給を受けた輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者であって第3節6(b)に規定するものの施設を訪問することを通じて、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報を収集し、及び提供すること並びにそのため当該産品の生産に使用された設備の確認を行うことを、当該輸出締約国に対して要請すること。

	to collect and provide information relating to the origin of a good and check, for that purpose, the facilities used in the production of the good, through a visit by the competent governmental authority of the exporting Party along with the customs authority of the importing Party to the premises of the exporter to whom the certificate of origin has been issued, or the producer of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 6(b)of Section 3; and
(b)	産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する情報であって、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体が所持するものを提供することを、当該輸出締約国に対して(a)に規定する訪問の間又はその後に要請すること。
	to provide information relating to the origin of the good in the possession of the competent governmental authority of the exporting Party or its designees during or after the visit pursuant to subparagraph(a).
⑰ペルーEPA　**第66条　確認手続**（Article 66　Verifications Process）	
2	輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品がこの章に規定する要件を満たすか否かを決定するため、輸入締約国の関係当局を通じて次のいずれかの方法により原産地証明に関する情報を確認することができる。
	For the purpose of determining whether a good imported from the other Party meets the requirements of this Chapter, the importing Party may conduct a verification through its relevant authority by means of:
(a)	輸入者に対し、原産地証明に関する情報を要請すること。
	request of information relating to a Proof of Origin from the importer;
(b)	輸出締約国の権限のある当局に対し、原産地証明に関する情報を当該原産地証明に基づいて要請すること。
	request of information relating to a Proof of Origin from the competent authority of the exporting Party on the basis of the Proof of Origin;
(c)	第64条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者からの原産地証明に関する情報を輸出締約国の権限のある当局を通じて要請すること。
	request of information relating to a Proof of Origin from the exporter, the approved exporter or the producer, keeping documents and records in accordance with Article 64 through the competent authority of the exporting Party; and
(d)	輸出締約国の権限のある当局が輸入締約国の関係当局のオブザーバーとしての立会いの下に第64条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者の施設を訪問することを通じて当該産品の生産において使用された設備の確認を行い、及び収集した情報を訪問の後に提供することを、輸出締約国に対して要請すること。
	request to the exporting Party to check the facilities used in the production of the good, through a visit by the competent authority of the exporting Party along with the relevant authority of the importing Party as an observer to the premises of the exporter, the approved exporter or the producer, keeping documents and records in accordance with Article 64 and to provide the collected information after the visit.

第3.21条3

3　2(b)及び(c)の規定の適用上、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局に対し、書面による要請への回答のために、当該要請の受領の日から45日間又は両締約国が合意するその他の期間を与える。
For the purposes of subparagraphs 2(b) and (c), the customs administration of the importing Party shall allow the exporter, producer, authorised body or customs administration of the exporting Party a period of 45 days from the date of receipt of the written request to respond or any other time period agreed upon by the Parties.

1. 本規定の趣旨

本規定は、輸入締約国の税関当局が、輸出締約国の権限を与えられた機関・輸出者等に対して質問・情報提供の要請を行う場合において、その回答のために一定の期間を与える旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「権限を与えられた機関（the authorised body）」：本EPAの第3.1条(a)において以下のように規定されている。

「権限を与えられた機関」とは、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について責任を負う権限のある政府当局その他団体をいう。

注釈　日本国については、

(i)　権限を与えられた機関は、経済産業省又はその後継機関である。

(ii)　経済産業省は、日本国の権限を与えられた機関として、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について他の発給機関（以下「他の発給機関」という。）を指定することができる。

the term “authorised body” means a competent governmental authority or other entity that is responsible for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15;

Note: In the case of Japan:

the authorised body is the Ministry of Economy, Trade and Industry, or its successor; and the Ministry of Economy, Trade and Industry, as the authorised body of Japan, may designate other certification bodies for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15 (hereinafter referred to as “other certification bodies”).

「税関当局（customs administration）」：本EPAの第1.2条(a)において以下のように規定されている。

「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

the term “customs administration” means the administration that, in accordance with the laws and regulations of each Party or non-Parties, is responsible for the administration and enforcement of customs laws and regulations;

3. 本規定の解釈

本条2(b)においては、輸出締約国の権限を与えられた機関又は税関当局に対して、原産地に関する証拠書類の有効性の確認を書面により要請することにより事後確認を行うことができる旨が、また、本条2(c)においては、輸出締約国の輸出者又は生産者に対して情報を書面により要請することにより事後確認を行うことができる旨が、それぞれ定められている。

これらの書面による要請に対する回答については、一定の期限を定める必要があるものと思われるところ、当該期限までの期間として、当該要請の受領の日から45日間又は合意する期間を、輸入締約国側が与えるというものである。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税暫定措置法第12条の4第2項

関税暫定措置法第12条の4第2項において、質問に対する回答等に係る期限を設定する旨を定めている。

『2　前項第2号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。』

(2) 関税暫定措置法基本通達12の4−5

関税暫定措置法基本通達12の4−5において、回答又は資料提供についての期限について以下のように確認的に規定されている。

『12の4−5　法第12条の4第2項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。

なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記12の4−9（3）の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益を適用しないこととなるので留意する。

また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記12の4−3（2）の方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から45日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなる

ので留意する。

経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	相当の期間（追加情報提供の期限）
メキシコ協定	6か月	3か月
マレーシア協定	3か月	2か月
チリ協定	3か月	2か月
タイ協定	3か月	2か月
インドネシア協定	6か月	4か月
ブルネイ協定	3か月	2か月
アセアン包括協定	3か月	3か月
フィリピン協定	3か月	2か月
スイス協定	10か月	―
ベトナム協定	90日	90日
インド協定	3か月	2か月
ペルー協定	3か月	2か月
オーストラリア協定	45日又は両締約国が合意するその他の期間	―
モンゴル協定	4か月	2か月
TPP11協定	少なくとも30日	特恵税率の適用を否認しようとする場合は少なくとも30日間
EU協定	10か月	―
英国協定	10か月	―

』

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

事後確認に係る規定全体については、第2部第4章第2節5.を参照のこと。

事後確認の要請を受けた輸出締約国の当局や輸出者・生産者にとっては、当該確認に係る種々の調査を行うためには、ある程度の時間が必要であるところ、回答期限まで一定の期間を置くことは当然と考えられる。

このような回答期限については、例えば第1次ロメ協定（1975年3月署名）の第25条3において、

> 3. The customs authorities of the importing State shall be informed of the results of the verification within 3 months.
>
> 3　確認の結果は輸入締約国の税関当局に対して3ヵ月以内に通報されるものとする。
>
> （和文：筆者による仮訳）

と規定されている。

さて、日本の14本のEPAにおいて、第3.21条3に対応する規定が初めて導入されたのは、メキシコEPA第44条1においてである。同規定においては、原産品であるかないかの確認のための方法として以下の4つの方法が定められている。

(a)輸出締約国の権限のある政府当局に対する情報提供の要請

(b)産品の輸出者又は生産者に対する質問書の送付
(c)輸出締約国の権限のある政府当局が当該輸入締約国の税関当局の立会いの下に行う輸出者又は産品の生産者の施設への訪問を通じた情報の収集
(d)その他の方法

これらの内、(c)がここまでの説明において用いている「確認訪問」に相当し、残り3つが「事後確認」に相当する。

さて、メキシコEPA第44条6においては、上記の(b)の方法に関して、

『1(b)の規定により質問書を受領する輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えられる。』

という規定が定められており、これがオーストラリアEPA第3.21条3に直接的に対応する規定ということが可能である。

(b)以外の方法、すなわち(a)及び(c)においては、「輸入締約国が一定の期間を与える」というスタイル（＊1）ではなく、「輸出締約国の権限のある政府当局は一定の期間内に回答する」というスタイル（＊2）を採用している。この（＊1）及び（＊2）については、輸出締約国・輸入締約国のいずれの視点を取るかという異なったスタイルとなっているが、両者は実質的には同じことを述べているものと解される。なお、(d)については期限に係る明示的な規定は定められていない。

そして、メキシコEPAの次のマレーシアEPA以降の各EPAにおいては、原産品であるかないかの確認のための方法として上記の(a)及び(c)が採用されたこともあり、メキシコEPAにおける規定のスタイル（上記の（＊2））が、結果的に踏襲されている。ただし、スイスEPAにおいては、回答期限としての明示的な日数は規定されていない（注）。

（注）これを読むと、スイスEPAの下では、輸出締約国側が回答をいつまでも先送りしてしまうのではないかとの懸念も生じ得るところではあるが、同EPA附属書2第25条7において、
『確認の要請の日から10箇月以内若しくは両締約国が合意するその他の期間内に輸出締約国の権限のある政府当局からの回答がない場合には、・・・輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を与えることを拒否することができる。』
と規定されており、これにより、10ヵ月以内又は両締約国が合意するその他の期間内に回答がなされることが実質的に担保されているということが可能と考えられる。
なお、スイスEPAにおけるこのような構成に関しては、ヨーロッパ諸国が締結しているFTA、例えばEEA（1994年1月発効）の第32条5及び同6（具体的条文は下記参照）等の影響を見ることも可能と思われる。
すなわち、第32条5においては、
『確認の結果は確認を要請した税関当局に対して可及的速やかに通報される』…（#1）
と規定され、そして同条6においては、
『合理的な疑いが存する場合において、確認の要請の日から10ヵ月以内に回答がないときは、確認を要請した税関当局は特恵待遇の付与を拒否する』…（#2）
と規定されており、スイスEPAにおける構成と類似したものとなっている。（なお、（#1）及び（#2）は下記の英文の条文中の下線部を筆者が仮訳したものである。）
EEA第32条
ARTICLE 32　Verification of proofs of origin
5. The customs authorities requesting the verification shall be informed of the results of this ver-

ification as soon as possible. These results must indicate clearly whether the documents are authentic and whether the products concerned can be considered as products originating in the EEA or in one of the countries referred to in Article 3 and fulfil the other requirements of this Protocol.

6. If in cases of reasonable doubt there is no reply within ten months of the date of the verification request or if the reply does not contain sufficient information to determine the authenticity of the document in question or the real origin of the products, the requesting customs authorities shall, except in exceptional circumstances, refuse entitlement to the preferences.

オーストラリアEPAにおいては、上述の通り、（＊2）ではなく（＊1）のスタイルが採用されている。

なお、第3.21条3に対応する規定が定められている13本のEPAの内、スイス及びオーストラリアの両EPAを除いた残り11本のEPAにおいては、

『輸入締約国の税関当局が必要と認める場合には、輸出締約国の権限のある当局に対して追加の情報を要請することができる』

旨の規定が併せて定められている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–118に掲げる。

表3–118

①オーストラリアEPA　第3.21条　原産品であることについての確認（Article 3.21　Origin Verification）
3　2(b)及び(c)の規定の適用上、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局に対し、書面による要請への回答のために、当該要請の受領の日から45日間又は両締約国が合意するその他の期間を与える。
For the purposes of subparagraphs 2(b)and(c), the customs administration of the importing Party shall allow the exporter, producer, authorised body or customs administration of the exporting Party a period of 45 days from the date of receipt of the written request to respond or any other time period agreed upon by the Parties.
②UNCTAD合意文書（VERIFICATION）
2. Where for the purposes paragraph 1(a)above, a preference-giving country has requested further evidence or verification from the competent authorities of the preference-receiving country, they shall send a report based on a thorough investigation to the authorities of the preference-giving country, as rapidly as possible.
③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法第8条の4）
1　税関長は、輸入申告がされた貨物について、第8条の2第1項又は第3項（特恵関税等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特恵受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。
一　（省略）
二　特恵受益国等の権限ある当局（特恵受益国等から輸出される貨物が特恵受益国等原産品であることを証明する書類の発給に関して権限を有する機関をいう。以下この条において同じ。）又は当該貨物の輸出者若しくは生産者に対し、当該貨物について質問し、又は当該貨物が特恵受益国等原産品であることを明らかにする資料の提供を求める方法

2　　前項第2号の質問又は求めは、当該質問又は求めを受けた者が当該質問に対する回答又は当該求めに係る資料の提供をすべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。
④旧京都規約　附属書D3　原産地を証明する文書の統制に関する附属書（Annex D.3　Annex concerning the control of documentary evidence of origin）
8.　　Standard
Replies to requests for control shall be furnished within a prescribed period not exceeding six months. If the authority receiving the request cannot reply within six months it shall so inform the requesting Customs administration.
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA　第44条　原産品であることについての確認（Article 44　Origin Verifications）
3　輸出締約国の権限のある政府当局は、1(a)の規定の実施のために、要請された情報を要請の日の後6箇月を超えない期間内に提供する。
For the purposes of subparagraph 1(a), the competent governmental authority of the exporting Party shall provide the information requested, in a period not exceeding 6 months, after the date of the request.
輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報を要請の日の後3箇月を超えない期間内に提供する。
If the customs authority of the importing Party considers necessary, it may require additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the customs authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall provide the information requested in a period not exceeding 3 months after the date of the request.
（省略）
6　1(b)の規定により質問書を受領する輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えられる。
The exporter or producer who receives a questionnaire pursuant to subparagraph 1(b)shall have 45 days from the date of its receipt to answer such questionnaire and return it.
7　輸入締約国は、1(b)の質問書に対する回答を6に規定する期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている産品が原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、自国の税関当局を通じ、追加の質問書により輸出者又は生産者に対し追加の情報を要請することができる。この場合において、当該輸出者又は生産者は、当該質問書に回答し、及びその回答を送付するための期間として、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えられる。
Where the importing Party has received the answer to the questionnaire referred to in subparagraph 1(b)within the period specified in paragraph 6 above, and considers that it requires more information to determine whether the good subject to the verification qualifies as an originating good, it may, through its customs authority, request additional information from the exporter or producer, by means of a subsequent questionnaire, in which case, the exporter or producer shall have 45 days from the date of its receipt to answer and return it.

⑦マレーシアEPA　第43条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 43　Request for Checking of Certificate of Origin）

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から3箇月以内に提供する。

For the purposes of paragraph 1 of this Article, the competent governmental authority of the exporting Country shall, in accordance with its laws and regulations, provide the information requested within a period of three months from the date of receipt of the request.

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後2箇月を超えない期間内に提供する。

If the customs authority of the importing Party considers necessary, it may require additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the customs authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with its laws and regulations, provide the information requested in a period not exceeding two（2）months after the date of the receipt of the request.

⑧フィリピンEPA　第43条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 43　Request for Checking of Certificate of Origin）

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後3箇月を超えない期間内に提供する。

For the purposes of paragraph 1 above, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with its laws and regulations, provide the information requested in a period not exceeding three（3）months after the date of the receipt of the request.

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後2箇月を超えない期間内に提供する。

If the customs authority of the importing Party considers necessary, it may require additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the customs authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with its laws and regulations, provide the information requested in a period not exceeding two（2）months after the date of the receipt of the request.

⑨チリEPA　第47条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 47　Request for Checking of Certificate of Origin）

2　輸出締約国の権限のある当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から3箇月以内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から2箇月以内に提供する。

For the purposes of paragraph 1, the competent authority of the exporting Party shall, in accordance with the laws and regulations of the exporting Party, provide the information requested within a period of three months from the date of receipt of the request. If the customs authority of the importing Party considers necessary, it may require additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the customs authority of the importing Party, the competent authority of the exporting Party shall, in accordance with the laws and regulations of the exporting Party, provide the information requested within a period of two months from the date of receipt of the request.

⑩タイEPA　第43条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 43　Request for Checking of Certificate of Origin）

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から3箇月以内に提供する。

For the purposes of paragraph 1 above, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with its laws and regulations, provide the information requested within a period of 3 months from the date of receipt of the request.

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日から2箇月以内に提供する。

If the customs authority of the importing Party considers necessary, it may require additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the customs authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with its laws and regulations, provide the information requested within a period of 2 months from the date of receipt of the request.

⑪ブルネイEPA　第40条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 40　Request for Checking of Certificate of Origin）

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後3箇月以内に提供する。

For the purposes of paragraph 1, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, provide the information requested in a period not exceeding three months after the date of receipt of the request.

輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の関係当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後2箇月以内に提供する。

If the relevant authority of the importing Party considers necessary, it may require additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the relevant authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with the laws and regulations of the exporting Party, provide the information requested in a period not exceeding two months after the date of receipt of the request.

⑫インドネシアEPA　第43条　原産地証明書に基づく確認の要請（Article 43　Request for Checking of Certificate of Origin）
2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後6箇月以内に提供する。
For the purposes of paragraph 1, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, provide the information requested in a period not exceeding six months after the date of receipt of the request.
輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後4箇月以内に提供する。
If the customs authority of the importing Party considers necessary, it may require additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the customs authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with the laws and regulations of the exporting Party, provide the information requested in a period not exceeding four months after the date of receipt of the request.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第6規則　原産品であるか否かについての確認（Annex 4　Rule 6 Verification）
2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後3箇月以内に提供する。輸入締約国の税関当局又は関係当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局又は関係当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該追加の情報の要請の受領の日の後3箇月以内に提供する。
For the purposes of paragraph 1, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with its laws and regulations, provide the information requested in a period not exceeding three（3）months after the date of receipt of the request. If the customs authority or the relevant authority of the importing Party considers necessary, it may request additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the customs authority or the relevant authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with its laws and regulations, provide the information requested in a period not exceeding three（3）months after the date of receipt of the request for additional information.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第6規則　原産品であるか否かについての確認（Annex 3　Rule 6 Verification）
2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報をその要請の受領の日の後90日以内に提供する。輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、当該輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該追加の情報の要請の受領の日の後90日以内に提供する。

For the purposes of paragraph 1, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with its laws and regulations, provide the information requested in a period not exceeding 90 days after the date of receipt of the request. If the customs authority of the importing Party considers necessary, it may request additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the customs authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with its laws and regulations, provide the information requested in a period not exceeding 90 days after the date of receipt of the request for additional information.

⑮スイスEPA　附属書2第25条　原産地証明の確認（Annex II　Article XXV　Verification of Proofs of Origin）

6　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局に対し、確認の結果をできる限り速やかに通報する。当該結果には、原産地証明が真正であるか否か及び関係する産品が原産地証明に示された締約国の原産品であるか否かを明示するものとする。

The competent governmental authority of the exporting Party shall inform the customs authority of the importing Party of the results of the verification as soon as possible. The results shall indicate clearly whether the proof of origin is authentic and whether the product concerned qualifies as an originating product of the Party indicated in the proof of origin.

⑯インドEPA　附属書3　第6節　原産地証明書に基づく確認の要請（Annex 3　Section 6　Request for Checking of Certificate of Origin）

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、1の規定の実施のために、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後3箇月を超えない期間内に提供する。

For the purposes of paragraph 1, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with the laws and regulations of the Party, provide the requested information in a period not exceeding three months after the date of receipt of the request. If the customs authority of the importing Party considers necessary, it may require additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the customs authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with the laws and regulations of the exporting Party, provide the requested information in a period not exceeding two months after the date of receipt of the request.

輸入締約国の税関当局は、必要と認める場合には、産品が輸出締約国の原産品であるか否かに関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局が追加の情報を要請する場合には、自国の法令に従い、要請された情報を当該要請の受領の日の後2箇月を超えない期間内に提供する。

If the customs authority of the importing Party considers necessary, it may require additional information relating to the origin of the good. If additional information is requested by the customs authority of the importing Party, the competent governmental authority of the exporting Party shall, in accordance with the laws and regulations of the exporting Party, provide the requested information in a period not exceeding two months after the date of receipt of the request.

⑰ペルーEPA　第66条　確認手続（Article 66　Verifications Process）

4　(a)　輸出締約国の権限のある当局は、2(b)及び(c)の規定の実施のために、要請された情報をその要請の受領の日の後3箇月以内に提供する。

	For the purposes of subparagraphs 2(b)and 2(c), the competent authority of the exporting Party shall provide the information requested in a period not exceeding three months after the date of receipt of the request.
(b)	輸入締約国の関係当局は、必要と認める場合には、原産地証明に関する追加の情報を要請することができる。輸出締約国の権限のある当局は、当該関係当局が追加の情報を要請する場合には、要請された情報をその要請の受領の日の後2箇月以内に提供する。
	If the relevant authority of the importing Party considers necessary, it may require additional information relating to the Proof of Origin. If additional information is requested by the relevant authority of the importing Party, the competent authority of the exporting Party shall provide the information requested in a period not exceeding two months after the date of receipt of the request.

第3.21条4

4	輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を受ける適格性についての2の規定に基づく確認を6箇月以内に完了するよう努める。当該輸入締約国の税関当局は、2に基づく確認が完了したときは、次のものに対し、自己の決定並びに当該決定に係る法的根拠及び事実認定に関し書面による通報を行う。
	The customs administration of the importing Party shall endeavour to complete any action under paragraph 2 to verify eligibility for preferential tariff treatment within six months. Upon the completion of the action under paragraph 2, the customs administration of the importing Party shall provide written notification of its decision as well as the legal basis and findings of fact on which the decision was made to:
(a)	2(a)から(c)までのいずれかの規定に基づき情報を書面により要請した場合には、情報の提供を要請された輸入者、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局
	where a written request for information under subparagraph 2 (a), (b) or (c) was made, the importer, exporter, producer, authorised body or customs administration of the exporting Party who was requested to provide information; and
(b)	2(d)の規定に基づき原産品であるか否かについての確認のための訪問を実施した場合には、輸出締約国並びに施設への訪問を受けた輸出者及び生産者
	where a verification visit under subparagraph 2 (d) was undertaken, the exporting Party and the exporter and the producer whose premises were visited.

1. 本規定の趣旨

本規定は、事後確認又は確認訪問を通じた、産品が原産品であるかないかの確認について、6ヵ月以内に完了させるという努力義務を定めるとともに、当該確認が完了した際には関係者に対して書面による通報を行う旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「関税上の特恵待遇を受ける適格性（eligibility for preferential tariff treatment）」：「関税上の特恵待遇」については、第3.1条(j)を参照のこと。その「関税上の特恵待遇を受ける適格性」とは、この文脈においては、産品が関税上の特恵待遇の適用を受ける資格を有するか

有しないか、すなわち当該産品が原産品であるかないかという意味となる。

「完了するよう努める（shall endeavour to complete）」：義務を表すshallはendeavourに係っていることから、（6ヵ月以内に）完了するように努力することが義務となっている。

3. 本規定の解釈

輸入締約国の税関当局が、第3.21条2の規定に基づき、事後確認又は確認訪問を実施し、対象となる産品が原産品であるかないかの確認を行う場合には、それを開始から6ヵ月以内に完了させるように努力する義務を課したものである。

更に、その確認作業が完了した際には、

①その結果、すなわち対象となる産品が原産品であるかないかという点についての決定、その法的根拠及び認定された事実を、

②書面により、

③・事後確認の場合にはサブパラグラフ(a)に規定する者に対して、

・確認訪問の場合にはサブパラグラフ(b)に規定する者に対して、

それぞれ通報することとなっている。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税暫定措置法第12条の4第7項

関税暫定措置法第12条の4第7項において、確認結果を相手方に通知する旨を以下のように定めている。

『7　税関長は、第1項の規定による確認をしたときは、当該経済連携協定の規定に基づき、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認の相手方となつた者（当該経済連携協定に定める者に限る。）に通知するものとする。』

(2) 関税暫定措置法基本通達12の4−10

関税暫定措置法基本通達12の4−10において、関税暫定措置法第12条の4第7項にいう「相手方」について以下のように確認的に定めている。

『12の4−10　法第12条の4第7項に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	相手方の規定
メキシコ協定原産地証明	メキシコ協定第44条22
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条4
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条4
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条4
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条4
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条4
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則3

フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条4
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則3
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節3
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条6
オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3.21条4
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3.20条4
TPP11原産品申告書	TPP11協定第3.27条10
EU協定原産品申告書	EU協定第3.24条3
英国協定原産品申告書	英国協定第3.24条3

』

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

事後確認に係る規定全体については、第2部第4章第2節5.を参照のこと。

日本の14本のEPAにおいて、本規定に対応する規定が初めて導入されたのは、メキシコEPA第44条22においてである。なお、後述するように、オーストラリアEPAの本規定においては確認の完了期限を規定しているが、メキシコEPAをはじめとする他のEPAにおいては、そのような期限は規定されておらず、もっぱら確認結果の通報に係る規定を定めたものとなっている。ただし、一部のEPAにおいては、当該通報の期限を併せて規定しているものもある（下記参照）。

メキシコEPA以降の各EPAにおいても、メキシコEPAに倣う形で規定が整備されている。

なお、メキシコEPA第44条22の規定（表3–120参照）は、下記に掲げるNAFTA第506条（原産品であることについての確認）の影響を見て取ることが可能であると思われる。

（参考）NAFTA第506条

Article 506: Origin Verifications

9. The Party conducting a verification shall provide the exporter or producer whose good is the subject of the verification with a written determination of whether the good qualifies as an originating good, including findings of fact and the legal basis for the determination.

第506条：原産品であることについての確認

9　原産品であることについての確認を実施する締約国は、その産品が当該確認の対象となった輸出者又は生産者に対し、当該産品が原産品とされるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。

さて上述の通り、本規定に対応する各EPAの規定においては、確認の結果の通報について定めたものとなっているが、一部のEPAでは、確認を完了する期限や、確認の結果の通報期限についても定めている。これを対照させたものを表3–119に掲げる。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–120に掲げる。

表3–119

EPA	原産品であるかないかの決定期限	左記決定の通報期限
シンガポール	—	—
メキシコ	—	—
マレーシア	—	—
フィリピン	—	—
チリ	—	輸出締約国から情報を受領した日から45日以内
タイ	—	—
ブルネイ	—	—
インドネシア	—	—
アセアン包括	—	輸出締約国の権限のある政府当局から最後に提供された情報を受領した日から30日以内、又は、確認訪問の最終日から60日以内
ベトナム	—	輸出締約国の権限のある政府当局から最後に提供された情報を受領した日から30日以内、又は、確認訪問の最終日から60日以内
スイス	—	—
インド	—	—
ペルー	—	輸出締約国が確認の要請を受領した後12ヵ月以内
オーストラリア	6ヵ月	—

表3–120

①オーストラリアEPA　第3.21条　原産品であることについての確認（Article 3.21　Origin Verification）	
4	輸入締約国の税関当局は、関税上の特恵待遇を受ける適格性についての2の規定に基づく確認を6箇月以内に完了するよう努める。当該輸入締約国の税関当局は、2に基づく確認が完了したときは、次のものに対し、自己の決定並びに当該決定に係る法的根拠及び事実認定に関し書面による通報を行う。
	The customs administration of the importing Party shall endeavour to complete any action under paragraph 2 to verify eligibility for preferential tariff treatment within six months. Upon the completion of the action under paragraph 2, the customs administration of the importing Party shall provide written notification of its decision as well as the legal basis and findings of fact on which the decision was made to:
(a)	2(a)から(c)までのいずれかの規定に基づき情報を書面により要請した場合には、情報の提供を要請された輸入者、輸出締約国の輸出者、生産者、権限を与えられた機関又は税関当局

where a written request for information under subparagraph 2(a),(b)or(c)was made, the importer, exporter, producer, authorised body or customs administration of the exporting Party who was requested to provide information; and

(b)　2(d)の規定に基づき原産品であるか否かについての確認のための訪問を実施した場合には、輸出締約国並びに施設への訪問を受けた輸出者及び生産者

where a verification visit under subparagraph 2(d)was undertaken, the exporting Party and the exporter and the producer whose premises were visited.

②UNCTAD合意文書

—

③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法第8条の4第6項）

6　税関長は、第1項の規定による確認をしたときは、その結果の内容（その理由を含む。）を当該確認に係る貨物を輸入する者に通知するものとする。

④旧京都規約

—

⑤シンガポールEPA

—

⑥メキシコEPA　第44条　原産品であることについての確認（Article 44　Origin Verifications）

22　輸入締約国の税関当局は、1に規定する確認の手続を実施した後、その産品が確認の対象となった輸出者又は生産者に対し、第10条に規定する統一規則に定める方法により、当該産品が前章の規定に従って原産品とされるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。

After carrying out the verification procedures outlined in paragraph 1 above, the customs authority of the importing Party shall in the manner specified in the Uniform Regulations referred to in Article 10, provide the exporter or producer whose good is subject to the verification, a written determination of whether or not the good qualifies as an originating good under Chapter 4, including findings of fact and the legal basis for the determination.

⑦マレーシアEPA　第45条　原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定（Article 45　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）

4　輸入締約国の関係当局は、場合に応じて第43条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の関係当局による決定を通報する。

After carrying out the procedures outlined in Article 43 or 44 as the case may be, the relevant authority of the importing Country shall provide the competent governmental authority of the exporting Country with a written determination of whether or not the good qualifies as an originating good of the exporting Country, including findings of fact and the legal basis for the determination. The competent governmental authority of the exporting Country shall inform such determination by the relevant authority of the importing Country to the exporter, or the producer of the good in the territory of the exporting Country, whose premises were subject to the visit referred to in Article 44.

⑧フィリピンEPA　第45条　原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定（Article 45　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）

4　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第43条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の税関当局による決定を通報する。

After carrying out the procedures outlined in Article 43 or 44 as the case may be, the customs authority of the importing Party shall provide the competent governmental authority of the exporting Party with a written determination of whether or not the good qualifies as an originating good of the exporting Party, including findings of fact and the legal basis for the determination. The competent governmental authority of the exporting Party shall inform such determination by the customs authority of the importing Party to the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises were subject to the visit referred to in Article 44.

⑨チリEPA　第49条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Article 49　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）

4　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第47条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該決定は、第47条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局が当該輸出締約国の権限のある当局から提供された情報を受領した日から45日以内に送付されるものとする。当該輸出締約国の権限のある当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該決定を通報する。

After carrying out the procedures outlined in Article 47 or 48 as the case may be, the customs authority of the importing Party shall provide the competent authority of the exporting Party with a written determination of whether or not the good qualifies as an originating good of the exporting Party, including findings of fact and the legal basis for the determination, within 45 days from the date of receipt of the information provided by the competent authority of the exporting Party pursuant to Article 47 or 48. The competent authority of the exporting Party shall inform such determination by the customs authority of the importing Party to the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises were subject to the visit referred to in Article 48.

⑩タイEPA　第45条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Article 45　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）

4　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第43条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、当該輸入締約国の税関当局による決定を通報する。

After carrying out the procedures outlined in Article 43 or 44 as the case may be, the customs authority of the importing Party shall provide the competent governmental authority of the exporting Party with a written determination of whether or not the good qualifies as an originating good of the exporting Party, including findings of fact and the legal basis for the determination. The competent governmental authority of the exporting Party shall inform such determination by the customs authority of the importing Party to the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises were subject to the visit referred to in Article 44.

⑪ブルネイEPA　第42条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Article 42　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）

4　輸入締約国の関係当局は、場合に応じて第40条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が同条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、当該決定を通報する。

After carrying out the procedures outlined in Article 40 or 41 as the case may be, the relevant authority of the importing Party shall provide the competent governmental authority of the exporting Party with a written determination of whether or not the good qualifies as an originating good of the exporting Party, including findings of fact and the legal basis for the determination. The competent governmental authority of the exporting Party shall inform such determination by the relevant authority of the importing Party to the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises were subject of the visit referred to in Article 41.

⑫インドネシアEPA　第45条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Article 45　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）

4　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第43条又は前条に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前条に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、当該決定を通報する。

After carrying out the procedures outlined in Article 43 or 44 as the case may be, the customs authority of the importing Party shall provide the competent governmental authority of the exporting Party with a written determination of whether or not the good qualifies as an originating good of the exporting Party, including findings of fact and the legal basis for the determination. The competent governmental authority of the exporting Party shall inform such determination by the customs authority of the importing Party to the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises were subject to the visit referred to in Article 44.

⑬アセアン包括EPA　附属書4　第8規則　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Annex 4　Rule 8　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）

3　第6規則又は第7規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。その送付は、輸入締約国及び輸出締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第6規則に従い輸出締約国の権限のある政府当局により最後に提供された情報を受領した日の後30日以内又は第7規則に規定する訪問の最終日から60日以内に行う。

In cases where the verification procedures outlined in Rule 6 or 7 are undertaken, the customs authority of the importing Party shall provide the competent governmental authority of the exporting Party with a written determination of whether or not the good qualifies as an originating good of the exporting Party, including findings of fact and the legal basis for the determination, in a period, unless otherwise agreed upon by the importing Party and the exporting Party, not exceeding thirty（30）days after the date of the receipt of the information last provided by the competent governmental authority of the exporting Party in accordance with Rule 6, or sixty（60）days after the last day of the visit referred to in Rule 7.

4　輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が第7規則に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、輸入締約国の税関当局による3に規定する決定を通報する。産品が当該輸出締約国の原産品であると決定される場合には、関税上の特恵待遇の停止は、解除される。

The competent governmental authority of the exporting Party shall notify the determination by the customs authority of the importing Party referred to in paragraph 3, to the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises were subject to the visit referred to in Rule 7. In the event that a determination is made that the good qualifies as an originating good of the exporting Party, any suspended preferential tariff treatment shall be reinstated.

⑭ベトナムEPA　附属書3　第8規則　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Annex 3　Rule 8　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）

3　第6規則又は第7規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。その送付は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第6規則に従い当該輸出締約国の権限のある政府当局により最後に提供された情報を受領した日の後30日以内又は第7規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問の最終日から60日以内に行う。

In cases where the verification procedures outlined in Rule 6 or 7 are undertaken, the customs authority of the importing Party shall provide the competent governmental authority of the exporting Party with a written determination of whether or not the good qualifies as an originating good of the exporting Party, including findings of fact and the legal basis for the determination, in a period, unless otherwise agreed upon by the Parties, not exceeding 30 days after the date of the receipt of the information last provided by the competent governmental authority of the exporting Party in accordance with Rule 6, or 60 days after the last day of the visit referred to in Rule 7.

4　輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が第7規則に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、輸入締約国の税関当局による3に規定する決定を通報する。産品が当該輸出締約国の原産品であると決定される場合には、関税上の特恵待遇の停止は、解除される。
The competent governmental authority of the exporting Party shall notify the determination by the customs authority of the importing Party referred to in paragraph 3, to the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises were subject to the visit referred to in Rule 7. In the event that a determination is made that the good qualifies as an originating good of the exporting Party, any suspended preferential tariff treatment shall be reinstated.
⑮スイスEPA
—
⑯インドEPA　附属書3　第8節　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Annex 3　Section 8　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）
3　輸入締約国の税関当局は、場合に応じて第6節又は前節に規定する手続を実施した後、輸出締約国の権限のある政府当局に対し、産品が当該輸出締約国の原産品であるか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設が前節に規定する訪問の対象となった輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、当該決定を通報する。
After carrying out the procedures outlined in Section 6 or 7 as the case may be, the customs authority of the importing Party shall provide the competent governmental authority of the exporting Party with a written determination of whether or not the good qualifies as an originating good of the exporting Party, including findings of fact and the legal basis for the determination. The competent governmental authority of the exporting Party shall inform such determination by the customs authority of the importing Party to the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises were subject of the visit referred to in Section 7.
⑰ペルーEPA　第66条　確認手続（Article 66　Verifications Process）
6　輸入締約国の関係当局は、輸出締約国が確認の要請を受領した後12箇月以内に、輸出締約国の権限のある当局に対し、確認の対象となる産品がこの章に規定する要件を満たすか否かについての書面による決定（当該決定に係る事実認定及び法的根拠を含む。）を送付する。
The relevant authority of the importing Party shall, within 12 months after the exporting Party receives the request for verification, provide the competent authority of the exporting Party with a written determination of whether or not the good meets the requirements of this Chapter, including findings of fact and the legal basis for the determination.

第3.22条　原産品であるか否かについての確認のための訪問　(Article 3.22　Verification Visit)

1	前条2（d）に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問は、輸出締約国が定める条件に従って実施される。
	A verification visit referred to in subparagraph 2（d）of Article 3.21 shall be conducted under the conditions set out by the exporting Party.
2	1に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問に先立ち、
	Prior to the verification visit referred to in paragraph 1:
(a)	輸入締約国は、輸出者又は生産者の施設への当該原産品であるか否かについての確認のための訪問に関し、この訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに、輸出締約国に対し書面による要請を行う。
	the importing Party shall provide a request to the exporting Party in writing on the verification visit to the premises of the exporter or producer at least 40 days in advance of the proposed date of the visit; and
(b)	輸出締約国は、(a) に規定する要請の受領の日から30日以内に、その要請を受諾するか否かに関し、当該輸入締約国に対し書面により回答する。当該輸出締約国は、その施設への訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
	the exporting Party shall respond to the importing Party in writing on whether the requested verification visit is accepted or refused, within 30 days from the receipt by the exporting Party of the request referred to in subparagraph (a). The exporting Party shall request the written consent of the exporter or producer whose premises are to be visited.
3	2（a）に規定する書面による要請には、次の事項に関する情報を含める。
	The written request referred to in subparagraph 2（a）shall include:
(a)	当該要請を送付する税関当局を特定する事項
	the identity of the customs administration issuing the request;
(b)	当該要請が送付される輸出者又は生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter or producer to whom the request is addressed;
(c)	当該書面による要請が行われた日
	the date on which the written request is made;
(d)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(e)	要請する訪問の目的及び実施の範囲（原産地に関する証拠書類に記載された産品であって、確認の対象となっているものについての明記を含む。）
	the objective and scope of the requested visit, including specific reference to the good subject to verification referred to in the Documentary Evidence of Origin; and
(f)	訪問に参加する輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the customs administration of the importing Party who will participate in the visit.

○　本条の趣旨

本条は、第3.21条2（d）に規定する確認訪問を実施する際の手続に係る規定を定めるものである。

以下、パラグラフごとに説明を行う。

第3.22条1

1	前条2（d）に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問は、輸出締約国が定める条件に従って実施される。
	A verification visit referred to in subparagraph 2（d）of Article 3.21 shall be conducted under the conditions set out by the exporting Party.

1. 本規定の趣旨

本規定は、第3.21条2（d）に規定する確認訪問の実施に当たっては、確認訪問を受ける側である輸出締約国が定める条件に従う旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本規定の解釈

1. の趣旨において述べた通りである。

4. 関連する国内法令等の概要

本規定に関連し得るものとしては、特定原産地証明書発給法第4条第2項・第3項・第5項及びそれらを受けた特定原産地証明書発給法施行規則第7条第13項を挙げることが可能であろう。

これらの規定の概要は、

①経済産業大臣は、特定原産地証明書発給法第4条第2項・第3項・第5項に規定する者（第1種特定原産地証明書の発給を受ける者等）に対して、経済産業省令に定める事項を記載した書面を交付するものとし、

②その「経済産業省令に定める事項」を特定原産地証明書発給法施行規則第7条第13項に定める

というものである。

このうち、特定原産地証明書発給法施行規則第7条第13項においては、確認訪問だけでなく事後確認に係る事項も規定されている。

では、具体的な条文を以下に掲げる。

○　特定原産地証明書発給法第4条

2　経済産業大臣は、前項の発給に際し、第1種特定原産地証明書の発給を受ける者に、そ

の者が当該発給に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3　経済産業大臣は、前条第3項の規定により提出された資料について審査を行い、第1種特定原産地証明書を発給したときは、当該第1種特定原産地証明書の発給後速やかに、当該資料を提出した生産者（以下「証明資料提出者」という。）に対し、その旨及びその年月日を通知するとともに、当該証明資料提出者が当該発給に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

5　経済産業大臣は、前条第5項の規定により提出された第1種原産品誓約書について審査を行い、第1種特定原産地証明書を発給したときは、当該第1種特定原産地証明書の発給後速やかに、当該第1種原産品誓約書交付者に対し、その旨及びその年月日を通知するとともに、当該第1種原産品誓約書交付者が当該発給に係る経済連携協定上留意すべき事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

○　特定原産地証明書発給法施行規則第7条

13　法第4条第2項、第3項及び第5項の経済産業省令で定める事項は、日オーストラリア協定にあっては、次のとおりとする。

一　自国に輸入される第1種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品であるか否かを決定するため、オーストラリアの税関当局は次のいずれかの方法により確認を行うことができること。

イ　（省略）

ロ　（省略）

ハ　日オーストラリア協定第3.21条第2項（d）の規定に基づき、証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第1種原産品誓約書交付者に対し、当該証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第1種原産品誓約書交付者の施設を訪問することを通じて、当該物品が特定原産品であるか否かに関する情報の提供を求めること。

二　証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第1種原産品誓約書交付者は、オーストラリアの税関当局による前号ハの方法による確認を受ける際には、日オーストラリア協定第3.22条及び第3.23条の規定を十分に読むべきこと。

三　オーストラリアが、日オーストラリア協定第3.21条第2項（d）に規定する訪問を書面により要請した場合において、日本国政府は、その施設に訪問を受ける証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第1種原産品誓約書交付者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かについて書面による回答を求めること。

四　前号の場合において、日本国政府から回答を求められた証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第1種原産品誓約書交付者は、日本国政府がオーストラリアからの訪問を要請する書面を受領した日から30日以内に回答がオーストラリアに到達するよう、速やかに日本国政府に回答すべきこと、及び当該証明書受給者、特定証明資料提出者若しくは特定第1種原産品誓約書交付者が訪問を受けることを拒否したとき、又は日本国政府の回答が当該訪問を要請する書面を受領した日から30日以内にオーストラリアに到達しなかったときは、オーストラリアは当該施設の訪問による確認の対象とされた物

品に対する関税上の特恵待遇を否認することができること。

五　日オーストラリア協定第3.21条第2項（d）に規定する訪問が行われた場合において、当該訪問を受けた証明書受給者、特定証明資料提出者又は特定第1種原産品誓約書交付者が法第7条第1項又は第2項に規定する書類を保存していないことが明らかになった場合には、当該施設の訪問による確認の対象とされた物品に対する関税上の特恵待遇が否認される蓋然性が高いこと。

六　（省略）

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAの内、オーストラリアEPA以外のEPAにおいて本規定に直接的に対応する規定を定めたものはない。

第3.22条2

2	1に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問に先立ち、
	Prior to the verification visit referred to in paragraph 1:
	(a) 輸入締約国は、輸出者又は生産者の施設への当該原産品であるか否かについての確認のための訪問に関し、この訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに、輸出締約国に対し書面による要請を行う。
	the importing Party shall provide a request to the exporting Party in writing on the verification visit to the premises of the exporter or producer at least 40 days in advance of the proposed date of the visit; and
	(b) 輸出締約国は、(a) に規定する要請の受領の日から30日以内に、その要請を受諾するか否かに関し、当該輸入締約国に対し書面により回答する。当該輸出締約国は、その施設への訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
	the exporting Party shall respond to the importing Party in writing on whether the requested verification visit is accepted or refused, within 30 days from the receipt by the exporting Party of the request referred to in subparagraph (a). The exporting Party shall request the written consent of the exporter or producer whose premises are to be visited.

1. 本規定の趣旨

本規定は、確認訪問を行う際の手続（輸入締約国から輸出締約国に対する書面による要請等）を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「輸出者又は生産者の施設（the premises of the exporter or producer）」：この「施設」に関しては明確な定義はないが、輸出者・生産者の事務所、生産者の工場等が含まれるものと解される。

3. 本条の解釈

確認訪問を行うに当たっては、

①輸入締約国は、確認訪問の実施希望日の40日前までに、輸出締約国に対して書面による要請を行わなければならず、

②要請を受けた輸出締約国は、当該要請の受領日から30日以内に、当該要請を受諾するかしないかについて書面により回答しなければならないとするもの。

③また、輸出締約国は、訪問の対象者である輸出者又は生産者に対して、当該訪問を受け入れることについて同意するかしないかを書面にて回答するよう求めることとされている。

そして、上記①における40日、上記②における30日という期限は、EPAによって異なる日数が設定されているところ、それを表3–121に掲げる。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税暫定措置法第12条の4

関税暫定措置法第12条の4第3項及び第5項において、確認訪問を行う際に、輸出締約国側に対して書面による通知を行う旨を定めている。このうち、第3項はオーストラリアEPAに、第5項は確認訪問に係る明文規定を定めている（同EPA以外の）EPAに、それぞれ対応するものとなっている。なお、第3項及び第5項の両者は、オーストラリアEPA第3.22条2で言えばサブパラグラフ（a）に相当する規定である。具体的条文は以下の通りである。

『関税暫定措置法第12条の4

3　税関長は、その職員に第1項第3号の調査をさせようとするときは、経済連携協定の規定に基づき、同号の輸出者若しくは生産者又はこれらの者が所在する協定締約国が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。

5　第1項第4号の求めは、協定締約国が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。』

（参考）第1項第3号：その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法

第1項第4号：協定締約国の権限ある当局に対し、当該協定締約国の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法

(2) 関税暫定措置法基本通達12の4–3

関税暫定措置法基本通達12の4–3の（3）及び（4）において、確認訪問を行う際の輸出締約国に対する書面による通知を一定の期日までに送付する旨を、以下のように確認的に規定している。なお、(3) には日本の14本のEPAのうちオーストラリアEPAに対応する規定を定め

ており、一方（4）には、日本の14本のEPAのうちオーストラリアEPA以外のEPAに対応する規定を定めている。

『12の4-3

（3）（省略）

また、法第12条の4第1項第3号に規定する方法による輸出者等に対する調査は、以下により行うものとする。

（省略）

ハ　オーストラリア協定にあっては、法第12条の4第1項第3号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限のある政府当局に書面を送付することとする。

（省略）

（4）（省略）

また、法第12条の4第1項第4号に規定する方法により確認を行う場合には、上記（2）のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。

（省略）

ロ　法第12条の4第1項第4号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明及びペルー協定原産地証明の確認にあっては30日前。アセアン包括協定原産地証明書、ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあっては60日前。）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限ある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。

（省略）』

（3）関税暫定措置法基本通達12の4-6及び同12の4-8

関税暫定措置法基本通達12の4-6及び同12の4-8において、関税暫定措置法第12条の4第3項及び第5項に規定する「相当の期間」（＝確認訪問を実施しようとする際の通知期限）について、以下のように確認的に規定されている。

『12の4-6　法第12条の4第3項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
オーストラリア協定	30日

12の4-8　法第12条の4第5項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。

経済連携協定	相当の期間
メキシコ協定	20日
マレーシア協定	30日
チリ協定	30日
タイ協定	30日
インドネシア協定	30日
ブルネイ協定	30日
アセアン包括協定	30日
フィリピン協定	30日
ベトナム協定	30日
インド協定	30日
ペルー協定	30日
モンゴル協定	30日

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

確認訪問に係る規定全体については、第2部第4章第2節5.を参照のこと。

日本の14本のEPAにおいて、第3.22条2に対応する規定が初めて導入されたのは、メキシコEPA第44条10及び13においてである。

以降のEPAにおいては、メキシコEPAの規定に倣う形で規定が整備されている。

なお、メキシコEPA第44条10の規定（表3-122参照）は、下記に掲げるNAFTA第506条（原産品であることについての確認）の2の影響を見て取ることが可能であると思われる。なお、第506条2には明示的な回答期限は定められていないが、同条4において、30日以内に回答がない場合には関税上の特恵待遇の適用を否認することができる旨が定められており、これにより30日（注：30日という日数はメキシコEPAと同じ。）以内の回答が担保されているものと解される。

（参考）NAFTA第506条

Article 506: Origin Verifications

2. Prior to conducting a verification visit pursuant to paragraph (1)(b), a Party shall, through its customs administration:

a) deliver a written notification of its intention to conduct the visit to

(i) the exporter or producer whose premises are to be visited,

(ii) the customs administration of the Party in whose territory the visit is to occur, and

(iii) if requested by the Party in whose territory the visit is to occur, the embassy of that Party in the territory of the Party proposing to conduct the visit; and

b) obtain the written consent of the exporter or producer whose premises are to

be visited.

4. Where an exporter or a producer has not given its written consent to a proposed verification visit within 30 days of receipt of notification pursuant to paragraph 2, the notifying Party may deny preferential tariff treatment to the good that would have been the subject of the visit.

第506条：原産品であることについての確認

2　1（b）に基づく原産品であることについての確認のための訪問に先立ち、締約国は自国の税関当局を通じて、

a）　訪問を実施する意図の通知を書面により以下に対して送付する。

（ⅰ）その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者

（ⅱ）当該訪問を受け入れる締約国の税関当局

（ⅲ）当該訪問を受け入れる締約国の要請がある場合には、当該訪問を提案する締約国の領域に所在する、当該訪問を受け入れる締約国の大使館

b）　その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者が、当該訪問を受けることについての同意を得る。

4　輸出者又は生産者が、原産品であることについての確認のための訪問の要請に対して、2に基づく通知を受領した日から30日以内に書面による同意を行わない場合には、通知国は、訪問の対象となっていたであろう産品に対して関税上の特恵待遇の適用を否認することができる。　（和文：筆者による仮訳）

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–122に掲げる。

第3.22条3

3	2（a）に規定する書面による要請には、次の事項に関する情報を含める。
	The written request referred to in subparagraph 2（a）shall include:
(a)	当該要請を送付する税関当局を特定する事項
	the identity of the customs administration issuing the request;
(b)	当該要請が送付される輸出者又は生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter or producer to whom the request is addressed;
(c)	当該書面による要請が行われた日
	the date on which the written request is made;
(d)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(e)	要請する訪問の目的及び実施の範囲（原産地に関する証拠書類に記載された産品であって、確認の対象となっているものについての明記を含む。）
	the objective and scope of the requested visit, including specific reference to the good subject to verification referred to in the Documentary Evidence of Origin; and
(f)	訪問に参加する輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職

the names and titles of the officials of the customs administration of the importing Party who will participate in the visit.

1. 本規定の趣旨

本規定は、確認訪問の実施を要請する書面に記載すべき事項を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本規定の解釈

確認訪問の実施に当たっては、輸入締約国より輸出締約国に対して書面による要請を事前に行うこととされている（第3.22条2（a））が、当該書面には、本規定のサブパラグラフ（a）から（f）までに掲げる事項を含めることとされている。

4. 関連する国内法令等の概要

○　関税暫定措置法基本通達12の4-3

関税暫定措置法基本通達12の4-3の（3）及び（4）において、確認訪問を行う際の輸出締約国に対する書面による通知への記載事項を、以下のように確認的に規定している。なお、(3)には日本の14本のEPAのうちオーストラリアEPAに対応する規定を定めており、一方（4）には、日本の14本のEPAのうちオーストラリアEPA及びシンガポールEPAを除いたEPAに対応する規定を定めている。

『12の4-3

(3)（省略）

ニ　上記イの書面は、次の事項を含むものとする。

㈠要請を送付する税関当局を特定する事項

㈡要請が送付される輸出者等の氏名又は名称

㈢当該書面により要請が行われた日

㈣訪問の実施を希望する日及び場所

㈤訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっているものについての明記を含む。）

㈥訪問に参加する本邦の税関当局の職員の氏名及び官職

㈦後記12の4-6に規定する回答期限

(4)（省略）

また、法第12条の4第1項第4号に規定する方法により確認を行う場合には、上記（2）のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。

（省略）

ロ　法第12条の4第1項第4号の方法により確認を行う場合における訪問の実施の要請については、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前（メキシコ協定原産地証明及

びペルー協定原産地証明の確認にあっては30日前。アセアン包括協定原産地証明書、ベトナム協定原産地証明書及びインド協定原産地証明書にあっては60日前。）までに輸出締約国に所在する日本国大使館を通じ、輸出締約国の権限ある政府当局に対し、次の事項を含む書面を送付することとする。

⑴当該書面を送付する関係当局を特定する事項

⑵その施設への訪問が要請される輸出者等の氏名又は名称

⑶訪問の実施を希望する日及び場所

⑷訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書記載の産品の明記を含む。）

⑸訪問に立ち会う本邦の関係当局の職員の氏名及び官職

⑹後記12の2–7に規定する回答期限』

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

確認訪問に係る規定全体については、第2部第4章第2節5.を参照のこと。

日本の14本のEPAにおいて、第3.22条3に対応する規定が初めて導入されたのは、メキシコEPA第44条11においてである。

以降のEPAにおいては、メキシコEPAの規定に倣う形で規定が整備されている。

なお、メキシコEPA第44条11の規定（表3–123参照）は、下記に掲げるNAFTA第506条（原産品であることについての確認）の3の影響を見て取ることが可能であると思われる。

（参考）NAFTA第506条

Article 506: Origin Verifications

3. The notification referred to in paragraph 2 shall include:

a）the identity of the customs administration issuing the notification;

b）the name of the exporter or producer whose premises are to be visited;

c）the date and place of the proposed verification visit;

d）the object and scope of the proposed verification visit, including specific reference to the good that is the subject of the verification;

e）the names and titles of the officials performing the verification visit; and

f）the legal authority for the verification visit.

第506条：原産品であることについての確認

3　2の規定に基づく通報には、次の事項に関する情報を含める。

a）　当該通報を送付する税関当局を特定する事項

b）　その施設への訪問が予定される輸出者又は生産者の氏名又は名称

c）　確認のための訪問の実施を希望する日及び場所

d）　確認のための訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている産品の明記を含む。）

e）　訪問を実施する職員の氏名及び官職

f）　確認のための訪問に関する法的権限　　（和文：筆者による仮訳）

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–123に掲げる。

表3–121

	確認訪問を要請する期限 （確認訪問を希望する日の）	確認訪問の要請に対する回答期限 （要請の受領日から）
シンガポール	—	—
メキシコ	30日前	20日以内
マレーシア	40日前	30日以内
フィリピン	40日前	30日以内
チリ	40日前	30日以内
タイ	40日前	30日以内
ブルネイ	40日前	30日以内
インドネシア	40日前	30日以内
アセアン包括	60日前	30日以内
ベトナム	60日前	30日以内
スイス	—	—
インド	60日前	30日以内
ペルー	30日前	30日以内
オーストラリア	40日前	30日以内

表3–122

①オーストラリアEPA　第3. 22条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 3. 22　Verification Visit）	
2	1に規定する原産品であるか否かについての確認のための訪問に先立ち、
	Prior to the verification visit referred to in paragraph 1:
(a)	輸入締約国は、輸出者又は生産者の施設への当該原産品であるか否かについての確認のための訪問に関し、この訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに、輸出締約国に対し書面による要請を行う。
	the importing Party shall provide a request to the exporting Party in writing on the verification visit to the premises of the exporter or producer at least 40 days in advance of the proposed date of the visit; and
(b)	輸出締約国は、(a) に規定する要請の受領の日から30日以内に、その要請を受諾するか否かに関し、当該輸入締約国に対し書面により回答する。当該輸出締約国は、その施設への訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
	the exporting Party shall respond to the importing Party in writing on whether the requested verification visit is accepted or refused, within 30 days from the receipt by the exporting Party of the request referred to in subparagraph (a). The exporting Party shall request the written consent of the exporter or producer whose premises are to be visited.

①オーストラリアEPA　実施取極　第2.6条　原産品であることについての確認における連絡 （Article 2.6　Communications on Origin Verification）	
1	基本協定第3.21条（原産地規則―原産品であることについての確認）及び第3.22条（原産地規則―原産品であるか否かについての確認のための訪問）の規定の適用上、輸入締約国政府の税関当局と輸出者、生産者又は輸出締約国政府の権限を与えられた機関若しくは税関当局との間の連絡は、両締約国政府が別段の合意をする場合を除くほか、外交上の経路を通じて行う。
	For the purposes of Articles 3.21（Rules of Origin - Origin Verification）and 3.22（Rules of Origin - Verification Visit）of the Basic Agreement, communication between the customs administration of the importing Party and the exporters, the producers, the authorised body or the customs administration of the exporting Party shall be made through diplomatic channels unless otherwise agreed by the Parties.
2	1の規定にかかわらず、基本協定第3.21条（原産地規則―原産品であることについての確認）及び第3.22条（原産地規則―原産品であるか否かについての確認のための訪問）の規定の適用上、輸入締約国政府の税関当局は、輸出締約国政府の権限を与えられた機関又は税関当局及び原産地証明書の発給を申請し、又は原産地証明文書を作成した輸出者又は生産者と、1に規定する連絡と併せて、いずれかの方法（受領を確認することのできるものに限る。）により連絡することができる。
	Notwithstanding paragraph 1, for the purposes of Articles 3.21（Rules of Origin - Origin Verification）and 3.22（Rules of Origin - Verification Visit）of the Basic Agreement, the customs administration of the importing Party may communicate with the authorised body or the customs administration of the exporting Party and the exporter or the producer of the good who applied for the Certificate of Origin or completed the origin certification document, by any method with a confirmation of receipt, in parallel with the communications set out in paragraph 1.
3	1及び2の規定にかかわらず、オーストラリアの税関当局は、日本国において発給された原産地証明書が真正なものであることを確認するため、日本国の経済産業省が提供する経済連携協定に基づく原産地証明書情報参照システムを利用することができる。
	Notwithstanding paragraphs 1 and 2, the customs administration of Australia may access the EPA CO Reference System provided by the Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan for the purposes of verifying the authenticity of Certificates of Origin issued in Japan.
4	基本協定第3.21条（原産地規則―原産品であることについての確認）及び第3.22条（原産地規則―原産品であるか否かについての確認のための訪問）の規定に基づく両締約国政府間の連絡に使用される言語は、英語とする。
	The language to be used for communications between the Parties in accordance with Articles 3.21（Rules of Origin - Origin Verification）and 3.22（Rules of Origin - Verification Visit）of the Basic Agreement shall be English.
②UNCTAD合意文書	
―	

③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法第8条の4）	
1	税関長は、輸入申告がされた貨物について、第8条の2第1項又は第3項（特恵関税等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特恵受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。
三	その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法
四	特恵受益国等の権限ある当局に対し、当該特恵受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法
3	税関長は、その職員に第1項第3号の調査をさせようとするときは、特恵受益国等が当該調査に同意するかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面によりその旨を通知するものとする。
4	第1項第4号の求めは、特恵受益国等の権限ある当局が当該求めに応ずるかどうかを回答すべき相当の期間を定めて、書面をもつてするものとする。
④旧京都規約	
—	
⑤シンガポールEPA	
—	
⑥メキシコEPA　第44条　原産品であることについての確認（Article 44　Origin Verifications）	
10	輸入締約国は、1（c）の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも30日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
	When requesting the exporting Party to conduct a visit pursuant to subparagraph 1 (c), the importing Party shall deliver a written communication with such request to the exporting Party, the receipt of which is to be confirmed by the latter Party, at least 30 days in advance of the proposed date of the visit. The competent governmental authority of the exporting Party shall request the written consent of the exporter or producer whose premises are to be visited.
13	輸出締約国は、1（c）の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、10の規定により送付される書面を受領した日から20日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
	The exporting Party shall respond in writing to the importing Party, within 20 days of the receipt of the communication referred to in paragraph 10 above, if it accepts or refuses to conduct a visit requested pursuant to subparagraph 1（c).
⑥メキシコEPA　統一規則　第3節　原産地の証明及び税関手続　第2部　運用及び執行（UNIFORM REGULATIONS SECTION 3 CERTIFICATION OF ORIGIN AND CUSTOMS PROCEDURES PART 2: Administration and Enforcement）	
(2)	協定第44条（原産品であることについての確認）1の実施に当たり、

	For the purposes of paragraph 1 of Article 44（Origin Verifications）:
(a)	協定第44条1（c）の規定について、輸入締約国が輸出締約国に対して訪問の実施を要請する場合、要請を行うための書面は、輸入締約国の税関当局から輸出締約国の権限のある政府当局に対して在メキシコ日本国大使館経由で送付される。
	in the case of subparagraph (c), where the importing Party requests the exporting Party to conduct a visit, a written communication with a request will be delivered by the customs authority of the importing Party to the competent governmental authority of the exporting Party through the Embassy of Japan in Mexico;
(b)	各締約国は、他方の締約国に対し、第44条に規定する原産品であることについての確認の手続の実施を担当する政府の特定部署の名称、住所、電話番号、ファクシミリ番号及び電子メールアドレスを協定の効力発生の日に通報する。この情報に関する修正についても、修正の行われた日の後30日以内に通報する。
	each Party will provide the other Party with the name, address, phone number, fax number and e-mail address of the specific departments within its government in charge of applying the origin verification procedures referred to in Article 44 upon the entry into force of the Agreement and will notify any modification regarding this information within 30 days after such modification; and
(c)	訪問の実施及びその訪問を通じて得た情報の提供を行う締約国の権限のある政府当局の部局は、次のとおりである。
	the division of the competent governmental authority which conducts a visit and provides the information obtained through the visit is:
	日本国については、経済産業省貿易経済協力局貿易管理課
	in the case of Japan, the Trade Control Policy Division of the Trade and Economy Cooperation Bureau of the Ministry of Economy, Trade and Industry; and
	メキシコについては、メキシコ経済省対外貿易局
	in the case of Mexico, the General Direction for Foreign Trade of the Ministry of Economy.
(d)	メキシコの税関当局は、日本国の経済産業省が提供するEPAに基づく原産地証明書情報参照システムを通じて、日本で発給された原産地証明書が真正なものであることを確認することができる。この確認は、輸入締約国が協定第44条に基づき自国の税関当局を通じて確認を行う権利を妨げるものではない。
	the custom authority of Mexico may review the authenticity of the certificate of origin issued in Japan through the EPA CO Reference System provided by the Ministry of Economy Trade and Industry of Japan. Such revision does not preclude the right of the importing Party to conduct a verification through its customs authority in accordance with Article 44.
⑦マレーシアEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44 Verification Visit）	
2	輸入締約国は、1又は6の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国の領域に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

	When requesting the exporting Country to conduct a visit pursuant to paragraph 1 or 6 of this Article, the importing Country shall deliver a written communication with such request to the exporting Country at least 40 days in advance of the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the latter Country. The competent governmental authority of the exporting Country shall request the written consent of the exporter, or the producer of the good in the territory of the exporting Country whose premises are to be visited.
4	輸出締約国は、1又は6の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
	The exporting Country shall respond in writing to the importing Country, within 30 days of the receipt of the communication referred to in paragraph 2 of this Article, if it accepts or refuses to conduct a visit requested pursuant to paragraph 1 or 6 of this Article.
⑦マレーシアEPA　運用上の手続規則　1. 原産地証明書　第1規則　書類（OPERATIONAL PROCEDURES　1. Certificate of origin（COO）　Rule 1　Document）	
(a)	第43条から第45条の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の関係当局との間の連絡は在マレーシア日本国大使館を通じて行われる。当該連絡は受領の確認を伴う方法により行われる。
	For the purposes of Articles 43 through 45, any communication between the competent governmental authority of the exporting Country and the relevant authority of the importing Country will be made through the Embassy of Japan in Malaysia. Such communication will be made by any method with a confirmation of receipt.
(b)	輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の関係当局との間の直接の連絡は、サブパラグラフ（a）に規定する連絡と並行してファクシミリにより行われる。
	The direct communication between the competent governmental authority of the exporting Country and the relevant authority of the importing Country may be made by facsimile in parallel with the communication set out in subparagraph (a).
(c)	第43条2並びに第44条4及び5に従って回答を提供する期間は、輸出締約国の権限のある政府当局からの要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the response pursuant to paragraph 2 of Article 43 and paragraphs 4 and 5 of Article 44 will commence from the date of the confirmation of receipt of the request by the competent governmental authority of the exporting Country.
⑧フィリピンEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44 Verification Visit）	
3	輸入締約国は、1又は2の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

	When requesting the exporting Party to conduct a visit pursuant to paragraph 1 or 2 above, the importing Party shall deliver a written communication with such request to the exporting Party at least forty（40）days in advance of the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the latter Party. The competent governmental authority of the exporting Party shall request the written consent of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are to be visited.
5	輸出締約国は、1又は2の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、3の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
	The exporting Party shall respond in writing to the importing Party, within thirty（30）days of the receipt of the communication referred to in paragraph 3 above, if it accepts or refuses to conduct a visit requested pursuant to paragraph 1 or 2 above.
⑧フィリピンEPA　運用上の手続規則　第2節　原産地規則　第10規則　連絡（Operational Procedures SECTION 2 RULES OF ORIGIN Rule 10: Communication）	
1	第43条から第45条に規定された原産品であるか否かについての確認の手順の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は在フィリピン日本国大使館を通じて行われる。当該連絡は書面による受領の確認を伴う方法により行われる。
	For the purposes of the verification process stipulated in Articles 43 through 45, any communication between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party should be made through the Embassy of Japan in the Philippines. Such communication should be made by any method with a written confirmation of receipt.
	輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の関係当局との間の直接の連絡は、1に規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行われる。
	The direct communication between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party may be made by facsimile or electronic mail in parallel with the communication set out in paragraph 1.
	第43条2並びに第44条5及び6に従って回答を提供する期間は、輸出締約国の権限のある政府当局からの要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the response pursuant to paragraph 2 of Article 43 and paragraphs5 and 6 of Article 44 should commence from the date of the confirmation of receipt of the request by the competent governmental authority of the exporting Party.
⑨チリEPA　第48条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 48　Verification Visit）	
2	輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国の権限のある当局に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国の権限のある当局に送付する。当該輸出締約国の権限のある当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。

	When requesting the competent authority of the exporting Party to conduct a visit pursuant to paragraph 1, the customs authority of the importing Party shall deliver a written communication with such request to the competent authority of the exporting Party at least 40 days in advance of the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the competent authority of the exporting Party. The competent authority of the exporting Party shall request the written consent of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are to be visited.
4	輸出締約国の権限のある当局は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国の税関当局に対して書面により回答する。
	The competent authority of the exporting Party shall respond in writing to the customs authority of the importing Party, within 30 days of the receipt of the communication referred to in paragraph 2, if it accepts or refuses to conduct the visit requested pursuant to paragraph 1.
⑨チリEPA　運用上の手続規則　第2節　原産地規則　2. 運用及び執行　第11規則　連絡 (OPERATIONAL PROCEDURES SECTION 2　RULES OF ORIGIN　2. Administration and Enforcement Rule 11　Communication	
(a)	第47条から第49条の適用上、輸出締約国の権限のある当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は在チリ日本国大使館又は在日本国チリ大使館を通じて行われる。当該連絡は受領の確認を伴う方法により行われる。
	For the purposes of Articles 47 through 49, any communication between the competent authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party should be made through the Embassy of Japan in Chile or the Embassy of Chile in Japan.　Such communications should be made by any method with a confirmation of receipt.
(b)	輸出締約国の権限のある当局と輸入締約国の税関当局との間の直接の連絡は、サブパラグラフ（a）に規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行われる。
	The direct communications between the competent authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party may be made by facsimile or electronic mail in parallel with the communications set out in subparagraph（a）.
(c)	第47条2及び第48条4に従って回答を提供する期間は、サブパラグラフ（a）に規定する要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the response pursuant to paragraph 2 of Article 47 and paragraphs 4 of Article 48 should commence from the date of the confirmation of receipt of the request pursuant to subparagraph（a）.
(d)	第49条4に従って書面による決定を提供する期間は、サブパラグラフ（a）に従って第49条4に規定する情報の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the written determination pursuant to paragraph 4 of Article 49 should commence from the date of the confirmation of receipt of the information referred to in that paragraph pursuant to subparagraph（a）.

⑩タイEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44　Verification Visit）	
2	輸入締約国は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
	When requesting the exporting Party to conduct a visit pursuant to paragraph 1 above, the importing Party shall deliver a written communication with such request to the exporting Party at least 40 days in advance of the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the latter Party. The competent governmental authority of the exporting Party shall request the written consent of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are to be visited.
4	輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
	The exporting Party shall respond in writing to the importing Party, within 30 days of the receipt of the communication referred to in paragraph 2 above, if it accepts or refuses to conduct a visit requested pursuant to paragraph 1 above.
⑩タイEPA　運用上の手続規則　第2節　原産地規則　第2部　運用及び執行　第11規則　連絡（OPERATIONAL PROCEDURES SECTION 2　RULES OF ORIGIN Part 2　Administration and Enforcement（COO）　Rule 11: Communications）	
1	第43条から第45条の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は在タイ日本国大使館又は在日本国タイ大使館を通じて行われる。当該連絡は受領の確認を伴う方法により行われる。
	For the purposes of Articles 43 through 45, any communications between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party should be made through the Embassy of Japan in Thailand or the Royal Thai Embassy in Japan. Such communications should be made by any method with a confirmation of receipt.
2	輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の直接の連絡は、1に規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。
	The direct communications between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party may be made by facsimile or electronic mail in parallel with the communications set out in paragraph 1.
3	第43条2並びに第44条4及び5に従って回答を提供する期間は、輸出締約国の権限のある政府当局からの要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the response pursuant to paragraph 2 of Article 43 and paragraphs 4 and 5 of Article 44 should commence from the date of the confirmation of receipt of the request by the competent governmental authority of the exporting Party.

⑪ブルネイEPA　第41条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 41　Verification Visit）	
2	輸入締約国の関係当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
	When requesting the exporting Party to conduct a visit pursuant to paragraph 1, the relevant authority of the importing Party shall deliver a written communication with such request to the exporting Party at least 40 days in advance of the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the exporting Party. The competent governmental authority of the exporting Party shall request the written consent of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are to be visited.
4	輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
	The exporting Party shall respond in writing to the importing Party, within 30 days of the receipt of the communication referred to in paragraph 2, if it accepts or refuses to conduct the visit requested pursuant to paragraph 1.
⑪ブルネイEPA　運用上の手続規則　2. 運用及び執行　第11規則　連絡（OPERATIONAL PROCEDURES　2. Administration and Enforcement Rule 11. Communication）	
(a)	第40条から第42条の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の関係当局との間の連絡は在ブルネイ・ダルサラーム日本国大使館又は在日本ブルネイ・ダルサラーム大使館を通じて行われる。当該連絡は受領の確認を伴う方法により行われる。
	For the purposes of Articles 40 through 42, any communication between the competent governmental authority of the exporting Party and the relevant authority of the importing Party should be made through the Embassy of Japan in Brunei Darussalam or the Embassy of Brunei Darussalam in Japan. Such communications should be made by any method with a confirmation of receipt.
(b)	輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の関係当局との間の直接の連絡は、サブパラグラフ（a）に規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。
	The direct communications between the competent governmental authority of the exporting Party and the relevant authority of the importing Party may be made by facsimile or e-mail in parallel with the communications set out in subparagraph (a).
(c)	第40条2及び第41条4に従って回答を提供する期間は、サブパラグラフ（a）に基づく要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the response pursuant to paragraph 2 of Article 40 and paragraph 4 of Article 41 should commence from the date of the confirmation of receipt of the request pursuant to subparagraph (a).

⑫インドネシアEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問　（Article 44 Verification Visit）	
2	輸入締約国の税関当局は、1又は6の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも40日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
	When requesting the exporting Party to conduct a visit pursuant to paragraph 1 or 6, the customs authority of the importing Party shall deliver a written communication with such request to the exporting Party at least 40 days in advance of the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the exporting Party. The competent governmental authority of the exporting Party shall request the written consent of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises are to be visited.
4	輸出締約国は、1又は6の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
	The exporting Party shall respond in writing to the importing Party, within 30 days of the receipt of the communication referred to in paragraph 2, if it accepts or refuses to conduct the visit requested pursuant to paragraph 1 or 6.
⑫インドネシアEPA　運用上の手続規則　第2部　原産地規則　第1節　原産地証明書　第11規則　連絡（OPERATIONAL PROCEDURES PART 2　RULES OF ORIGIN SECTION 1.　Certificate of origin（COO）　Rule 11　Communication））	
(a)	第43条から第45条の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は在インドネシア日本国大使館又は在日本インドネシア大使館を通じて行われる。当該連絡は受領の確認を伴う方法により行われる。
	For the purposes of Articles 43 through 45, any communication between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party should be made through the Embassy of Japan in Indonesia or the Embassy of Indonesia in Japan.　Such communication should be made by any method with a confirmation of receipt.
(b)	輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の直接の連絡は、サブパラグラフ（a）に規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。
	The direct communication between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party may be made by facsimile or e-mail in parallel with the communication set out in subparagraph（a）.
(c)	第43条2及び第44条4に従って回答を提供する期間は、サブパラグラフ（a）に基づく要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the response pursuant to paragraph 2 of Article 43 and paragraph 4 of Article 44 should commence from the date of the confirmation of receipt of the request or the communication pursuant to subparagraph（a）.

⑬アセアン包括EPA　附属書4　第7規則　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Annex 4　Rule 7　Verification Visit）	
2	輸入締約国の税関当局又は関係当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも60日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
	When requesting the exporting Party to conduct a visit pursuant to paragraph 1, the customs authority or the relevant authority of the importing Party shall deliver a written communication with such request to the exporting Party at least sixty（60）days in advance of the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the exporting Party. The competent governmental authority of the exporting Party shall request the written consent of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are to be visited.
4	輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
	The exporting Party shall respond in writing to the importing Party, within thirty（30）days from the receipt of the communication referred to in paragraph 2, whether it accepts or refuses to conduct the visit requested pursuant to paragraph 1.
⑬アセアン包括EPA　運用上の規則　第3規則　原産地証明書の様式（IMPLEMENTING REGULATIONS Rule 3 Format of Certificate of Origin）	
(a)	運用上の証明手続の第6規則及び第7規則に基づく確認の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は指定された連絡所を通じて行われる。当該連絡は受領の確認を伴う方法により行われる。
	For the purposes of verification in accordance with Rules 6 and 7 of the OCP, any communication between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party is to be made through the designated focal points. Such communication will be made by any method, with confirmation of receipt.
(b)	パラグラフ（a）に規定する場合において、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の直接の連絡は、当該パラグラフに規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。
	In the cases provided for in paragraph（a）, the direct communications between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party may be made by facsimile or e-mail in parallel with the communications set out in that paragraph.
(c)	運用上の証明手続の第6規則及び第7規則に従って回答を提供する期間は、パラグラフ（a）に基づく要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the response pursuant to Rules 6 and 7 of the OCP will commence from the date of the confirmation of receipt of the request pursuant to paragraph（a）.

⑭ベトナムEPA　附属書3　第7規則　原産品であるか否かについての確認のための訪問　(Annex 3　Rule 7　Verification Visit)	
2	輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも60日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
	When requesting the exporting Party to conduct a visit pursuant to paragraph 1, the customs authority of the importing Party shall deliver a written communication with such request to the exporting Party at least 60 days in advance of the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the exporting Party. The competent governmental authority of the exporting Party shall request the written consent of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are to be visited.
4	輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
	The exporting Party shall respond in writing to the importing Party, within 30 days from the receipt of the communication referred to in paragraph 2, whether it accepts or refuses to conduct the visit requested pursuant to paragraph 1.
⑭ベトナムEPA　運用上の規則　第2部　原産地規則　第13規則　原産品であるか否かについての確認に関する連絡　(IMPLEMENTING REGULATIONS Rule 13　Communication upon verification)	
(a)	運用上の証明手続の第6規則及び第7規則に基づく確認の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は外交上の経路を通じて行われる。当該連絡は受領の確認を伴う方法により行われる。
	For the purposes of verification in accordance with Rule 6 and Rule 7 of the OCP, any communication between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party is to be made through the diplomatic channels. Such communications will be made by any method with a confirmation of receipt.
(b)	パラグラフ（a）に規定する場合において、輸出締約国の権限のある政府当局、輸入締約国の税関当局及び各締約国の照会所との間の直接の連絡は、当該パラグラフに規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。
	In the cases provided for in paragraph（a), the direct communications by the competent governmental authority of the exporting Party, the customs authority of the importing Party and the enquiry point of each Party may be made by facsimile or e-mail in parallel with the communications set out in that paragraph.
(c)	運用上の証明手続の第6規則及び第7規則に従って回答を提供する期間は、パラグラフ(a）に基づく要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the response pursuant to Rules 6 and 7 of the OCP will commence from the date of the confirmation of receipt of the request pursuant to paragraph（a).

⑮スイスEPA　運用上の手続規則　第1節　第2章　運用及び執行　第15規則　原産地証明の確認のための連絡（OPERATIONAL PROCEDURES Section 1　Chapter 2　Administration and enforcement Rule 15　Communications for verification of proofs of origin）	
(a)	附属書2第25条の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は在スイス日本国大使館又は在日本スイス大使館を通じて行われる。当該連絡は受領の確認を伴う方法により行われる。
	For the purposes of Article XXV of Annex II, any communication between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party should be made through the Embassy of Japan in Switzerland or the Embassy of Switzerland in Japan. Such communications should be made by any method with a confirmation of receipt.
(b)	輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の直接の連絡は、サブパラグラフ（a）に規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。
	The direct communications between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party may be made by facsimile or e-mail in parallel with the communications set out in subparagraph (a).
(c)	附属書2第25条に従って回答を提供する期間は、パラグラフ（a）に基づく要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the reply pursuant to paragraph 7 of Article XXV of Annex II of the Agreement should commence from the date of the confirmation of receipt of the request pursuant to paragraph (a).
⑯インドEPA　附属書3　第7節　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Annex 3 Section 7　Verification Visit）	
2	輸入締約国の税関当局は、1の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、そのような要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも60日前までに受領の確認を伴う方法により当該輸出締約国に送付する。当該輸出締約国の権限のある政府当局は、その施設に訪問を受ける輸出者又は当該輸出締約国に所在する産品の生産者に対し、訪問を受けることについて同意するか否かの書面による回答を求める。
	When requesting the exporting Party to conduct a visit pursuant to paragraph 1, the customs authority of the importing Party shall deliver a written communication with such request to the exporting Party at least 60 days in advance of the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the exporting Party. The competent governmental authority of the exporting Party shall request the written consent of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises are to be visited.
4	輸出締約国は、1の規定に基づいて要請される訪問の実施を受諾するか否かを、2の規定により送付される書面を受領した日から30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
	The exporting Party shall respond in writing to the importing Party, within 30 days of the receipt of the communication referred to in paragraph 2, whether it accepts or refuses to conduct the visit requested pursuant to paragraph 1.

⑯インドEPA　運用上の手続　第11規則　連絡（Implementing Procedures Rule 11　Communication）	
(a)	附属書3（運用上の証明手続）の第6規則から第8規則の適用上、輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の連絡は在日本インド大使館又は在インド日本国大使館を通じて行われる。当該連絡は受領の確認を伴う方法により行われる。
	For the purposes of Sections 6 through 8 of Annex 3 (OCP), any communication between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party should be made through the Embassy of India in Japan or the Embassy of Japan in India. Such communications should be made by any method with a confirmation of receipt.
(b)	輸出締約国の権限のある政府当局と輸入締約国の税関当局との間の直接の連絡は、サブパラグラフ（a）に規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。
	The direct communications between the competent governmental authority of the exporting Party and the customs authority of the importing Party may be made by facsimile or e-mail in parallel with the communications set out in subparagraph (a).
(c)	附属書3（運用上の証明手続）の第6節2及び第7節4に従って回答を提供する期間は、サブパラグラフ（a）に基づく要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the response pursuant to paragraph 2 of Section 6 and paragraph 4 of Section 7 of Annex 3 (OCP) should commence from the date of the confirmation of receipt of the request pursuant to subparagraph (a).
⑰ペルーEPA　第66条　確認手続（Article 66　Verifications Process）	
5　(a)	輸入締約国の関係当局は、2（d）の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、その要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも30日前までに受領の確認を伴う方法により輸出締約国に送付する。
	When requesting the exporting Party to conduct a visit pursuant to subparagraph 2 (d), the relevant authority of the importing Party shall deliver a written communication with such request to the exporting Party at least 30 days before the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the exporting Party.
(c)	輸出締約国は、2（d）の規定により要請される訪問の実施を受諾するか否かを、(a) の規定により送付される書面を受領した後30日以内に輸入締約国に対して書面により回答する。
	The exporting Party shall respond in writing to the importing Party, within 30 days after the receipt of the communication referred to in subparagraph 5 (a), if it accepts or refuses to conduct the visit requested pursuant to subparagraph 2 (d).
⑰ペルーEPA　運用上の手続規則　第4規則　連絡（Operational Procedures Rule 4: Communications）	
1	第59条及び第66条の適用上、両締約国の間の連絡は在ペルー日本大使館及びペルー通商観光省を通じて行われる。当該連絡は受領の確認を伴う方法により行われる。協定第59条に規定する通報の日は、受領の確認が与えられた日を意味する。

	For the purposes of Article 59 and Article 66 of the Agreement, any communication between the Parties should be made through the Embassy of Japan in Peru and the Ministry of Foreign Trade and Tourism of Peru. Such communications should be made by any method with a confirmation of receipt. The date of notification provided for in Article 59 of the Agreement should mean the date on which the confirmation of receipt was given.
2	両締約国の間の直接の連絡は、上記のパラグラフ1に規定する連絡と並行してファクシミリ又は電子メールにより行うことができる。
	The direct communications between the Parties may be made by facsimile or e-mail in parallel with the communications set out in paragraph 1 above.
3	第66条4に従って回答を提供する期間は、上記のパラグラフ1に基づく要請の受領を確認した日から開始する。
	The period for providing the reply pursuant to paragraph 4 of Article 66 of the Agreement should commence from the date of the confirmation of receipt of the request pursuant to paragraph 1 above.
5	上記の1から4の規定にかかわらず、ペルーの関係当局は、日本国において発給された原産地証明書が真正なものであることを確認するため、日本国の経済産業省が提供する経済連携協定に基づく原産地証明書情報参照システムを利用することができる。
	Notwithstanding paragraphs 1 through 4 above, the relevant authority of Peru may access the EPA CO Reference System provided by the Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan for the purposes of verifying the authenticity of Certificates of Origin issued in Japan.

（マレーシアEPAからペルーEPAまでの運用上の手続規則、運用上の規則及び運用上の手続における和文は筆者による仮訳）

表3-123

①オーストラリアEPA　第3. 22条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 3. 22　Verification Visit）	
3	2（a）に規定する書面による要請には、次の事項に関する情報を含める。
	The written request referred to in subparagraph 2（a）shall include:
(a)	当該要請を送付する税関当局を特定する事項
	the identity of the customs administration issuing the request;
(b)	当該要請が送付される輸出者又は生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter or producer to whom the request is addressed;
(c)	当該書面による要請が行われた日
	the date on which the written request is made;
(d)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(e)	要請する訪問の目的及び実施の範囲（原産地に関する証拠書類に記載された産品であって、確認の対象となっているものについての明記を含む。）
	the objective and scope of the requested visit, including specific reference to the good subject to verification referred to in the Documentary Evidence of Origin; and

(f)	訪問に参加する輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the customs administration of the importing Party who will participate in the visit.
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法第8条の4）	
1	税関長は、輸入申告がされた貨物について、第8条の2第1項又は第3項（特恵関税等）の規定による関税についての便益を適用する場合において、当該貨物が特恵受益国等を原産地とする物品（以下この項において「特恵受益国等原産品」という。）であるかどうかの確認をするために必要があるときは、次に掲げる方法によりその確認をすることができる。
三	その職員に、当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において、その者の同意を得て、実地に書類その他の物件を調査させる方法
四	特恵受益国等の権限ある当局に対し、当該特恵受益国等の権限ある当局が当該貨物の輸出者又は生産者の事務所その他の必要な場所において行う検査に、その者の同意を得て、我が国の税関職員を立ち会わせ、及び当該検査において収集した資料を提供することを求める方法
④旧京都規約	
—	
⑤シンガポールEPA	
—	
⑥メキシコEPA　第44条　原産品であることについての確認（Article 44　Origin Verifications）	
11	10の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
	The communication referred to in paragraph 10 above shall include:
(a)	当該書面を送付する税関当局を特定する事項
	the identity of the customs authority issuing the communication;
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter or producer whose premises are requested to be visited;
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(d)	訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明所載の産品の明記を含む。）
	the object and scope of the proposed visit, including specific reference to the good or goods subject of the verification referred to in the proof of origin; and
(e)	訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the customs authority of the importing Party to be present during the visit.
12	11に規定する情報の修正については、11（c）に規定する訪問の実施を希望する日よりも前に書面により通報する。

	Any modification to the information referred to in paragraph 11 above shall be notified in writing, prior to the proposed date of the visit referred to in subparagraph 11（c）.
	11（c）に規定する訪問の実施を希望する日を修正する場合には、その修正は、訪問の実施の日の少なくとも10日前までに書面により通報する。
	If the proposed date referred to in subparagraph 11（c）is to be modified, this shall be notified in writing at least 10 days prior to the date of the visit.
⑦マレーシアEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44 Verification Visit）	
3	2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
	The communication referred to in paragraph 2 of this Article shall include:
(a)	当該書面を送付する関係当局を特定する事項
	the identity of the relevant authority issuing the communication;
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter, or the producer of the good in the territory of the exporting Country whose premises are requested to be visited;
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(d)	訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
	the objective and scope of the proposed visit, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the certificate of origin; and
(e)	訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the relevant authority of the importing Country to be present during the visit.
⑧フィリピンEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44 Verification Visit）	
4	3の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
	The communication referred to in paragraph 3 above shall include:
(a)	当該書面を送付する税関当局を特定する事項
	the identity of the customs authority issuing the communication;
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are requested to be visited;
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(d)	訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
	the object and scope of the proposed visit, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the certificate of origin; and

(e)	訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the customs authority of the importing Party to be present during the visit.
⑨チリEPA　第48条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 48　Verification Visit）	
3	2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
	The communication referred to in paragraph 2 shall include:
(a)	当該書面を送付する税関当局を特定する事項
	the identity of the customs authority issuing the communication;
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are requested to be visited;
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(d)	訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
	the objective and scope of the proposed visit, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the certificate of origin; and
(e)	訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the customs authority of the importing Party to be present during the visit.
⑩タイEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44　Verification Visit）	
3	2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
	The communication referred to in paragraph 2 above shall include:
(a)	当該書面を送付する税関当局を特定する事項
	the identity of the customs authority issuing the communication;
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are requested to be visited;
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(d)	訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
	the object and scope of the proposed visit, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the certificate of origin; and
(e)	訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the customs authority of the importing Party to be present during the visit.

⑪ブルネイEPA　第41条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 41　Verification Visit）	
3	2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
	The communication referred to in paragraph 2 shall include:
(a)	当該書面を送付する輸入締約国の関係当局を特定する事項
	the identity of the relevant authority of the importing Party issuing the communication;
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises are requested to be visited;
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(d)	訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
	the objective and scope of the proposed visit, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the certificate of origin; and
(e)	訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the relevant authority of the importing Party to be present during the visit.
⑫インドネシアEPA　第44条　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Article 44 Verification Visit）	
3	2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
	The communication referred to in paragraph 2 shall include:
(a)	当該書面を送付する輸入締約国の税関当局を特定する事項
	the identity of the customs authority of the importing Party issuing the communication;
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises are requested to be visited;
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(d)	訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
	the objective and scope of the proposed visit, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the certificate of origin; and
(e)	訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員及び必要な専門知識を有する他の政府職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the customs authority and other government officials with necessary expertise of the importing Party to be present during the visit.

⑬アセアン包括EPA　附属書4　第7規則　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Annex 4　Rule 7　Verification Visit）	
3	2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
	The communication referred to in paragraph 2 shall include:
(a)	当該書面を送付する税関当局又は関係当局を特定する事項
	the identity of the customs authority or the relevant authority issuing the communication;
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are requested to be visited;
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and places of the visit;
(d)	訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
	the object and scope of the proposed visit, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the CO; and
(e)	訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局又は関係当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the customs authority or the relevant authority of the importing Party to be present during the visit.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第7規則　原産品であるか否かについての確認のための訪問　（Annex 3　Rule 7　Verification Visit）	
3	2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
	The communication referred to in paragraph 2 shall include:
(a)	当該書面を送付する税関当局を特定する事項
	the identity of the customs authority issuing the communication;
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party whose premises are requested to be visited;
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and places of the visit;
(d)	訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
	the object and scope of the proposed visit, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the CO; and
(e)	訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the customs authority of the importing Party to be present during the visit.

⑮スイスEPA　運用上の手続規則　第1節　第2章　運用及び執行　第15規則　原産地証明の確認のための連絡（OPERATIONAL PROCEDURES Section 1　Chapter 2　Administration and enforcement Rule 15　Communications for verification of proofs of origin）	
(d)	確認の要請には、次の事項に関する情報を含める。
	The request for verification should include:
（ｉ）	確認の要請を送付する税関当局又は関係当局を特定する事項
	the identity of the customs authority sending the request for verification: and
（ii）	確認の実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
	the scope of the requested verification, including specific reference to the product subject of the verification referred to in the proof of origin.
(e)	協定附属書2第25条8に規定する要請（以下「立会いの要請」と言う。）は確認の要請に併せて輸出締約国の権限のある政府当局に対して提出することができる。
	The request referred to in paragraph 8 of Article XXV of Annex II of the Agreement (hereinafter referred to as “the request for presence”) may be submitted to the competent governmental authority of the exporting Party along with the request for verification.
(f)	立会いの要請には、確認の際にオブザーバーとして立ち会う輸入締約国の税関職員の氏名及び官職を含める。
	The request for presence should include the names and titles of customs officials of the importing Party which will be present as observers during the verification.
(g)	確認の実施に当たって、輸出締約国の権限のある政府当局が、輸出者、生産者又は輸入締約国により提出される要請において要求されている輸出締約国のその他の者の施設を訪問することを決定する場合において、輸出締約国は、輸入締約国の税関職員が訪問の際にオブザーバーとして立ち会う可能性があることを考慮して、訪問に十分に先立ち、輸入締約国の税関当局に対して次の事項を通知することが勧奨される。
	For the purposes of the verification, when the competent governmental authority of the exporting Party decides to visit the premises of the exporter or producer of the product or other person in the exporting Party as required in the request for presence submitted by the importing Party, the exporting Party is recommended to notice of the followings to the customs authority of the importing Party sufficiently in advance before the visit, taking into account of the possible presence of customs officials of the importing Party as observers during the visit.
（ｉ）	訪問する施設
	the premises to be visited;
（ii）	訪問の日付
	the date of the visit; and
（iii）	もしあれば、附属書2第25条8に規定する輸出締約国の権限のある政府当局が定める条件
	conditions set out by the competent governmental authority of the exporting Party referred to in Paragraph 8 of Article XXV of Annex II, if any.
⑯インドEPA　附属書3　第7節　原産品であるか否かについての確認のための訪問（Annex 3 Section 7　Verification Visit）	
3	2の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。

	The communication referred to in paragraph 2 shall include:
(a)	当該書面を送付する輸入締約国の税関当局を特定する事項
	the identity of the customs authority of the importing Party issuing the communication;
(b)	その施設への訪問が要請される輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者の氏名又は名称
	the name of the exporter, or the producer of the good in the exporting Party, whose premises are requested to be visited;
(c)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(d)	訪問の目的及び実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明書所載の産品の明記を含む。）
	the objective and scope of the proposed visit, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the certificate of origin; and
(e)	訪問に立ち会う輸入締約国の税関当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the customs authority of the importing Party to be present during the visit.
⑰ペルーEPA　第66条　確認手続　（Article 66　Verifications Process）	
5　(a)	輸入締約国の関係当局は、2（d）の規定による訪問の実施を輸出締約国に対して要請する場合には、その要請を行うための書面を、訪問の実施を希望する日の少なくとも30日前までに受領の確認を伴う方法により輸出締約国に送付する。
	When requesting the exporting Party to conduct a visit pursuant to subparagraph 2（d）, the relevant authority of the importing Party shall deliver a written communication with such request to the exporting Party at least 30 days before the proposed date of the visit, the receipt of which is to be confirmed by the exporting Party.
(b)	(a) の規定により送付される書面には、次の事項に関する情報を含める。
	The communication referred to in subparagraph 5（a）shall include:
(i)	当該書面を送付する輸入締約国の関係当局を特定する事項
	the identity of the relevant authority of the importing Party issuing the communication;
(ii)	輸出締約国に所在し、かつ、第64条の規定に従って文書及び記録を保管する輸出者、認定輸出者又は生産者であって、その施設への訪問が要請されるものの名称
	the name of the exporter, the approved exporter or the producer, keeping documents and records in accordance with Article 64 in the exporting Party, whose premises are requested to be visited;
(iii)	訪問の実施を希望する日及び場所
	the proposed date and place of the visit;
(iv)	訪問の目的及び実施の範囲（原産地証明に記載された産品であって、確認の対象となっているものの明記を含む。）
	the objective and scope of the proposed visit, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the Proof of Origin; and

	（v） 訪問に立ち会う輸入締約国の関係当局の職員の氏名及び官職
	the names and titles of the officials of the relevant authority of the importing Party to be present during the visit.
⑰**ペルーEPA　運用上の手続規則　第4規則　連絡**（Operational Procedures Rule 4: Communications）	
4	確認の要請には、次の事項に関する情報を含める。
	The request for verification should include:
（a）	確認の要請を送付する輸入締約国の関係当局を特定する事項
	the identity of the relevant authority of the importing Party sending the request for verification; and
（b）	確認の実施の範囲（確認の対象となっている原産地証明所載の産品の明記を含む。）
	the scope of the requested verification, including specific reference to the good subject of the verification referred to in the Proof of Origin.
5	上記の1から4までの規定にかかわらず、ペルーの関係当局は、日本国において発給された原産地証明書が真正なものであることを確認するため、日本国の経済産業省が提供する経済連携協定に基づく原産地証明書情報参照システムを利用することができる。
	Notwithstanding paragraphs 1 through 4 above, the relevant authority of Peru may access the EPA CO Reference System provided by the Ministry of Economy, Trade and Industry of Japan for the purposes of verifying the authenticity of Certificates of Origin issued in Japan.

（スイスEPA及びペルーEPAそれぞれの運用上の手続規則における和文は筆者による仮訳）

第3.23条　関税上の特恵待遇の否認
（Article 3.23　Denial of Preferential Tariff Treatment）

1	輸入締約国は、次の場合には、関税上の特恵待遇の要求を否認することができる。 The importing Party may deny a claim for preferential tariff treatment where:
(a)	産品がこの章に規定する要件を満たさない場合
	the good does not meet the requirements of this Chapter;
(b)	産品の輸出者、生産者又は輸入者が、関税上の特恵待遇を得るための関連する要件を満たしていない場合又は満たさなかった場合
	the exporter, producer or importer of the good fails or has failed to comply with any of the relevant requirements for obtaining preferential tariff treatment;
(c)	輸出締約国が、輸入締約国に対し、原産品であるか否かについての確認のための訪問の要請に関し、前条2（b）の規定に基づく書面による回答を行わない場合、又はその要請を拒否する旨の書面による回答を行う場合
	the exporting Party fails to respond to the importing Party in writing on the requested verification visit in accordance with subparagraph 2（b）of Article 3.22, or provides a written response indicating that the requested verification visit has been refused;
(d)	関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、輸入者及び輸出締約国の輸出者、生産者又は権限を与えられた機関のうちの一のものが、第3.21条の規定に基づく輸入締約国の税関当局による要請に対して産品が輸出締約国の原産品であることを証明するために十分な情報を提供しないとき。
	in the case that a claim for preferential tariff treatment is supported by a Certificate of Origin or by an origin certification document completed by an exporter or producer, the importer and, either one of the exporter, producer or authorised body of the exporting Party fails to provide sufficient information requested by the customs administration of the importing Party in accordance with Article 3.21 which demonstrates that the good is an originating good; or
(e)	関税上の特恵待遇の要求が輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、第3.21条2（a）の規定に従い輸入締約国の税関当局に提供された情報が、産品が原産品であることを証明するために十分でないとき。
	in the case that a claim for preferential tariff treatment is supported by an origin certification document completed by the importer, the information provided to the customs administration of the importing Party in accordance with subparagraph 2（a）of Article 3.21 is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good.
2	輸入締約国は、第3.21条の規定に基づく原産品であることについての確認手続の対象となる産品について、この確認の期間中、関税上の特恵待遇を与えることを停止し、又は否認することができる。ただし、その停止は、適当な担保、手数料その他の課徴金又は税が支払われることを条件として、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。

	The importing Party may suspend or deny the application of preferential tariff treatment to a good that is the subject of an origin verification action under Article 3.21 for the duration of that action. However, the suspension of preferential tariff treatment shall not be a reason to stop the release of the good, provided any applicable deposit, fees, charges or duties are paid.
3	輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特恵待遇を与えないとの決定を既に行っている場合には、当該産品がこの章の規定を満たすことが証明されるまで、当該産品の同種の産品のその後の輸入につき、関税上の特恵待遇の適用を停止し、又は否認することができる。
	The importing Party may suspend or deny the application of preferential tariff treatment on any subsequent import of a good where the relevant authority had already determined that an identical good from the same producer was not eligible for such treatment, until it is demonstrated that the good complies with the provisions under this Chapter.

1. 本条の趣旨

本条は、どのような場合において、関税上の特恵待遇の適用を停止又は否認することができるかを定めるものである。

2. 本条の解釈

第3.17条2において、『この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、輸出締約国から輸入される産品について、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特恵待遇を与える（shall grant preferential tariff treatment）。』と規定されている。ここでshallが用いられていることから、定められた条件を満たした場合には、原則として特恵待遇を付与する義務が存在することとなる。

同規定の例外として、すなわち、上述の「この章に別段の定めがある場合」の規定として、この第3.23条が定められている。

以下、パラグラフごとに説明を行う。

第3.23条1

1	輸入締約国は、次の場合には、関税上の特恵待遇の要求を否認することができる。
	The importing Party may deny a claim for preferential tariff treatment where:
(a)	産品がこの章に規定する要件を満たさない場合
	the good does not meet the requirements of this Chapter;
(b)	産品の輸出者、生産者又は輸入者が、関税上の特恵待遇を得るための関連する要件を満たしていない場合又は満たさなかった場合
	the exporter, producer or importer of the good fails or has failed to comply with any of the relevant requirements for obtaining preferential tariff treatment;

(c) 輸出締約国が、輸入締約国に対し、原産品であるか否かについての確認のための訪問の要請に関し、前条2（b）の規定に基づく書面による回答を行わない場合、又はその要請を拒否する旨の書面による回答を行う場合
the exporting Party fails to respond to the importing Party in writing on the requested verification visit in accordance with subparagraph 2 (b) of Article 3.22, or provides a written response indicating that the requested verification visit has been refused;
(d) 関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、輸入者及び輸出締約国の輸出者、生産者又は権限を与えられた機関のうちの一のものが、第3.21条の規定に基づく輸入締約国の税関当局による要請に対して産品が輸出締約国の原産品であることを証明するために十分な情報を提供しないとき。
in the case that a claim for preferential tariff treatment is supported by a Certificate of Origin or by an origin certification document completed by an exporter or producer, the importer and, either one of the exporter, producer or authorised body of the exporting Party fails to provide sufficient information requested by the customs administration of the importing Party in accordance with Article 3.21 which demonstrates that the good is an originating good; or
(e) 関税上の特恵待遇の要求が輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、第3.21条2（a）の規定に従い輸入締約国の税関当局に提供された情報が、産品が原産品であることを証明するために十分でないとき。
in the case that a claim for preferential tariff treatment is supported by an origin certification document completed by the importer, the information provided to the customs administration of the importing Party in accordance with subparagraph 2 (a) of Article 3.21 is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good.

1. 本規定の趣旨

本規定は、どのような場合において、関税上の特恵待遇の適用を否認することができるかを具体的に定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「関税上の特恵待遇（the relevant requirements for obtaining preferential tariff treatment）」：第3.1条（j）において以下のように規定されている。

「関税上の特恵待遇」とは、第2.4条（物品の貿易―関税の撤廃又は引下げ）1の規定に従って原産品について関税を適用することをいう。

the term “preferential tariff treatment” means the application of customs duties to originating goods in accordance with paragraph 1 of Article 2.4（Trade in Goods - Elimination or Reduction of Customs Duties);

「関税上の特恵待遇を得るための関連する要件（preferential tariff treatment）」：いろいろなものが考えられるが、主なものとしては、第3.17条（関税上の特恵待遇の要求）に定める要件が挙げられる。

「権限を与えられた機関（authorised body）」：本EPA第3.1条（a）において以下のように規

定されている。

(a)「権限を与えられた機関」とは、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について責任を負う権限のある政府当局その他団体をいう。

注釈　日本国については、

（ｉ）　権限を与えられた機関は、経済産業省又はその後継機関である。

（ii）　経済産業省は、日本国の権限を与えられた機関として、第3.15条1に規定する原産地証明書の発給について他の発給機関（以下「他の発給機関」という。）を指定することができる。

(a) the term “authorised body” means a competent governmental authority or other entity that is responsible for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15;

Note:　In the case of Japan:

（ｉ）　the authorised body is the Ministry of Economy, Trade and Industry, or its successor; and

（ii）　the Ministry of Economy, Trade and Industry, as the authorised body of Japan, may designate other certification bodies for the issuing of a Certificate of Origin referred to in paragraph 1 of Article 3.15（hereinafter referred to as “other certification bodies”).

3. 本規定の解釈

(1) サブパラグラフ（a)

「この章に規定する要件を満たさない場合」としては、種々のケースが想定されているが、大まかに言えば産品が輸出締約国の原産品と認められない場合となる。

例えば、本EPAの

①第3.2条に規定する原産地基準を満たしていない場合

②第3.2条の要件を満たしているものの、第3.8条に規定する積送基準を満たしていないために原産品と認められない場合

が挙げられる。

(2) サブパラグラフ（b)

「産品の輸出者、生産者又は輸入者が、関税上の特恵待遇を得るための関連する要件を満たしていない場合又は満たさなかった場合」とは、例えば、

①関税上の特恵待遇の要求の裏付けとなる原産地に関する証拠書類（第3.17条1）が適切に策定されていない場合

②輸入者が第3.17条2（a)、(c）に規定する要件を満たしていない場合

③輸入者が第3.17条4に規定する要件を満たしていない場合

等が挙げられる。

これは、産品それ自体は原産地基準及び積送基準を満たしており原産品と認められる（＝実

体的要件を満たしている）ものであったとしても、原産品であることが輸入締約国の税関当局に対して証明されていない（＝手続的要件を満たしていない）場合となる。

(3) サブパラグラフ（c）

「前条2（b）の規定に基づく書面による回答」とは、輸入締約国から輸出締約国に対して確認訪問を要請した場合に、輸出締約国側が当該「要請の受領の日から30日以内に、その要請を受諾するか否かに関し、当該輸入締約国に対し書面により回答する」ものである。

すなわち、本サブパラグラフは、確認訪問の要請に対して30日以内に書面による回答がない場合、又は当該要請を拒否する旨を書面で回答する場合について述べたものとなる。

(4) サブパラグラフ（d）

「関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合」とは、輸入者が原産地証明文書を作成した場合を除くものと解される。

したがって、本サブパラグラフは、輸入締約国側の事後確認の要請に対して、

①（原産地証明書を発給した）輸出締約国の権限を与えられた機関若しくは他の発給機関、又は、

②（原産地証明文書を作成した）輸出者若しくは生産者

が提供する情報が、当該要請の対象となっている産品が輸出締約国の原産品であることを証明するには十分でない場合について述べたものとなる。

(5) サブパラグラフ（e）

本サブパラグラフは、上記のサブパラグラフ（d）で除外された「輸入者が原産地証明文書を作成した場合」について取り扱うものである。すなわち、輸入締約国の税関当局からの情報提供の要請に対して輸入者が提供する情報が、当該要請の対象となっている産品が輸出締約国の原産品であることを証明するには十分でない場合について述べたものとなる。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税暫定措置法第12条の4第6項

関税暫定措置法第12条の4第6項第1号から第6号までにおいて、関税上の特恵待遇の適用を否認することができる（同法においては「関税の譲許の便益を与えない」という表現を用いている。）場合を定めている。

それらの各号と本EPA第3.23条1の各サブパラグラフとの対応は以下の通りである。

第1号⇔サブパラグラフ（a）

第2号⇔サブパラグラフ（b）、（d）及び（e）

第4号⇔サブパラグラフ（c）

なお、当然のことながら、これらの3つの号及び残りの3つの号（第3号、第5号及び第6号）はオーストラリアEPA以外の他のEPAにも対応しており、その対応関係については下記

(2) を参照されたい。

『第12条の4

6　税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受けようとする貨物について、当該経済連携協定の規定に基づき、当該譲許の便益を与えないことができる。

一　当該貨物が当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二　当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。

三　第1項第2号の質問又は求めを行つた場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第2項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

四　協定締約国又は第1項第3号の輸出者若しくは生産者が同号の調査を拒んだとき、又は第3項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。

五　第1項第4号の求めを行つた場合において、協定締約国が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。

六　その他経済連携協定に定める事項に該当するとき。』

(2) 関税暫定措置法基本通達12の4-9

関税暫定措置法基本通達12の4-9において、関税上の特恵待遇の適用を否認できる場合のEPAごとの根拠規定が、以下のように確認的に規定されている。

なお、(7) において、関税上の特恵待遇の適用の否認に係る規定は、輸入された貨物のほか、輸入される貨物についても適用される旨が確認されている。

『12の4-9

(1) 法第12条の4第6項第1号に規定する「当該譲許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定
シンガポール協定原産地証明書	シンガポール協定第30条
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条1
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条1
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条1
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条1
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条1
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則1
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条1

スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第4節第21条4
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則1
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8規則1
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第61条4
オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3.23条1（a）
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3.20条1
TPP11協定原産品申告書	TPP11協定第3.28条2（a）、第4.7条1（a）
EU協定原産品申告書	EU協定第3.24条1
米国協定原産品申告書	米国協定附属書Ⅰ第C節第1款10（b）（i）
英国協定原産品申告書	英国協定第3.24条1

(2) 法第12条の4第6項第2号に規定する「当該貨物を輸入する者が当該譲許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定
シンガポール協定原産地証明	シンガポール協定第30条
メキシコ協定原産地証明	メキシコ協定第40条2
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条1
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条1
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条1
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条1
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条1
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則1
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条1
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第4節第21条4
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則1
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節1
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第61条4
オーストラリア協定原産地証明書	オーストラリア協定第3.23条1（b）及び（d）
オーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3.23条1（b）及び（e）
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3.20条1
TPP11協定原産品申告書	TPP11協定第3.28条2（e）、第4.7条1（a）
EU協定原産品申告書	EU協定第3.24条2
米国協定原産品申告書	米国協定附属書Ⅰ第C節第1款10（b）（ⅲ）
英国協定原産品申告書	英国協定第3.24条2

(3) 法第12条の4第6項第3号に規定する「第1項第2号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第2項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定
メキシコ協定原産地証明	メキシコ協定第44条3及び8
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条3（a）及び（c）
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条3（a）及び（c）
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条3（a）及び（c）
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条3（a）及び（c）
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条3（a）及び（c）
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則2（a）及び（c）
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条3（a）及び（c）
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第5節第25条7
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則2（a）及び（c）
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節2（a）及び（c）
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条7（b）
オーストラリア協定原産地証明書	オーストラリア協定第3.23条1（b）、（c）及び（d）
オーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3.23条1（b）、（c）及び（d）
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3.20条3（a）及び（c）
TPP11協定原産品申告書	TPP11協定第3.28条2（b）及び（c）、第4.7条1（a）及び（b）、附属書3−A10
EU協定原産品申告書	EU協定第3.24条1（c）及び（d）
米国協定原産品申告書	米国協定附属書Ⅰ第C節第1款10（b）（ⅱ）
英国協定原産品申告書	英国協定第3.24条1（c）及び（d）

(4) 法第12条の4第6項第4号に規定する「協定相手国又は輸出者若しくは生産者に対し、検査への同意を求めた場合において、当該協定締約国又は輸出者等が検査を拒んだとき又は定めた期間内に回答をしないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定
オーストラリア協定原産地証明書及び原産品申告書	オーストラリア協定第3.23条1（c）
TPP11協定原産品申告書	TPP11協定第3.28条2（d）、第4.7条1（c）

(5) 法第12条の4第6項第5号に規定する「我が国税関職員の立会いの下での輸出者の事務

所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条3（b）
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条3（b）
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条3（b）
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条3（b）
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条3（b）
アセアン包括協定原産地証明書	アセアン包括協定附属書4第8規則2（b）
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条3（b）
スイス協定原産地証明	スイス協定附属書2第5節第25条8
ベトナム協定原産地証明書	ベトナム協定附属書3第8規則2（b）
インド協定原産地証明書	インド協定附属書3第8節2（b）
ペルー協定原産地証明	ペルー協定第66条7（b）
オーストラリア協定原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書	オーストラリア協定第3.23条1（c）及び（d）
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3.20条3
TPP11協定原産品申告書	TPP11協定第3.28条2（b）及び（d）、第4.7条1（c）

(6) 法第12条の4第6項第6号に規定する「その他経済連携協定に定める事項に該当するとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。

締約国原産地証明書等	関税上の特恵待遇の否認の規定
マレーシア協定原産地証明書	マレーシア協定第45条2
チリ協定原産地証明書	チリ協定第49条2
タイ協定原産地証明書	タイ協定第45条2
インドネシア協定原産地証明書	インドネシア協定第45条2
ブルネイ協定原産地証明書	ブルネイ協定第42条2
フィリピン協定原産地証明書	フィリピン協定第45条2

(7) 上記（1）から（6）までの特恵待遇の否認に係る規定は、前記12の4−2に規定する輸入された貨物のほか、輸入される貨物についても適用されるので留意する。』

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.23条1に対応する規定が初めて導入されたのは、シンガポールEPA第30条においてである。同条においては、①産品が要件を満たさない場合及び②輸入者が規定を満たさない場合のそれぞれにおいて特恵待遇の適用を否認する事ができる旨が定められた。このうち①はオーストラリアEPA第3.23条1（a）に、②は同第3.23条1（b）にそれぞれ対応するものとなっている。

次のメキシコEPAにおいては、①NAFTA第502条2a）の影響を受ける形で第40条2が整備されるとともに（内容的には、オーストラリアEPA第3.23条1（b）に対応）、②事後確認・確認訪問に係る手続上の要件を満たさない場合（期限内に回答しない、回答内容が不十分である、確認訪問の拒否等）における否認に係る規定（オーストラリアEPA第3.23条1（c）及び（d）に対応）が第44条3、8及び14に定められた。

その次のマレーシアEPAにおいては、特恵待遇の適用の否認に係る規定を1つの条（第45条）に纏め（このスタイルは、シンガポールEPAのスタイルを踏襲しているということも可能であろう。）、内容的には、①産品が輸出締約国の原産品でないとき、②輸入者が所定の要件を満たさないとき、③事後確認・確認訪問に係る手続上の要件を満たさない場合（期限内に回答しない、得られた情報の内容が十分でない、確認訪問の拒否等）を定めたものとなっており、シンガポールEPAとメキシコEPAの両者の内容を踏襲したものと言うことが可能である。

以降のEPAにおいては、概ねマレーシアEPAにおける規定のスタイル及び内容を踏襲したものとなっている。

なお、アセアン包括EPA附属書4第6規則5において、事後確認実施中における特恵待遇の適用の停止について新たに規定され、以降のEPAにおいても同旨の規定が設けられている（オーストラリアEPAでは第3.23条2に対応。詳細は後述。）。

また、ペルーEPAにおいては、事後確認に関して（従来のEPAにおいては規定されていなかった）輸入者に対する情報提供の要請が新たに規定された（第66条2（a））ことを踏まえ、第66条7（a）において輸入者が情報提供の要請に応じない場合には特恵待遇の適用を否認することができる旨が規定されており、これが、オーストラリアEPA第3.23条1（e）に対応したものとなっている。

（参考）NAFTA第502条

Article 502: Obligations Regarding Importations

2. Each Party shall provide that, where an importer in its territory claims preferential tariff treatment for a good imported into its territory from the territory of another Party:

a）the Party may deny preferential tariff treatment to the good if the importer fails to comply with any requirement under this Chapter; and

第502条：輸入に関する義務

2　各締約国は、一方の締約国の輸入者が他方の締約国の領域から、当該一方の締約国の領域に輸入する産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、以下を規

定する。

a）　当該輸入者がこの条に規定する要件を満たさないときは、輸入締約国の税関当局は、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。（和文：筆者による仮訳）

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–124に掲げる。

なお、同表に掲げる各EPAの条文とオーストラリアEPAにおける条文との対応関係については、表3–114及び表3–115を参照されたい。

表3–124

①オーストラリアEPA　第3.23条　関税上の特恵待遇の否認（Article 3.23　Denial of Preferential Tariff Treatment）
1　輸入締約国は、次の場合には、関税上の特恵待遇の要求を否認することができる。
The importing Party may deny a claim for preferential tariff treatment where:
(a) 産品がこの章に規定する要件を満たさない場合
the good does not meet the requirements of this Chapter;
(b) 産品の輸出者、生産者又は輸入者が、関税上の特恵待遇を得るための関連する要件を満たしていない場合又は満たさなかった場合
the exporter, producer or importer of the good fails or has failed to comply with any of the relevant requirements for obtaining preferential tariff treatment;
(c) 輸出締約国が、輸入締約国に対し、原産品であるか否かについての確認のための訪問の要請に関し、前条2（b）の規定に基づく書面による回答を行わない場合、又はその要請を拒否する旨の書面による回答を行う場合
the exporting Party fails to respond to the importing Party in writing on the requested verification visit in accordance with subparagraph 2（b）of Article 3.22, or provides a written response indicating that the requested verification visit has been refused;
(d) 関税上の特恵待遇の要求が原産地証明書又は輸出者若しくは生産者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、輸入者及び輸出締約国の輸出者、生産者又は権限を与えられた機関のうちの一のものが、第3.21条の規定に基づく輸入締約国の税関当局による要請に対して産品が輸出締約国の原産品であることを証明するために十分な情報を提供しないとき。
in the case that a claim for preferential tariff treatment is supported by a Certificate of Origin or by an origin certification document completed by an exporter or producer, the importer and, either one of the exporter, producer or authorised body of the exporting Party fails to provide sufficient information requested by the customs administration of the importing Party in accordance with Article 3.21 which demonstrates that the good is an originating good; or
(e) 関税上の特恵待遇の要求が輸入者が作成した原産地証明文書によって裏付けられる場合において、第3.21条2（a）の規定に従い輸入締約国の税関当局に提供された情報が、産品が原産品であることを証明するために十分でないとき。

in the case that a claim for preferential tariff treatment is supported by an origin certification document completed by the importer, the information provided to the customs administration of the importing Party in accordance with subparagraph 2 (a) of Article 3.21 is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good.
②UNCTAD合意文書（VERIFICATION）
7. Where, after investigation, it is proved that there is no entitlement to preference, the preference-giving country may call on the importer to pay the duty at the non-preferential rate.
③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法第8条の4）
5　税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第8条の2第1項又は第3項の規定による関税についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。
一　当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。
二　当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。
三　第1項第2号の質問又は求めを行つた場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第2項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
四　第3項の通知をした場合において、特恵受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第1項第3号の調査を拒んだとき、又は第3項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。
五　第1項第4号の求めを行つた場合において、特恵受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
④旧京都規約
—
⑤シンガポールEPA　第30条　関税上の特恵待遇の拒否（Article 30　Denial of Preferential Tariff Treatment）
輸入締約国は、自国の領域内の輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品がこの章に定める要件を満たさないとき又は当該輸入者がこの章の規定に従わないときには、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないこととすることができる。
The importing Party may deny preferential tariff treatment to a good for which an importer in its territory claims preferential tariff treatment where the good does not meet the requirements of this Chapter or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Chapter.
⑥メキシコEPA　第40条　輸入に関する義務（Article 40　Obligations Regarding Importations）
2　一方の締約国の輸入者が他方の締約国から輸入する産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの条に規定する要件を満たさないときは、輸入締約国の税関当局は、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

	Where an importer claims preferential tariff treatment for a good imported into a Party from the other Party, the customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to the good if the importer fails to comply with any requirement under this Article.
⑥メキシコEPA　第44条　原産品であることについての確認（Article 44　Origin Verifications）	
14	輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は10の規定による書面による要請に対し13に規定する期間内に回答しない場合には、輸入締約国の税関当局は、訪問の対象とされた産品が原産品でないと決定し、当該産品に係る原産地証明を無効なものと認めて、関税上の特恵待遇を与えないこととする。
	Where the exporting Party refuses to conduct a visit, or that Party fails to respond to the communication referred to in paragraph 10 above within the period referred to in paragraph 13 above, the customs authority of the importing Party shall determine that the good or goods that would have been the subject of the visit do not qualify as originating goods, therefore considering the proof of origin as not valid, and shall deny them preferential tariff treatment.
⑦マレーシアEPA　第45条　原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定（Article 45 Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国の関係当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	The relevant authority of the importing Country may deny preferential tariff treatment to a good for which an importer claims preferential tariff treatment where the good does not qualify as an originating good of the exporting Country or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Chapter.
3	輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
	The relevant authority of the importing Country may determine that a good does not qualify as an originating good of the exporting Country and may deny preferential tariff treatment, and a written determination thereof shall be sent to the competent governmental authority of the exporting Country:
	（省略）
(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合	
	where the exporting Country refuses to conduct a visit, or that Country fails to respond to the communication referred to in paragraph 2 of Article 44 within the period referred to in paragraph 4 of Article 44; or
(c) 第43条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の関係当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合	
	where the information provided to the relevant authority of the importing Country pursuant to Article 43 or 44, is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good of the exporting Country.

⑧フィリピンEPA　第45条　原産品であるか否か及び関税上の特恵待遇の決定（Article 45 Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	The customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a good for which an importer claims preferential tariff treatment where the good does not qualify as an originating good of the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Chapter.
3	輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
	The customs authority of the importing Party may determine that a good does not qualify as an originating good of the exporting Party and may deny preferential tariff treatment, and a written determination thereof shall be sent to the competent governmental authority of the exporting Party:
	（省略）
(b)	当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条3の規定による書面による要請に対し同条5に規定する期間内に回答しない場合
	where the exporting Party refuses to conduct a visit, or that Party fails to respond to the communication referred to in paragraph 3 of Article 44 within the period referred to in paragraph 5 of Article 44; or
(c)	第43条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
	where the information provided to the customs authority of the importing Party pursuant to Article 43 or 44, is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good of the exporting Party.
⑨チリEPA　第49条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Article 49　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	The customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a good for which an importer claims preferential tariff treatment where the good does not qualify as an originating good of the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Chapter.
3	輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
	The customs authority of the importing Party may determine that a good does not qualify as an originating good of the exporting Party and may deny preferential tariff treatment, and a written determination thereof shall be sent to the competent authority of the exporting Party:

（省略）
(b) 当該輸出締約国の権限のある当局が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合
where the competent authority of the exporting Party refuses to conduct a visit, or fails to respond to the communication referred to in paragraph 2 of Article 48 within the period referred to in paragraph 4 of Article 48; or
(c) 第47条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
where the information provided to the customs authority of the importing Party pursuant to Article 47 or 48, is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good of the exporting Party.
⑩タイEPA　第45条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定 （Article 45　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）
1　輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。
The customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a good for which an importer claims preferential tariff treatment where the good does not qualify as an originating good of the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Chapter.
3　輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
The customs authority of the importing Party may determine that a good does not qualify as an originating good of the exporting Party and may deny preferential tariff treatment, and a written determination thereof shall be sent to the competent governmental authority of the exporting Party:
（省略）
(b) 当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合
where the exporting Party refuses to conduct a visit, or that Party fails to respond to the communication referred to in paragraph 2 of Article 44 within the period referred to in paragraph 4 of Article 44; or
(c) 第43条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
where the information provided to the customs authority of the importing Party pursuant to Article 43 or 44, is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good of the exporting Party.
⑪ブルネイEPA　第42条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定 （Article 42　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）
1　輸入締約国の関係当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。

	The relevant authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a good for which an importer claims preferential tariff treatment where the good does not qualify as an originating good of the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Chapter.
3	輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
	The relevant authority of the importing Party may determine that a good does not qualify as an originating good of the exporting Party and may deny preferential tariff treatment, and a written determination thereof shall be sent to the competent governmental authority of the exporting Party:
	（省略）
	（b）前条1（a）に規定する要請が拒否される場合
	where the request referred to in subparagraph 1（a）of Article 41 is refused; or
	（c）第40条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の関係当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
	where the information provided to the relevant authority of the importing Party pursuant to Article 40 or 41, is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good of the exporting Party.
⑫インドネシアEPA　第45条　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Article 45　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	The customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a good for which an importer claims preferential tariff treatment where the good does not qualify as an originating good of the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Chapter.
3	輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
	The customs authority of the importing Party may determine that a good does not qualify as an originating good of the exporting Party and may deny preferential tariff treatment, and a written determination thereof shall be sent to the competent governmental authority of the exporting Party:
	（省略）
	（b）当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前条2の規定による書面による要請に対し同条4に規定する期間内に回答しない場合
	where the exporting Party refuses to conduct a visit, or that Party fails to respond to the communication referred to in paragraph 2 of Article 44 within the period referred to in paragraph 4 of Article 44; or
	（c）第43条又は前条の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合

	where the information provided to the customs authority of the importing Party pursuant to Article 43 or 44, is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good of the exporting Party.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第8規則　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Annex 4　Rule 8　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を遵守しないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	The customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a good for which an importer claims preferential tariff treatment where the good does not qualify as an originating good of the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Annex.
2	第6規則又は第7規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	In cases where the verification procedures outlined in Rule 6 or 7 are undertaken, the customs authority of the importing Party may determine that a good does not qualify as an originating good of the exporting Party and may deny preferential tariff treatment, under any of the following conditions:
	（省略）
(b)	当該輸出締約国が、当該輸入締約国の税関当局若しくは関係当局が要請する原産品であるか否かについての確認のための訪問の実施を拒否する場合又は第7規則2の規定による書面による要請に対し同規則4に規定する期間内に回答しない場合
	the exporting Party refuses to the conduct of the verification visit as requested by the customs authority or the relevant authority of the importing Party, or that Party fails to respond to the communication referred to in paragraph 2 of Rule 7 within the period referred to in paragraph 4 of Rule 7; or
(c)	第6規則又は第7規則の規定に従い当該輸入締約国の税関当局又は関係当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
	the information provided to the customs authority or the relevant authority of the importing Party pursuant to Rule 6 or 7 is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good of the exporting Party.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第8規則　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Annex 3　Rule 8　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を遵守しないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	The customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a good for which an importer claims preferential tariff treatment where the good does not qualify as an originating good of the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Annex.

2	第6規則又は第7規則に規定する原産品であるか否かについての確認のための手続が実施された場合には、輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	In cases where the verification procedures outlined in Rule 6 or 7 are undertaken, the customs authority of the importing Party may determine that a good does not qualify as an originating good of the exporting Party and may deny preferential tariff treatment, under any of the following conditions:
	（省略）
(b)	当該輸出締約国が、当該輸入締約国の税関当局が要請する原産品であるか否かについての確認のための訪問の実施を拒否する場合又は第7規則2の規定による書面による要請に対し同規則4に規定する期間内に回答しない場合
	the exporting Party refuses to conduct the verification visit as requested by the customs authority of the importing Party, or that Party fails to respond to the communication referred to in paragraph 2 of Rule 7 within the period referred to in paragraph 4 of Rule 7; or
(c)	第6規則又は第7規則の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
	the information provided to the customs authority of the importing Party pursuant to Rule 6 or 7 is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good of the exporting Party.
⑮スイスEPA　附属書2第21条　関税上の特恵待遇の要求（Annex II　Article XXI　Claim for Preferential Tariff Treatment）	
4	輸入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸入締約国若しくは輸出締約国の原産品とはみなされないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を満たさないときは、当該輸入締約国の税関当局は、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	The customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a product for which an importer claims preferential tariff treatment where such product is not considered as an originating product of the importing or the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Annex.
⑯インドEPA　附属書3　第8節　原産品であるか否かについての決定及び関税上の特恵待遇に係る決定（Annex 4　Section 8　Determination of Origin and Preferential Tariff Treatment）	
1	輸入締約国の税関当局は、輸入者がいずれかの産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を満たさないときは、当該産品に関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	The customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a good for which an importer claims preferential tariff treatment where the good does not qualify as an originating good of the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Annex.
2	輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、産品が輸出締約国の原産品でないと決定し、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、当該輸出締約国の権限のある政府当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。

	The customs authority of the importing Party may determine that a good does not qualify as an originating good of the exporting Party and may deny preferential tariff treatment, and a written determination thereof shall be sent to the competent governmental authority of the exporting Party:
	（省略）
(b)	当該輸出締約国が訪問の実施を拒否する場合又は前節2の規定による書面による要請に対し同節4に規定する期間内に回答しない場合
	where the exporting Party refuses to conduct a visit, or that Party fails to respond to the communication referred to in paragraph 2 of Section 7 within the period referred to in paragraph 4 of Section 7; or
(c)	第6節又は前節の規定に従い当該輸入締約国の税関当局に提供された情報が当該産品が当該輸出締約国の原産品であることを証明するために十分でない場合
	where the information provided to the customs authority of the importing Party pursuant to Section 6 or 7, is not sufficient to prove that the good qualifies as an originating good of the exporting Party.
⑰ペルーEPA　第61条　輸入に関する義務　(Article 61　Obligations Related to Importations)	
4	輸入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸出締約国の原産品でないとき又は当該輸入者がこの章に規定する関連する要件を満たさないときは、輸入締約国は、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	Where an importer claims preferential tariff treatment for a good, the importing Party may deny preferential tariff treatment to the good where the good does not qualify as an originating good of the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Chapter.
⑰ペルーEPA　第66条　確認手続　(Article 66　Verifications Process)	
7　(a)	輸入締約国の関係当局は、産品の輸入者が当該関係当局からの原産地証明に関する情報に係る要請であって、2（a）の規定によるものに応じない場合には、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。
	The relevant authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a good where the importer of the good does not respond to a request for information related to a Proof of Origin from the relevant authority of the importing Party pursuant to subparagraph 2（a）.
(b)	輸入締約国の関係当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特恵待遇を与えないことができるものとし、輸出締約国の権限のある当局に対し書面によりその旨の決定を送付する。
	The relevant authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment, and a written determination thereof shall be sent to the competent authority of the exporting Party, where:
(i)	4若しくは5（d）に規定する期間内に情報を提供するとの要件又は5（c）に規定する期間内に5（a）に規定する書面に対して回答するとの要件が満たされない場合
	the requirements to provide the information within the period referred to in paragraph 4 or subparagraph 5（d）or to respond to the communication referred to in subparagraph 5（a）within the period referred to in subparagraph 5（c）are not met;

（ii）	2（d）に規定する要請が拒否される場合
	the request referred to in subparagraph 2（d）is refused; or
（iii）	2（b）から（d）までの規定により輸入締約国の関係当局に提供された情報がこの章に規定する要件を産品が満たすことを証明するために十分でない場合
	the information provided to the relevant authority of the importing Party pursuant to subparagraphs 2（b）, 2（c）and 2（d）is not sufficient to prove that the good meets the requirements of this Chapter.

第3.23条2

2	輸入締約国は、第3.21条の規定に基づく原産品であることについての確認手続の対象となる産品について、この確認の期間中、関税上の特恵待遇を与えることを停止し、又は否認することができる。ただし、その停止は、適当な担保、手数料その他の課徴金又は税が支払われることを条件として、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。
	The importing Party may suspend or deny the application of preferential tariff treatment to a good that is the subject of an origin verification action under Article 3.21 for the duration of that action. However, the suspension of preferential tariff treatment shall not be a reason to stop the release of the good, provided any applicable deposit, fees, charges or duties are paid.

1. 本規定の趣旨

本規定は、事後確認又は確認訪問の実施期間中に、輸入締約国が関税上の特恵待遇の適用の停止又は否認を行うことを許容するとともに、適切な担保、手数料等が支払われる場合においては、（当該事後確認又は確認訪問の対象となっている）貨物の引取りを妨げてはならない旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「関税上の特恵待遇（preferential tariff treatment）」：第3.1条（j）において以下のように規定されている。

「関税上の特恵待遇」とは、第2.4条（物品の貿易―関税の撤廃又は引下げ）1の規定に従って原産品について関税を適用することをいう。

the term “preferential tariff treatment” means the application of customs duties to originating goods in accordance with paragraph 1 of Article 2.4（Trade in Goods - Elimination or Reduction of Customs Duties）;

3. 本規定の解釈

(1) 第1文について

例えば、輸入申告がなされた貨物に対して第3.21条に基づく確認を行う場合を想定してみよう。この場合において輸入締約国の税関当局は、当該貨物に関して輸入許可を行うことを保留

した上で、輸入者、輸出者等に対して情報提供の要請を行うこととなる。すなわち、この状態においては輸入許可はなされておらず、したがってオーストラリアEPAに基づく特恵税率（＝オーストラリアEPAの下での関税上の特恵待遇）も適用されていないこととなる。この状態が、「関税上の特恵待遇を与えることを停止」した状態にあるものと解される。

(2) 第2文について

まず、一般的に貨物の引取りを急ぐ場合を想定してみよう。そのような場合においては、税関当局に担保等を提供するほか、所定の要件を満たすことにより、輸入の許可を受ける前に貨物を引き取ることを可能とするという考え方（＊）が一般的に採用されている（下記に掲げる改正京都規約一般附属書3.41参照）。

（参考）改正京都規約一般附属書の3.41（標準規定）

> 税関は、申告者が通関についてのすべての作業を後に完了させることを確認する場合には、物品の引取りを許可する。この場合において、申告者が、貨物についての主要な事項を記載した商用又は公用の書類で税関が受理することができるものを提出しており、かつ、要求されたときは、課される税の徴収を確保するための担保を提供していることを条件とする。
>
> If the Customs are satisfied that the declarant will subsequently accomplish all the formalities in respect of clearance they shall release the goods, provided that the declarant produces a commercial or official document giving the main particulars of the consignment concerned and acceptable to the Customs, and that security, where required, has been furnished to ensure collection of any applicable duties and taxes.

日本への輸入に関しては、関税法第73条第1項（具体的条文は下記4.参照）において、輸入許可前に貨物を引き取ろうとする者は、税関長に申請して、その承認を得ることとされている。なお、この輸入許可前の貨物の引取りのことを、一般的に「輸入許可前引取り」と呼ぶことが多い。

では、上記（1）において述べた、輸入許可が保留され「関税上の特恵待遇を与えることを停止」した状態においてはどうであろうか。

「関税上の特恵待遇を与えることを停止」した状態であるかないかに関わらず、輸入許可前に貨物を引き取ることが真に必要であると認められるのであれば、上記の（＊）の考え方を採用することが適切であると考えられよう。このような考え方に基づき、「関税上の特恵待遇を与えることの停止」が、「貨物の引取りを妨げる理由となってはならない（shall not be a reason to stop the release）」旨を定めたものと解される。

なお、「担保、手数料その他の課徴金又は税（deposit, fees, charges or duties）」という表現が用いられているが、各締約国の法制度に基づき、課される税の徴収を確保するための手段を幅広く規定したものと解される。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 第1文について

第3.23条1の解説において言及した関税暫定措置法第12条の4第6項第1号から第6号までは、関税上の特恵待遇の否認に係る規定であり、この第1文にも関連し得るものである。ただし、例えば同項第2号から第4号までにおいては、「確認の期間中、関税上の特恵待遇を与えることを停止し、又は否認することができる」という規定を明示的に受けた文言はないものと解される。

(2) 第2文について

上記3.（2）で述べた通り、関税法第73条第1項において輸入許可前引取りについて、以下のように規定されている。

『外国貨物（特例申告貨物を除く。）を輸入申告の後輸入の許可前に引き取ろうとする者は、関税額（過少申告加算税並びに第12条の4第1項及び第3項（同条第1項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の重加算税に相当する額を除く。）に相当する担保を提供して税関長の承認を受けなければならない。』

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.23条2に対応する規定が初めて導入されたのは、アセアン包括EPA附属書4第6規則5（具体的条文は表3–125参照）においてである。

この規定は、アセアン諸国が締結していたFTAの規定の影響を受けていると解することが可能なものと思われる。例えば、2004年時点のAFTA原産地規則を見ると、第17規則（Rule 17）の1（c）において

> The Customs Authorities of the importing Member State may suspend the provisions on preferential treatment while awaiting the result of verification. However, it may release the products to the importer subject to any administrative measures deemed necessary, provided that they are not held to be subject to import prohibition or restriction and there is no suspicion of fraud.
>
> 輸入締約国の税関当局は、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで特恵待遇の規定の適用を停止することができる。しかしながら、当該税関当局は、当該産品が輸入の禁止又は制限の対象ではなく、かつ、不正の疑いがない場合には、必要と認められる行政上の措置に従い、輸入者に対して当該産品の引取りを許可することができる。（和文：筆者による仮訳）

と規定されており、アセアン包括EPA附属書4第6規則5との類似点が見て取れるものと思われる。

さて、表3–125においては、関連規定として旧京都規約附属書D3（1982年11月発効）の10.――この10.の規定は、オーストラリアEPA第3.23条2で言えば、その第2文と対応するものである――を掲げているが、上記のAFTA原産地規則の第2文との類似性を見て取ること

も可能であろう。

更に、第1次ロメ協定（1975年3月署名）のPROTOCOL No 1 concerning the definition of the concept of “originating products” and methods of administrative cooperationの第25条2.の第2パラグラフにおいて

> If the customs authorities of the importing State decide to suspend execution of the Convention while awaiting the results of the verification, they shall offer to release the goods to the importer subject to any precautionary measures judged necessary.
> 輸入締約国の税関当局が、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで本協定の執行の停止を決定する場合には、当該税関当局は輸入者に対して、必要と判断される予防的な措置に従うことを条件として、当該産品の引取りを許可するものとする。
> （和文：筆者による仮訳）

と規定されているところ、同規定と上記のAFTA原産地規則の規定や旧京都規約附属書D3の10.との関係性が推定されるものと思われる。

アセアン包括EPA以降の各EPAにおいても、アセアン包括EPAにおけるのと同旨の規定が採用されている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–125に掲げる。

なお、③の一般特恵原産地規則の欄に関税暫定措置法第8条の4第5項の規定を掲げているが、これは上記4.（1）において記載した関税暫定措置法第12条の4第6項の規定と同様に、特恵待遇の否認に係る規定であることから、関連し得るものとして掲げたものである。

表3–125

①オーストラリアEPA　第3.23条　関税上の特恵待遇の否認（Article 3.23　Denial of Preferential Tariff Treatment）
2　輸入締約国は、第3.21条の規定に基づく原産品であることについての確認手続の対象となる産品について、この確認の期間中、関税上の特恵待遇を与えることを停止し、又は否認することができる。ただし、その停止は、適当な担保、手数料その他の課徴金又は税が支払われることを条件として、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。
The importing Party may suspend or deny the application of preferential tariff treatment to a good that is the subject of an origin verification action under Article 3.21 for the duration of that action. However, the suspension of preferential tariff treatment shall not be a reason to stop the release of the good, provided any applicable deposit, fees, charges or duties are paid.
②UNCTAD合意文書
—
③一般特恵原産地規則（関税暫定措置法第8条の4）
5　税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、第8条の2第1項又は第3項の規定による関税についての便益の適用を受けようとする貨物について、当該便益を与えないことができる。
一　当該貨物が当該便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。

二　当該貨物を輸入する者が当該便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。
三　第1項第2号の質問又は求めを行つた場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第2項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
四　第3項の通知をした場合において、特恵受益国等又は当該通知に係る貨物の輸出者若しくは生産者が第1項第3号の調査を拒んだとき、又は第3項の規定により定めた期間内に当該通知に対する回答をしないとき。
五　第1項第4号の求めを行つた場合において、特恵受益国等の権限ある当局が、当該求めを拒んだとき、前項の規定により定めた期間内に当該求めに対する回答をしないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないとき。
④旧京都規約　附属書D3　原産地を証明する文書の統制に関する附属書（Annex D.3　Annex concerning the control of documentary evidence of origin）
10.　Standard
A request for control shall not prevent the release of the goods provided that they are not held to be subject to import prohibitions or restrictions and there is no suspicion of fraud.
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA
—
⑦マレーシアEPA
—
⑧フィリピンEPA
—
⑨チリEPA
—
⑩タイEPA
—
⑪ブルネイEPA
—
⑫インドネシアEPA
—
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第6規則　原産品であるか否かについての確認（Annex 4 Rule 6　Verification）
5　この規則及び第7規則に規定する手続の期間中、輸入締約国の税関当局は、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで関税上の特恵待遇を停止することができる。当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適当な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、当該手続の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。

During the procedures provided for in this Rule and Rule 7, the customs authority of the importing Party may suspend the preferential tariff treatment while awaiting the result of verification, and shall not wait for the procedures to be completed before it releases the good to the importer unless subject to appropriate administrative measures.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第6規則　原産品であるか否かについての確認（Annex 3　Rule 6 Verification）
5　この規則及び第7規則に規定する手続の期間中、輸入締約国の税関当局は、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで関税上の特恵待遇を停止することができる。当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適当な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、当該手続の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。
During the procedures provided for in this Rule and Rule 7, the customs authority of the importing Party may suspend the preferential tariff treatment while awaiting the result of verification, and shall not wait for the procedures to be completed before it releases the good to the importer unless subject to appropriate administrative measures.
⑮スイスEPA　附属書2第21条　関税上の特恵待遇の要求（Annex II　Article XXI　Claim for Preferential Tariff Treatment）
4　輸入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸入締約国若しくは輸出締約国の原産品とはみなされないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を満たさないときは、当該輸入締約国の税関当局は、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。
The customs authority of the importing Party may deny preferential tariff treatment to a product for which an importer claims preferential tariff treatment where such product is not considered as an originating product of the importing or the exporting Party or where the importer fails to comply with any of the relevant requirements of this Annex.
⑮スイスEPA　附属書2第25条　原産地証明の確認（Annex II　Article XXV　Verification of Proofs of Origin）
5　輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまで、関係する原産地証明の対象となる産品について関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適切な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、自国の国内法令に基づき、当該確認の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。
The customs authority of the importing Party may suspend the granting of preferential tariff treatment to the products covered by the proof of origin concerned while awaiting the results of the verification. However, it shall not wait for the verification to be completed before it releases the product to the importer, in accordance with its laws and regulations, unless the product is subject to appropriate administrative measures.
⑯インドEPA　附属書3　第6規則　原産品であるか否かについての確認（Annex 4　Rule 6 Verification）
5　この規則及び第7規則に規定する手続の期間中、輸入締約国の税関当局は、産品が原産品であるか否かについての確認の結果が出るまで関税上の特恵待遇を停止することができる。当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適当な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、当該手続の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。

	During the procedures provided for in this Rule and Rule 7, the customs authority of the importing Party may suspend the preferential tariff treatment while awaiting the result of verification, and shall not wait for the procedures to be completed before it releases the good to the importer unless subject to appropriate administrative measures.
⑰ペルーEPA　第66条　確認手続　（Article 66　Verifications Process）	
7　(c) 輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまでの間、問題とされる原産地証明の対象となる産品について関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。ただし、その停止が、当該産品の引取りを妨げる理由となってはならない。	
	The customs authority of the importing Party may suspend preferential tariff treatment to the goods covered by the Proof of Origin concerned while awaiting the results of the verification. However, the suspension of the preferential tariff treatment shall not be a reason to stop the release of the goods.

第3.23条3

3	輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特恵待遇を与えないとの決定を既に行っている場合には、当該産品がこの章の規定を満たすことが証明されるまで、当該産品の同種の産品のその後の輸入につき、関税上の特恵待遇の適用を停止し、又は否認することができる。
	The importing Party may suspend or deny the application of preferential tariff treatment on any subsequent import of a good where the relevant authority had already determined that an identical good from the same producer was not eligible for such treatment, until it is demonstrated that the good complies with the provisions under this Chapter.

1. 本規定の趣旨

本規定は、関税上の特恵待遇を与えないと決定されている産品については、当該産品がこの章の規定を満たすことが証明されるまで、同種の産品の輸入に当たっては、関税上の特恵待遇の適用を停止し、又は否認することができる旨を定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「関税上の特恵待遇（preferential tariff treatment）」：第3.1条（j）において以下のように規定されている。

「関税上の特恵待遇」とは、第2.4条（物品の貿易―関税の撤廃又は引下げ）1の規定に従って原産品について関税を適用することをいう。

the term “preferential tariff treatment” means the application of customs duties to originating goods in accordance with paragraph 1 of Article 2.4（Trade in Goods - Elimination or Reduction of Customs Duties);

3. 本規定の解釈

ある特定の産品に関して、輸入締約国の関係当局が、当該産品は輸出締約国の原産品ではないとして関税上の特恵待遇を付与しない旨を決定している場合において、当該産品の生産者が生産する当該産品と同種の産品（identical good）が別途新たに輸入される場合において、当該別途新たに輸入される産品に関して、どのように扱えば良いかという問題が生じ得る。同一の生産者が生産する同種の産品である以上、一旦原産品ではないと決定されてしまえば、別途新たに輸入される産品についても原産品ではないとの推定が十分に働くものと思われる。このことを考慮すると、当該別途新たに輸入される産品についても、関税上の特恵待遇の適用を停止し又は否認することは十分に合理的であると解されることを踏まえ、当該停止又は否認を可能とするものである。

ただし、同一の生産者が生産する同種の産品であっても、原産品としての資格を有するものである可能性もある（＃）ところ、原産品である――より厳密に言えば、本EPAの原産地規則章に定める要件を満たしている――と証明された場合には、関税上の特恵待遇を適用することとなることに留意する必要がある。

なお、上記の（＃）の部分に疑問を持ち得るのではないかと思われるところ、補足をする。

同一の生産者が生産する同種の（例えば、同一の型番の）産品であっても、ある時点で原材料・部分品等の調達先を変更することは十分に考えられる。さて、原産品ではないと決定された産品に関しても、原材料・部分品等の調達先を変更した結果として、それまでは満たしていなかった原産地基準を新たに満たすこととなり、その結果、新たに原産品と認められることとなる可能性がある。すなわち、調達先変更前は原産地基準を満たさず原産品ではないと決定されていたとしても、調達先変更後には原産品であると認定され得ることとなる訳である。

なお、「関係当局」については明示的な定義はないが、文脈から判断すると、日本に関しては税関当局であると解するのが妥当と思われる。

因みに「税関当局」に関しては、第1.2条（e）において以下のような定義が定められている。

> 「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。
>
> the term “customs administration” means the administration that, in accordance with the laws and regulations of each Party or non-Parties, is responsible for the administration and enforcement of customs laws and regulations;

4. 関連する国内法令等の概要

特に明示的なものはないものと解される。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第3.23条3に対応する規定が初めて導入されたのは、ペルーEPA第66条7（d）においてである。

それではここで、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–126に掲げる。

表3-126

①オーストラリアEPA　第3.23条　関税上の特恵待遇の否認（Article 3.23　Denial of Preferential Tariff Treatment）
3　輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特恵待遇を与えないとの決定を既に行っている場合には、当該産品がこの章の規定を満たすことが証明されるまで、当該産品の同種の産品のその後の輸入につき、関税上の特恵待遇の適用を停止し、又は否認することができる。
The importing Party may suspend or deny the application of preferential tariff treatment on any subsequent import of a good where the relevant authority had already determined that an identical good from the same producer was not eligible for such treatment, until it is demonstrated that the good complies with the provisions under this Chapter.
②UNCTAD合意文書
—
③一般特恵原産地規則
—
④旧京都規約
—
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA
—
⑦マレーシアEPA
—
⑧フィリピンEPA
—
⑨チリEPA
—
⑩タイEPA
—
⑪ブルネイEPA
—
⑫インドネシアEPA
—
⑬アセアン包括EPA
—
⑭ベトナムEPA
—
⑮スイスEPA
—

⑯インドEPA	
	—
⑰ペルーEPA　第66条　確認手続　（Article 66　Verifications Process）	
7　(d)	輸入締約国は、自国の関係当局が特定の生産者の特定の産品について関税上の特恵待遇を与える要件を満たさないとの決定を既に行っている場合には、その後に輸入される当該生産者の同種の産品がこの章に規定する要件を満たすことが証明されるまで、当該同種の産品の輸入者に対し、当該同種の産品について関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。
	A Party may suspend preferential tariff treatment to an importer on any subsequent import of a good when the relevant authority had already determined that an identical good from the same producer was not eligible for such treatment, until it is demonstrated that the good complies with the provisions under this Chapter.

第3.24条　第三国の仕入書（Article 3.24　Non-Party Invoices）

輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国で発給されたことのみを理由として、原産地に関する証拠書類の受理を拒否してはならない。
The customs administration of the importing Party shall not reject Documentary Evidence of Origin only for the reason that the invoice was issued in a non-Party.

1. 本条の趣旨

本条は、輸入に使用されるインボイスが第三国において発給される場合の取扱いを定めるものである。

2. 本規定において用いられている用語等の意味

「第三国（a non-Party）」：英文のnon-Partyを直訳すると「非締約国」となるが、本EPAは日本とオーストラリアとの間のEPAであるところ、本EPAの「非締約国」とは両締約国以外の「三番目の国」である。なお、「第三国」の意味で用いられている英文表現はEPAによって異なっているところ、表3–127として比較表を掲げる。

表3–127

シンガポールEPA	—	—
メキシコEPA（注1）	a non-Party	a third country
マレーシアEPA	—	a third State
フィリピンEPA	a non-Party	
チリEPA	a non-Party	
タイEPA	a non-Party	
ブルネイEPA	a non-Party	
インドネシアEPA	a non-Party	
アセアン包括EPA	—	a third country（注2）
ベトナムEPA	a non-Party	
スイスEPA	a non-Party	
インドEPA	a non-Party	
ペルーEPA	a non-Party	
オーストラリアEPA	a non-Party	

（注1）メキシコEPA統一規則の附属書2–Aに規定する原産地証明書の記載要領のうち、第10欄に係る部分において第三国インボイスについて定められているが、a non-Partyとa third countryの両者が混在している。

（注2）アセアン包括EPAにおいては、締約国（Party）は11ヵ国あるところ、輸出締約国（後記の図3–38の事例で言えばタイ）以外の締約国（後記の図3–38の事例で言えばシンガポール）において「第三国インボイス」が発給されることは十分に考えられる。したがって、仮に「第三国」という意味でa non-Partyを用いると、上記の例におけるシンガポールが排除され得ることから、そのような誤解を排除するとの観点からa third countryという用語を用いたものと解するのが妥当であろう。

「原産地に関する証拠書類（Documentary Evidence of Origin）」：第3.14条参照。

3. 本条の解釈

他国との貿易取引においては、仕入書（インボイスのこと。関税法等においては仕入書という用語を用いている。）は、輸出国に所在する輸出者が輸入国に所在する輸入者に宛てて発給するのが通常であり、輸入者は当該仕入書を、輸入国の税関当局に対し必要に応じて提示・提出することとなる。

本条は、その輸入に使用される仕入書が輸出国ではなく、第三国において発給された場合であっても、輸入締約国の税関当局が、そのことのみをもってして、当該仕入書とリンクする原産地に関する証拠書類（原産地証明書及び原産地証明文書）の受取りを拒否してはならないと定めている。

では、仕入書が第三国で発給されるとはどういうことであるかを見てみよう。

この概念が日本のEPAにおいて最初に導入されたのはメキシコEPAであるところ、同EPAにおける事例を用いて説明する。（図3–37参照）

図3–37の事例（この事例は説明のための仮想的な事例であることに留意されたい。）においては、以下のとおりとなる。

①まず、日本の輸入者Aからアメリカの契約者Bに対して産品Pを発注する。

②発注を受けた契約者Bは、メキシコの生産者Cに対して（産品Pを輸入者に送付するよう）発注する。

③生産者Cは、貨物を日本に向けて輸出する。船荷証券上の送り主はC、したがって、メキシコEPAの下での原産地証明書の第1欄に記載される輸出者はCとなる。

④日本における輸入申告に係るインボイスは、契約者Bが発給する（すなわち第三国であるアメリカで発給される）**インボイスX**となる。

この場合、メキシコEPAの下での原産地証明書の第10欄（インボイス番号を記載する欄）に関しては、原産地証明書の発給時点において

・インボイスXの番号が判明している場合には**第三国で発給されるインボイスXの番号及び日付**を記載し、

・インボイスXの番号が不明な場合には**空欄**とし、輸入者が税関に対し当該事実を証明する誓約書を提出し、併せて同原産地証明書の第11欄にはインボイスXが第三国（この事例ではアメリカ）で発給されること及び契約者Bの正式名称・住所を記載する

こととされている。

そして、この「インボイスXの番号が不明な場合には空欄とする」という取扱いは、メキシコEPA以降の、マレーシア、フィリピン及びチリの各EPAにおいても採用されている。

一方、チリEPAの次のタイEPAに関して、図3–38に示した事例（これも説明のための仮想的な事例であることに留意されたい。）を用いて説明する。タイEPAの下での原産地証明書の第7欄（インボイス番号を記載する欄）に関しては、原産地証明書の発給時点において

・インボイスXの番号が判明している場合には**インボイスXの番号及び日付**を記載し、

図3–37

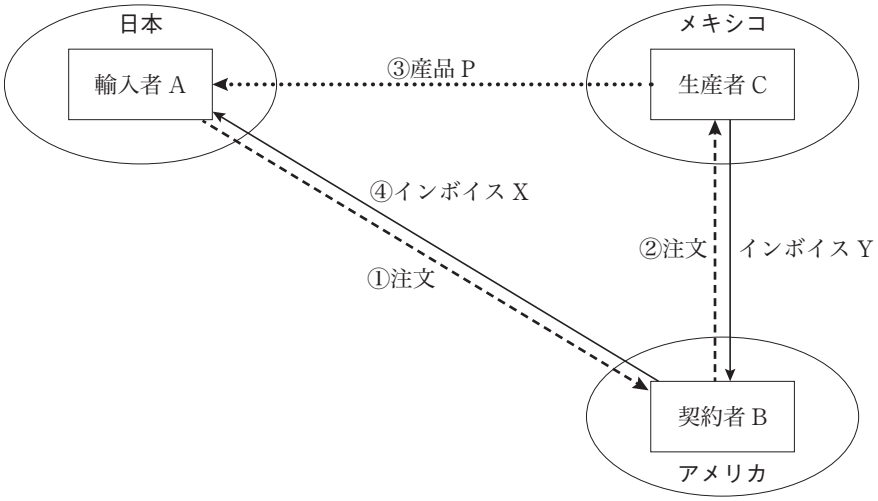

図3–38

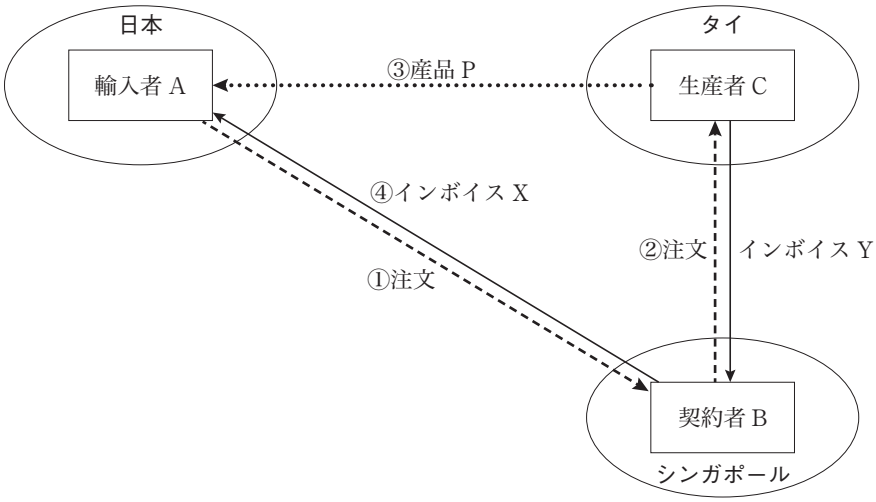

①日本の輸入者 A からシンガポールの契約者 B に発注。
②契約者 B はタイの生産者 C に発注。
③生産者 C は、貨物を日本に向けて輸出。船荷証券上の送り主は C、タイ EPA の下での原産地証明書の第１欄に記載される輸出者は C。
④日本における輸入申告に係わるインボイスは、契約者 B が発給するインボイス X。

・インボイスXの番号が不明な場合には**輸出国で発給されるインボイスYの番号及び日付**を記載し、同原産地証明書の第1欄にはインボイスXが第三国（この事例ではシンガポール）で発給されること及び契約者Bの正式名称・住所を記載する

こととされている。

そして、この「インボイスXの番号が不明な場合には輸出国発給のインボイス（インボイスY）の番号と日付を記載する」という取扱いは、タイEPA以降の各EPA（スイス、オーストラリアを除く。）において採用されている。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 原産地証明書について

関税法基本通達68−5−11（2）イ（ロ）において以下のように規定されている。

○68−5−11

(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ（1）の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

イ　次表中の第1欄の各号に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が以下（イ）から（ハ）までに留意して記載され、かつ、後記68−5−14（1）に定める発給機関により発給されたものであり、その印及び署名権者の署名がなされているものであること。

シンガポール協定	シンガポール協定附属書ⅡBに定める事項
メキシコ協定	メキシコ統一規則に定める事項
マレーシア協定	マレーシア協定附属書3に定める事項
チリ協定	チリ協定附属書4に定める事項
タイ協定	タイ協定附属書3に定める事項
インドネシア協定	インドネシア協定附属書3に定める事項
ブルネイ協定	ブルネイ協定附属書3に定める事項
アセアン包括協定	アセアン包括協定附属書4の付録に定める事項
フィリピン協定	フィリピン協定附属書3に定める事項
スイス協定	スイス協定附属書2付録2に定める事項
ベトナム協定	ベトナム協定附属書3の付録に定める事項
インド協定	インド運用上の手続に定める事項
ペルー協定	ペルー協定附属書4に定める事項
オーストラリア協定	オーストラリア協定附属書3に定める事項
モンゴル協定	モンゴル協定附属書3に定める事項

（イ）（省略）

（ロ）原産地証明書を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、次表の第1欄に示す原産地証明書に対応した同第2欄に示す関係欄に、仕入書が第三国で発行される旨（アセアン包括協定原産地証明書においては第10欄に、インド協定原産地証明書においては第7欄に、当該第三国で発行された仕入書の番号及び日付が記入されている場合は記載を要しない。）及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとし、また、第3欄に掲げる留意事項の記載等を要する場合には、当該記載がされていること。

原産地証明書	記載欄	留意事項
メキシコ協定原産地証明書	「11. Remarks:」	―
マレーシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	―
チリ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	―
タイ協定原産地証明書	「1. Goods consigned from（Exporter's business name, address, country）」	―
インドネシア協定原産地証明書	「8. Remarks:」	―
ブルネイ協定原産地証明書	「8. Remarks:」	―
アセアン包括協定原産地証明書	「7. Number and type of packages, description of goods（including quantity where appropriate and HS number of the importing Party）」	第13欄中の「□Third country Invoicing」にチェックが付されていること
フィリピン協定原産地証明書	「9. Remarks:」	左記の欄にnon-Party invoicingと記入されていること
ベトナム協定原産地証明書	「8. Remarks:」	―
インド協定原産地証明書	「8. Remarks:」	左記欄中の「□Third Country Invoicing」にチェックが付されていること
ペルー協定原産地証明書	「9. Remarks:」	―
オーストラリア協定原産地証明書	「13. Other Specifications:」又は最下欄	左記欄中の「□Subject of non-party invoice」又は「□NON PARTY INVOICE」にチェックが付されていること
モンゴル協定原産地証明書	「8. Remarks:」	―

（ハ）（省略）

(2) 原産地証明文書について

関税法基本通達68−5−11の3（2）イ（ロ）において以下のように規定されている。

○68−5−11の3

(1) 本節において、原産品申告書とはオーストラリア協定第3.16条に基づく原産地証明文書をいう。

イ　オーストラリア協定第3.16条に基づく原産地証明文書

ロ　TPP11協定第3.20条に基づく原産地証明書

ハ　EU協定第3.16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識

ニ　米国協定附属書Ⅰ第C節第1款9（a）に基づく産品が原産品であることについての輸入の時の申告

ホ　英国協定第3.16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識

なお、原産品申告書については任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。

(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ（2）の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。

イ　オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。

（イ）品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が記載されていること。

（ロ）原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書においては第三国インボイスが使用されている旨記載されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、第三国インボイスに係る規定が初めて導入されたのは、メキシコEPAにおいてである。同EPAにおいては、統一規則（協定より一段下のレベルにある。）の附属書2−A（原産地証明書の記載要領）において関連規定が定められた。

マレーシア以降の各EPAにおいては、原産地証明書の記載要領（運用上の手続規則（協定より一段下のレベルにある。）等の付録等において定められている。）にメキシコEPAにおけるのと同様の規定（＊）を定めるとともに、運用上の手続規則等の本文にも「第三国インボイスを受け入れる」旨の規定（＃）が定められている。なお、アセアン包括、ベトナム及びオーストラリアにおいては、協定レベルにおいて上記の（＃）の規定が定められており、また、ペルーEPAにおいては協定の附属書に定められている原産地証明書の記載要領において上記の（＊）の規定が定められている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3−128に掲げる。

また、原産地証明書の発給時点において第三国インボイスの番号が判明している場合／判明していない場合のそれぞれに、原産地証明書の関係する欄に何を記載するのかを比較するための表を表3−129として掲げるので、こちらも併せて参照されたい。

表3−128

①オーストラリアEPA　第3.24条　第三国の仕入書（Article 3.24　Non-Party Invoices）
輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国で発給されたことのみを理由として、原産地に関する証拠書類の受理を拒否してはならない。
The customs administration of the importing Party shall not reject Documentary Evidence of Origin only for the reason that the invoice was issued in a non-Party.

②UNCTAD合意文書（DOCUMANTARY EVIDENCE）
—
③一般特恵原産地規則
—
④旧京都規約
—
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA　統一規則　附属書2–A　原産地証明書の記載要領（UNIFORM REGULATIONS　Annex 2-A　CERTIFICATE OF ORIGIN INSTRUCTIONS）
第10欄：第6欄に記載する個々の産品ごとに、インボイス番号を記載すること。原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なる者によりインボイスが発給され、かつ、当該インボイスを発給する者が第三国に所在する場合には、片方の締約国の区域への産品の輸入のために発給されるインボイスの番号が記載されるべきである。そして、第11欄には、当該産品のインボイスは第三国において発給されること及び当該インボイスを発給した者の正式名称及び住所が記載されるべきである。 第三国で発給されたインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において不明である場合には、本欄は空白とし、輸入者は、輸入締約国の税関当局に対してこの事実を正当化する誓約書を提出する。この誓約書において、輸入者は少なくとも、当該インボイスの番号及び輸入に使用される原産地証明書の番号を記載する。
Field 10: Provide the invoice number for each good described in Field 6. If the invoice is issued by a person different from the exporter to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, the number of invoice issued for the importation of goods into the Area on one of the Parties should be indicated, and in Field 11 it should be indicated that the goods will be invoiced in a third country, identifying the full legal name and address of the person that issued the invoice. If the number of invoice issued in the third country at the time of issuance of the certificate of origin is not known, the Field will be left blank and the importer will provide to the customs authority of the importing Party a sworn declaration that justifies the fact. In this declaration the importer will indicate, at least, the number of the invoice and the certificate used for the importation.
⑦マレーシアEPA　運用上の手続規則　第7規則　第三国のインボイス（OPERATIONAL PROCEDURES　Rule 7　Invoice of a third State）
輸入締約国の関係当局（＊1）は、仕入書が第三国に所在する自然人又は法人により発給される場合において原産地証明書を受理することができる。ただし、当該産品が輸出締約国の原産品としての資格を有する場合に限る。
The relevant authority of the importing Country may accept a certificate of origin in cases where the invoice is issued either by a natural person or legal person located in a third State, provided that the good qualifies as an originating good of the exporting Country.

⑦マレーシアEPA　運用上の手続規則　付録1–B　原産地証明書の記載要領　（OPERATIONAL PROCEDURES　Appendix 1-B　Instructions for Certificate of Origin）	
	第7欄：個々の産品ごとに、インボイスの番号及び日付を記載すること。原産地証明書の発給を受ける輸出者又は権限を与えられた代理人とは異なる者によりインボイスが発給され、かつ、当該インボイスを発給する者が第三国に所在する場合には、片方の締約国の領域への産品の輸入のために発給されるインボイスの番号が記載されなければならない。そして、第8欄には、当該産品のインボイスは第三国において発給されること及び当該インボイスを発給した者の正式名称及び住所が記載されるべきである。 当該第三国で発給されたインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において不明である場合には、本欄は空白とし、輸入者は、輸入締約国の関係当局に対してこの事実を正当化する誓約書を提出すべきである。この誓約書において、輸入者は少なくとも、当該インボイスの番号及び輸入に使用される原産地証明書の番号を記載すべきである。
	Field 7: Provide the invoice number and date for each good. If the invoice is issued by a person different from the exporter or its authorized agent to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a third State, the number of invoice issued for the importation of goods into the territory of a Country shall be indicated, and in field 8 it should be indicated that the goods will be invoiced in a third State, identifying the full legal name and address of the person that issued the invoice. If the number of invoice issued in the third State at the time of issuance of the certificate of origin is not known, the field should be left blank and the importer should provide the relevant authority of the importing Country with a sworn declaration that justifies the fact. In this declaration the importer should indicate, at least, the number of the invoice and the certificate used for the importation.
⑧フィリピンEPA　運用上の手続規則　第2節　原産地規則　第7規則　第三国のインボイス（Operational Procedures　SECTION 2　RULES OF ORIGIN　Rule 7: Invoice of a non-Party）	
1	輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国に所在する自然人又は法人により発給される場合において原産地証明書を受理することができる。ただし、当該産品が輸出締約国の原産品としての資格を有する場合に限る。
	The customs authority of the importing Party may accept a certificate of origin in cases where the invoice is issued either by a natural person or juridical person located in a non-Party, provided that the good qualifies as an originating good of the exporting Party.
2	上記の場合において、輸出者は、第三国においてインボイスを発給する自然人又は法人の正式名称及び住所を示した上で、原産地証明書にnon-party invoicingと記載すべきである。
	In the case above, the exporter of the goods should indicate in the certificate of origin “non-party invoicing”, identifying the full legal name and address of the natural person or juridical person issuing the invoice of non-Party.

⑧フィリピンEPA　運用上の手続規則　付録1–B（Operational Procedures　Appendix 1- B）

第7欄：インボイスの番号及び日付を記載すること。インボイスの番号は、原則として、片方の締約国への産品の輸入に適用されるものであるべきである。
第三国で発給されたインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において不明であるという例外的な場合には、本欄は空白とすべきである。加えて、輸入者は、輸入締約国の税関当局に対してこの事実を正当化する誓約書を提出すべきである。この誓約書において、輸入者は少なくとも、当該インボイスの番号及び輸入に使用される原産地証明書の番号を記載すべきである。

Field 7: Indicate the invoice number and date. The invoice number and date should be applicable to the importation of goods into a Party, in principle.
In an exceptional case where the invoice number of an invoice issued in the non-Party is not known at the time of issuance of the certificate of origin, field 7 should be left blank.
In addition the importer should provide the customs authority of the importing Party with a sworn declaration that justifies the fact. In this declaration the importer should indicate, at least, the number of the invoice and the certificate used for the importation.

⑨チリEPA　運用上の手続規則　第2節　原産地規則　第7規則　第三国のインボイス（OPERATIONAL PROCEDURES　SECTION 2　RULES OF ORIGIN　Rule 7　Invoice of a non-Party）

輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国に所在する自然人又は法人により発給されることのみを理由として、原産地に関する証拠書類の受理を拒否すべきではない。

The customs authority of the importing Party should not refuse to accept a certificate of origin only for the reason that the invoice is issued by either a natural person or a juridical person located in a non-Party.

⑨チリEPA　運用上の手続規則　付録2–B（OPERATIONAL PROCEDURES　Appendix 2- B）

第7欄：個々の産品ごとに、インボイスの番号及び日付を記載すること。そのインボイスは、輸入締約国への産品の輸入のために発給されたものであるべきである。原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なる者によりインボイスが発給され、かつ、当該インボイスを発給する者が第三国に所在する場合には、第8欄には、当該産品のインボイスは第三国において発給されること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。
第三国で発給されたインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において不明であるという例外的な場合には、本欄は空白とし、第8欄に当該産品のインボイスは第三国において発給されること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。そのような場合において、輸入締約国の関係当局は輸入者に対して、その事実を正当化する誓約書の提出を要求することができる。この誓約書において、輸入者は少なくとも、当該インボイスの番号及び輸入に使用される原産地証明書の番号を記載すべきである。

Field 7: Indicate the invoice number (s) and date (s) for each good. The invoice should be the one issued for the importation of the good into the importing Party.
If the invoice is issued by a person different from the exporter to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, it should be indicated in field 8 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice.
In an exceptional case where the number of invoice issued in a non-Party at the time of issuance of the certificate of origin is not known, field 7 should be left blank and it should be indicated in field 8 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice. In such case, the customs authority of the importing Party may require the importer to provide a sworn declaration that justifies the fact. In this declaration the importer should indicate, at least, the number of the invoice and the certificate used for the importation.

⑩タイEPA　運用上の手続規則　第2節　原産地規則　第7規則　第三国のインボイス（OPERATIONAL PROCEDURES　SECTION 2　RULES OF ORIGIN　Rule 7: Invoice of a non-Party）

輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国に所在する自然人又は法人により発給される場合において原産地証明書を受理することができる。

The customs authority of the importing Party may accept a certificate of origin in cases where the invoice is issued by either a natural person or a juridical person located in a non-Party.

⑩タイEPA　運用上の手続規則　付録1–B（タイ）（OPERATIONAL PROCEDURES　Appendix 1- B（Thailand））

8. 個々の産品ごとに、インボイスの番号及び日付を第10欄に記載すること。そのインボイスは、日本への産品の輸入のために発給されたものであるべきである。原産地証明書の発給を受ける輸出者又は権限を与えられた代理人とは異なる者によりインボイスが発給され、かつ、当該インボイスを発給する者が第三国に所在する場合には、第1欄に当該産品のインボイスは第三国において発給されること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。
当該第三国で発給されたインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において不明であるという例外的な場合には、輸出締約国において発給されたインボイスの番号及び日付が第10欄に記載されるべきである。また第1欄には、当該産品のインボイスは第三国において発給されること及び当該インボイスを発給した者の正式名称及び住所が記載されるべきである。

8. Indicate the invoice number and date for each good in the Box 10. The invoice should be the one issued for the importation of the good into Japan.
If the invoice is issued by a person different from the exporter or its authorised agent to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, it should be indicated in Box 1 that the goods are invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice.
In an exceptional case where the invoice number of an invoice issued in the non-Party is not known at the time of issuance of the certificate of origin, the invoice number and the date of invoice issued in the exporting Party should be indicated in box 10. It should also be indicated in Box 1 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that will issue the invoice.

⑪ブルネイEPA　運用上の手続規則　第7規則　第三国のインボイス（OPERATIONAL PROCEDURES　Rule 7: Invoice of a non-Party）

輸入締約国の関係当局（＊2）は、仕入書が第三国に所在する自然人又は法人により発給されることのみを理由として、原産地に関する証拠書類の受理を拒否すべきではない。

The relevant authority of the importing Party should not reject a certificate of origin only for the reason that the invoice is issued by either a natural person or a juridical person located in a non-Party.

⑪ブルネイEPA　運用上の手続規則　付録1–B（OPERATIONAL PROCEDURES　Appendix1-B）

第7欄：個々の産品ごとに、インボイスの番号及び日付を記載すること。そのインボイスは、輸入締約国への産品の輸入のために発給されたものであるべきである。
原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なる者によりインボイスが発給され、かつ、当該インボイスを発給する者が第三国に所在する場合には、第8欄に当該産品のインボイスは第三国において発給されること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。
第三国で発給されたインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において不明であるという例外的な場合には、原産地証明書の発給を受ける輸出者により発給されたインボイスの番号及び日付が第7欄に記載されるべきである。そして第8欄には、輸入締約国への産品の輸入のために第三国において発給される別のインボイスに当該産品は服すること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。そのような場合において、輸入締約国の関係当局は輸入者に対して、輸入申告された産品に関しての輸出締約国から輸入締約国に至る取引を確認することができるインボイスその他の関係書類の提出を要求することができる。

Field 7: Indicate the invoice number and date for each good. The invoice should be the one issued for the importation of the good into the importing Party.
If the invoice is issued by a person different from the exporter to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, it should be indicated in field 8 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice.
In an exceptional case where the number of the invoice issued in a non-Party is not known at the time of issuance of the certificate of origin, the invoice number and the date of invoice issued by the exporter to whom the certificate of origin is issued should be indicated in field 7, and it should be indicated in field 8 that the goods will be subject to another invoice to be issued in a non-Party for the importation into the importing Party, identifying the full legal name and address of the person that will issue such other invoice. In such case, the relevant authority of the importing Party may require the importer to provide the invoices and any other relevant documents which confirm the transaction, from the exporting Party to the importing Party, with regard to the goods declared for import.

⑫インドネシアEPA　運用上の手続規則　第2部　原産地規則　第7規則　第三国のインボイス（OPERATIONAL PROCEDURES　PART 2　RULES OF ORIGIN　Rule 7　Invoice of a non-Party）

輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国に所在する自然人又は法人により発給されることのみを理由として、原産地に関する証拠書類の受理を拒否すべきではない。

	The customs authority of the importing Party should not reject a certificate of origin only for the reason that the invoice is issued by either a natural person or juridical person located in a non-Party.
⑫インドネシアEPA　運用上の手続規則　付録1–B（OPERATIONAL PROCEDURES　Appendix 1- B）	
	第7欄：個々の産品ごとに、インボイスの番号及び日付を記載すること。そのインボイスは、輸入締約国への産品の輸入のために発給されたものであるべきである。 原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なる者によりインボイスが発給され、かつ、当該インボイスを発給する者が第三国に所在する場合には、第8欄に当該産品のインボイスは第三国において発給されること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。 第三国で発給されたインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において不明であるという例外的な場合には、原産地証明書の発給を受ける輸出者により発給されたインボイスの番号及び日付が第7欄に記載されるべきである。そして第8欄には、輸入締約国への産品の輸入のために第三国において発給される別のインボイスに当該産品は服すること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。そのような場合において、輸入締約国の関係当局は輸入者に対して、インボイスその他の輸入申告された産品に関しての輸出締約国から輸入締約国に至る取引を確認することができる関係書類の提出を要求することができる。
	Field 7: Indicate the invoice number and date for each good. The invoice should be the one issued for the importation of the good into the importing Party. If the invoice is issued by a person different from the exporter to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, it should be indicated in field 8 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice. In an exceptional case where the number of the invoice issued in a non-Party is not known at the time of issuance of the certificate of origin, the invoice number and the date of invoice issued by the exporter to whom the certificate of origin is issued should be indicated in field 7, and it should be indicated in field 8 that the goods will be subject to another invoice to be issued in a non-Party for the importation into the importing Party, identifying the full legal name and address of the person that will issue such other invoice. In such case, the relevant authority of the importing Party may require the importer to provide the invoices and any other relevant documents which confirm the transaction, from the exporting Party to the importing Party, with regard to the goods declared for import.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　運用上の証明手続　第3規則　原産地証明書の提示（Annex 4 Operational Certification Procedures　Rule 3　Presentation of Certificate of Origin）	
1	輸入者は、関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。
	For the purposes of claiming preferential tariff treatment, the following shall be submitted to the customs authority of the importing Party by the importer:
(a)	有効な原産地証明書
	a valid CO; and

(b)	輸入締約国の法令に従い要求される他の書類（例えば、仕入書（第三国で発給されたものを含む。）及び輸出締約国において発給された通し船荷証券）
	other documents as required in accordance with the laws and regulations of the importing Party（e.g. invoices, including third country invoices, and a through bill of lading issued in the exporting Party）.
⑬アセアン包括EPA　運用上の規則　第3規則　原産地証明書の様式（IMPLEMENTING REGULATIONS　Rule 3　Format of Certificate of Origin）	
(d)	第三国のインボイスがある場合には、その旨及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所等の情報を原産地証明書に記載すべきである。
	For cases where there is a third country invoice, this is to be indicated in the CO, together with such information as the name and address of the person issuing the invoice.
⑬アセアン包括EPA　運用上の規則　付録1　アセアン構成国の原産地証明書の様式　注釈（IMPLEMENTING REGULATIONS　ATTACHMENT 1: CO FORMAT FOR ASEAN MEMBER STATES Notes）	
	7. 第三国インボイス：運用上の規則第3規則（d）に従って、第三国においてインボイスが発給される場合には、第13欄の“Third Country Invoicing”欄にチェック（✓）が付されるべきである。輸入締約国への産品の輸入のために発給されたインボイスの番号が第10欄に記載されるべきであり、また当該インボイスを発給した会社又は者の正式名称及び住所が第7欄に記載されなければならない。 第三国で発給されたインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において入手可能でないという例外的な場合には、原産地証明書の発給を受ける輸出者により発給されたインボイスの番号及び日付が第10欄に記載されるべきである。第13欄の“Third Country Invoicing”欄にチェック（✓）が付されるべきであり、また第7欄には、輸入締約国への輸入のために第三国において発給される別のインボイスに当該産品は服すること及び当該インボイスを発給する会社又は者の正式名称及び住所が記載されるべきである。そのような場合において、輸入締約国の税関当局は輸入者に対して、インボイスその他の輸入申告された産品に関しての輸出締約国から輸入締約国に至る取引を確認することができる関係書類の提出を要求することができる。

	7. THIRD COUNTRY INVOICING: In cases where invoices are issued by a third country, in accordance with Rule 3（d）of Implementing Regulations, the “Third Country Invoicing” box in box 13 should be ticked（✓）. The number of invoices issued for the importation of goods into the importing Party should be indicated in box 10, and the full legal name and address of the company or person that issued the invoices shall be indicated in box 7. In an exceptional case where the invoice issued in a third country is not available at the time of issuance of the certificate of origin, the invoice number and the date of the invoice issued by the exporter to whom the certificate of origin is issued should be indicated in box 10. The “Third Country Invoicing” in box 13 should be ticked, and it should be indicated in box 7 that the goods will be subject to another invoice to be issued in a third country for the importation into the importing Party, identifying in box 7 the full legal name and address of the company or person that will issue another invoice in the third country. In such a case, the customs authority of the importing Party may require the importer to provide the invoices and any other relevant documents which confirm the transaction from the exporting Party to the importing Party, with regard to the goods declared for import.
⑭ベトナムEPA　附属書3　運用上の証明手続　第3規則　原産地証明書の提示（Annex 3　Operational Certification Procedures　Rule 3　Presentation of Certificate of Origin）	
1	輸入者は、関税上の特恵待遇を要求するに当たり、輸入締約国の税関当局に対し、次のものを提出する。
	For the purposes of claiming preferential tariff treatment, the following shall be submitted to the customs authority of the importing Party by the importer:
(a)	有効な原産地証明書
	a valid CO; and
(b)	輸入締約国の法令に従い要求される他の書類（例えば、仕入書（第三国で発給されたものを含む。）及び輸出締約国において発給された通し船荷証券）
	other documents as required in accordance with the laws and regulations of the importing Party（e.g. invoices, including third country invoices, and a through bill of lading issued in the exporting Party）
⑭ベトナムEPA　運用上の規則　第2部　原産地規則　第3規則　原産地証明書の様式（IMPLEMENTING REGULATIONS　PART 2　Rules of Origin　Rule 3　Format of Certificate of Origin）	
(d)	第三国のインボイスがある場合には、その旨及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所等の情報を原産地証明書に記載すべきである。
	For cases where there is a third country invoice, this is to be indicated in a CO, together with such information as the full legal name and address of the person issuing the invoice.

⑭ベトナムEPA　運用上の規則　付録　付録2　ベトナムの原産地証明書の様式（IMPLEMENTING REGULATIONS　Appendix　ATTACHMENT 2: CO FORMAT FOR VIETNAM）

第7欄：個々の産品ごとに、インボイスの番号及び日付を記載すること。そのインボイスは、輸入締約国への産品の輸入のために発給されたものであるべきである。
原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なる者によりインボイスが発給され、かつ、当該インボイスを発給する者が第三国に所在する場合には、第8欄に当該産品のインボイスは第三国において発給されること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。
第三国で発給されたインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において不明であるという例外的な場合には、原産地証明書の発給を受ける輸出者により発給されたインボイスの番号及び日付が第7欄に記載されるべきである。そして第8欄には、輸入締約国への産品の輸入のために第三国において発給される別のインボイスに当該産品は服すること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。そのような場合において、輸入締約国の税関当局は輸入者に対して、インボイスその他の輸入申告された産品に関しての輸出締約国から輸入締約国に至る取引を確認することができる関係書類の提出を要求することができる。

Box 7: Indicate the invoice number and date for each good. The invoice should be the one issued for the importation of the good into the importing Party.
If the invoice is issued by a person different from the exporter to whom the CO is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, it should be indicated in box 8 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice.
In an exceptional case where the number of the invoice issued in a non-Party is not known at the time of issuance of the CO, the invoice number and the date of the invoice issued by the exporter to whom the CO is issued should be indicated in box7, and it should be indicated in box 8 that the goods will be subject to another invoice to be issued in a non-Party for the importation into the importing Party, identifying the full legal name and address of the person that will issue such other invoice. In such case, the customs authority of the importing Party may require the importer to provide the invoices and any other relevant documents which confirm the transaction, from the exporting Party to the importing Party, with regard to the goods declared for import.

⑮スイスEPA　運用上の手続規則　第1節　第9規則　第三国で発給されたインボイス（OPERATIONAL PROCEDURES　Section 1　Rule 9　Invoice issued in a non-Party）

原産地証明書によりカバーされる原産品であって、原産地証明書によりカバーされるものは、第三国において発給することができる。

An invoice relating to originating products of a Party covered by a Certificate of Origin may be issued in a non-Party.

⑮スイスEPA　運用上の手続規則　第1節　第5規則　インボイス番号（OPERATIONAL PROCEDURES　Section 1　Rule 5　Invoice number）

協定附属書2の第21条の適用において、輸入締約国への産品の輸入のために発給されるインボイスの番号及び日付が入手可能であるならば、それらが原産地証明書の第10欄に記載されるべきである。そのような情報が原産地証明書に記載されておらず、かつ、輸入締約国の税関当局が輸入申告された産品が原産地証明書に記載されている原産品であることに疑いを持った場合には、当該税関当局は輸入者に対して確認するための関係書類の提出を要請することができる。

For the purposes of Article XXI of Annex II of the Agreement, the number and the date of the invoice issued for the importation of the products into the importing Party, if available, should be indicated in field 10 of the Certificate of Origin. If such information is not mentioned on the Certificate of Origin and in case the customs authority of the importing Party has doubts that the products declared for importation are the originating products indicated in the Certificate of Origin, it may request the importer to provide any relevant documents to confirm.

⑯インドEPA　運用上の手続　第7規則　第三国のインボイス（Implementing Procedures　Rule 7　Invoice of a non-Party）

輸入締約国の税関当局は、仕入書が第三国に所在する自然人又は法人により発給されることのみを理由として、原産地に関する証拠書類の受理を拒否すべきではない。

The customs authority of the importing Party should not refuse to accept a certificate of origin only for the reason that the invoice is issued by either a natural person or a juridical person located in a non-Party.

⑯インドEPA　運用上の手続　付録2（Implementing Procedures　Appendix 2）

第7欄：個々の産品ごとに、インボイスの番号及び日付を記載すること。そのインボイスは、輸入締約国への産品の輸入のために発給されたものであるべきである。
原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なる者によりインボイスが発給され、かつ、当該インボイスを発給する者が第三国に所在する場合には、“Third Country Invoicing”欄にチェック（✓）が付されるべきであり、かつ、第8欄に当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。
第三国で発給されたインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において不明であるという例外的な場合には、原産地証明書の発給を受ける輸出者により発給されたインボイスの番号及び日付が第7欄に記載されるべきである。そして“Third Country Invoicing”欄にチェック（✓）が付されるべきであり、かつ、第8欄に当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が記載されるべきである。そのような場合において、輸入締約国の税関当局は輸入者に対して、インボイスその他の輸入申告された産品に関しての輸出締約国から輸入締約国に至る取引を確認することができる関係書類の提出を要求することができる。

Field 7: Indicate the invoice number and date for each good. The invoice should be the one issued for the importation of the good into the importing Party. If the invoice is issued by a person different from the exporter to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, the “Third Country Invoicing” box should be ticked（✓）and the full legal name and address of the person that issues the invoice should be indicated in field 8. In an exceptional case where the number of the invoice issued in a non-Party is not known at the time of issuance of the certificate of origin, the invoice number and the date of the invoice issued by the exporter to whom the certificate of origin is issued should be indicated in field 7. Also, the “Third Country Invoicing” box should be ticked（✓）and the full legal name and address of the person that will issue such other invoice should be indicated in field 8. In such case, the customs authority of the importing Party may require the importer to provide the invoices and any other relevant documents which confirm the transaction, from the exporting Party to the importing Party, with regard to the goods declared for import.
⑰ペルーEPA　附属書4　原産地証明　裏面の注釈（Annex 4　Proofs of Origin　Overleaf Note）
第8欄：各産品ごとにインボイスの番号及び日付を記載すること。インボイスは産品の輸入締約国への輸入のために発給されたものでなければならない。原産地証明書の発給を受ける輸出者とは異なる者によりインボイスが発給され、かつ、当該インボイスを発給する者が第三国に所在する場合には、当該産品のインボイスは第三国において発給されること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が第9欄に記載されなければならない。 第三国で発給されるインボイスの番号が原産地証明書の発給の時点において不明である場合には、原産地証明書の発給を受ける輸出者が発給するインボイスの番号及び日付が第8欄に記載されなければならず、かつ、輸入締約国への産品の輸入のために第三国において発給される別のインボイスに当該産品は服すること及び当該インボイスを発給する者の正式名称及び住所が第9欄に記載されなければならない。
Field 8: Indicate the invoice number and date for each good. The invoice shall be the one issued for the importation of the good into the importing Party. If the invoice is issued by a person different from the exporter to whom the Certificate of Origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, it shall be indicated in Field 9 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice. In case where the number of the invoice issued in a non-Party is not known at the time of issuance of the Certificate of Origin, the invoice number and the date of the invoice issued by the exporter to whom the Certificate of Origin is issued shall be indicated in Field 8, and it shall be indicated in Field 9 that the goods will be subject to another invoice to be issued in a non-Party for the importation into the importing Party, identifying the full legal name and address of the person that will issue such other invoice.

（注）各EPAの統一規則、運用上の手続規則、運用上の規則、運用上の手続及びペルーEPA附属書4における和文は筆者による仮訳である。なお、non-Partyについては、オーストラリアEPA第3.24条における訳語である「第三国」に統一した。

（＊1）「輸入締約国の関係当局（the relevant authority of the importing Country）」：マレーシアEPA第43条1の注釈において以下のように規定されている。
注釈　この条から第46条までに規定する「輸入締約国の関係当局」とは、
Note: The term “relevant authority of the importing Country” referred to in Articles 43 through 46 means:
（a）日本国については、税関当局をいう。
in the case of Japan, the customs authority; and
（b）マレーシアについては、国際貿易産業省をいう。
in the case of Malaysia, the Ministry of International Trade and Industry.

（＊2）「輸入締約国の関係当局（the relevant authority of the importing Party）」：ブルネイEPA第40条1の注釈において以下のように規定されている。
注釈　この条から第43条までの規定の適用上、「輸入締約国の関係当局」とは、
Note: For the purposes of Articles 40, 41, 42 and 43, “relevant authority of the importing Party” means:
（a）ブルネイ・ダルサラーム国については、外務貿易省をいう。
in the case of Brunei Darussalam, the Ministry of Foreign Affairs and Trade; and
（b）日本国については、財務省をいう。
in the case of Japan, the Ministry of Finance.

表3–129

	原産地証明書発給時に第三国インボイスの番号が判明している場合		原産地証明書発給時に第三国インボイスの番号が判明していない場合	
	インボイス番号記載欄への記載事項	その他の記載事項	インボイス番号記載欄への記載事項	その他の記載事項
シンガポール	—	—	—	—
メキシコ	第10欄：第三国インボイスの番号を記載。	第11欄：第三国でインボイスが発給されること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。	第10欄：空白	誓約書：第三国インボイスの番号が判明していなかったこと、及び、当該インボイスの番号及び輸入に使用される原産地証明書の番号を記載。
マレーシア	第7欄：第三国インボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：第三国でインボイスが発給されること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。	第7欄：空白	誓約書：第三国インボイスの番号が判明していなかったこと、及び、当該インボイスの番号及び輸入に使用される原産地証明書の番号を記載。

フィリピン	第7欄：原則として第三国インボイスの番号及び日付を記載。	―	第7欄：空白	誓約書：第三国インボイスの番号が判明していなかったこと、及び、当該インボイスの番号及び輸入に使用される原産地証明書の番号を記載。
チリ	第7欄：第三国インボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：第三国でインボイスが発給されること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。	第7欄：空白	第8欄：第三国でインボイスが発給されること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。 誓約書：第三国インボイスの番号が判明していなかったこと、及び、当該インボイスの番号及び輸入に使用される原産地証明書の番号を記載。
タイ	第7欄：第三国インボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：第三国でインボイスが発給されること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。	第10欄：輸　出者が発給するインボイスの番号及び日付を記載。	第1欄：第三国でインボイスが発給されること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。
ブルネイ	第7欄：第三国インボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：第三国でインボイスが発給されること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。	第7欄：輸出者が発給するインボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：第三国で発給されるインボイスに服すること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。 インボイスその他当該取引の内容を確認するための書類の提出の要請。
インドネシア	第7欄：第三国インボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：第三国でインボイスが発給されること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。	第7欄：輸出者が発給するインボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：第三国で発給されるインボイスに服すること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。 インボイスその他当該取引の内容を確認するための書類の提出の要請。

アセアン包括	第10欄：第三国インボイスの番号及び日付を記載。	第13欄：“Third Country Invoicing”欄にチェック（✓）を付す。 第7欄：第三国インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。	第10欄：輸出者が発給するインボイスの番号及び日付を記載。	第13欄：“Third Country Invoicing”欄にチェック（✓）を付す。 第7欄：第三国で発給されるインボイスに服すること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。 インボイスその他当該取引の内容を確認するための書類の提出の要請。
ベトナム	第7欄：第三国インボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：第三国でインボイスが発給されること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。	第7欄：輸出者が発給するインボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：第三国で発給されるインボイスに服すること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。 インボイスその他当該取引の内容を確認するための書類の提出の要請。
スイス	第10欄：第三国インボイスの番号及び日付を記載。	—	—	輸入者に対して、原産品であることを確認するための関連書類の提出の要請。
インド	第7欄：第三国インボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：“Third Country Invoicing”欄にチェック（✓）を付す。第三国インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。	第7欄：輸出者が発給するインボイスの番号及び日付を記載。	第8欄：“Third Country Invoicing”欄にチェック（✓）を付す。 第三国インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。 インボイスその他当該取引の内容を確認するための書類の提出の要請。
ペルー	第8欄：第三国インボイスの番号及び日付を記載。	第9欄：第三国でインボイスが発給されること及び当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。	第8欄：輸出者が発給するインボイスの番号及び日付を記載。	第9欄：第三国で発給されるインボイスに服すること、当該インボイスの発給者の正式名称・住所を記載。
オーストラリア	—	—	—	—

第3.25条　秘密性　（Article 3. 25　Confidentiality）

1	各締約国は、自国の法令に従い、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。
	Each Party shall maintain, in accordance with its laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential pursuant to this Chapter, and shall protect that information from disclosure.
2	輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報については、
	Information obtained by the customs administration of the importing Party pursuant to this Chapter:
(a)	この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。
	may only be used by such authority for the purposes of this Chapter; and
(b)	当該輸入締約国が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において提示するために使用してはならない。ただし、当該情報が、当該輸入締約国の要請に基づき、外交上の経路又は輸出締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて刑事手続における使用のために提供された場合には、この限りでない。
	shall not be used by the importing Party for presentation in criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless such information was provided for use in criminal proceedings on request of the importing Party, through diplomatic channels or other channels established in accordance with the laws and regulations of the exporting Party.
3	この条の規定は、情報を受領した輸入締約国の法令が当該情報の使用又は開示を要求する限りにおいて、その使用又は開示を妨げるものではない。当該輸入締約国は、可能な限り、輸出締約国に対しそのような開示について事前に通報する。
	This Article shall not preclude the use or disclosure of information to the extent such use or disclosure is required by the laws and regulations of the importing Party receiving the information. The importing Party shall, wherever possible, give advance notice of any such disclosure to the exporting Party.

1. 本条の趣旨

本条は、各締約国が原産地規則章の規定に従って入手した情報の秘密性の保持及び利用制限について定めるものである。

2. 本条において用いられている用語等の意味

「税関当局（the customs administration）」：第1. 2条（e）において以下のように規定されている。

「税関当局」とは、各締約国又は第三国の法令に従い、関税法令の運用及び執行について責任を負う当局をいう。

the term “customs administration” means the administration that, in accordance with the laws and regulations of each Party or non-Parties, is responsible for the administration and enforcement of customs laws and regulations;

「この章の規定に従って入手した情報（Information obtained … pursuant to this Chapter）」：
例えば、第3. 21条等に基づき実施される事後確認や確認訪問を通じて得られる情報が挙げられる。

3. 本条の解釈

本条の1は、原産地規則章の規定に従って各締約国に提供された秘密の情報について、その秘密性を保持すること及び、開示が行われないようにすることを、当該情報を提供された締約国に対して義務付けている。

本条の2は、輸入締約国の税関当局が、原産地規則章の規定に従って入手した情報については、

①原産地規則章の実施の規定の実施のために当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができることとするとともに、

②原則として輸入締約国の国内における刑事手続において使用することを禁止している。

なお、②に関しては例外として、当該情報が

・輸入締約国の要請に基づき、

・外交上の経路又は輸出締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて、

・刑事手続における使用のために

提供された場合には、刑事手続に使用することができることとされている。

本条の3は、情報を入手した輸入締約国の法令において、当該情報の使用又は開示を行うことが定められている場合には、上記の1及び2の規定に関わらず、当該使用又は開示を行うことが可能であることを確認している。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 本条の1

国家公務員法（昭和22年法律第120号）第100条が関連するものとして挙げられる。

『国家公務員法

第100条　職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。』

(2) 本条の2

関税法第108条の2、国際捜査共助等に関する法律（昭和55年法律第69号）第3条等が関係するものとして挙げられる。

(3) 本条の3

明示的に対応する規定はないものと解される。

5. 本規定の沿革及び他のEPA等との比較

(1) 本条の1

日本の14本のEPAにおいて第3. 25条1に対応する規定が最初に設けられたのは、メキシコEPA第45条1においてである。それ以降のEPAにおいても、内容は一部異なり得るものの同様の規定がチリEPAを除いて設けられ、オーストラリアEPAに至っている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–130に掲げる。

(2) 本条の2

日本の14本のEPAにおいて第3. 25条2に対応する規定が最初に設けられたのは、メキシコEPA第45条2においてである。それ以降のEPAにおいても、内容は一部異なり得るものの同様の規定がチリEPAを除いて設けられ、オーストラリアEPAに至っている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–131に掲げる。

(3) 本条の3

日本の14本のEPAにおいて第3. 25条3に対応する規定が最初に設けられたのは、オーストラリアEPAにおいてである。

表3–130

①オーストラリアEPA　第3. 25条　秘密性（Article 3. 25　Confidentiality）
1　各締約国は、自国の法令に従い、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。
Each Party shall maintain, in accordance with its laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential pursuant to this Chapter, and shall protect that information from disclosure.
②UNCTAD合意文書（VERIFICATION）
4.　Information and reports obtained during the course of verification shall be treated as confidential.
③一般特恵原産地規則
—
④旧京都規約　附属書D3　原産地を証明する文書の統制に関する附属書（Annex D. 3　Annex concerning the control of documentary evidence of origin）
11.　Standard
Any information communicated in accordance with the provisions of this Annex shall be treated as confidential and used for Customs purposes only.
⑤シンガポールEPA
—

⑥メキシコEPA　第45条　秘密性（Article 45　Confidentiality）
1　各締約国は、前節及びこの節の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を国内法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。
Each Party shall maintain, in accordance with its domestic laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential pursuant to Section 1 and this Section and shall protect that information from disclosure that could prejudice the competitive position of the persons providing the information.
⑦マレーシアEPA　第46条　秘密性（Article 46　Confidentiality）
1　各締約国は、この章の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。
Each Country shall maintain, in accordance with its laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential pursuant to this Chapter, and shall protect that information from disclosure that could prejudice the competitive position of the persons providing the information.
⑧フィリピンEPA　第46条　秘密性（Article 46　Confidentiality）
1　各締約国は、この章の規定に従って自国に提供された秘密の情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から自国の法令に従って保護する。
Each Party shall maintain, in accordance with its laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential pursuant to this Chapter, and shall protect, in accordance with its laws and regulations, that information from disclosure that could prejudice the competitive position of the persons providing the information.
⑨チリEPA
—
⑩タイEPA　第46条　秘密性（Article 46　Confidentiality）
1　各締約国は、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。
Each Party shall maintain, in accordance with its laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential pursuant to this Chapter, and shall protect that information from disclosure that could prejudice the competitive position of the persons providing the information.
⑪ブルネイEPA　第43条　秘密性（Article 43　Confidentiality）
1　各締約国は、この章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。
Each Party shall maintain, in accordance with its laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential pursuant to this Chapter, and shall protect that information from disclosure that could prejudice the competitive position of the persons providing the information.

⑫インドネシアEPA　第46条　秘密性（Article 46　Confidentiality）	
1	各締約国は、この章の規定に従って自国に対し秘密のものとして提供される情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護する。
	Each Party shall maintain, in accordance with its laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential pursuant to this Chapter, and shall protect that information from disclosure that could prejudice the competitive position of the persons providing the information.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第9規則　秘密性（Annex 4　Rule 9　Confidentiality）	
1	締約国がこの附属書の規定に従って他の締約国に対し情報を提供する場合において、当該情報が秘密のものとして指定されているときは、当該情報を受領する当該他の締約国は、当該情報の秘密性を保持し、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護し、及び当該情報を提供した締約国が指定する目的のためにのみ使用するものとし、また、当該情報を提供した締約国の書面による明示的な同意を得ないで当該情報を開示してはならない。
	Where a Party provides information to another Party pursuant to this Annex and designates the information as confidential, the Party receiving the information shall maintain the confidentiality of the information, protect that information from disclosure that could prejudice the competitive position of the persons providing the information, use the information only for the purposes specified by the Party providing it, and not disclose the information without the specific written permission of the Party providing it.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第9規則　秘密性（Annex 3　Rule 9　Confidentiality）	
1	一方の締約国がこの附属書の規定に従って他方の締約国に対し情報を提供する場合において、当該情報が秘密のものとして指定されているときは、当該他方の締約国は、当該情報の秘密性を保持し、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護し、及び当該一方の締約国が指定する目的のためにのみ使用するものとし、また、当該一方の締約国の書面による明示的な同意を得ないで当該情報を開示してはならない。
	Where a Party provides information to the other Party pursuant to this Annex and designates the information as confidential, that other Party shall maintain the confidentiality of the information, protect that information from disclosure that could prejudice the competitive position of the persons providing the information, use the information only for the purposes specified by the former Party, and not disclose the information without the specific written permission of the former Party.
⑮スイスEPA　附属書2第26条　秘密性（Annex II　Article XXVI　Confidentiality）	
1	各締約国は、この附属書の規定に従って自国に秘密のものとして提供される情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。
	Each Party shall maintain, in accordance with its laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential pursuant to this Annex, and shall protect that information from disclosure.
⑯インドEPA　附属書3　第9節　秘密性（Annex 3　Section 9　Confidentiality）	
1	各締約国は、この附属書に従って自国に対し秘密のものとして提供される情報の秘密性を自国の法令に従って保持するものとし、また、当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれがある開示から保護する。

Each Party shall maintain, in accordance with its laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential pursuant to this Annex, and shall protect that information from disclosure that could prejudice the competitive position of the persons providing the information.
⑰ペルーEPA　第68条　秘密性（Article 68　Confidentiality）
1　一方の締約国は、自国の法令に従い、他方の締約国がこの章の規定に従って一方の締約国に秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持するものとし、また、当該情報を開示から保護する。
Each Party shall maintain in accordance with its laws and regulations, the confidentiality of information provided to it as confidential by the other Party pursuant to this Chapter, and shall protect that information from disclosure.

表3–131

①オーストラリアEPA　第3. 25条　秘密性（Article 3. 25　Confidentiality）
2　輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報については、
Information obtained by the customs administration of the importing Party pursuant to this Chapter:
(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。
may only be used by such authority for the purposes of this Chapter; and
(b) 当該輸入締約国が裁判所又は裁判官の行う刑事手続において提示するために使用してはならない。ただし、当該情報が、当該輸入締約国の要請に基づき、外交上の経路又は輸出締約国の法令に従って設けられたその他の経路を通じて刑事手続における使用のために提供された場合には、この限りでない。
shall not be used by the importing Party for presentation in criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless such information was provided for use in criminal proceedings on request of the importing Party, through diplomatic channels or other channels established in accordance with the laws and regulations of the exporting Party.
②UNCTAD合意文書
—
③一般特恵原産地規則
—
④旧京都規約
—
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA　第45条　秘密性（Article 45　Confidentiality）
2　前節及びこの節の規定に従って入手した情報は、前節及びこの節の規定の実施のために、原産品であるか否かの決定及び関税その他輸入に係る間接税について制度の運用上及び執行上の責任を有する両締約国の権限のある当局に対してのみ開示することができる。当該情報は、要請を受ける締約国の関係法令又は両締約国が締結している適当な国際協力に関する協定に従って要請され、かつ、提供される場合を除き、当該情報を入手した締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。

Information obtained pursuant to Section 1 and this Section may only be disclosed, for the purposes of Section 1 and this Section, to those competent authorities of the Parties responsible for the administration and enforcement of determinations of origin and of customs duties and other indirect taxes on imports, and shall not be used by a Party in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless the information is requested to the other Party and provided to the former Party, in accordance with the applicable laws of the requested Party or appropriate international cooperation agreements to which both Parties are parties.
⑦マレーシアEPA　第46条　秘密性（Article 46　Confidentiality）
2　輸入締約国の関係当局がこの章の規定に従って入手した情報は、
Information obtained by the relevant authority of the importing Country pursuant to this Chapter:
(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の関係当局のみが利用することができる。
may only be used by such authority for the purposes of this Chapter; and
(b) 当該情報が要請を受ける締約国の関係法令に従って設けられた外交上の経路その他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。
shall not be used by the importing Country in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless the information is requested to the other Country and provided to the former Country, through the diplomatic channels or other channels established in accordance with the applicable laws of the requested Country.
⑧フィリピンEPA　第46条　秘密性（Article 46　Confidentiality）
2　輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報は、
Information obtained by the customs authority of the importing Party pursuant to this Chapter:
(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。
may only be used by such authority for the purposes of this Chapter; and
(b) 当該情報が外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。
shall not be used by the importing Party in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless the information is requested to the other Party and provided to the former Party, through the diplomatic channels or other channels established in accordance with the applicable laws of the requested Party.
⑨チリEPA
—
⑩タイEPA　第46条　秘密性（Article 46　Confidentiality）
2　輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手した情報は、
Information obtained by the customs authority of the importing Party pursuant to this Chapter:
(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが利用することができる。
may only be used by such authority for the purposes of this Chapter; and

(b) 当該情報が外交上の経路又は要請を受ける締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて要請され、かつ、提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。
shall not be used by the importing Party in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless the information is requested to the other Party and provided to the former Party, through the diplomatic channels or other channels established in accordance with the applicable laws of the requested Party.
⑪ブルネイEPA　第43条　秘密性（Article 43　Confidentiality）
2　輸入締約国の関係当局がこの章の規定に従って入手した情報は、
Information obtained by the relevant authority of the importing Party pursuant to this Chapter:
(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の関係当局のみが利用することができる。
may only be used by such authority for the purposes of this Chapter; and
(b) 外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて、当該情報の要請が行われ、かつ、当該情報が提供される場合を除くほか、当該輸入締約国によって裁判所又は裁判官の行ういかなる刑事手続においても使用されてはならない。
shall not be used by the importing Party in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless a request for the information is made to the exporting Party and such information is provided to the importing Party, through the diplomatic channels or other channels established in accordance with the applicable laws and regulations of the exporting Party.
⑫インドネシアEPA　第46条　秘密性（Article 46　Confidentiality）
2　輸入締約国の税関当局がこの章の規定に従って入手する情報については、
Information obtained by the customs authority of the importing Party pursuant to this Chapter:
(a) この章の規定の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用することができる。
may only be used by such authority for the purposes of this Chapter; and
(b) 外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて、当該情報の要請が行われ、かつ、当該情報が提供される場合を除くほか、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官が行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。
shall not be used by the importing Party in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless the information is requested to the exporting Party and provided to the importing Party, through the diplomatic channels or other channels established in accordance with the applicable laws of the exporting Party.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第9規則　秘密性（Annex 4　Rule 9　Confidentiality）
2　輸入締約国の税関当局又は関係当局がこの附属書の規定に従って入手する情報については、
Information obtained by the customs authority or the relevant authority of the importing Party pursuant to this Annex:
(a) この附属書に基づく原産地証明書の確認のために、当該輸入締約国の税関当局又は関係当局のみが使用するものとする。
shall only be used by such authority for the purposes of the verification of a CO under this Annex; and

(b) 当該情報を提供した輸出締約国の書面による明示的な同意が得られない場合には、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官が行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。
shall not be used by the importing Party in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, in the absence of a specific written permission of the exporting Party that provided the information.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第9規則　秘密性（Annex 3　Rule 9　Confidentiality）
2　輸入締約国の税関当局がこの附属書の規定に従って入手する情報については、
Information obtained by the customs authority of the importing Party pursuant to this Annex:
(a) この附属書に基づく原産地証明書の確認のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用するものとする。
shall only be used by such authority for the purposes of the verification of a CO under this Annex; and
(b) 輸出締約国の書面による明示的な同意が得られない場合には、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官が行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。
shall not be used by the importing Party in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, in the absence of a specific written permission of the exporting Party.
⑮スイスEPA　附属書2第26条　秘密性（Annex II　Article XXVI　Confidentiality）
2　輸入締約国の税関当局がこの附属書の規定に従って入手する情報については、
Information obtained by the customs authority of the importing Party pursuant to this Annex:
(a) この附属書の規定の実施のために、当該税関当局のみが利用することができるものとする。
may only be used by such authority for the purposes of this Annex; and
(b) 外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って定められたその他の経路を通じてその提供を輸入締約国が要請し、かつ、当該情報が当該輸入締約国に提供される場合を除くほか、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。
shall not be used by the importing Party in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless such information is requested by and provided to the importing Party through the diplomatic channels or other channels established in accordance with the applicable laws and regulations of the exporting Party.
⑯インドEPA　附属書3　第9節　秘密性（Annex 3　Section 9　Confidentiality）
2　輸入締約国の税関当局がこの附属書に従って入手する情報については、
Information obtained by the customs authority of the importing Party pursuant to this Annex:
(a) この附属書の実施のために、当該輸入締約国の税関当局のみが使用することができる。
may only be used by such authority for the purposes of this Annex; and
(b) 外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて、当該情報の要請が行われ、かつ、当該情報が提供される場合を除くほか、当該輸入締約国は、裁判所又は裁判官が行ういかなる刑事手続においても使用してはならない。

shall not be used by the importing Party in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless the information is requested to the exporting Party and provided to the importing Party, through the diplomatic channels or other channels established in accordance with the applicable laws of the exporting Party.
⑰ペルーEPA　第68条　秘密性（Article 68　Confidentiality）
2　輸入締約国の関係当局がこの章の規定に従って入手する情報については、
Information obtained by the relevant authority of the importing Party pursuant to this Chapter:
(a) この章の規定の実施のために、当該関係当局のみが利用することができるものとする。
may only be used by such authority for the purposes of this Chapter; and
(b) 外交上の経路又は輸出締約国の関係法令に従って設けられたその他の経路を通じて当該情報の使用の許可を輸入締約国が要請し、かつ、当該許可が輸入締約国に提供される場合を除くほか、輸入締約国は、裁判所又は裁判官の行う刑事手続において使用してはならない。
shall not be used by the importing Party in any criminal proceedings carried out by a court or a judge, unless permission to use such information is requested by and provided to the importing Party through the diplomatic channels or other channels established in accordance with the applicable laws and regulations of the exporting Party.

第3.26条　罰則　（Article 3. 26　Penalties）

各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。

Each Party shall adopt or maintain appropriate penalties or other measures against violations of its laws and regulations relating to the provisions of this Chapter.

1. 本条の趣旨

本条は、本EPAにおける原産地規則章の規定に関連する自国の国内法令の違反があった場合における罰則等を国内法令において措置することを定めるものである。

2. 本条において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本条の解釈

上記の1.で述べた通り、原産地規則に関する国内法令の違反に対する罰則その他の措置について、国内法令に定めがなければ新たに導入し、又は既存の法令があればそれを維持することを義務付けている。

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法第111条において、輸入申告に関して偽った申告・証明等を行った場合等の罰則について、以下のように規定されている。

『第111条　次の各号のいずれかに該当する者は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の5倍が1000万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。

一　（省略）

二　第67条の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者

2　第67条の申告又は検査に際し通関業者の偽つた申告若しくは証明又は偽つた書類の提出により貨物を輸出し、又は輸入することとなつた場合における当該行為をした通関業者についても、また前項の例による。

3　前二項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

4　第1項又は第2項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者は、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の5倍が500万円を超えるときは、罰金は、当該価格の5倍以下とする。』

(2) 申告原産品情報提供法第11条から第13条において、虚偽の特定原産品申告書（原産地証明文書）の交付・提供を行った場合等の罰則について、以下のように規定されている。

『第11条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一　虚偽の記載又は記録をした特定原産品申告書を交付し、又は提供した者

二　虚偽の記載又は記録をした特定原産品誓約書を交付し、又は提供した者

第12条　第5条第1項の規定による資料の提出の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは正当な理由がなく検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、30万円以下の罰金に処する。

第13条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。』

(3) 特定原産地証明書発給法第34条から第40条において、特定原産地証明書に係る違反に関する罰則について、以下のように規定されている。

『第34条　第16条第1項又は第26条第6項の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第35条　第31条の規定に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第35条の2　第2種特定原産地証明書に虚偽の記載をした認定輸出者は、50万円以下の罰金に処する。

2　認定輸出者が第二種特定原産地証明書の作成をするに当たり、当該認定輸出者に対して交付した第2種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第2種原産品誓約書交付者も、前項と同様とする。

第36条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一　経済産業大臣又は指定発給機関に対し、第1種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり虚偽の発給申請書又は虚偽の資料を提出した発給申請者

二　経済産業大臣又は指定発給機関に対し、虚偽の資料（第3条第3項の規定により提出されたものに限る。）を提出した証明資料提出者

三　発給申請者が第1種特定原産地証明書の発給を受けるに当たり、経済産業大臣又は指定発給機関に対して提出された第1種原産品誓約書に虚偽の誓約をした第1種原産品誓約書交付者

四　経済産業大臣に対し、第7条の2第1項の認定（第7条の5第1項の認定の更新を含む。）を受けるに当たり虚偽の認定申請書又は虚偽の書類を提出した認定申請者

第37条　証明書受給者が、第1種特定原産地証明書の発給を受けた日以後第6条第1項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第1種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣（当該第1種特定原産地証明書が指定発給機関により発給されたものであるときは、当該指定発給機関）に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときは、30万円以下の罰金に処する。

2　認定輸出者が、第2種特定原産地証明書を作成した日以後第7条の9第1項の経済産業省令で定める期間を経過する日までの間において当該第2種特定原産地証明書を作成した物品が

特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときも、前項と同様とする。

第37条の2　第7条の12第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第38条　第29条の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第39条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定発給機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

一　第8条第3項の規定により読み替えて適用する第5条の規定に違反したとき。

二　第20条の許可を受けないで発給事務の全部を廃止したとき。

三　第23条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第40条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第35条から第38条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。』

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較分析

日本の14本のEPAにおいて、第3. 26条に対応する規定が最初に設けられたのは、メキシコEPA第46条（表3–132参照）においてであり、その内容は原産地証明に関連する違法行為全般に対する罰則その他の適当な制裁を国内法令において定め、又は維持するというものである。同規定は、下記に掲げるNAFTA第508条1の影響を受けているものと解される。

（参考）NAFTA第508条

Article 508: Penalties

1. Each Party shall maintain measures imposing criminal, civil or administrative penalties for violations of its laws and regulations relating to this Chapter.

2.（省略）

第508条　罰則

1. 各締約国は、この章に関連する自国の法令の違反に対する刑事上、民事上又は行政上の罰則を科すための措置を維持する。

2.（省略）　（和文：筆者による仮訳）

次のマレーシアEPAにおいては、交渉の結果、メキシコEPAの規定とは若干異なる条文が導入された。

すなわち、

・輸出者等が、原産地証明書の発給申請時に虚偽の申告を行っていた場合

・原産地証明書の発給を受けた輸出者等が、原産地証明書発給後に産品が原産品でないことが判明した際に原産地証明書の発給機関への通報を怠った場合

における罰則等を定め若しくは維持し、又は、適当な措置をとる旨を定めている。

そして、このマレーシアEPAと同様の内容の規定は、以後インドネシアEPAまでの各EPAにおいて採用されることとなる。

一方、アセアン包括EPAにおいては、メキシコEPA同様の原産地証明書に関連した不正行為全般に対する罰則等に係る規定が定められ、以後オーストラリアEPAに至るまで（インドEPAを除く。インドEPAはマレーシアEPAと同様の規定となっている。）同様の規定が採用されている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–132に掲げる。

表3–132

①オーストラリアEPA　第3. 26条　罰則（Article 3.26　Penalties）
各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。 Each Party shall adopt or maintain appropriate penalties or other measures against violations of its laws and regulations relating to the provisions of this Chapter.
②UNCTAD合意文書（DOCUMANTARY EVIDENCE）
1.　Preference-receiving countries shall take appropriate legal sanctions against persons who furnish, or cause to be furnished, information relating to origin and consignment under the generalized system of preferences, if that information is untrue in a material particular.
③一般特恵原産地規則
（本文の4.（1）に記載した関税法の規定参照）
④旧京都規約　附属書D. 2　原産地を証明する文書に関する附属書（Annex D. 2　Annex concerning documentary evidence of origin）
13. Standard
Provision shall be made for sanctions against any person who prepares, or causes to be prepared, a document containing false information with a view to obtaining documentary evidence of origin.
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA　第46条　罰則（Article 46　Penalties）
各締約国は、原産地証明に関連する違法行為（虚偽の申告書その他の文書であって前節及びこの節の規定に関連するものを自国の税関当局、権限のある政府当局又は指定団体に提出することを含む。）を行った自国の輸入者、輸出者及び生産者について、刑事上、民事上又は行政上の罰則その他の適当な制裁を定め、又は維持することを確保する。
Each Party shall ensure that criminal, civil or administrative penalties or other appropriate sanctions against its importers, exporters and producers for committing illegal acts in connection with a proof of origin, including providing false declarations or documents relating to Section 1 and this Section to its customs authority, competent governmental authority or its designees, shall be established or maintained.

⑦マレーシアEPA　第47条　虚偽申告に対する罰則及び措置（Article 47　Penalties and Measures against False Declaration）	
1	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。
	Each Country shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other sanctions against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and its producers of the goods in the territory of the exporting Country referred to in subparagraph 7（b）of Article 40, for providing false declaration or documents to its competent governmental authority or its designees prior to the issuance of certificate of origin.
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国の領域に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。
	Each Country shall, in accordance with its laws and regulations, take measures which it considers appropriate against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and its producers of the goods in the territory of the exporting Country referred to in subparagraph 7（b）of Article 40, for failing to notify in writing to the competent governmental authority of the exporting Country or its designees without delay after having known, after the issuance of certificate of origin, that such good does not qualify as an originating good of the exporting Country.
⑧フィリピンEPA　第47条　罰則、制裁又は他の措置（Article 47　Penalties, Sanctions or Other Measures）	
	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者及び輸出締約国に所在する生産者であって第41条7（b）に規定するものについて、自国の法令に従い、次の場合の適当な罰則、制裁又は他の措置を維持し、又は定めることを確保する。
	Each Party shall ensure, in accordance with its laws and regulations, that appropriate penalties, sanctions or other measures are maintained or established against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and its producers of the goods in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 41:
（a）	原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合
	for providing false declaration or documents to its competent governmental authority or its designees prior to the issuance of certificate of origin; and
（b）	産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合
	for failing to notify in writing to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees without delay after having known that such good does not qualify as an originating good of the exporting Party.

⑨チリEPA　第50条　虚偽申告に対する罰則及び措置（Article 50　Penalties and Measures against False Declaration）	
1	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第44条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。
	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other sanctions against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 44, for providing false declaration or documents to the competent authority of the exporting Party or its designees prior to the issuance of certificate of origin.
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第44条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。
	Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, take measures which it considers appropriate against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 44, for failing to notify in writing to the competent authority of the exporting Party or its designees without delay after having known, after the issuance of certificate of origin, that such good does not qualify as an originating good of the exporting Party.
⑩タイEPA　第47条　虚偽申告に対する罰則及び措置（Article 47　Penalties and Measures against False Declaration）	
1	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又は指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。
	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other sanctions against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and its producers of the goods in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 40, for providing false declaration or documents to its competent governmental authority or its designees prior to the issuance of certificate of origin.
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する生産者であって第40条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当と認める措置をとる。

	Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, take measures which it considers appropriate against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and its producers of the goods in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 40, for failing to notify in writing to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees without delay after having known, after the issuance of certificate of origin, that such good does not qualify as an originating good of the exporting Party.
⑪ブルネイEPA　第44条　虚偽申告に対する罰則及び措置（Article 44　Penalties and Measures against False Declaration）	
1	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第37条8（b）に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。
	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other sanctions against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 8（b）of Article 37, for providing false declaration or documents to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees prior to the issuance of certificate of origin.
2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第37条8（b）に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当と認める措置をとる。
	Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, take measures which it considers appropriate against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 8（b）of Article 37, for failing to notify in writing to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees without delay after having known, after the issuance of certificate of origin, that such good does not qualify as an originating good of the exporting Party.
⑫インドネシアEPA　第47条　虚偽申告に対する罰則及び措置（Article 47　Penalties and Measures against False Declaration）	
1	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第41条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給される前に虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出した場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当な罰則その他の制裁を定め、又は維持する。
	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other sanctions against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 7（b）of Article 41, for providing false declaration or documents to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees prior to the issuance of certificate of origin.

2	各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第41条7（b）に規定するものが、原産地証明書が発給された後に産品が当該輸出締約国の原産品でないことを知ったにもかかわらず、当該輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体に対し書面により遅滞なく通報することを怠った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び当該生産者に対して適当と認める措置をとる。
	Each Party shall, in accordance with its laws and regulations, take measures which it considers appropriate against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of the good in the exporting Party referred to in subparagraph 7 (b) of Article 41, for failing to notify in writing to the competent governmental authority of the exporting Party or its designees without delay after having known, after the issuance of certificate of origin, that such good does not qualify as an originating good of the exporting Party.
⑬アセアン包括EPA　附属書4　第10規則　不正行為に対する適当な罰則及び措置（Annex 4 Rule 10　Appropriate Penalties or Other Measures against Fraudulent Acts）	
	各締約国は、自国の輸出者又は生産者が原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行った場合には、自国の法令に従って、適当な罰則その他の措置を定め、又は維持する。
	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other measures against its exporters or producers who have committed fraudulent acts in connection with a CO, including submission of false declarations or documents to its competent governmental authority or its designees.
⑭ベトナムEPA　附属書3　第10規則　不正行為に対する適当な罰則及び措置（Annex 3　Rule 10　Appropriate Penalties or Other Measures against Fraudulent Acts）	
	各締約国は、原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行う自国の輸出者又は生産者に対し、自国の法令に従って、適当な罰則その他の措置を定め、又は維持する。
	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other measures against its exporters or producers who have committed fraudulent acts in connection with a CO, including submission of false declarations or documents to its competent governmental authority or its designees.
⑮スイスEPA　附属書2第27条　不正行為に対する罰則及び措置（Annex II　Article XXVII Penalties and Measures against Fraudulent Acts）	
	各締約国は、自国の輸出者並びにこの附属書の第16条及び第19条に規定する生産者又は他の者が原産地証明に関連して不正行為を行った場合には、自国の法令に従って、適切な罰則、制裁その他の措置を定め、又は維持する。
	Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties, sanctions, or other measures against its exporters, and the producers and persons referred to in Articles XVI and XIX of this Annex who have committed fraudulent acts in connection with a proof of origin.

⑯インドEPA　附属書3　第10節　不正行為に対する罰則及び措置（Annex 3　Section 10　Penalties and Measures against Fraudulent Acts）
各締約国は、原産地証明書の発給を受けた輸出者又は輸出締約国に所在する産品の生産者であって第3節6（b）に規定するものが、原産地証明書に関連した不正行為（虚偽の申告書その他の文書を自国の権限のある政府当局又はその指定団体に提出することを含む。）を行った場合には、自国の法令に従って、当該輸出者及び生産者に対して適当な罰則その他の措置を定め、又は維持する。
Each Party shall establish or maintain, in accordance with its laws and regulations, appropriate penalties or other measures against its exporters to whom a certificate of origin has been issued and the producers of a good in the exporting Party referred to in subparagraph 6 (b) of Section 3 who have committed fraudulent acts in connection with a certificate of origin, including submission of false declarations or documents to its competent governmental authority of the exporting Party or its designees.
⑰ペルーEPA　第67条　罰則（Article 67　Penalties）
各締約国は、この章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、適当な罰則その他の措置を採用し、又は維持する。
Each Party shall adopt or maintain appropriate penalties or other measures against violations of its laws and regulations relating to the provisions of this Chapter.

第3.27条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定
（Article 3. 27　Transitional Provisions for Goods in Transport or Storage）

1	輸入締約国の税関当局は、この協定の効力発生の日の後4箇月以内又は当該輸入締約国が認めるこれよりも長い期間内に、この協定の効力発生の日に次の状態にある輸出締約国の原産品に対し、関税上の特恵待遇を与える。
	Within four months after the date of entry into force of this Agreement, or such longer period as allowed by the importing Party, the customs administration of the importing Party shall grant preferential tariff treatment for an originating good of the exporting Party which, on the date of entry into force of this Agreement:
(a)	当該輸出締約国から当該輸入締約国に向けて輸送中の原産品
	is in the process of being transported from the exporting Party to the importing Party; or
(b)	税関管理（当該輸入締約国の税関当局により規制される倉庫における一時蔵置を含む。）から引取りを許可されていない原産品
	has not been released from customs control, including from temporary storage in a warehouse regulated by the customs administration of the importing Party.
2	1の規定の適用上、第3. 17条の規定を適用するものとし、この条の規定の適用上、原産地証明書を遡及して発給することができる。
	For the purpose of paragraph 1, the provisions of Article 3. 17 shall apply, and for the purpose of this Article, a Certificate of Origin may be issued retrospectively.

1. 本条の趣旨

本条は、オーストラリアEPA発効時において、①日本とオーストラリアとの間で輸送されている産品、又は、②日本若しくはオーストラリアの保税地域（若しくはそれに相当する地域）において蔵置されており引取りが許可されていない産品であって、オーストラリアEPAの下での締約国の原産品であるものについて、一定の期間内であれば、原産地証明書を遡及発給することにより関税上の特恵待遇を付与することを定めるものである。

2. 本条において用いられている用語等の意味

「1の規定の適用上、第3. 17条の規定を適用するものとし（For the purpose of paragraph 1, the provisions of Article 3. 17 shall apply）」：1の規定を読むと、単純にサブパラグラフ（a）又は（b）に該当する産品であれば無条件に関税上の特恵待遇が付与されるとも解し得るが、実際にはそうではなく、第3. 17条の規定に則り、当該待遇が付与されることとなる旨を定めている。

「遡及して発給することができる（may be issued retrospectively）」：原産地証明書の遡及発給については、第2部第4章第1節3.（13）を参照のこと。なお、オーストラリアEPAにおいてはその実施取極第2. 1条において以下のように定義されている。

原産地証明書が船積みの時までに発給されなかった例外的な場合において、輸出者又は生

産者の要請があったときは、輸出締約国政府の国内法令に従って原産地証明書を船積みの日から12箇月以内に遡及して発給することができる。この場合には、当該原産地証明書の関連する欄に「ISSUED RETROSPECTIVELY」と記載しなければならない。遡及して発給された原産地証明書は、その関連する欄に船積みの日を記載する。

In exceptional cases where the Certificate of Origin has not been issued by the time of shipment, on request of the exporter or producer, the Certificate of Origin may be issued retrospectively in accordance with the domestic laws and regulations of the exporting Party within 12 months from the date of shipment, in which case it shall be necessary to indicate “ISSUED RETROSPECTIVELY” in the relevant field of the Certificate of Origin. The Certificate of Origin issued retrospectively shall indicate the date of shipment in the relevant field of the Certificate of Origin.

3. 本条の解釈

上記1.に述べた通りであるが、若干の補足を加える。

オーストラリアEPA発効の時点において、両国の間で輸送されている産品又は輸入締約国に到着しているが、引取りが許可されていない産品を考えてみる。

それら産品が輸出国側から輸出された時点においては、オーストラリアEPAは発効しておらず、したがって当該産品に係る原産地証明書も当然発給されていないこととなる。

しかしながら、当該産品がオーストラリアEPAの下での原産品である（すなわち、実体的要件を満たしているものである）場合においては、手続的要件さえ満たせばオーストラリアEPAの下での関税上の特恵待遇が付与されるのは当然と考えるのが自然であろう。

この考え方に基づき、当該産品が輸出されていなかった時点においては発給することができなかった原産地証明書がオーストラリアEPA発効後に遡及発給され、かつ、必要な手続が取られた場合には、発効の日から一定の期間内に限って関税上の特恵待遇を付与するとするものである。

4. 関連する国内法令等の概要

特になし。

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて第3. 27条に対応する規定が最初に設けられたのは、メキシコEPA第48条においてである。

その後はフィリピンEPA以降の各EPAにおいて同旨の規定が設けられているものの、規定されている場所は異なったものとなっている。

すなわち、チリ、スイス、ペルー及びオーストラリアの各EPAにおいては、協定本体に定められているが、一方、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム及びインドの各EPAにおいては、（協定よりは一段下のレベルの）運用上の手続規則等において定められている。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–133に掲げる。

表3–133

①オーストラリアEPA　第3. 27条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定（Article 3. 27　Transitional Provisions for Goods in Transport or Storage）
1　輸入締約国の税関当局は、この協定の効力発生の日の後4箇月以内又は当該輸入締約国が認めるこれよりも長い期間内に、この協定の効力発生の日に次の状態にある輸出締約国の原産品に対し、関税上の特恵待遇を与える。
Within four months after the date of entry into force of this Agreement, or such longer period as allowed by the importing Party, the customs administration of the importing Party shall grant preferential tariff treatment for an originating good of the exporting Party which, on the date of entry into force of this Agreement:
(a) 当該輸出締約国から当該輸入締約国に向けて輸送中の原産品
is in the process of being transported from the exporting Party to the importing Party; or
(b) 税関管理（当該輸入締約国の税関当局により規制される倉庫における一時蔵置を含む。）から引取りを許可されていない原産品
has not been released from customs control, including from temporary storage in a warehouse regulated by the customs administration of the importing Party.
2　1の規定の適用上、第3. 17条の規定を適用するものとし、この条の規定の適用上、原産地証明書を遡及して発給することができる。
For the purpose of paragraph 1, the provisions of Article 3. 17 shall apply, and for the purpose of this Article, a Certificate of Origin may be issued retrospectively.
②UNCTAD合意文書
—
③一般特恵原産地規則
—
④旧京都規約
—
⑤シンガポールEPA
—
⑥メキシコEPA　第48条　輸送中の産品又は蔵置されている産品（Article 48　Goods in Transit or Storage）
この協定は、前章及び前節の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸送中のもの、日本国若しくはメキシコにあるもの又は保税地域に一時蔵置されているものについて、適用することができる。ただし、輸出締約国の権限のある政府当局又は指定団体により第39条のA5の規定に従って遡及して発給された原産地証明書が、産品が直接輸送されたことを示す書類とともに、この協定の効力発生の日から4箇月以内に、輸入締約国の法令に従って輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

The provisions of this Agreement may be applied to goods which comply with the provisions of Chapter 4 and Section 1, and which on the date of entry into force of this Agreement are in transit, in Japan or Mexico, or in temporary storage in bonded area, subject to the submission to the customs authority of the importing Party in accordance with the domestic laws and regulations of that Party, within 4 months of that date, of a certificate of origin issued retrospectively, in accordance with paragraph 5 of Article 39A, by the competent governmental authority or its designees of the exporting Party together with the documents showing that the goods have been transported directly.

⑦マレーシアEPA

―

⑧フィリピンEPA　運用上の手続規則　第2節　原産地規則　第11規則　輸送中の産品又は蔵置されている産品（Operational Procedures　Section 2　Rules of Origin　Rule 11: Goods in Transit or Storage）

Preferential tariff treatment for the originating goods which are in transit or in temporary storage in bonded area on the date of entry into force of this Agreement, should be accorded subject to the submission of a certificate of origin issued retroactively to the customs authority of the importing Party in accordance with its laws and regulations.

⑨チリEPA　第51条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定（Article 51 Transitional Provision for Goods in Transit or Storage）

輸入者は、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であり、又は一時蔵置されている産品について、関税上の特恵待遇を要求することができない。ただし、

An importer may not claim preferential tariff treatment for a good which, on the date of entry into force of this Agreement, is in transport from the exporting Party to the importing Party or in temporary storage in warehouses, except that:

(a) 当該産品がこの章のすべての関連する要件を満たし、かつ、

the good otherwise satisfies all applicable requirements of this Chapter; and

(b) 当該輸入者が、国内法令に従い、遡及的に発給された原産地証明書及び、必要に応じて、当該産品の輸入に関するその他の文書をこの協定の効力発生の日から4箇月を超えない期間内に、当該輸入締約国の税関当局に提出する

the importer provides, in accordance with the laws and regulations of the importing Party, the customs authority of the importing Party with the certificate of origin issued retrospectively and, if required, such other documentation relating to the importation of the good, within a period not exceeding four months after the entry into force of this Agreement.

場合を除く。

⑩タイEPA　運用上の手続規則　第12規則　輸送中の産品又は蔵置されている産品（Operational Procedures　Rule 12: Goods in Transit or Storage）

Preferential tariff treatment for the originating goods, which are in transit from the exporting Party to the importing Party or in temporary storage in bonded area in the importing Party on the date of entry into force of this Agreement, should be accorded subject to the submission of a certificate of origin issued retroactively to the customs authority of the importing Party in accordance with its laws and regulations.

⑪ブルネイEPA　運用上の手続規則　第12規則　輸送中の産品又は蔵置されている産品（Operational Procedures　Rule 12. Goods in Transit or Storage）

Preferential tariff treatment for the originating goods, which are in transit from the exporting Party to the importing Party or in temporary storage in bonded area in the importing Party on the date of entry into force of the Agreement, should be accorded subject to the submission of a certificate of origin issued retroactively to the relevant authority of the importing Party in accordance with its laws and regulations.

⑫インドネシアEPA　運用上の手続規則　第12規則　輸送中の産品又は蔵置されている産品（Operational Procedures　Rule 12　Goods in transit or storage）

Preferential tariff treatment for the originating goods, which are in transit from the exporting Party to the importing Party or in temporary storage in bonded area in the importing Party on the date of entry into force of the Agreement, should be accorded subject to the submission of a certificate of origin issued retroactively to the customs authority of the importing Party in accordance with its laws and regulations.

⑬アセアン包括EPA　運用上の規則　第15規則　輸送中の産品又は蔵置されている産品（Implementing Regulations　Rule 15　Goods in Transport or Storage）

An originating good which is in the process of being transported from the exporting Party to the importing Party, or is in temporary storage in bonded area in the importing Party, is to be accorded preferential tariff treatment if it is imported into the importing Party on or after the date of entry into force of the AJCEP Agreement for the importing Party, subject to the submission of a CO issued retroactively to the customs authority of the importing Party and subject to domestic laws and regulations of the importing Party.

⑭ベトナムEPA　運用上の規則　第14規則　輸送中の産品又は蔵置されている産品（Implementing Regulations　Rule 14　Goods in Transport or Storage）

An originating good which is in the process of being transported from the exporting Party to the importing Party, or is in temporary storage in bonded area in the importing Party, is to be accorded preferential tariff treatment if it is imported into the importing Party on or after the date of entry into force of the Agreement, subject to the submission of a CO issued retroactively to the customs authority of the importing Party and subject to laws and regulations of the importing Party.

⑮スイスEPA　附属書2第31条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定（Annex II　Article XXXI　Transitional Provisions for Products in Transit or Storage）

この協定は、この附属書の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸出締約国の関税地域から輸入締約国の関税地域に輸送中であり、又は税関の管理下で保税倉庫に一時蔵置されているものについて適用することができる。ただし、遡及して発給された原産地証明書又は原産地申告及び当該産品の輸入に関連するその他の文書（この附属書の第21条の規定に従って必要な場合に限る。）が、この協定の効力発生の日から4箇月以内に、輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

The provisions of this Agreement may be applied to products which comply with the provisions of this Annex, and which on the date of entry into force of this Agreement, are either in transit from the customs territory of the exporting Party to the customs territory of the importing Party or in temporary storage in a bonded Such application shall be subject to the submission to the customs authority of the importing Party, within four months of the date of entry into force of this Agreement, of a Certificate of Origin issued retrospectively or an origin declaration and, if required pursuant to Article XXI of this Annex, such other documentation relating to the importation of the product.

⑯インドEPA　運用上の手続　第12規則　輸送中の産品又は蔵置されている産品（Implementing Procedures　Rule 12　Goods in Transit or Storage）

Preferential tariff treatment for the originating goods, which are in transit from the exporting Party to the importing Party or in temporary storage in bonded area in the importing Party on the date of entry into force of the Agreement, should be accorded subject to the submission of a certificate of origin issued retroactively to the customs authority of the importing Party in accordance with its laws and regulations.

⑰ペルーEPA　第72条　輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定（Article 72 Transitional Provisions for Goods in Transit or Storage）

この協定は、この章の規定に適合する産品であって、この協定の効力発生の日に輸出締約国から輸入締約国に輸送中であり、又は税関当局の監督下で保税倉庫に一時蔵置されているものについて適用することができる。ただし、遡及して発給された原産地証明書又は原産地申告が、当該産品が第52条に規定する積送基準を満たすことを示す第60条に規定する文書とともに、この協定の効力発生の日の後4箇月以内に、輸入締約国の税関当局に提出されることを条件とする。

This Agreement may be applied to goods which comply with the provisions of this Chapter, and which on the date of entry into force of this Agreement, are either in transit from the exporting Party to the importing Party or in temporary storage in a bonded warehouse under customs control. Such application shall be subject to the submission to the customs authority of the importing Party, within four months after the date of entry into force of this Agreement, of a Certificate of Origin issued retrospectively or an origin declaration, together with the documents pursuant to Article 60 showing that the goods comply with the consignment criteria established in Article 52.

第3.28条　原産地規則に関する小委員会
（Article 3. 28　Sub-Committee on Rules of Origin）

1	両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, the Parties hereby establish a Sub-Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as “the Sub-Committee”）.
2	小委員会は、次のことを任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
(a)	次のものに関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as necessary, to the Joint Committee on:
（ⅰ）	この章の規定の実施及び運用
	the implementation and operation of this Chapter;
（ⅱ）	いずれかの締約国の提案による附属書2（品目別規則）の改正（統一システムの定期的な改正を反映する改正を含む。）及び附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）の改正
	any amendments to Annex 2（Product Specific Rules）including amendments to reflect periodic amendments to the Harmonized System, and to Annex 3（Data Elements for Documentary Evidence of Origin）, proposed by either Party; and
（ⅲ）	第1. 12条（総則—実施取極）に規定する実施取極第2章の規定
	Chapter 2 of the Implementing Agreement referred to in Article 1. 12（General Provisions - Implementing Agreement）;
(b)	この章の規定に関連する他のあらゆる問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。
	considering any other matter as the Parties may agree related to this Chapter;
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	reporting the findings of the Sub-Committee to the Joint Committee; and
(d)	合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other functions as may be delegated by the Joint Committee.
3	小委員会は、この協定の効力発生の後1年以内に、この章に関する見直しを開始する。当該見直しは、原産地証明制度の改善を重点的に取り扱う。また、当該見直しは、特定の製造又は加工の作業に関する追加的な品目別規則を含めること及びこの協定の効力発生の時に特定の製造又は加工の作業に関する品目別規則の適用から除外されている産品に対し適用可能な規則の適用を拡大することを考慮する。小委員会は、両締約国が締約国となる今後の協定に規定することになる規則が、適当な場合には、両締約国の合意により、この協定に組み込まれることを確保する。

	The Sub-Committee shall commence a review of this Chapter, within one year following entry into force of this Agreement. This review will focus on improvements to the origin certification system. The review will also give consideration to the inclusion of additional product specific rules relating to specific manufacturing or processing operations and to extending applicable rules to goods exempted from their application at entry into force of this Agreement. The Sub-Committee will ensure the rules as set out in subsequent agreements to which both Parties are party are, as appropriate and at the agreement of Parties, incorporated into this Agreement.
4	小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。
	The Sub-Committee shall be composed of and co-chaired by representatives of the Governments of the Parties.
5	小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。
	The Sub-Committee shall meet at such venues and times and by such means as may be agreed by the Parties.

1. 本条の趣旨

本条は、原産地規則章の規定の実施及び運用を行うための主体としての原産地規則に関する小委員会の設置及び同小委員会の任務、構成、開催頻度、開催場所等を定めるものである。

2. 本条において用いられている用語等の意味

「合同委員会（the Joint Committee）」：第1. 13条を参照のこと。

「特定の製造又は加工の作業に関する追加的な品目別規則（additional product specific rules relating to specific manufacturing or processing operations）」：「製造又は加工の作業（manufacturing or processing operations）」に関する「品目別規則（product specific rules）」というのが、この表現の骨格部分である。「特定の」は「製造又は加工の作業」を、「追加的な」は「品目別規則」を、それぞれ修飾している。そして、「製造又は加工の作業に関する品目別規則」というのは、第2部第2章第1節2.においていうところの「加工工程基準に基づく品目別規則」ということとなる。

以上を併せると、この部分は「ある特定の加工工程基準に基づく品目別規則であって、これまでに策定されていなかったものを追加的に（策定して含める）」という趣旨となる。

3. 本条の解釈

本条の意義は上記1.に掲げた通りであるが、合同委員会との関係について若干の補足を行う。

第1. 13条において規定されている合同委員会は、本EPA全体の実施及び運用についての見直し・監視等を行うこととされている。

そして、同条2（c）において、「この協定に基づいて設置される全ての小委員会の作業を監督し、及び調整すること」がその任務の1つとして定められ、また、同条3（b）において、

「合同委員会は、小委員会を設置し、自己の任務の遂行を委任することができる。」旨が規定されている。

小委員会に関しては、原産地規則に関する小委員会の他にも、「物品の貿易」、「税関手続」、「衛生植物検疫に係る協力」、「強制規格、任意規格及び適合性評価手続」、「エネルギー及び鉱物資源」、「サービスの貿易」、「電気通信」、「金融サービス」、「投資」、「知的財産」及び「経済関係の緊密化」のそれぞれに関する小委員会が設けられており、各小委員会の設置規定に定められた任務に加えて、上述のとおり各小委員会の上部機関である合同委員会から委任された任務を遂行することとされている。

4. 関連する国内法令等の概要

特になし。

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて第3. 28条に対応する規定が最初に設けられたのは、シンガポールEPA第34条においてである。

それ以降のEPAにおいても、内容は一部異なり得るものの同様の規定が設けられ、オーストラリアEPAに至っている。ただし、チリEPAにおいては、原産地規則を専門に扱う独立した組織は設けられておらず、「物品の貿易に関する小委員会」が原産地規則についても取り扱うこととしている。また、メキシコEPAにおいては、原産地規則、原産地手続及び税関手続を（注）、スイスEPAにおいては原産地規則、税関手続及び貿易円滑化を、それぞれ併せて取り扱う小委員会が設けられている。

（注）メキシコEPAにおいては、第4章にて原産地規則（主として原産地基準及び積送基準に係る部分）に関する規定を定め、また、第5章にて原産地の証明（手続的規定に係る部分）及び税関手続に関する規定を定めているところ、これらを併せて取り扱う1つの小委員会が設けられているものと解される。

なお、メキシコ以降の13本のEPAにおいては、原産地規則を専門に取り扱う組織は小委員会（Sub-Committee）と呼ばれており、小委員会はその上部機関である合同委員会（Joint Committee）又は委員会（Commission）の指揮・監督を受けることとされている。なお、ここで言う委員会（Commission）はチリEPA及びペルーEPAにおける名称であり、合同委員会（Joint Committee）はチリ・ペルー以外の11本のEPAにおける名称である。

一方、シンガポールEPAにおいては、原産地規則を専門に取り扱う組織は合同委員会（Joint Committee）と呼ばれ、合同委員会はその上部組織である総括委員会（Supervisory Committee）の指揮・監督を受けることとされている。名称が若干紛らわしいことから留意されたい。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–134に掲げる。

表3-134

①オーストラリアEPA　第3. 28条　原産地規則に関する小委員会（Article 3. 28　Sub-Committee on Rules of Origin）	
1	両締約国は、この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, the Parties hereby establish a Sub-Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as “the Sub-Committee”）.
2	小委員会は、次のことを任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
(a)	次のものに関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as necessary, to the Joint Committee on:
（ｉ）	この章の規定の実施及び運用
	the implementation and operation of this Chapter;
（ii）	いずれかの締約国の提案による附属書2（品目別規則）の改正（統一システムの定期的な改正を反映する改正を含む。）及び附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）の改正
	any amendments to Annex 2（Product Specific Rules）including amendments to reflect periodic amendments to the Harmonized System, and to Annex 3（Data Elements for Documentary Evidence of Origin）, proposed by either Party; and
（iii）	第1. 12条（総則―実施取極）に規定する実施取極第2章の規定
	Chapter 2 of the Implementing Agreement referred to in Article 1. 12（General Provisions - Implementing Agreement）;
(b)	この章の規定に関連する他のあらゆる問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。
	considering any other matter as the Parties may agree related to this Chapter;
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	reporting the findings of the Sub-Committee to the Joint Committee; and
(d)	合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other functions as may be delegated by the Joint Committee.
3	小委員会は、この協定の効力発生の後1年以内に、この章に関する見直しを開始する。当該見直しは、原産地証明制度の改善を重点的に取り扱う。また、当該見直しは、特定の製造又は加工の作業に関する追加的な品目別規則を含めること及びこの協定の効力発生の時に特定の製造又は加工の作業に関する品目別規則の適用から除外されている産品に対し適用可能な規則の適用を拡大することを考慮する。小委員会は、両締約国が締約国となる今後の協定に規定することになる規則が、適当な場合には、両締約国の合意により、この協定に組み込まれることを確保する。

	The Sub-Committee shall commence a review of this Chapter, within one year following entry into force of this Agreement. This review will focus on improvements to the origin certification system. The review will also give consideration to the inclusion of additional product specific rules relating to specific manufacturing or processing operations and to extending applicable rules to goods exempted from their application at entry into force of this Agreement. The Sub-Committee will ensure the rules as set out in subsequent agreements to which both Parties are party are, as appropriate and at the agreement of Parties, incorporated into this Agreement.
4	小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、両締約国政府の代表者をその共同議長とする。
	The Sub-Committee shall be composed of and co-chaired by representatives of the Governments of the Parties.
5	小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において並びに両締約国が合意する手段によって会合する。
	The Sub-Committee shall meet at such venues and times and by such means as may be agreed by the Parties.
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特恵原産地規則	
—	
④旧京都規約	
—	
⑤シンガポールEPA　第34条　原産地規則に関する合同委員会（Article 34　Joint Committee on Rules of Origin）	
	この章の規定を効果的に実施するため、次のことを任務とする原産地規則に関する合同委員会を設置する。
	For the purposes of effective implementation of this Chapter, a Joint Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as “the Committee”）shall be established. The functions of the Committee shall be:
(a)	この章の規定の効果的な実施を確保するために定期的に協議を行うこと。
	to consult regularly to ensure the effective implementation of the provisions in this Chapter;
(b)	生産工程の進歩その他の進展（統一システムについて勧告された改正を含む。）を考慮して、この章の規定（附属書ⅡAを含む。）の改正について討議すること。
	to discuss necessary amendments of the provisions of this Chapter, including Annex II A, taking into account developments in production processes or other matters（including the recommended amendments to the Harmonized System）;
(c)	(b) に規定する改正について総括委員会に勧告すること。
	to submit the recommendation on the amendments to the Supervisory Committee; and
(d)	原産地規則に関する事項を討議すること。
	to discuss any issues concerning rules of origin.

⑥メキシコEPA　第37条　小委員会、協議及び修正（Article 37　Sub-Committee, Consultation and Modifications）	
1	この章及び次章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第165条の規定に従って、原産地規則、原産地証明書及び税関手続に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter and Chapter 5, a Sub-Committee on Rules of Origin, Certificate of Origin and Customs Procedures（hereinafter referred to in this Article as "the Sub-Committee"）shall be established pursuant to Article 165.
2	小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
	The Sub-Committee shall meet at such venue and times as may be agreed by the Parties.
3	小委員会は、次のことを任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
(a)	この章及び次章の規定の実施及び運用に関し、見直しを行い及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as needed, to the Joint Committee on the implementation and operation of this Chapter and Chapter 5;
(b)	次の事項に関し、検討し及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as needed, to the Joint Committee on the:
（ｉ）	原産品であるか否かの決定に関連する関税分類及び関税評価に係る事項
	tariff classification and customs valuation matters relating to determinations of origin;
（ii）	第39条に規定する原産地証明書
	certificate of origin referred to in Article 39;
(c)	原産品であるか否かの決定に関連する問題に係る正当な根拠に基づいていずれかの締約国が提案する附属書4の修正に関し、検討し及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as needed, to the Joint Committee on any modification to Annex 4, proposed by either Party, duly based on issues related with the determination of origin;
(d)	第10条に規定する統一規則に関し、見直しを行い及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as needed, to the Joint Committee on the Uniform Regulations referred to in Article 10;
(e)	この章及び次章の規定に関連する他の事項であって両締約国が合意するものについて検討すること。
	considering any other matter as the Parties may agree related to this Chapter and Chapter 5;
(f)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

	reporting the findings of the Sub-Committee to the Joint Committee; and
(g)	合同委員会が第165条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other functions which may be delegated by the Joint Committee pursuant to Article 165.
4	小委員会の勧告は、第165条の規定に従って必要な措置がとられるよう合同委員会に送付する。
	The recommendation of the Sub-Committee shall be sent to the Joint Committee for necessary action under Article 165.
5	両締約国は、この章及び次章の規定が効果的かつ一律に適用されることを確保するため、この協定の規定、精神及び目的に従って協議し、及び協力する。
	The Parties shall consult and cooperate to ensure that this Chapter and Chapter 5 are applied in an effective and uniform manner in accordance with the provisions, the spirit and the objectives of this Agreement.
6	合同委員会は、小委員会が3（c）の規定に従って勧告し、かつ、両締約国が提案する附属書4の修正を第165条2（e）（ｉ）の規定に従って採択することができる。採択された修正は、外交上の公文の交換によって確認されるものとし、当該公文に定める日に効力を生ずる。修正された同附属書の規定は、同附属書中の対応する規定に代わるものとする。
	Modifications to Annex 4 recommended by the Sub-Committee pursuant to subparagraph 3（c）above and proposed by both Parties may be adopted by the Joint Committee pursuant to subparagraph 2（e）(i) of Article 165. The adopted modifications shall be confirmed by an exchange of diplomatic notes and shall enter into force on the date specified in the said notes. The modified part of Annex 4 shall supersede the corresponding part provided for in Annex 4.
⑦マレーシアEPA　第49条　原産地規則に関する小委員会（Article 49　Sub-Committee on Rules of Origin）	
1	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第14条の規定に従って設置される原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, the functions of the Sub-Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as "the Sub-Committee"）established in accordance with Article 14 shall be:
(a)	次の事項に関し、見直し及び監視を行うこと。
	reviewing and monitoring:
（ｉ）	この章の規定の実施及び運用
	the implementation and operation of this Chapter;
（ii）	いずれかの締約国が提案する附属書2及び附属書3の改正
	any amendments to Annexes 2 and 3, proposed by either Country; and
（iii）	次条に規定する運用上の手続規則
	the Operational Procedures referred to in Article 50;
(b)	この章の規定に関連する他の問題について討議すること。
	discussing any issues related to this Chapter;

(c)	合同委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
	reporting the findings and the outcome of discussions of the Sub-Committee to the Joint Committee; and
(d)	合同委員会が第13条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other functions as may be delegated by the Joint Committee in accordance with Article 13.
2	小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
	The Sub-Committee shall meet at such venues and times as may be agreed by the Countries.
3	小委員会の組織は、次のとおりとする。
	The Sub-Committee shall be:
(a)	小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
	composed of representatives of the Governments; and
(b)	小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
	co-chaired by officials of the Governments.
⑧フィリピンEPA　第49条　原産地規則に関する小委員会（Article 49　Sub-Committee on Rules of Origin）	
1	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第13条の規定に従って、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, a Sub-Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as “the Sub-Committee”）shall be established pursuant to Article 13.
2	小委員会は、次の事項を任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
(a)	次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as needed, to the Joint Committee on:
（ⅰ）	この章の規定の実施及び運用
	the implementation and operation of this Chapter;
（ⅱ）	いずれかの締約国が提案する附属書2及び附属書3の改正
	any amendments to Annexes 2 and 3, proposed by either Party; and
（ⅲ）	第25条に規定する物品の貿易及び原産地規則に関する運用上の手続規則
	the Operational Procedures on Trade in Goods and Rules of Origin referred to in Article 25;
(b)	この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。
	considering any other matter as the Parties may agree related to this Chapter;
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	reporting the findings of the Sub-Committee to the Joint Committee; and

(d)	合同委員会が第13条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
	performing other functions as may be delegated by the Joint Committee pursuant to Article 13.
⑨チリEPA　第3章　物品の貿易　第27条　物品の貿易に関する小委員会（Chapter 3　Trade in Goods　Article 27　Committee on Trade in Goods）	
1	この章及び次章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに物品の貿易に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter and Chapter 4, the Parties hereby establish a Committee on Trade in Goods（hereinafter referred to in this Article as “Committee”）.
2	小委員会は、次の事項を任務とする。
	The functions of the Committee shall be:
(a)	次の事項について見直し及び監視を行うこと。
	reviewing and monitoring:
（ｉ）	この章及び次章の既定の実施及び運用
	the implementation and operation of this Chapter and Chapter 4;
（ii）	いずれかの締約国が提案する附属書2及び附属書4の改正
	any amendments to Annexes 2 and 4, proposed by either Party; and
（iii）	第52条に規定する運用上の手続規則
	the Operational Procedures referred to in Article 52;
(b)	この章及び次章の規定に関連する問題について討議すること。
	discussing any issues related to this Chapter and Chapter 4;
(c)	委員会に対し小委員会の所見及び討議の結果を報告すること。
	reporting the findings and the outcome of discussions of the Committee to the Commission; and
(d)	委員会が第190条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other functions as may be delegated by the Commission in accordance with Article 190.
3	小委員会は、両締約国政府の職員から成る。
	The Committee shall be composed of government officials of the Parties.
4	小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
	The Committee shall meet at such venues and times as may be agreed by the Parties.
5	魚及び魚製品に関する作業部会を小委員会の下に設置する。当該作業部会の詳細については、この協定を実施するために両締約国政府間で締結される別の取極（以下「実施取極」という。）で定める、
	A Working Group on Fish and Fishery Products shall be established under the Committee. Details of the Working Group shall be set forth in a separate agreement to be concluded between the Governments of the Parties for the implementing of this Agreement（hereinafter referred to as “the Implementing Agreement”）.

注釈	チリについては、実施取極は、チリ共和国憲法に従い行政上の取極として実施される。
Note:	In the case of Chile, the Implementing Agreement shall be implemented as an Executive Agreement（Acuerdo de Ejecución）in accordance with the Political Constitution of the Republic of　Chile（Constitución Política de la República de Chile）.
⑩タイEPA　第49条　原産地規則に関する小委員会（Article 49　Sub-Committee on Rules of Origin）	
1	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第13条の規定に従って、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, a Sub-Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as “Sub-Committee”）shall be established pursuant to Article 13.
2	小委員会は、次の事項を任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
(a)	次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as needed, to the Joint Committee on:
（ｉ）	この章の規定の実施及び運用
	the implementation and operation of this Chapter;
（ii）	いずれかの締約国が提案する附属書2及び附属書3の改正
	any amendments to Annexes 2 and 3, proposed by either Party; and
（iii）	第24条に規定する運用上の手続規則
	the Operational Procedures referred to in Article 24;
(b)	この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。
	considering any other matter as the Parties may agree related to this Chapter;
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	reporting the findings of the Sub-Committee to the Joint Committee; and
(d)	合同委員会が第13条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other functions as may be delegated by the Joint Committee pursuant to Article 13.
3	小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
	The Sub-committee shall be composed of representatives of the Governments of the Parties, and may invite representatives of relevant entities other than the Governments of the Parties with necessary expertise relevant to the issues to be discussed.
4	小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。
	The Sub-Committee shall meet at such venues and times s may be agreed upon.

⑪ブルネイEPA　第47条　原産地規則に関する小委員会（Article 47　Sub-Committee on Rules of Origin）	
1	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, a Sub-Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as “Sub-Committee”）shall be established on the date of entry into force of this Agreement.
2	小委員会は、次の事項を任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
(a)	次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as necessary, to the Joint Committee on:
（ⅰ）	この章の規定の実施及び運用
	the implementation and operation of this Chapter;
（ⅱ）	いずれかの締約国が提案する附属書2又は附属書3の改正
	any amendments to Annex 2 or 3, proposed by either Party; and
（ⅲ）	第45条に規定する運用上の手続規則
	the Operational Procedures referred to in Article 45;
(b)	この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。
	considering any other matter as the Parties may agree related to this Chapter;
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	reporting the findings of the Sub-Committee to the Joint Committee; and
(d)	合同委員会が第11条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other functions as may be delegated by the Joint Committee in accordance with Article 11.
3 (a)	小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。
	3. The Sub-Committee shall be:
	(a) composed of representatives of the Governments of the Parties; and
(b)	小委員会は、両締約国政府の職員をその共同議長とする。
	3. The Sub-Committee shall be:
	(b) co-chaired by officials of the Governments of the Parties.
4	小委員会は、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
	The Sub-Committee may invite representatives of relevant entities other than the Governments of the Parties with the necessary expertise relevant to the issues to be discussed.
5	小委員会は、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

	The Sub-Committee shall meet at such venues and times as may be agreed by the Parties.
⑫インドネシアEPA　第49条　原産地規則に関する小委員会（Article 49　Sub-Committee on Rules of Origin）	
	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第15条の規程に従って設置される原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）は、次の事項を任務とする。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, the functions of the Sub- Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as “the Sub-Committee”）established in accordance with Article 15 shall be:
(a)	次の事項に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as necessary, to the Joint Committee on:
（ｉ）	この章の規定の実施及び運用
	the implementation and operation of this Chapter;
（ii）	いずれかの締約国が提案する附属書2又は附属書3の改正
	any amendments to Annex 2 or 3, proposed by either Party; and
（iii）	次条に規定する原産地規則のための運用上の手続規則
	the Operational Procedures for Rules of Origin referred to in Article 50;
(b)	この章の規定に関連する問題について討議すること。
	discussing any issues related to this Chapter;
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	reporting the findings of the Sub-Committee to the Joint Committee; and
(d)	合同委員会が第14条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other functions as may be delegated by the Joint Committee in accordance with Article 14.
⑬アセアン包括EPA　第37条　原産地規則に関する小委員会（Article 37　Sub-Committee on Rules of Origin）	
1	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を第11条の規定に従って設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, a Sub-Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as ”the Sub-Committee”）shall be established pursuant to Article 11.
2	小委員会は、次の事項を任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be to:
(a)	次の事項に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	review and make appropriate recommendations, as needed, to the Joint Committee on:
（ｉ）	この章の規定の実施及び運用

	the implementation and operation of this Chapter;
（ii）	いずれかの締約国が提案する附属書2及び附属書3並びに附属書4の付録の改正
	any amendments to Annexes 2 and 3, and Attachment to Annex 4, proposed by any Party; and
（iii）	附属書4第11規則に規定する運用上の規則
	the Implementing Regulations referred to in Rule 11 of Annex 4;
(b)	この章の規定に関連する他の問題であって全締約国が合意するものについて検討すること。
	consider any other matter as the Parties may agree related to this Chapter;
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	report the findings of the Sub-Committee to the Joint Committee; and
(d)	合同委員会が第11条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
	carry out other functions as may be delegated by the Joint Committee pursuant to Article 11.
3	小委員会は、全締約国政府の代表者から成るものとし、また、全締約国の合意に基づき、全締約国政府以外の関係団体の代表者であって討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
	The Sub-Committee shall be composed of representatives of the Governments of the Parties, and may invite representatives of relevant entities other than the Governments of the Parties with necessary expertise relevant to the issues to be discussed, upon agreement of all the Parties.
4	小委員会は、全締約国が合意する場所及び時期において会合する。
	The Sub-Committee shall meet at such venues and times as may be agreed by the Parties.
⑭ベトナムEPA　第37条　原産地規則に関する小委員会（Article 37　Sub-Committee on Rules of Origin）	
1	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、第11条の規定に従って、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, a Sub-Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as “the Sub-Committee”）shall be established pursuant to Article 11.
2	小委員会は、次の事項を任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
(a)	次の事項に関し、見直しを行い、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as needed, to the Joint Committee on:
（i）	この章の規定の実施及び運用
	the implementation and operation of this Chapter;
（ii）	いずれかの締約国が提案する附属書2及び附属書3の付録の改正

	any amendments to Annex 2 and Attachment to Annex 3, proposed by either Party; and
（ⅲ）	附属書3第11規則に規定する運用上の規則
	the Implementing Regulations referred to in Rule 11 of Annex 3;
(b)	この章の規定に関連する他の問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。
	considering any other matter related to this Chapter, as the Parties may agree;
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	reporting the findings of the Sub-Committee to the Joint Committee; and
(d)	合同委員会が第11条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other functions as may be delegated by the Joint Committee pursuant to Article 11.
3	小委員会は、両締約国政府の代表者から成るものとし、また、両締約国の合意に基づき、両締約国政府以外の関係団体の代表者であって、討議される問題に関連する必要な専門知識を有するものを招請することができる。
	The Sub-committee shall be composed of representatives of the Governments of the Parties, and may invite representatives of relevant entities other than the Governments of the Parties with necessary expertise relevant to the issues to be discussed, upon agreement of the Parties.
4	小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。
	The Sub-Committee shall meet at such time and venue as may be agreed by the Parties.
⑮スイスEPA　附属書2第30条　原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（Annex II　Article XXX　Sub-Committee on Rules of Origin, Customs Procedures and Trade Facilitation）	
1	第3章及びこの附属書の規定を効果的に実施し、及び運用するため、ここに原産地規則、税関手続及び貿易円滑化に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of Chapter 3 and this Annex, the Sub-Committee on Rules of Origin, Customs Procedures and Trade Facilitation (hereinafter referred to in this Article as "the Sub-Committee") is hereby established.
2	小委員会は、次の事項を任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
(a)	次の事項に関し、見直し及び監視を行い、並びに必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing, monitoring and, as necessary, making appropriate recommendations to the Joint Committee on:
（ⅰ）	第3章及びこの附属書の規定の実施及び運用
	the implementation and operation of Chapter 3 and this Annex;
（ⅱ）	この附属書の付録1から付録3までの規定の改正

	any amendments to Appendices 1 to 3 to this Annex; and
（iii）	この附属書の第28条に規定する運用上の手続規則
	the Operational Procedures referred to in Article XXVIII of this Annex;
(b)	第3章又はこの附属書の規定に関連するあらゆる問題であって両締約国が合意するものについて検討すること。
	considering any other matter related to Chapter 3 and this Annex as the Parties may agree;
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	reporting its findings to the Joint Committee; and
(d)	合同委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other tasks assigned by the Joint Committee.
3	小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。
	The Sub-Committee shall meet at such time and venue as may be agreed by the Parties.
4	小委員会は、両締約国の代表者から成る。
	The Sub-Committee shall be composed of representatives of the Parties.
⑯インドEPA　第41条　原産地規則に関する小委員会（Article 41　Sub-Committee on Rules of Origin）	
1	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、この協定の効力発生の日に、原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, a Sub-Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as “the Sub-Committee”）shall be established on the date of entry into force of this Agreement.
2	小委員会は、次の事項を任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
(a)	次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as necessary, to the Joint Committee on:
（ｉ）	この章の規定の実施及び運用
	the implementation and operation of this Chapter;
（ii）	いずれかの締約国が提案する附属書2の改正
	any amendments to Annex 2 proposed by either Party; and
（iii）	附属書3第11節に規定する運用上の手続
	the Implementing Procedures referred to in Section 11 of Annex 3;
(b)	この章の規定に関連する他の問題（原産地証明書の発給及び確認を容易にするための電子的なシステムの開発を含む。）であって両締約国が合意するものについて検討すること。

	considering any other matter, including development of an electronic system for facilitating the issuance and verification of certificate of origin, as the Parties may agree related to this Chapter;
(c)	合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	reporting the findings of the Sub-Committee to the Joint Committee; and
(d)	合同委員会が第14条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。
	carrying out other functions as may be delegated by the Joint Committee pursuant to Article 14.
⑰ペルーEPA　第69条　原産地規則に関する小委員会（Article 69　Sub-Committee on Rules of Origin）	
1	この章の規定を効果的に実施し、及び運用するため、両締約国は、ここに原産地規則に関する小委員会（以下この条において「小委員会」という。）を設置する。
	For the purposes of the effective implementation and operation of this Chapter, the Parties hereby establish a Sub-Committee on Rules of Origin（hereinafter referred to in this Article as “the Sub-Committee”）.
2	小委員会は、次のことを任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
(a)	次の事項に関し、検討し、及び必要な場合には委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as necessary, to the Commission on:
（ⅰ）	この章の規定の効果的な、統一的な、かつ、一貫した運用（この章の規定の解釈、適用及びこれらに関する協力の増進を含む。）
	the effective, uniform and consistent administration of this Chapter, including its interpretation, application and enhancement of cooperation in this regard;
（ⅱ）	附属書3の改正（統一システムの改正を考慮したもの）及び附属書4の改正であって、いずれかの締約国が提案するもの
	any amendments to Annex 3, taking into account the amendment of the Harmonized System, as well as Annex 4 proposed by either Party; and
（ⅲ）	次条に規定する運用上の手続規則
	the Operational Procedures referred to in Article 70;
(b)	この章の規定に関連するその他の問題（原産地の決定に関連する関税分類及び関税評価、原産資格割合の計算並びに電子証明の制度の開発を含む。）であって両締約国が合意するものについて検討すること。
	onsidering any other matter related to this Chapter, such as tariff classification and customs valuation related to the determination of origin, calculation of the qualifying value content, and development of an electronic certification system, as the Parties may agree;
(c)	委員会に対し小委員会の所見を報告すること。
	reporting the findings of the Sub-Committee to the Commission; and
(d)	委員会が委任するその他の任務を遂行すること。
	other functions assigned by the Commission.

3	小委員会は、両締約国が合意する時期及び場所において又は手段によって会合を開催する。
	The Sub-Committee shall hold meetings at such times and venues or by means, as may be agreed by the Parties.

第3.29条　附属書2及び附属書3の改正
（Article 3. 29　Amendments to Annexes 2 and 3）

1	国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続に影響を及ぼすことなく、次に掲げる附属書に関する改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。
	Without prejudice to the legal procedures of each Party with respect to the conclusion and amendment of international agreements, amendments relating to:
（a）附属書2（品目別規則）	
	Annex 2（Product Specific Rules）; or
（b）附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）	
	Annex 3（Data Elements for Documentary Evidence of Origin）, may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties.
	may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties.
2	1に規定するいかなる改正も、両締約国が合意する日に効力を生ずる。
	Any amendment pursuant to paragraph 1 shall enter into force on the date to be agreed by the Parties.

1. 本条趣旨

本条は、附属書2（品目別規則）及び附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）の改正に関しては、日本及びオーストラリア両国政府が外交上の公文を交換することにより行うことができる旨を定めるものである。

2. 本条において用いられている用語等の意味

特になし。

3. 本条の解釈

本EPAの改正については、第20. 3条（改正）において一般的な規定が以下のように定められている。

『1　この協定は、両締約国の書面による合意により改正することができる。
2　その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。
1. This Agreement may be amended by written agreement between the Parties.
2. Such amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective legal procedures and shall enter into force on the date to be agreed by the Parties.』

本条は、上記の一般的な規定とは別に、附属書2（品目別規則）及び附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）の改正については、日本及びオーストラリア両国政府が外交上の公文を交換することにより行うことができる旨を定めるものである。

4. 関連する国内法令等の概要

特になし。

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて第3. 28条に対応する規定が最初に設けられたのは、シンガポールEPA第151条（改正）においてである。同条（具体的な条文は表3–135参照）は、改正に関する一般的な規定を定めたものであるが、その中のサブパラグラフ（a）において、附属書ⅡA（品目別規則）及び附属書ⅡB（原産地証明の必要記載事項）を外交上の公文の交換により改正することができる旨が定められている。

品目別規則及び原産地証明書等の必要的記載事項に係る改正については、外交上の公文の交換により行うことができるとするこの規定は、形式は少しずつ異なるものの、以降の13本の日本のEPAにおいて採用されている。

ただし、シンガポールEPAにおける上述のスタイル（すなわち、「改正に関する一般的な規定」の中に「品目別規則及び原産地証明書等の必要的記載事項に係る改正については、外交上の公文の交換により行うことができる」旨を定めるというもの）は、メキシコEPA及びオーストラリアEPA以外の残り11本に採用されている。

メキシコEPAにおいては、一般的な改正を定める第174条とは別に第37条（小委員会、協議及び修正）の6において、第37条3（c）に基づき小委員会が勧告し、かつ、両締約国が提案する附属書4の修正を、第165条（合同委員会）の2（e）（ⅰ）に基づき合同委員会が採択し、それを外交上の公文により確認するというプロセスを経る旨が定められている。

オーストラリアEPAについては、上記の3.で述べた通りである。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–135に掲げる。

表3–135

①オーストラリアEPA　第3. 29条　附属書2及び附属書3の改正（Article 3. 29　Amendments to Annexes 2 and 3）	
1	国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続に影響を及ぼすことなく、次に掲げる附属書に関する改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。
	Without prejudice to the legal procedures of each Party with respect to the conclusion and amendment of international agreements, amendments relating to:
(a)	附属書2（品目別規則）
	Annex 2（Product Specific Rules）; or
(b)	附属書3（原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項）
	Annex 3（Data Elements for Documentary Evidence of Origin）,
	may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties.
2	1に規定するいかなる改正も、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

	Any amendment pursuant to paragraph 1 shall enter into force on the date to be agreed by the Parties.
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特恵原産地規則	
—	
④旧京都規約	
—	
⑤シンガポールEPA　第151条　改正（Article 151　Amendment）	
	この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。改正が次のもののみに関係する場合には、日本国政府とシンガポール政府との間の外交上の公文の交換により当該改正を行うことができる。
	This Agreement may be amended by agreement between the Parties. If the amendments relate only to the following areas, the amendments may be made by diplomatic notes exchanged between the Government of Japan and the Government of Singapore:
(a)	附属書ⅡA及びⅡB
	Annexes II A and II B; and
(b)	附属書Ⅲ中分野別附属書第B部に特定する関係法令若しくは運用規則又は指定当局の変更
	changes of laws, regulations and administrative provisions or Designating Authorities specified in Part B of the Sectoral Annexes in Annex III.
⑥メキシコEPA　第174条　改正（Article 174　Amendment）	
1	この協定は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国間の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文が交換された日の後30日目の日に効力を生ずる。
	Unless otherwise provided for in this Agreement, this Agreement may be amended by agreement between the Parties. Such amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective legal procedures. Such amendment shall enter into force on the thirtieth day after the date of exchange of diplomatic notes indicating such approval.
2	この協定の改正は、この協定の不可分の一部を成す。
	Any amendment to this Agreement shall constitute an integral part of this Agreement.
⑥メキシコEPA　第37条　小委員会、協議及び修正（Article 37　Sub-Committee, Consultation and Modifications）	
3	小委員会は、次のことを任務とする。
	The functions of the Sub-Committee shall be:
	（省略）

(c)	原産品であるか否かの決定に関連する問題に係る正当な根拠に基づいていずれかの締約国が提案する附属書4の修正に関し、検討し及び、必要な場合には、合同委員会に対し適当な勧告を行うこと。
	reviewing and making appropriate recommendations, as needed, to the Joint Committee on any modification to Annex 4, proposed by either Party, duly based on issues related with the determination of origin;
	(省略)
6	合同委員会は、小委員会が3（c）の規定に従って勧告し、かつ、両締約国が提案する附属書4の修正を第165条2（e）（ｉ）の規定に従って採択することができる。採択された修正は、外交上の公文の交換によって確認されるものとし、当該公文に定める日に効力を生ずる。修正された同附属書の規定は、同附属書中の対応する規定に代わるものとする。
	Modifications to Annex 4 recommended by the Sub-Committee pursuant to subparagraph 3（c）above and proposed by both Parties may be adopted by the Joint Committee pursuant to subparagraph 2（e）(i) of Article 165. The adopted modifications shall be confirmed by an exchange of diplomatic notes and shall enter into force on the date specified in the said notes. The modified part of Annex 4 shall supersede the corresponding part provided for in Annex 4.
⑥メキシコEPA　第165条　合同委員会（Article 165　Joint Committee）	
	(省略)
2	合同委員会は、次のことを任務とする。
	The functions of the Joint Committee shall be:
	(省略)
(e)	次のものを採択すること。
	adopting:
（ｉ）	第8条及び第37条に規定する附属書の修正
	modifications to Annexes referred to in Articles 8 and 37;
（ii）	第10条に規定する統一規則
	the Uniform Regulations referred to in Article 10;
（iii）	第84条及び第89条に規定するこの協定の規定の解釈
	an interpretation of a provision of this Agreement referred to in Articles 84 and 89;
（iv）	第159条に規定する手続規則
	the Rules of Procedure referred to in Article 159; and
（v）	必要な決定
	any necessary decisions; and
	(省略)
⑦マレーシアEPA　第157条　改正（Article 157　Amendment）	
1	この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。
	This Agreement may be amended by agreement between the Countries.

2	その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。
	Such amendment shall be approved by the Countries in accordance with their respective legal procedures, and shall enter into force on the date to be agreed upon by the Countries.
3	2の規定にかかわらず、改正が附属書2又は附属書3のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。
	Notwithstanding paragraph 2 of this Article, amendments relating only to Annex 2 or 3 may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments.
4	改正は、その効力が生ずるまでの間、この協定に定める両締約国の権利及び義務に影響を及ぼさない。
	Amendments shall not affect the rights and obligations of the Countries provided for under this Agreement until the amendments enter into force.
⑧フィリピンEPA　第163条　改正（Article 163　Amendment）	
1	この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。当該改正は、その効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を両締約国政府が交換することにより、両締約国が合意した日に効力を生ずる。
	This Agreement may be amended by agreement between the Parties. Such amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective legal procedures. The amendment shall enter into force on the date to be agreed on by the Parties and by means of diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties informing each other that their respective legal procedures necessary for its entry into force have been completed.
2	改正が次の附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。
	If the amendments relate only to the following areas, the amendments may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties:
(a)	附属書2（第3章関係）　品目別規則
	Annex 2 referred to in Chapter 3 Product Specific Rules;
(b)	附属書3（第3章関係）　原産地証明書の必要的記載事項
	Annex 3 referred to in Chapter 3 Minimum Data Requirement for Certificate of Origin; or
(c)	附属書4（第6章関係）　第61条に関する分野別附属書第2部
	Part 2 of Annex 4 referred to in Chapter 6 Sectoral Annex in relation to Article 61.
⑨チリEPA　第197条　改正（Article 197　Amendments）	
1	この協定は、両締約国の合意により改正することができる。
	This Agreement may be amended by agreement between the Parties.
2	いかなる改正も、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。

	Any amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective legal procedures. Such amendment shall enter into force on the date to be agreed upon by the Parties.
3	2の規定にかかわらず、改正が附属書2又は附属書4のみに関係する場合には、外交上の公文の交換により当該改正を行うことができる。
	3. Notwithstanding paragraph 2, amendments relating only to Annex 2 or 4 may be made by exchange of diplomatic notes.
注釈	チリについては、この3の規定に定める改正は、チリ共和国憲法に従い行政上の取極として行う。
Note:	In the case of Chile, the amendments under paragraph 3 shall be made as an Executive Agreement（Acuerdo de Ejecución）in accordance with the Political Constitution of the Republic of Chile（Constitución Política de la República de Chile）.
⑩タイEPA　第171条　改正（Article 171　Amendment）	
1	この協定は、両締約国間の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。
	This Agreement may be amended by agreement between the Parties. Such amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective legal procedures and shall enter into force on the date to be agreed on by the Parties.
2	改正が次の附属書のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。
	If amendments relate only to the following areas, the amendments may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties:
(a)	附属書2
	Annex 2;
(b)	附属書3
	Annex 3; or
(c)	附属書4第2部
	Part 2 of Annex 4.
⑪ブルネイEPA　第120条　改正（Article 120　Amendment）	
1	この協定は、両締約国の合意により改正することができる。
	This Agreement may be amended by agreement between the Parties.
2	その改正は、両締約国によりそれぞれの国内手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。
	Such amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective internal procedures, and shall enter into force on the date to be agreed upon by the Parties.
3	2の規定にかかわらず、改正が附属書2又は附属書3のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。
	Notwithstanding paragraph 2, amendments relating only to Annex 2 or 3 may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties.

⑫インドネシアEPA　第152条　改正（Article 152　Amendment）	
1	この協定は、両締約国の合意により改正することができる。
	This Agreement may be amended by agreement between the Parties.
2	その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。
	Such amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective legal procedures, and shall enter into force on the date to be agreed upon by the Parties.
3	2の規定にかかわらず、改正が、附属書2又は附属書3のみに関係する場合には、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより当該改正を行うことができる。
	Notwithstanding paragraph 2, amendments relating only to Annex 2 or 3 may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties.
⑬アセアン包括EPA　第77条　改正（Article 77　Amendments）	
1	この協定は、全締約国の合意により改正することができる。
	This Agreement may be amended by agreement among the Parties.
2	各締約国政府は、改正の効力発生に必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を書面により他の締約国政府に通告する。当該改正は、日本国政府及び少なくとも一のASEAN構成国である締約国の政府がその通告を行った日の属する月の後2番目の月の初日に、それらの通告のうち最後のものが行われた日までに自らの政府がそのような通告を行った締約国の間で、効力を生ずる。
	The Government of each Party shall notify the Governments of the other Parties in writing that its legal procedures necessary for entry into force of the amendment have been completed. Such amendment shall enter into force on the first day of the second month following the date by which such notifications have been made by the Governments of Japan and at least one（1）ASEAN Member State, which is a Party, in relation to those Parties whose Governments have made such notifications by that date.
3	2の規定に従って日本国政府及び少なくとも一のASEAN構成国である締約国の政府が通告を行った日の後に、ASEAN構成国である締約国が2に規定する通告を行う場合には、1に規定する改正は、当該ASEAN構成国については、当該通告が行われた日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。
	Where an ASEAN Member State, which is a Party, makes the notification referred to in paragraph 2 after the date by which the notifications have been made by the Governments of Japan and at least one（1）ASEAN Member State, which is a Party, as referred to in paragraph 2, the amendment referred to in paragraph 1 shall enter into force in relation to that ASEAN Member State on the first day of the second month following the date on which it makes the notification.
4	2及び3の規定にかかわらず、改正の効力発生に必要な2に規定するASEAN構成国の数は、全締約国の合意により増加することができる。
	Notwithstanding paragraphs 2 and 3, the number of ASEAN Member States referred to in paragraph 2 which is necessary for entry into force of the amendment may be increased by agreement among the Parties.

5	2の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を全締約国政府が交換することにより行うことができる。当該改正は、当該外交上の公文において指定される日に全締約国について効力を生ずる。
	Notwithstanding paragraph 2, amendments relating only to:
(a)	附属書1（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、附属書1に従って他の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）
	Annex 1（provided that the amendments are made in accordance with the amendment of the Harmonized System, and include no change on tariff rates applied to the originating goods of the other Parties in accordance with Annex 1）;
(b)	附属書2
	Annex 2;
(c)	附属書4の付録
	Attachment to Annex 4; or
(d)	附属書5
	Annex 5,
	may be made by diplomatic notes exchanged among the Governments of the Parties. Such amendments shall enter into force in relation to all the Parties on the date specified in such diplomatic notes.
⑭ベトナムEPA　第127条　改正（Article 127　Amendment）	
1	この協定は、両締約国の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。
	This Agreement may be amended by agreement between the Parties. Such amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective legal procedures, and shall enter into force on the date to be agreed by the Parties.
2	1の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。
	Notwithstanding paragraph 1, amendments relating only to the following may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties:
(a)	附属書1（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、一方の締約国が附属書1に従って他方の締約国の原産品に適用する関税率の変更を伴わないものに限る。）
	Annex 1, provided that the amendments are made in accordance with the amendment of the Harmonized System, and include no change on the rates of customs duty to be applied by a Party to the originating goods of the other Party in accordance with Annex 1;
(b)	附属書2
	Annex 2; or
(c)	附属書3の付録
	Attachment to Annex 3.

⑮スイスEPA　第152条　改正（Article152　Amendment）	
1	この協定は、両締約国の合意により改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。
	Without prejudice to the legal procedures of each Party with respect to the conclusion and amendment of international agreements, amendments in the following areas may be made by the Governments of the Parties by means of exchange of diplomatic notes:
2	国際協定の締結及び改正に関する各締約国の国内法上の手続を害することなく、次に掲げる分野についての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。
	Without prejudice to the legal procedures of each Party with respect to the conclusion and amendment of international agreements, amendments in the following areas may be made by the Governments of the Parties by means of exchange of diplomatic notes:
(a)	附属書1（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、附属書1の規定に従って他方の締約国の原産品に適用される輸入関税の税率の変更を伴わないものに限る。）
	Annex I, provided that the amendments are made in accordance with the amendment of the Harmonized System, and include no change of the rates of customs duty on imports applied to the originating products of the other Party in accordance with Annex I;
(b)	附属書1の付録1の別添1 1に規定するナチュラルチーズの表（ただし、同別添1 3の規定による協議の結果として行われる改正又は同別添1 4の規定に従って行われる改正に限る。）
	List of Natural Cheeses in paragraph 1 of Attachment 1 to Appendix 1 to Annex I, provided that the amendment is made as a result of the consultation in accordance with paragraph 3 thereof, or made in accordance with paragraph 4 of Attachment 1 to Appendix 1 to Annex I;
(c)	附属書2の付録1から付録3まで
	Appendices 1, 2 and 3 to Annex II;
(d)	附属書3の付録2
	Appendix 2 to Annex III; or
(e)	附属書10
	Annex X.
⑯インドEPA　第145条　改正（Article 145　Amendment）	
1	この協定は、両締約国の合意により改正することができる。
	This Agreement may be amended by agreement between the Parties.
2	その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。
	Such amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective legal procedures, and shall enter into force on the date to be agreed upon by the Parties.

3	2の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより行うことができる。
	Notwithstanding paragraph 2, amendments relating only to the following may be made by diplomatic notes exchanged between the Governments of the Parties:
(a)	附属書1（ただし、統一システムの改正に伴う一方の締約国の表の改正であって、附属書1の規定に従って他方の締約国の原産品に適用される輸入関税の税率の変更を伴わないものに限る。）
	Annex 1, provided that the amendments to the Schedule of a Party are made in accordance with the amendment of the Harmonized System, and include no change on the rates of customs duty to be applied to the originating goods of the other Party in accordance with Annex 1; or
(b)	附属書2
	Annex 2.
⑰ **ペルーEPA　第223条　改正**（Article 223　Amendments）	
1	両締約国は、この協定を合意によって改正することができる。その改正は、両締約国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されるものとし、また、両締約国が合意した日に効力を生ずる。この協定の改正は、この協定の不可分の一部を成す。
	The Parties may agree to any amendment to this Agreement. Such amendment shall be approved by the Parties in accordance with their respective legal procedures, and
	shall enter into force on the date to be agreed by the Parties. Any amendment shall constitute an integral part of this Agreement.
2	1の規定にかかわらず、次に掲げるもののみについての改正は、外交上の公文を両締約国政府が交換することにより合意することができる。
	Notwithstanding paragraph 1, amendments may be agreed by the exchange of diplomatic notes between the Governments of the Parties, regarding only:
(a)	附属書1（ただし、統一システムの改正に伴う改正であって、附属書1の規定に従って一方の締約国により他方の締約国の原産品に適用される関税率の変更を伴わないものに限る。）
	Annex 1, provided that the amendments are made in accordance with the amendment of the Harmonized System, and include no change on the rates of customs duty to be applied by a Party to the originating goods of the other Party in accordance with Annex 1;
(b)	附属書3
	Annex 3;
(c)	附属書4
	Annex 4; or
(d)	附属書10（ただし、第177条5の規定に従う場合に限る。）
	Annex 10, in accordance with paragraph 5 of Article 177.

以下の条文は、第4章　税関手続（CHAPTER 4　CUSTOMS PROCEDURES）の一部を構成するものであり、原産地規則以外の事項も取り扱うものであるが、他の13本のEPAのうち複数のEPAにおいては、本条に対応する規定が原産地規則章に定められているところ、本稿において取り上げることとする。

第4.5条　事前教示　（Article 4.5　Advance Rulings）

1	輸入締約国は、輸出締約国の産品の輸入に先立つ事前の教示であって、当該産品の関税分類、関税評価及び原産地並びに当該産品が前章（原産地規則）の規定に従って当該輸出締約国の原産品とされるか否かに関し、当該産品の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸入者の代理人又は当該輸出締約国に所在する当該産品の輸出者若しくは生産者若しくは権限を与えられた当該輸出者若しくは生産者の代理人に対して行うものについて定める。
	The importing Party shall provide for advance rulings that are issued, prior to the importation of a good of the exporting Party, to importers of the good or their authorised agents, or exporters or producers of the good in the exporting Party or their authorised agents, concerning the tariff classification, customs valuation and origin of the good, as well as the qualification of the good as an originating good of the exporting Party under the provisions of Chapter 3（Rules of Origin）.
2	輸入締約国は、必要な全ての情報とともに書面による申請が行われ、かつ、事前の教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、1に規定する事前の教示を書面により行うよう努める。当該輸入締約国は、事前の教示についての手続であって、実施取極で定める要件を満たすものを採用し、又は維持する。
	Where a written application is made with all the necessary information and the importing Party has no reasonable grounds to deny issuance, the importing Party shall endeavour to issue such a written advance ruling as referred to in paragraph 1. The importing Party shall adopt or maintain procedures for issuing advance rulings which satisfy the requirements specified in the Implementing Agreement.
3	輸入締約国が2の規定に従って行った事前の教示は、当該輸入締約国の法令及び手続に従い、当該輸入締約国が決定する期間有効とする。
	The advance ruling issued in accordance with paragraph 2 shall remain valid for the period determined by the importing Party, in accordance with its laws, regulations and procedures.
4	輸入締約国は、実施取極で定める場合には、2の規定に従って行った事前の教示を修正し、又は撤回することができる。
	The importing Party may modify or revoke the advance ruling issued in accordance with paragraph 2 in such cases as are specified in the Implementing Agreement.
5	輸入締約国は、適当な場合には、2の規定に従って行った事前の教示を公に利用可能なものとする。
	The importing Party shall, where appropriate, make publicly available the advance ruling issued in accordance with paragraph 2.

1. 本条の趣旨

輸入される産品の関税分類、関税評価及び原産地並びに当該産品が輸出締約国の原産品とされるか否かに関し、輸入者等が、輸入申告前に予め輸入国の税関当局の見解を承知したいケー

スにおいて、税関に対して必要な情報を添えて書面で教示を求めた場合、税関から文書での回答を行うよう努力する義務があること等を定めた規定である。

2. 本条において用いられている用語等の意味

「当該産品の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸入者の代理人又は当該輸出締約国に所在する当該産品の輸出者若しくは生産者若しくは権限を与えられた当該輸出者若しくは生産者の代理人（importers of the good or their authorised agents, or exporters or producers of the good in the exporting Party or their authorised agents）」：日本語ではやや分かりにくいが、事前教示を求めることができる者は、①輸入者、②輸入者の代理人、③輸出締約国に所在する当該産品の輸出者、④輸出者の代理人、⑤輸出締約国に所在する当該産品の生産者、及び、⑥生産者の代理人となる。

「実施取極で定める要件（requirements specified in the Implementing Agreement）」（パラグラフ2）：実施取極第3.4条1において規定されている。

「当該輸入締約国が決定する期間（the period determined by the importing Party）」：日本側の原産地規則に係る事前教示回答書に関しては、関税法基本通達7−18（9）ロ（イ）に以下のように定められている。

『(9) 輸入（納税）申告書に添付された回答書等の取扱い

輸入（納税）申告書に添付された回答書及び変更通知書の取扱いは次によるものとする。

ロ　次のいずれかに該当する回答書等に記載された関税率表適用上の所属区分、関税率及び統計品目番号並びに原産地は、その該当する限度において、輸入（納税）申告書の審査上、尊重しないものとし、当該回答書等は、当該申告書の審査を終了した後、返付させるものとする。

（イ）その交付又は送達のあった日（再交付し、又は再送達したものにあっては、その当初の回答書の発出日）から3年を経過した回答書等』

上記の規定においては、「交付等された日から3年を経過した事前教示回答書については、輸入申告書の審査上、尊重しない」と定められており、言い換えると「輸入申告書の審査において尊重する事前教示回答書は、交付等された日から3年以内のもの」ということとなり、すなわち有効期間が3年間ということとなる。

「実施取極で定める場合には（in such cases as are specified in the Implementing Agreement）」（パラグラフ4）：実施取極第3.4条2において規定されている。

3. 本条の解釈

(1) 本条において輸入締約国に課せられている義務

一部は上記2.で述べたことと重複するが、以下のような義務が規定されている。

① 事前教示について国内法令において定めること（パラグラフ1）。

② 一定の要件を満たす場合には、書面により教示を行うよう努力すること（パラグラフ2第1文）。

③　事前教示に係る手続であって、実施取極で定める要件（注：実施取極第3.4条1において規定。具体的な条文は表3–137参照。）を満たすものを採用し、又は、維持すること（パラグラフ2第2文）。

④　適当な場合には、事前の教示を公表すること（パラグラフ5）。

上記のうち、②は努力義務であることに留意されたい。

また、パラグラフ3において、

『事前の教示は、当該輸入締約国の法令・手続に従い、当該輸入締約国が決定する期間有効とする（shall remain valid）』

と規定されているところ、これにより、輸入締約国の税関当局は、事前の教示（すなわち、発出された事前教示回答書）を一定期間有効なものとして取り扱うこととなる。

(2) 本条において輸入締約国に認められていること

・実施取極で定める場合（注：実施取極第3.4条2において規定。具体的な条文は表3–137参照。）には、事前の教示を修正・撤回すること（パラグラフ4）

4. 関連する国内法令等の概要

(1) 関税法第7条第3項

本規定において、税関は、輸入貨物の関税分類、課税価額等の教示を求められたら、その適切な教示に努める義務がある旨が定められている。なお、同規定においては、原産地についての明示的な言及はないが、原産地については「等」において読み込むものと解される。

『3　税関は、納税義務者その他の関係者から第1項の申告について必要な輸入貨物に係る関税定率法別表（関税率表）の適用上の所属、税率、課税標準等の教示を求められたときは、その適切な教示に努めるものとする。』

(2) 関税法基本通達7–17等

関税法基本通達においては、関税分類、関税評価、原産地及び減免税に係る事前教示についての規定が、7–17から7–21まで及び7–22（4）において定められている。

それらのうち、原産地に直接関係する規定は7–17から7–19–2まで及び7–22（4）に定められているが、相当の長文になることから、以下においては7–17のみを引用することとする。それ以外の規定については、http://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kihon/TU-S47k0100-s02-02.pdf（2021年1月19日閲覧）を参照されたい。

『7–17　法第7条第3項の規定による教示は、原則として、文書により照会（同項の規定により教示を求めることをいう。以下この項、7–18から7–19の5–2まで及び7–22において同じ。）を受け、文書で回答（照会に対して教示を行うことをいう。以下この項、7–18から7–19の5–2まで及び7–22において同じ。）することにより行うこととする。これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとする。また、インターネットにより関税率表適用上の所属区分、関税率、統計品目番号、内国消費税等の適用区分及び税率並びに他法令の適用の有無（以下この項、7–18から7–19–2までにおいて「関税率表適用上の所属区分等」とい

う。）又は原産地に関する照会があった場合には、後記7–19–2に従い、回答するものとし、関税評価に関する照会があった場合には、後記7–19の3–2に従い、回答するものとし、減免税の適用の可否に関する照会があった場合には、後記7–19の5–2に従い、回答するものとする。ただし、口頭又は電子メールによる回答は、次のように、輸入申告時等における取扱いが文書による場合と異なることに留意する。

(1) 文書による回答は、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容（内国消費税及び地方消費税（以下この項、7–18から7–19–2までにおいて「内国消費税等」という。）の適用区分及び税率並びに法第70条（(証明又は確認)）に規定する他の法令（以下この項、7–18から7–19–2までにおいて「他法令」という。）の適用の有無を除く。）について尊重される取扱いが行われるものであるのに対し、口頭又は電子メールによる回答については、このような取扱いが行われるものではないこと。

(2) 文書による回答は、照会者が再検討を希望する場合は、意見の申出を行うことが可能であるが、口頭又は電子メールによる回答は、意見の申出を行うことができないこと。

なお、具体的な手続等に関しては、関税率表適用上の所属区分等並びに原産地に係るものについては後記7–18（事前照会に対する文書回答の手続等）、7–19–1（事前照会に対する口頭回答の手続等）及び7–19–2（インターネットによる事前照会に対する回答の手続等）により、関税評価に係るものについては後記7–19の2（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）、7–19の3–1（関税評価に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）及び7–19の3–2（関税評価に係るインターネットによる事前照会に対する回答の手続等）により、減免税の適用の可否に係るものについては後記7–19の4（減免税に係る事前照会に対する文書回答の手続等）、7–19の5–1（減免税に係る事前照会に対する口頭回答の手続等）及び7–19の5–2（減免税に係るインタ―ネットによる事前照会に対する回答の手続等）によるものとする。』

5. 本条の沿革及び他のEPA等との比較

日本の14本のEPAにおいて、本条に対応する規定が最初に設けられたのは、シンガポールEPAにおいてである。

以後のEPAにおいては、個々の交渉の結果、マレーシア、タイ、ブルネイ、インド及びペルーの各EPAにおいて採用されているが、規定されている場所、内容等に微妙な差異があるところ、それらを表3–136において比較対照してみる。

同表を見ると、

・ブルネイまでの4本のEPAにおいては原産地規則章に規定され、事前教示の対象分野は原産品である否かという事であるが、インド以降のEPAにおいては税関手続に関する章に規定され、事前教示の対象分野も関税分類及び関税評価が加えられていること
・タイEPAにおいては、条文の名称が「照会に対する回答」という、より一般的な表現になっていること
・事前教示の照会を行う事ができる者の範囲については、シンガポール及びタイの両EPAにおいては他のEPAに比べて限定されていること、及び、インドEPAにおいては各締約国の

国内法令に従うものであること

が見て取れる。

それでは、日本のEPA及びその関連文書における関係条文を表3–137に掲げる。

表3–136

EPA	規定されている場所	名称	事前教示の照会を行う事ができる者	事前教示の対象分野
シンガポール	第3章（原産地規則）第32条	事前教示	①輸入者、②輸入者の代理人、③輸出者、④輸出者の代理人	原産品に当たるかどうか
マレーシア	第3章（原産地規則）第41条	事前教示	①輸入者、②輸入者の代理人、③輸出者、④輸出者の代理人、⑤生産者、⑥生産者の代理人	原産品に当たるかどうか
タイ	第3章（原産地規則）第41条	照会に対する回答	①輸入者、②輸入者の代理人	原産品に当たるかどうか
ブルネイ	第3章（原産地規則）第38条	事前教示	①輸入者、②輸入者の代理人、③輸出者、④輸出者の代理人、⑤生産者、⑥生産者の代理人	原産品に当たるかどうか
インド	第4章（税関手続）第47条	事前教示	（自国が採用し、又は維持する関係法令又は手続に定める者）	関税分類 関税評価 原産地 原産品とされるか否か
ペルー	第4章（税関手続及び貿易円滑化）第81条	事前教示	①輸入者、②輸入者の代理人、③輸出者、④輸出者の代理人、⑤生産者、⑥生産者の代理人	関税分類 関税評価 原産品とされるか否か
オーストラリア	第4章（税関手続）第4.5条	事前教示	①輸入者、②輸入者の代理人、③輸出者、④輸出者の代理人、⑤生産者、⑥生産者の代理人	関税分類 関税評価 原産地 原産品とされるか否か

表3–137

オーストラリアEPA　第4.5条　事前教示（Article 4.5　Advance Rulings）	
1	輸入締約国は、輸出締約国の産品の輸入に先立つ事前の教示であって、当該産品の関税分類、関税評価及び原産地並びに当該産品が前章（原産地規則）の規定に従って当該輸出締約国の原産品とされるか否かに関し、当該産品の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸入者の代理人又は当該輸出締約国に所在する当該産品の輸出者若しくは生産者若しくは権限を与えられた当該輸出者若しくは生産者の代理人に対して行うものについて定める。
	The importing Party shall provide for advance rulings that are issued, prior to the importation of a good of the exporting Party, to importers of the good or their authorised agents, or exporters or producers of the good in the exporting Party or their authorised agents, concerning the tariff classification, customs valuation and origin of the good, as well as the qualification of the good as an originating good of the exporting Party under the provisions of Chapter 3（Rules of Origin）.
2	輸入締約国は、必要な全ての情報とともに書面による申請が行われ、かつ、事前の教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、1に規定する事前の教示を書面により行うよう努める。当該輸入締約国は、事前の教示についての手続であって、実施取極で定める要件を満たすものを採用し、又は維持する。
	Where a written application is made with all the necessary information and the importing Party has no reasonable grounds to deny issuance, the importing Party shall endeavour to issue such a written advance ruling as referred to in paragraph 1. The importing Party shall adopt or maintain procedures for issuing advance rulings which satisfy the requirements specified in the Implementing Agreement.
3	輸入締約国が2の規定に従って行った事前の教示は、当該輸入締約国の法令及び手続に従い、当該輸入締約国が決定する期間有効とする。
	The advance ruling issued in accordance with paragraph 2 shall remain valid for the period determined by the importing Party, in accordance with its laws, regulations and procedures.
4	輸入締約国は、実施取極で定める場合には、2の規定に従って行った事前の教示を修正し、又は撤回することができる。
	The importing Party may modify or revoke the advance ruling issued in accordance with paragraph 2 in such cases as are specified in the Implementing Agreement.
5	輸入締約国は、適当な場合には、2の規定に従って行った事前の教示を公に利用可能なものとする。
	The importing Party shall, where appropriate, make publicly available the advance ruling issued in accordance with paragraph 2.
オーストラリアEPA　実施取極　第3.4条　事前教示（Article 3.4　Advance Rulings）	
1	基本協定第4.5条（税関手続—事前教示）2の規定の適用上、事前の教示に係る手続は、次のことを確保するものとする。
	For the purposes of paragraph 2 of Article 4.5（Customs Procedures - Advance Rulings）of the Basic Agreement, procedures for issuing advance rulings shall ensure that:
(a)	事前の教示の申請に係る要件（提供する情報及び申請の様式を含む。）が公に利用可能であること。
	the requirements for the application for an advance ruling, including the information to be provided and the format, are publicly available;

	(b)	輸入締約国政府の税関当局が、事前の教示の申請を評価する過程において、いつでも、その評価に必要と認められる情報を提供するよう申請者に要請することができること。
		the customs administration of the importing Party is allowed to request, at any time during the course of the evaluation of the application for an advance ruling, the applicant to provide additional information deemed necessary for such evaluation;
	(c)	事前の教示が、申請者が提示する事実及び状況並びに事前の教示について責任を有する税関職員が保有するその他の関連情報に基づくものであること。
		an advance ruling is based on the facts and circumstances presented by the applicant and any other relevant information in the possession of the customs officers responsible for the issuance of the advance rulings;
	(d)	輸入締約国政府の税関当局が、全ての必要な情報を伴った申請を受領した日から30日以内（関税評価に係るものについては90日以内）に事前の教示を行うよう努めること及び当該30日又は当該90日の期間内に事前の教示を行うことができない場合には申請者に対しその旨の通報を行うこと。
		the customs administration of the importing Party endeavours to issue an advance ruling within 30 days, or 90 days for customs valuation, from the date of receipt of the application with all the necessary information, and in cases where the customs administration of the importing Party fails to issue the advance ruling within the aforementioned 30 or 90 days, the applicant is informed accordingly;
	(e)	事前の教示が、書面により行われ、かつ、当該教示の理由を含むこと。
		an issued advance ruling is provided in writing and includes the reasons for the ruling; and
	(f)	事前の教示を使用する条件（その有効期間等）について定めること。
		the conditions for the use of an issued advance ruling, such as the period of validity thereof, are specified.
2		基本協定第4.5条（税関手続―事前教示）4の規定の適用上、輸入締約国政府の税関当局は、次の場合には、既に行われた事前の教示を修正し、又は撤回することができる。
		For the purposes of paragraph 4 of Article 4.5 (Customs Procedures - Advance Rulings) of the Basic Agreement, the customs administration of the importing Party may modify or revoke the issued advance ruling in the following cases:
	(a)	当該事前の教示が誤った事実に基づいて行われた場合又は当該事前の教示の申請者が全ての関連する情報の提供を行わなかった場合
		if the advance ruling has been issued based on erroneous facts or the applicant for the advance ruling omitted to provide all relevant information;
	(b)	当該事前の教示がその根拠とした法令、事実又は状況に変更が生じた場合
		if there has been a change in the law, facts or circumstances on which the issued advance ruling was based;
	(c)	当該事前の教示が行われた後に、当該事前の教示に影響を及ぼす基本協定又はこの取極の改正が行われた場合
		if there has been an amendment of the Basic Agreement or this Agreement which affects the issued advance ruling, since the issuance of the ruling;

(d)	当該事前の教示が行われた後に、事前の教示に関する手続につき、当該事前の教示に影響を及ぼす変更が生じた場合。ただし、当該変更が基本協定及びこの取極の規定（特に1に規定する要件）に反しない場合に限る。
	if there has been a change in the procedures relating to advance rulings which affects the issued advance ruling, since the issuance of the ruling, provided that such change is not inconsistent with the provisions of the Basic Agreement and this Agreement, including the requirements specified in paragraph 1; or
(e)	輸入締約国政府の税関当局が、当該事前の教示を修正し、又は撤回するに足りる他の合理的な理由を有する場合
	if the customs administration of the importing Party has other reasonable grounds to modify or revoke the issued advance ruling.
②UNCTAD合意文書	
—	
③一般特恵原産地規則	
（関税法第7条第3項が適用される。）	
④旧京都規約	
—	
⑤シンガポールEPA　第32条　事前教示（Article 32　Advance Rulings）	
1	輸入締約国は、他方の締約国の産品の輸入者、輸出者又はこれらの代理人により必要なすべての情報とともに書面による申請があり、かつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、当該産品が当該他方の締約国の原産品に当たるかどうかについて、国内法令に従い、かつ、当該産品の当該輸入締約国の領域への輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うものとする。当該輸入締約国は、教示のために必要なすべての書類を受領した後30日以内に、教示を行うよう努めるものとする。
	The importing Party shall, prior to the importation of a good into its territory, issue a written advance ruling in accordance with its laws and regulations as to whether the good qualifies as an originating good to importers of the good or their agents and exporters of the good or their agents, where a written application is made with all the necessary information and the Party has no reasonable grounds to deny the issuance. The importing Party shall endeavour to issue such advance ruling regarding the origin of the good within 30 days of receipt of all the necessary documents for the advance ruling.
2	輸入締約国は、自国の領域への産品の輸入について行った1の教示を、当該教示の日付の日から3年間尊重する。
	The importing Party shall respect the issued ruling with regard to importation into its territory of the good for which the ruling was issued for a period of three years from the date of issuance of the advance ruling.
3	輸入締約国は、次の場合には、1の規定により行った教示を修正し又は撤回することができる。
	The importing Party may modify or revoke the issued ruling:
(a)	当該教示が事実についての錯誤の下で行われたものであった場合
	if the ruling was based on an error of fact;
(b)	当該教示がその根拠とした事実又は状況に変更が生じた場合

if there is a change in the material facts or circumstances on which the ruling was based; or
(c)　この協定が改正され、当該教示を改正された協定に適合させる必要が生じた場合
to conform with an amendment to this Agreement.
⑥メキシコEPA
—
⑦マレーシアEPA　第41条　事前教示（Article 41　Advance Rulings）
輸入締約国は、輸出締約国の産品の輸入者、輸出者、輸出締約国の領域に所在する生産者又はこれらの代理人が必要なすべての情報とともに書面による申請を行う場合には、当該産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該産品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める。
The importing Country shall endeavour to, prior to the importation of a good, issue a written advance ruling as to whether the good to be imported qualifies as an originating good of the exporting Country to importers of the good of the exporting Country or their authorised agents and exporters, and producers of the good in the territory of the exporting Country or their authorised agents, where a written application is made with all the necessary information.
⑧フィリピンEPA
—
⑨チリEPA
—
⑩タイEPA　第41条　照会に対する回答（Article 41　Response to Inquiries）
輸入締約国の税関当局は、輸出締約国の産品の輸入者又はこれらの代理人が必要なすべての情報とともに書面による申請を行う場合には、当該産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該産品の輸入に先立ち、自国の法令に従って照会に対する回答を行うよう努める。
The customs authority of the importing Party shall endeavour to, prior to the importation of a good, provide a response to inquiries in accordance with its laws and regulations as to whether the good to be imported qualifies as an originating good of the exporting Party to importers of the good of the exporting Party or their authorised agents, where a written application is made with all the necessary information.
⑪ブルネイEPA　第38条　事前教示（Article 38　Advance Rulings）
輸入締約国は、輸出締約国の産品の輸入者、輸出者、輸出締約国に所在する産品の生産者又は権限を与えられたこれらの代理人が必要なすべての情報とともに書面による申請を行う場合には、当該産品が輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、当該産品の輸入に先立ち、書面により事前の教示を行うよう努める。
The importing Party shall endeavour to, prior to the importation of a good, issue a written advance ruling as to whether the good to be imported qualifies as an originating good of the exporting Party to importers of the good of the exporting Party or their authorised agents and exporters and producers of the good in the exporting Party or their authorised agents, where a written application is made with all the necessary information.
⑫インドネシアEPA
—

⑬アセアン包括EPA

—

⑭ベトナムEPA

—

⑮スイスEPA

—

⑯インドEPA　第47条　事前教示（Article 47　Advance Rulings）

輸入締約国は、自国が採用し、又は維持する関係法令又は手続に基づく書面による申請があり、かつ、教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合には、産品の輸入に先立ち、当該産品の関税分類、関税評価及び原産地並びに当該産品が前章の規定に基づき輸出締約国の原産品に当たるか否かについて、書面により事前の教示を行うよう努める。

Where a written application is made in accordance with relevant laws or procedures adopted or maintained by the importing Party and the importing Party has no reasonable grounds to deny the issuance, the importing Party shall endeavour to, prior to the importation of the good, issue a written advance ruling concerning the tariff classification, the customs valuation and the origin of the good, as well as the qualification of the good as an originating good of the exporting Party under the provisions of Chapter 3.

⑰ペルーEPA　第81条　事前教示（Article 81　Advance Rulings）

輸入締約国は、自国の法令に従い、産品の関税分類及び関税評価並びに当該産品が前章の規定に従って輸出締約国の原産品とされるか否かに関し、当該産品の輸入に先立つ事前の教示についての手続を採用し、又は維持する。ただし、産品の輸入者若しくは権限を与えられた当該輸入者の代理人又は輸出締約国に所在する当該産品の輸出者、生産者若しくは権限を与えられた当該輸出者若しくは当該生産者の代理人が、必要な全ての情報とともに書面による当該事前の教示の申請を行い、かつ、輸入締約国が当該事前の教示を拒むべき合理的な理由を欠く場合に限る。

The importing Party shall adopt or maintain, in accordance with its laws and regulations, procedures of advance ruling that is issued prior to the importation of a good, concerning the tariff classification of the good, the customs valuation of the good and the qualification of the good as an originating good of the exporting Party under the provisions of Chapter 3, where a written application is made with all the necessary information by importers of the good or their authorized representatives, or exporters or producers of the good in the exporting Party or their authorized representatives and the importing Party has no reasonable grounds to deny the issuance.